

令和3年度 第3回

千歳市都市計画審議会議案

日 時 令和3年12月21日（火）午後3時00分

場 所 議会棟大会議室

令和3年度第3回千歳市都市計画審議会日程

- 1 開 会
- 2 会 長 挨 拶
- 3 議 事
- 4 閉 会

協議事項

- (1) 千歳市第3期都市計画マスタープラン（素案）について

千歳市第3期都市計画マスタープラン

素案

千歳市

| 目 次 |

I. 計画の概要	2
01 背景と目的	2
02 役割	2
03 計画の位置づけ	3
04 千歳市第3期都市計画マスタープランの対象範囲	4
05 計画の期間	4
06 SDGsと都市計画マスタープラン	5
II. 現状把握と見直しの要点	8
01 位置と土地利用	8
02 人口や産業の動向	9
03 市民の意向	12
04 見直しの要点	14
III. 全体構想	18
01 目指す都市像と基本目標	18
02 将来都市構造	20
03 住宅系土地利用の方針	24
04 商業系土地利用の方針	26
05 工業系土地利用の方針	28
06 道路・交通の方針	33
07 水と緑の環境形成の方針	37
08 住宅・住環境の方針	41
09 上下水道・廃棄物処理の方針	44
10 公共・公益施設の方針	48
11 防災まちづくりの方針	50
12 景観まちづくりの方針	55
13 ひと・もの・にぎわい・交流まちづくりの方針	61
IV. 地域別構想	68
01 地域区分	68
02 中心市街地地区	69
03 市街地中部地域〔鉄道以南〕	75
04 市街地中部地域〔鉄道以北〕	81
05 市街地西部地域〔鉄道以南〕	87
06 市街地西部地域〔鉄道以北〕	93
07 泉沢地域	99
08 新千歳空港周辺地域	105

V. 計画の推進.....	112
01 基本的な考え方	112
02 各主体の役割	112
03 まちづくり参加の手立て.....	113
04 計画の見直し	113

I . 計画の概要

| 01 | 背景と目的

| 02 | 役割

| 03 | 計画の位置づけ

| 04 | 千歳市第3期都市計画マスタープランの対象区域

| 05 | 計画の期間

| 06 | S D G s と都市計画マスタープラン

I. 計画の概要

| 01 | 背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置付けられる「市町村の都市計画*に関する基本的な方針」であり、都市計画*に関わる土地利用の方針、都市施設*（道路・公園・下水道など）の整備方針などについて、おおむね20年後を見据え市町村が住民意見を反映しながら策定する計画です。

千歳市では、平成11年（1999年）3月に第1期の都市計画マスタープラン、平成24年（2012年）3月に第2期の都市計画マスタープランを策定し、社会経済情勢の変化に対応しながら都市の将来像や土地利用などの方向性を明らかにするとともに、豊かな自然環境や空港など、千歳市の特性を生かしたまちづくりを進めてきました。

第2期都市計画マスタープラン策定から10年余りが経過し、少子高齢化の進展や将来の人口減少社会への対応、循環型社会への転換、社会経済のグローバル化、地域社会の構造変化など大きな変革の時代を迎えており、時代の変化への対応が求められています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を上回るペースでの人口増加、広域幹線道路や新たなインターチェンジの開設による広域交通機能の充実、新千歳空港の機能強化など、これらを発展の機会と捉えるとともに、市民協働による自主自立の自治体運営と地域社会の持続的な発展や市民生活の向上を目指すため、都市計画マスタープランを見直す必要があります。

これらを踏まえ、将来都市ビジョンを再構築し、課題に対応した土地利用や都市生活を支える諸施設の計画などの方針として「千歳市第3期都市計画マスタープラン」を策定します。

| 02 | 役割

都市計画マスタープランは、次のような役割を担っています。

- ①都市の将来像及び都市づくりの目標を明らかにします。
- ②都市計画*の基本的な方針を定めます。
- ③土地利用計画や都市施設*整備計画などの相互調整を図ります。
- ④市民や事業者の都市計画*への理解を深め、まちづくりへの参加意識を高めます。

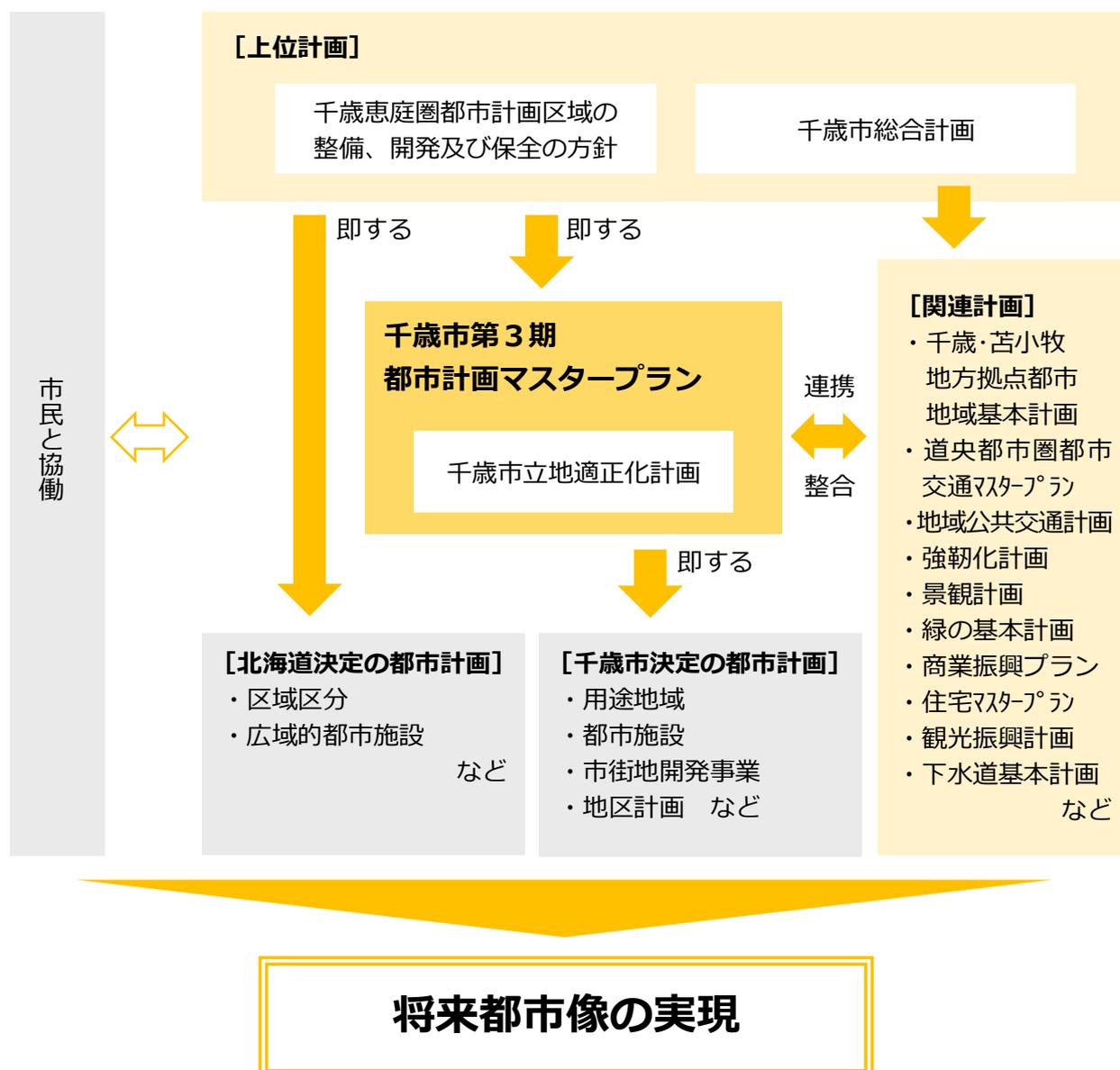
※都市計画マスタープランと総合計画の違い

総合計画は、市民にかかわる福祉や医療、環境、教育などのあらゆる分野にわたるまちづくりの基本な考え方や方向性を示すのに対し、都市計画マスタープランは、総合計画の目指すべきまちの将来像を実現するため、主に土地利用や道路、公園、下水道などの都市施設について、基本的な方向性を示すものとなります。

| 03 | 計画の位置づけ

千歳市第3期都市計画マスタープランは、「千歳市総合計画」、北海道が定める「千歳恵庭圏都市計画 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」に即し、各関連計画と連携・整合を図りながら、都市計画事業やその他のまちづくり施策を進め、将来都市像の実現を図ります。千歳市が決定する都市計画*に関する事項は、すべてこの計画に基づいて定められます。

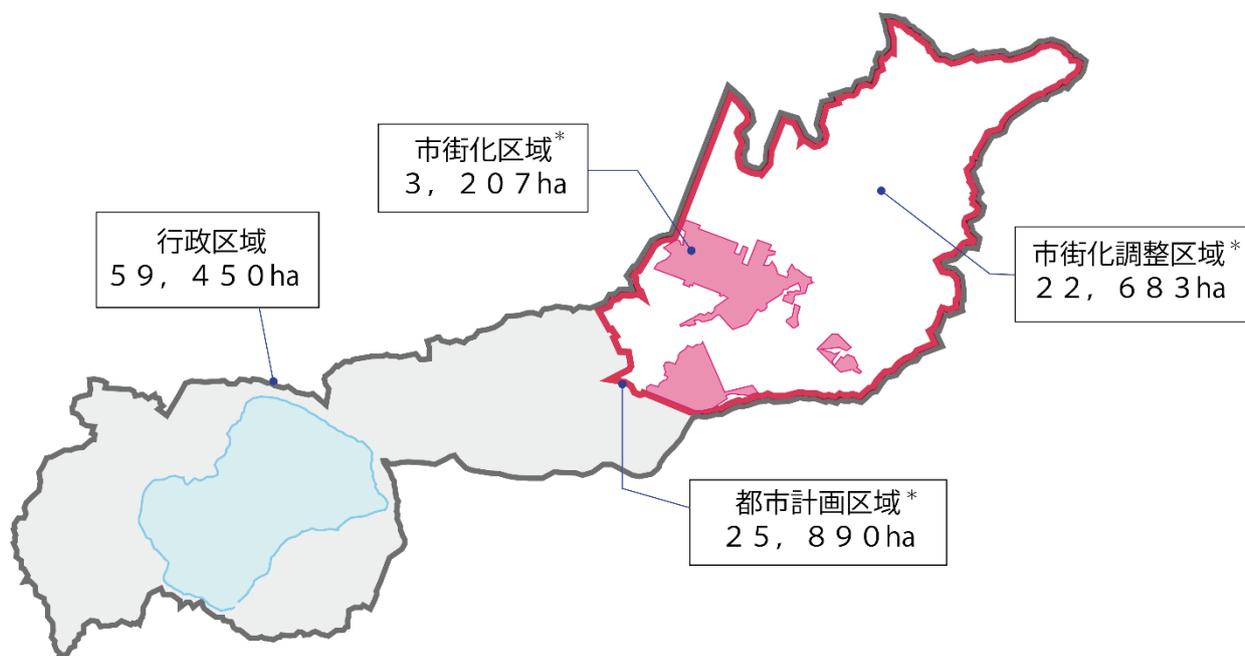
図 第3期都市計画マスタープランの位置づけ



| 04 | 千歳市第3期都市計画マスタープランの対象範囲

都市計画マスタープランの対象範囲は、千歳市の都市計画区域*とします。

図 都市計画マスタープランの範囲



| 05 | 計画の期間

計画の期間は、おおむね20年後の都市のあるべき姿を目標とし、令和23年（2041年）を目標年次とします。

なお、千歳市総合計画などの上位計画との整合、都市環境や社会情勢の変化などに応じて都市計画マスタープランの見直しを行います。

| 06 | S D G s と都市計画マスタープラン

平成 27 年（2015 年）に 17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（S D G s : Sustainable Development Goals）が国際連合で採択されました。千歳市においても、S D G s の 17 の目標に関連づけて施策を推進しています。都市計画マスタープランは、主に「すべての人に健康と福祉を」や「働きがいも経済成長も」、「産業と技術革新の基盤をつくろう」、「住み続けられるまちづくりを」、「陸の豊かさを守ろう」、「パートナーシップで目標を達成しよう」などに関連しており、目標達成に向け貢献していきます。

図 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs 17のゴール ※外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ」仮訳			
1	貧困をなくそう	2	飢餓をゼロに
3	すべての人に健康と福祉を	4	質の高い教育をみんなに
5	ジェンダー平等を実現しよう	6	安全な水とトイレを世界中に
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8	働きがいも経済成長も
9	産業と技術革新の基盤をつくろう	10	人や国の不平等をなくそう
11	住み続けられるまちづくりを	12	つくる責任つかう責任
13	気候変動に具体的な対策を	14	海の豊かさを守ろう
15	陸の豊かさを守ろう	16	平和と公正をすべての人に
17	パートナーシップで目標を達成しよう		

1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び少女の能力強化を行う
6	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10	各国内及び各国間の不平等を是正する
11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	持続可能な生産消費形態を確保する
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

Ⅱ . 現状把握と見直しの要点

- | 01 | 位置と土地利用
- | 02 | 人口や産業の動向
- | 03 | 市民の意向
- | 04 | 見直しの要点

II. 現状把握と見直しの要点

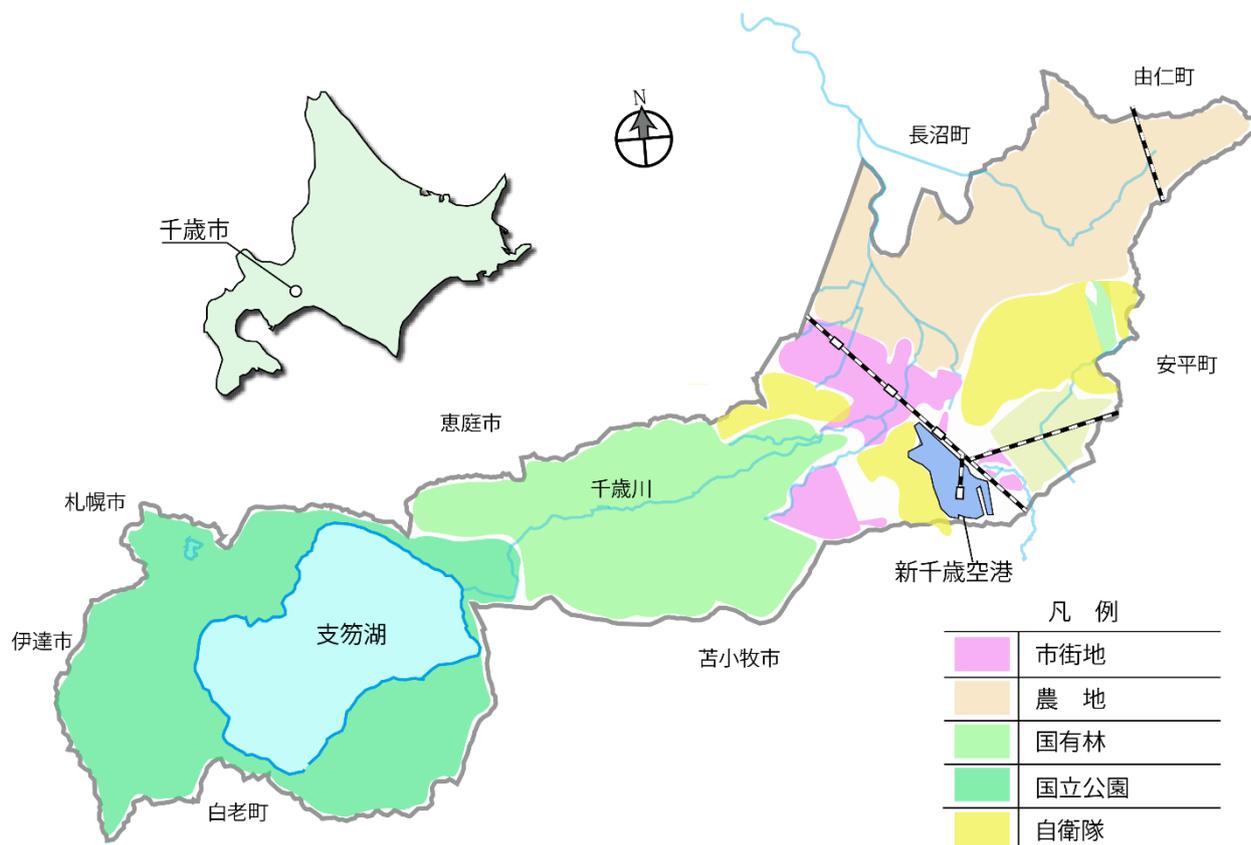
| 01 | 位置と土地利用

千歳市は、北海道の中南部・石狩平野の南端に位置し、道央圏の中央、道都札幌市と苫小牧市、室蘭市の臨海工業地帯の中間に位置しており、市域は東西に約5.7km、南北に約3.0km、東西に細長く西高東低の地形で、総面積は約59.5km²となっています。

千歳市の行政区域名積の約75%は西部に位置している国立公園支笏湖を含む国・公有地で占められており、都市計画区域*内には市街地のほか自衛隊の防衛施設や空港用地などがあります。

また、北部及び東部には、酪農や畑作を中心とした優良農地が広がっています。

図 位置と土地利用の状況

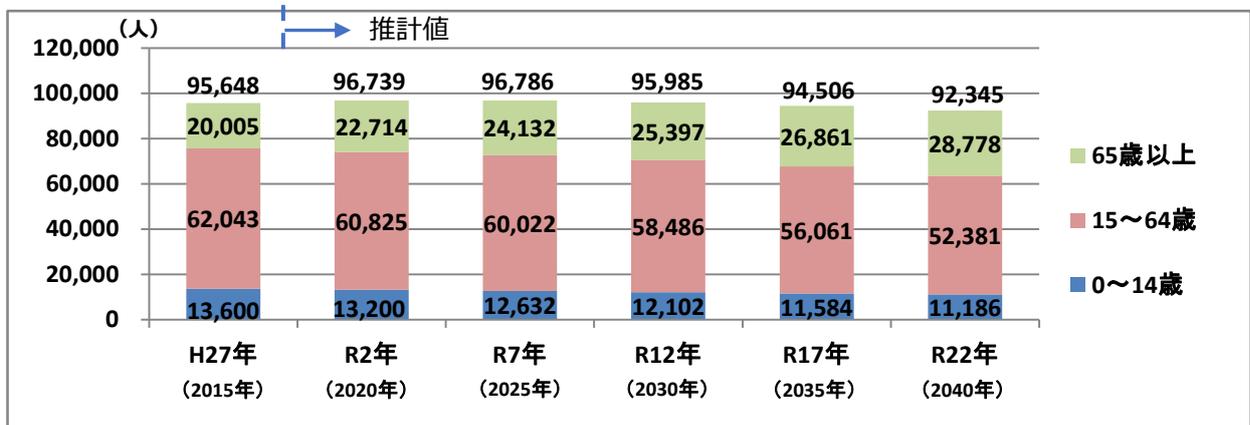


02 | 人口や産業の動向

□ 人口

- ・千歳市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計において、平成 27 年（2015 年）を基準にした場合、令和 12 年（2030 年）まで上回っており、ピークとなる令和 7 年（2025 年）の推計人口は 96,786 人となっています。
- ・令和 2 年（2020 年）国勢調査の速報値では、総人口が 98,019 人であり、推計値を上回っています。
- ・市街化区域内人口は、令和 7 年（2025 年）まで増加し、その後、減少に転じますが、令和 22 年（2040 年）には 87,947 人になり、基準年を上回る推計となっています。

図 年齢区分別総人口の将来推計



資料：平成 27 年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

図 総人口の将来推計及び国勢調査速報値

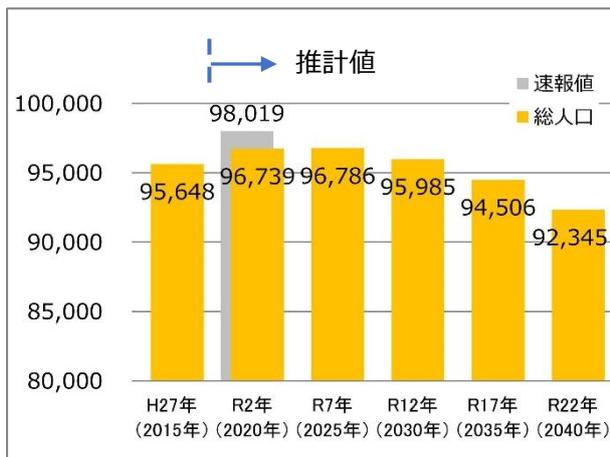
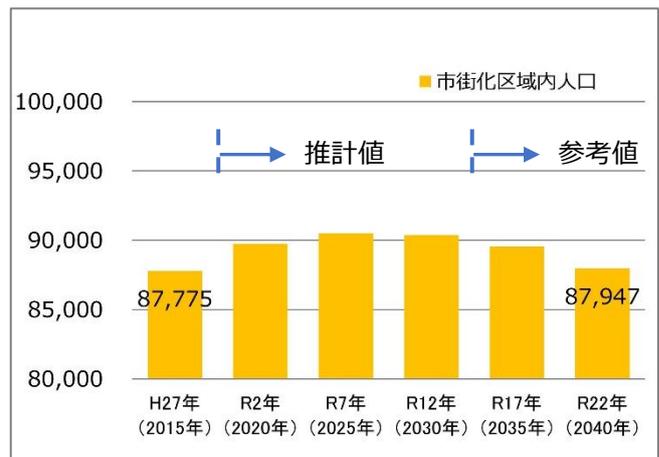


図 市街化区域内人口の将来推計

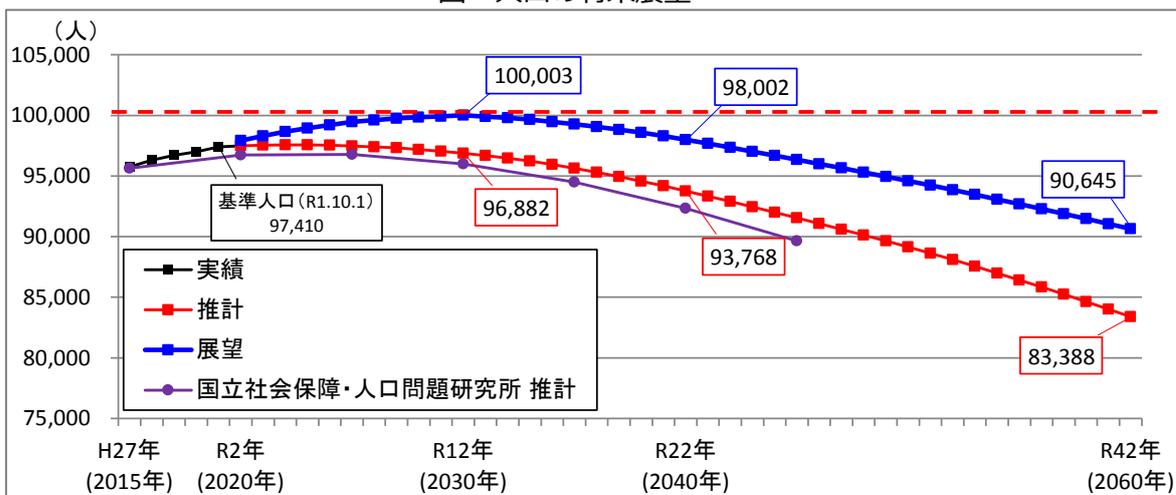


資料：平成 27 年国勢調査、令和 2 年国勢調査（速報値）、国立社会保障・人口問題研究所、千歳恵庭圏都市計画区域区分の資料より作成

□ 人口の将来展望

- ・令和3年3月に策定した千歳市第7期総合計画において、令和12年（2030年）の人口の将来展望を10万人としています。
- ・将来展望は、住民基本台帳の人口を基にした「推計」に加え、合計特殊出生率を段階的に向上させるとともに、毎年の転入超過数を令和4年（2022年）までは、450人、令和7年（2025年）までは400人、令和12年（2030年）までは300人、その後は150人が継続するものとしています。

図 人口の将来展望

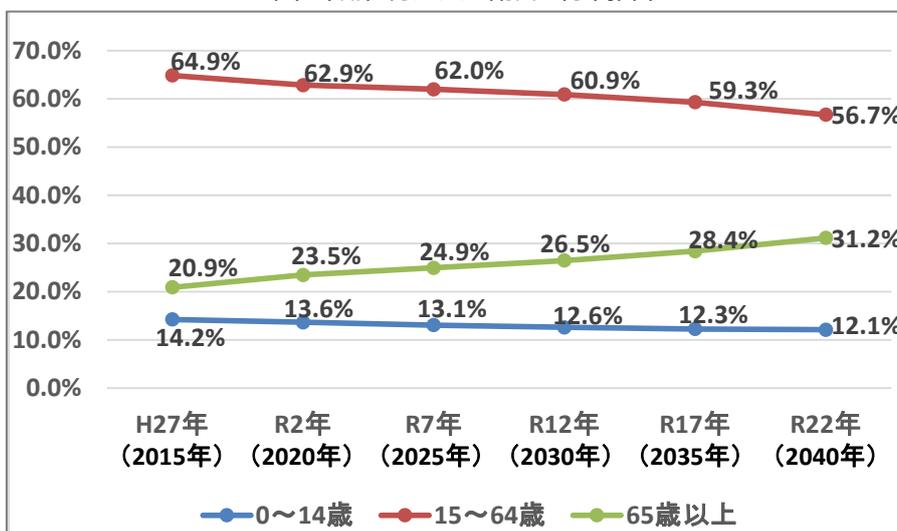


資料：令和2年千歳市人口ビジョン（改訂）

□ 年齢別人口割合

- ・65歳以上の人口割合は、平成27年（2015年）で20.9%であり、令和22年（2040年）で31.2%となっており、徐々に上昇することが推計されています。
- ・14歳以下の人口割合は、平成27年（2015年）で14.2%であり、令和22年（2040年）で12.1%となっており、徐々に低下することが推計されています。

図 年齢区分別人口割合の将来推計

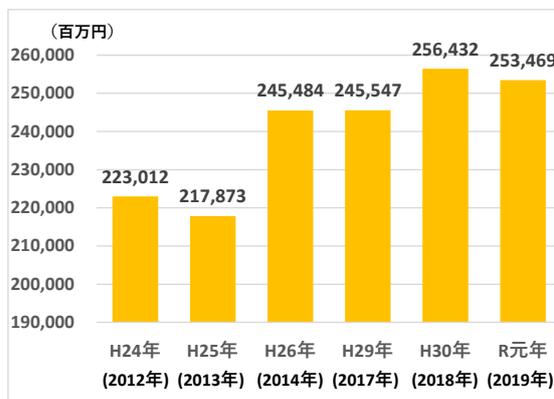


資料：平成27年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

□ 産業

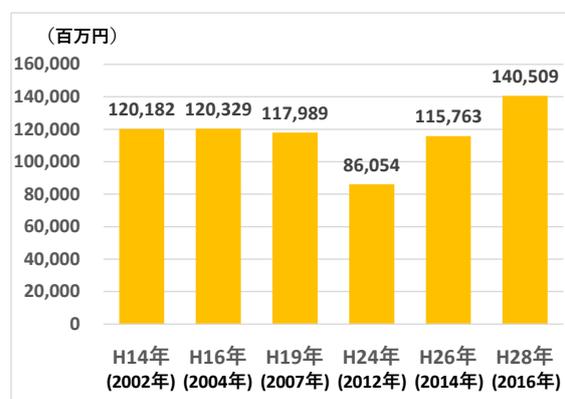
- ・工業製品出荷額は、平成24年（2012年）から平成30年（2018年）まで増加傾向にあり、平成30年（2018年）の出荷額は、北海道内で第4位となっています。
- ・小売業の商品販売額は、平成14年（2002年）から平成19年（2004年）まで横ばいとなっており、平成24年（2012年）には減少するものの平成28年（2016年）には増加し、1,405億円となっています。
- ・観光入込客数は、平成26年（2014年）度から令和元年（2019年）度まで5,000千人前後で推移していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しています。

図 工業製品出荷額の推移



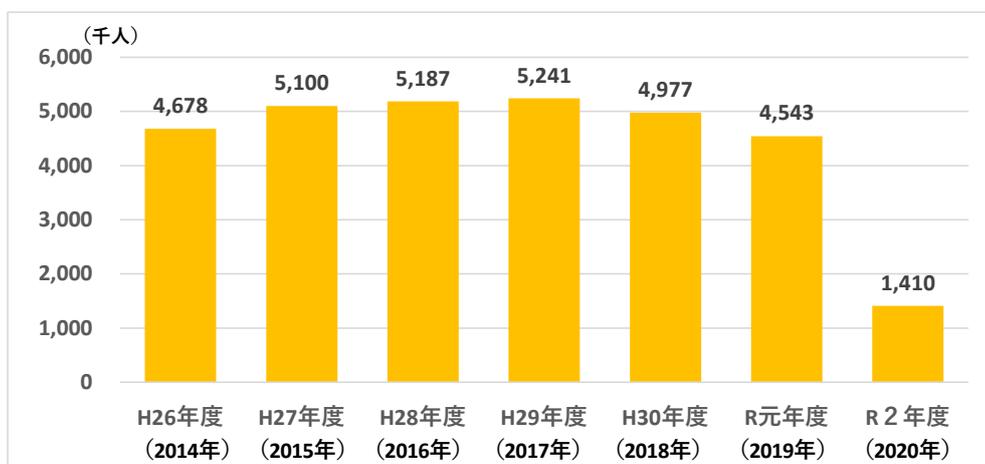
資料：工業統計調査

図 小売業の商業販売額の推移



資料：経済センサス基礎調査（平成24年、28年）
商業統計調査（平成14年、16年、19年、26年、28年）

図 観光入込客数の推移



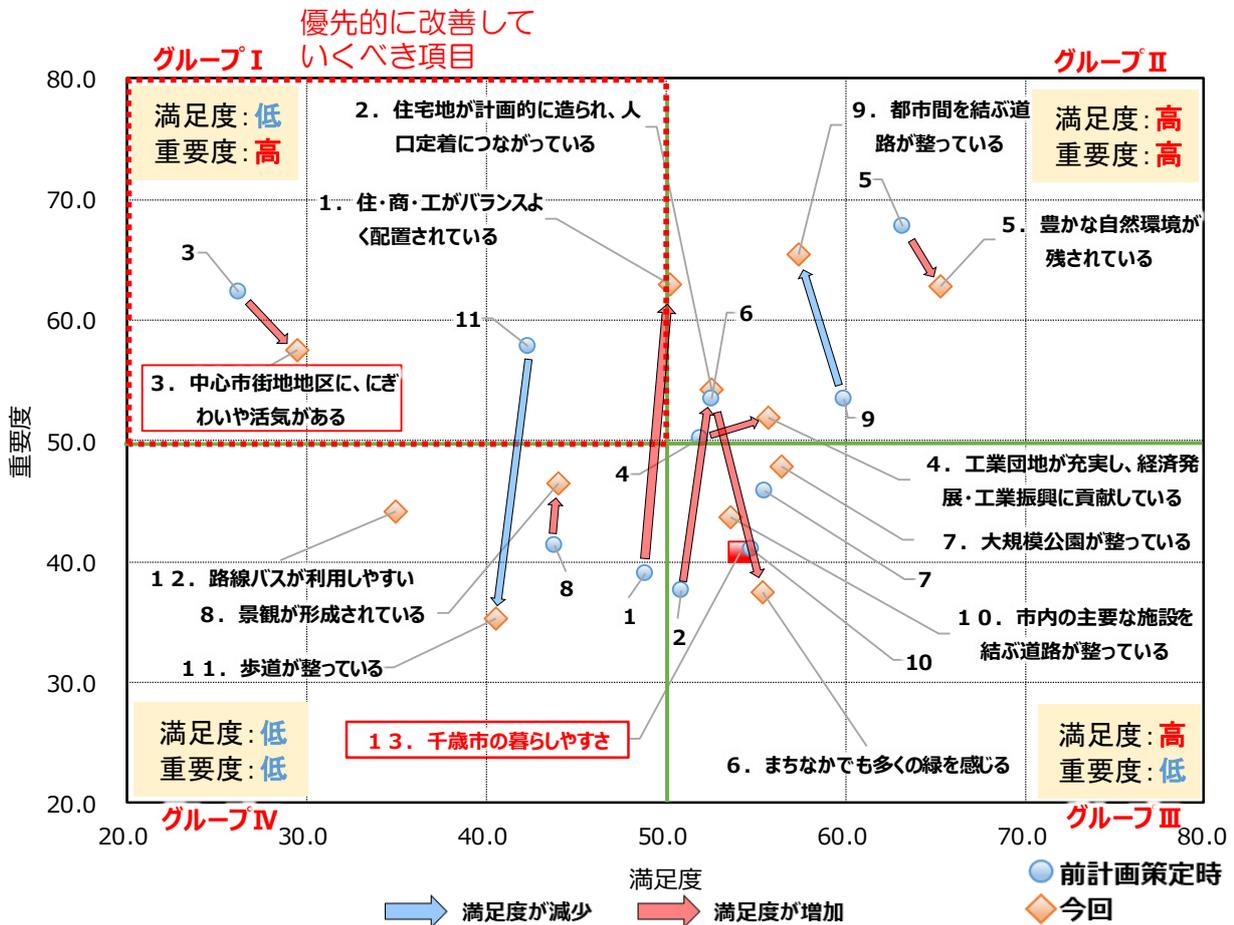
資料：北海道観光入込客数調査報告書

03 | 市民の意向

まちづくりに対する市民意向などを把握し、今後のまちづくりに活かしていくため、市民アンケート調査を実施しました。

千歳市全体の都市づくりの満足度・重要度

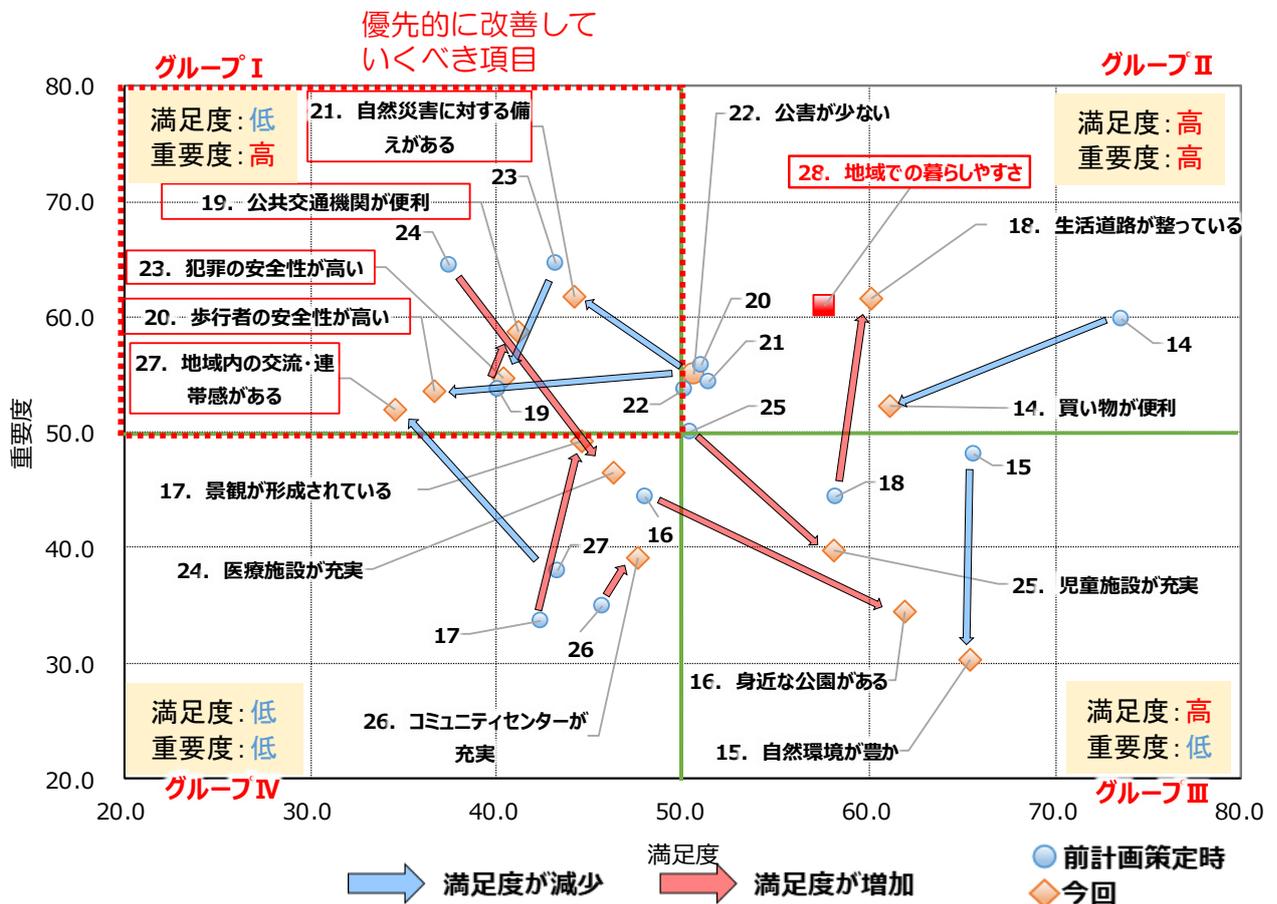
- 都市づくりについて満足度が高かった項目は、「豊かな自然環境が残されている」、「都市間を結ぶ道路が整っている」、「大規模公園が整っている」などです。この結果は第2期都市計画マスタープラン策定の際に実施したアンケート結果と一致しています。
- 満足度が低かつ重要度が高い項目は、優先的に改善していくべき項目であり「中心市街地地区に、にぎわいや活気がある」となっています。



出典：令和元年度 千歳市の今後のまちづくりに関する市民アンケート

□ お住まいの地域の満足度・重要度

- ・お住まいの地区全体について満足度が高かった項目は、「自然環境が豊か」、「身近な公園がある」、「買物が便利」などです。この結果は前回調査と一致しています。
- ・満足度が低かつ重要度が高い優先度の高い項目は、優先的に改善していくべき項目であり「公共交通機関が便利」、「自然災害に対する備えがある」などとなっています。
- ・前回調査時と異なる点は、自然災害に対する市民の重要度が上がっていることです。



出典：令和元年度 千歳市の今後のまちづくりに関する市民アンケート

04 | 見直しの要点

これまでのまちづくりの進捗や現状、市民会議からの提言、市民アンケート調査などを踏まえ、策定した本計画における見直しの要点は、次のとおりです。

項目	見直しの要点
人口増加への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・前期都市計画マスタープランでは、令和2年(2020年)の将来人口を95,000人としていましたが、平成27年(2015年)の国勢調査における人口は、95,648人、令和2年(2020年)の速報値では98,019人となり、将来人口を上回っています。 ・千歳恵庭圏都市計画区域区分では、人口の見通しに基づき市街化区域の拡大について検討が可能になっています。 <p>▷ 【新たな住宅地の形成について検討します。】</p> <p>なお、市街化区域周辺の農地などをむやみに開発するのではなく、土地利用の整序を図るため、周辺が市街化区域などに囲まれている地区を対象としています。</p>
将来の人口減少・少子高齢化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域における人口は、推計の基準年である平成27年(2015年)の国勢調査人口を令和22年(2040年)まで上回っており、本計画の計画期間内は、人口増加期であると言えますが、将来的には人口が減少すると考えられます。 ・高齢化率は、徐々に上昇し高齢化が進展する推計となっています。 <p>▷ 【人口増加の機会を生かし、都市機能の増進、安全性や利便性の確保を進めることで持続可能な都市構造の構築につなげ、人口減少に転じる前から人口減少期を見据えたまちづくりを進めます。】</p>
工業・流通業務地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・新千歳空港、鉄道、高速道路などの交通機能を生かし、製造業、流通・物流機能、先端技術産業などの集積を進めており、工業製品出荷額は、増加減向にあります。 ・千歳恵庭圏都市計画区域区分では、生産規模の見通しに基づき市街化区域の拡大について検討が可能になっています。 <p>▷ 【必要に応じて、新たな工業地の形成について検討します。】</p>
その他の課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査では、中心市街地の賑わいについて優先的に改善していくべき項目となっています。 <p>▷ 【中心市街地の賑わい創出のため、まちなかの回遊性を高め、市民や観光客などがたくさん訪れるまちづくりを進めます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートでは、「自然災害に対する備え」が優先度の高い項目となっており、平成30年(2018年)の胆振東部地震の発生で、防災・減災の取組は市民の大きな関心事の一つになっていると考えられます。 <p>▷ 【千歳市地域防災計画や千歳市強靱化計画と連携し、防災・減災の取組を進めます。】</p>

項目	見直しの要点
千歳市に生まれた新たな“強み”の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の千歳市における動向は、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ○新千歳空港インターチェンジ供用（平成 25 年） ○新千歳空港ロジスティクスセンター分譲（平成 27 年～） ○千歳科学技術大学の公立大学法人化（平成 31 年） ○北海道千歳リハビリテーション学院の大学化（平成 29 年） ○新千歳空港国際線ターミナル拡張（令和元年） ○新千歳空港含む道内 7 空港の民間による一括運営委託（令和 2 年） ○国指定史跡・キウス周堤墓群を含む縄文遺跡群の世界遺産登録（令和 3 年） など ▷ [近年の千歳市における動向をさらなる発展のための“強み”と捉え、それぞれの強みを生かしていく都市づくりの方針を定めます。]
より地域の特性に応じた計画	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、全体構想と地域別構想で構成しています。全体構想は、千歳市第 7 期総合計画などの上位計画を踏まえ、都市づくりの理念と目標や目指すべき将来の都市構造を定めています。地域別構想は、全体構想で定めた内容を基本とし、地域を分類した上で地域の特性に応じた地域づくりの目標などを定めています。 ・前期都市計画マスタープランでは、「中心市街地地区」、「市街地中部地域」、「市街地西部地域」、「泉沢地域」、「新千歳空港周辺地域」の 1 地区 4 地域の地域区分としていましたが、「市街地中部地域」、「市街地西部地域」については、JR 千歳線を境に土地利用や人口動向などの違いが大きくなっています。 ▷ [より地域の特性に応じた計画とするため、市街地中部地域及び市街地西部地域を [鉄道以南]、[鉄道以北] に分け、1 地区 6 地域の地域区分とします。]

Ⅲ. 全体構想

- | 01 | 目指す都市像と基本目標
- | 02 | 将来都市構造
- | 03 | 住宅系土地利用の方針
- | 04 | 商業系土地利用の方針
- | 05 | 工業系土地利用の方針
- | 06 | 道路・交通の方針
- | 07 | 水と緑の環境形成の方針
- | 08 | 住宅・住環境の方針
- | 09 | 上下水道・廃棄物処理の方針
- | 10 | 公共・公益施設の方針
- | 11 | 防災まちづくりの方針
- | 12 | 景観まちづくりの方針
- | 13 | ひと・もの・にぎわい・交流まちづくりの方針

III. 全体構想

| 01 | 目指す都市像と基本目標

□ 目指す都市像

本計画の目指す都市像は、千歳市第7期総合計画と同一のものとし、基本理念及び将来都市像を次のとおりとします。

基本理念

「将来にわたり人口増加が続く活気あふれるまちづくりに向け、次の時代を担う若い世代の方々の様々な意見や、国際都市として多様な価値観を受け入れながら、市民の誇りである新千歳空港や支笏湖及び周辺の間々、また、豊富で澄んだ水が流れる千歳川や内別川など、変わることのない千歳らしさを保ちつつ、全ての市民にとって住み良く、安全で安心できる魅力的なまちとしていく」

将来都市像



人をつなぐ : 人口の増加を維持し、多彩な市民や企業、団体、行政が互いに
つながり支え合いながら、人と活力、魅力があふれる“幸せを感じるまち”

世界をつなぐ : まちの勢いを持続し、人や企業が新千歳空港を通じて世界とつ
ながり、国籍を問わず多様な人・価値観を受け入れる“開かれた
まち”

空のまち : 村民の手によって造られた一本の着陸場を原点とする開拓精神
や空港とともに歩んできた歴史をまちの誇りに、空港とともに
成長・発展し、人と物が活発に行き交う“活力あふれるまち”

□ 基本目標

将来都市像を実現するため、これまでのまちづくりの進捗や現状、市民会議からの提言、市民アンケート調査などを踏まえ、[定住][活動][交流][安全][持続]の5つの視点から目標を定めます。

[定住] 誰もが将来にわたり快適に住み続けられる都市づくり

[意図・ねらい]

豊かな自然や良好な景観、中心市街地の賑わいなどの魅力を高め、快適に住み続けられる都市づくりを目指します。

[活動] 市民活動や企業活動が発展する都市づくり

[意図・ねらい]

物や人の行き来が盛んな工業・商業などの産業集積を図るとともに、新しい生活様式に対応した市民活動や企業活動が発展する都市づくりを目指します。

[交流] 人と物が活発に行きかう賑わいと活力ある都市づくり

[意図・ねらい]

交通の要衝であることを生かし、魅力ある観光拠点の充実や市街地の魅力向上、空港とともに成長・発展を続ける都市づくりを目指します。

[安全] 災害に備えた安心・安全で自然と共存する都市づくり

[意図・ねらい]

市民の生命や財産を守るため、災害などに備えた安心・安全で自然と共存できる都市づくりを目指します。

[維持] 多様性があり持続可能で効果的な都市づくり

[意図・ねらい]

地球環境に配慮するとともに、多様性と包摂性があり、持続可能で効果的な都市づくりを目指します。

| 02 | 将来都市構造

□ 3つの将来都市構造

基本目標を踏まえるとともに、千歳市立地適正化計画との整合を図り、今後のあるべき姿として、[定住・安全・持続]、[活動・持続]、[交流・持続]の3つに分類し、将来都市構造を描きます。

[定住・安全・持続]の将来都市構造図



凡 例	
○ 中心拠点	● 主要な居住ゾーン
⊙ 生活・活動拠点	⊖ 新たな住宅地の形成を検討する範囲
⊙ 医療・生活拠点	● その他の市街化区域
⊙ 福祉・生活拠点	— 自動車専用道路
⊙ アメニティ交流拠点	— 幹線街路
◆ 防災拠点	— アメニティ環境軸

[活動・持続] の将来都市構造図



凡 例	
 主な工業・業務地	 JR 駅、インターチェンジ
 中心拠点	 交通結節点
 新たな工業地の形成を検討する範囲	 人流・物流軸
 産業支援・交流業務地	 自動車専用道路
 市街化区域	 幹線街路

[交流・持続] の将来都市構造図



凡 例	
	中心拠点
	おもてなし・交流支援拠点
	おもてなし・交流ネットワーク
	広域ネットワーク
	農業地域
	森林地域
	産業支援・交流業務地
	人材交流拠点
	アメニティ環境軸

参考

立地適正化計画における『多核連携型』都市構造について

本計画の一部と位置づけられる「千歳市立地適正化計画」では、市内各地に身近な拠点を配置し、それらが中心拠点を補完することで、拠点周辺から縁辺部まで、便利に住み続けられる環境を維持・拡充する『多核連携型』都市構造を目指しています。

『多核連携型』都市構造は、本計画の〔定住・安全・持続〕の将来構造図に対応しています。

目指すべき都市の骨格構造

将来にわたり住み続けられる『多核連携型』都市構造

■ 中心拠点（1か所）

（JR千歳駅・市役所周辺）

■ 生活・活動拠点（5か所）

（JR長都駅周辺、泉沢タウンセンター地区周辺、国道36号沿道、中央大通沿道、30号通沿道）

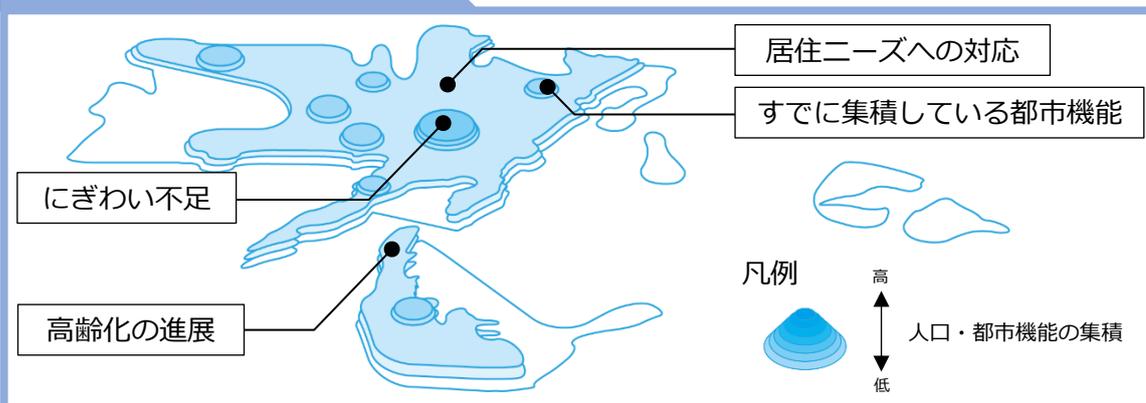
■ 医療・生活拠点（1か所）

（市立千歳市民病院周辺）

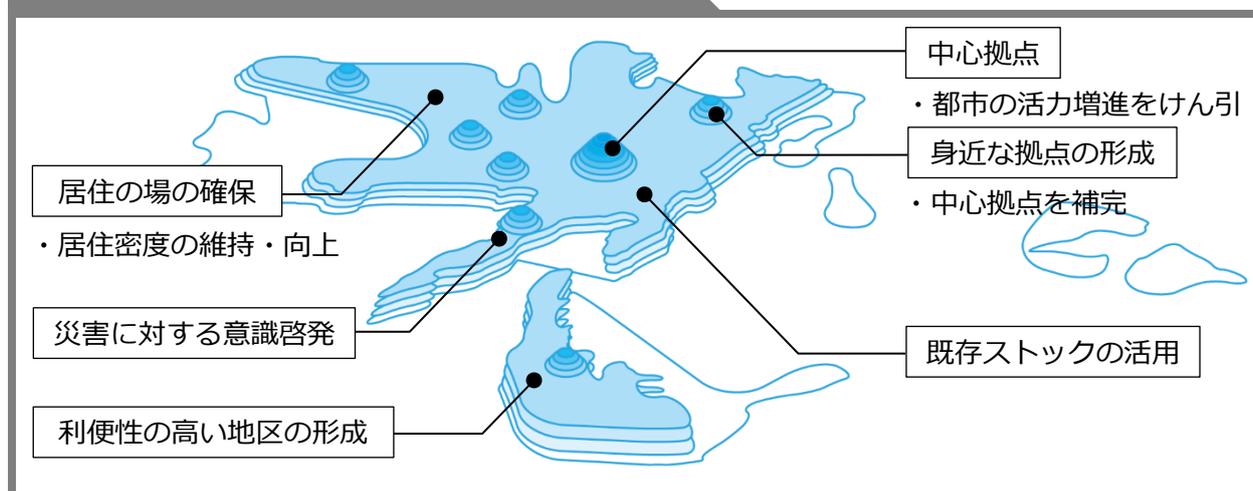
■ 福祉・生活拠点（1か所）

（大和）

現在の都市の状況イメージ



目指すべき都市の骨格構造イメージ



| 03 | 住宅系土地利用の方針

□ 現況と課題

総論

・近年、みどり台、北陽、あずさなどで区画整理事業や地区計画により良好な住宅地の形成に努めており、計画的な住宅地の形成について市民の評価は比較的高い結果となっていることから、今後も評価を維持していく必要があります。

- ・住宅地について、当面の人口増加を背景とした土地利用の増加による住宅用地の供給量減少への対応を検討する必要があります。また、将来的には人口減少に転じることを見据え、既存の都市基盤を有効活用する必要があります。
- ・市民のまちなかへの潜在的な居住ニーズは一定程度高くなっていますが、人口動向をみると必ずしもまちなかの居住密度は高まっておらず、将来的には減少が見込まれるエリアもみられます。中心市街地地区に一定の都市機能を維持・集積し、居住を促していく必要があります。
- ・将来の人口減少を見据えつつ、高齢化や人口増加に対応した利便性の高い住宅地の形成を図る必要があります。

各論

・千歳市の住居系用途地域は市街地北部や中心市街地地区周辺などに配置しており、市街地北部や泉沢向陽台などでは、低層のゆとりある住宅地、中心市街地周辺や幹線街路沿道では利便性の高い中高層などの住宅地が形成されています。

- ・近年は、JR千歳駅周辺などの利便性の高い地区に中高層の共同住宅建設など、居住人口の増加によるまちなかの賑わい創出が期待されています。
- ・今後、高齢化が進展し、空き地、空き家が多く発生するおそれのある地区については、良好な住環境の維持・向上を図りながら、低未利用地*の利用促進に努めるとともに、少子高齢化社会への対応を見据えた住宅地を形成する必要があります。

□ 基本的な考え方

■ 便利で安心して暮らせる住宅地の形成

「コンパクト・プラス・ネットワーク*」の都市づくりの考え方を踏まえ、低未利用地や既存建物ストック*を有効に活用し、公共・公益施設*や生活利便施設*などが集積する利便性の高い住宅地の形成・維持を図ります。

■ ゆとりと潤いのある住宅地の形成

郊外に整備された住宅地では、森林や河川の水辺空間*などのアメニティ*環境を享受しながら、ゆとりある良好な住環境の維持・形成を図るとともに、低未利用地や既存建物ストックの活用促進に努めます。

■ 住宅地の環境保全や多様化する市民ニーズへの対応

市街地に近接する市街化調整区域において、市街地と一体的な都市的土地利用の整序を図るべき区域は、隣接する住宅地の環境保全や新たな居住ニーズへの対応が必要となった場合、農林業との調整を図った上で、地域の特性に応じた都市的土地利用を検討します。

□ 土地利用の方針

<p>高度利用住宅地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地地区の商業地周辺などを位置付け、中高層住宅や多様な都市機能との複合化による効率的な土地利用を図るとともに、住みやすく利便性の高い住宅地の形成を図ります。 ・ まちなかの老朽化した既存住宅が密集している地区は、建替と高度利用及び不燃化を促進します。
<p>一般住宅地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度利用住宅地の周辺や都市内の幹線街路の沿道、地域商業業務地の周辺を位置付け、生活利便施設を気軽に利用できる中高層住宅地として良好な住宅地の形成及び保全を図ります。 ・ 必要に応じて、市街地中部地域〔鉄道以北〕に新たな住宅地の形成を検討します。
<p>ゆとり・低層住宅地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由ヶ丘、桜木、北光、北陽、あずさ、勇舞、みどり台、桂木、新星、泉沢向陽台などを位置付け、低層専用住宅を主体としたゆとりある住環境の維持保全を図ります。 ・ 必要に応じて、市街地中部地域〔鉄道以北〕に新たな住宅地の形成を検討します。 ・ 土地利用に当たっては、地区計画などの活用により計画的に良好な住環境の形成を図るとともに、歩いて暮らせるまちづくりを目指し、周辺住民のニーズに対応した日常生活に必要な生活利便施設の誘導に努めます。
<p>みどり・低層住宅地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白樺、柏陽の一部を位置付け、周辺の森林・河川環境を生かしたゆとりある低層専用住宅地の形成を図ります。

| 04 | 商業系土地利用の方針

□ 現況と課題

総論

・市街地内の商業施設数は増加基調にあり、食料品などの購買動向は、市内の大型スーパーなどの利用が多く、満足度も高くなっています。商業機能の中核を成す中心市街地地区では、活性化のための様々な取り組みを進めていますが、賑わい・魅力づくりの点において評価が低い状況となっています。また、空き地・空き家の増加が市民の関心事になっています。

- ・今後、少子高齢化に伴う買い物弱者の発生、将来の人口減少による商業機能の撤退防止、及び新千歳空港からの誘客などを考慮し、魅力的で利用しやすい商業地の形成を図る必要があります。

各論

・千歳市の商業系用途地域*は、市街地中心部、泉沢の地区中心部、未広の街路沿道などに配置しています。

・J R千歳駅は、鉄道やバス、タクシーなどの交通結節点となっており、周辺には公共・公益施設*のほか、大型商業施設や宿泊施設などが集積しています。

- ・中心市街地地区は、商店街の活性化や空き地・空き家対策が課題となっています。中心市街地地区の賑わいを創出するため、多様なニーズに対応した都市機能*の集積に努める必要があります。

- ・地域住民のニーズに対応した日常生活における利便性の向上に努める必要があります。

- ・公民連携でビジョンを共有し、多様な手法・取り組みを組み合わせ、**「エリアの価値と持続可能性を高める更新」**に努める必要があります。

□ 基本的な考え方

■ 都市機能*の集積による賑わいの創出

都市機能*の集積による利便性の高い空間を創出し、多くの人々が回遊する賑わいのある魅力的な商業地の形成を図ります。

■ 利便性・快適性に優れた身近な商業地空間の形成

日常生活圏における生活利便性の向上など、便利で快適に暮らせる地域の良好な商業地空間の形成を図ります。

□ 土地利用の方針

<p>中心商業業務地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 千歳駅周辺を位置付け、行政サービス、商業、娯楽、文化、福祉などの多様な経済活動や事業活動、多くの人々の交流が行われる広域的かつ総合的な商業業務地の形成を図ります。 ・ 土地利用に当たっては、高度利用や建築物の不燃化を図るとともに、商業・業務機能と居住機能の複合化や商業施設機能の強化、既存ストックの活用促進、公民連携の取り組みを誘発する魅力ある良好な都市空間の創出に努めます。 ・ 千歳駅前広場再整備などにより、J R 千歳駅やグリーンベルト、千歳川周辺で居心地がよく歩きたくなるような歩行・滞留空間の形成を図ります。
<p>地域商業業務地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 長都駅周辺、泉沢タウンセンター地区を位置付け、中心商業業務地を補完し、生活利便性向上に資する土地の高度利用を図ります。また、周辺住民のニーズや土地利用の動向などを踏まえ、必要に応じて地域の生活利便性の向上を図り、用途転換などを検討します。
<p>沿道商業業務地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地内の国道 3 6 号、中央大通（道道早来千歳線）及び 3 0 号通の沿道を位置付け、後背住宅地*の環境や工業地の操業環境などに配慮しつつ、周辺住民の利便性向上や中心商業業務地を補完する沿道における商業業務地の形成を図ります。

| 05 | 工業系土地利用の方針

□ 現況と課題

総論

・工業地は市街地西部の長都、泉沢の臨空工業団地、新千歳空港周辺の平和や流通、柏台、美々などが開発・分譲され、空港からのアクセス利便性を背景に進出企業数が堅調に伸びています。また、工業団地が充実していることについて、市民の評価も一定程度得られています。

- ・新千歳空港の民間委託が開始され、今後も機能の充実が期待されること、新千歳空港インターチェンジや道央圏連絡道路「泉郷道路」の整備により広域交通機能の充実が図られたことから、千歳市の工業地・流通業務地の更なる発展が期待されます。
- ・地域の産業をけん引し、市民の雇用の受け皿を提供していくため、新千歳空港や市内にある3つのインターチェンジなどの強みを生かし、産業や観光振興機能を強化しつつ、都市活動拠点の形成を図る必要があります。

各論

・千歳市の工業系用途地域は、第1から第4工業団地、臨空工業団地、サイエンスパーク、根志越業務団地、美々ワールド、流通業務団地、新千歳空港ロジスティクスセンター、オフィス・アルカディアの各工業団地のほか、住吉、日の出などに配置しています。

- ・各工業団地においては、計画的な土地利用が進められていますが、利用されていない用地も存在するため、土地利用を促進する必要があります。
- ・航空機騒音の影響がある地域で、住居系や商業系、工業系の土地利用が図られているなど、土地利用が混在している地区があります。
- ・新千歳空港及びその周辺においては、インターチェンジ、道央圏連絡道路などの広域交通機能及び空港機能を最大限に活用した産業集積や都市的土地利用の可能性について検討をする必要があります。

□ 基本的な考え方

■ 交通利便性を生かした効率的・効果的な工業地の形成

広域交通の利便性などの特性を生かし、既存工業団地の土地利用を推進するとともに、空港機能を最大限に活用した新たな工業・流通業務地の形成を図ります。

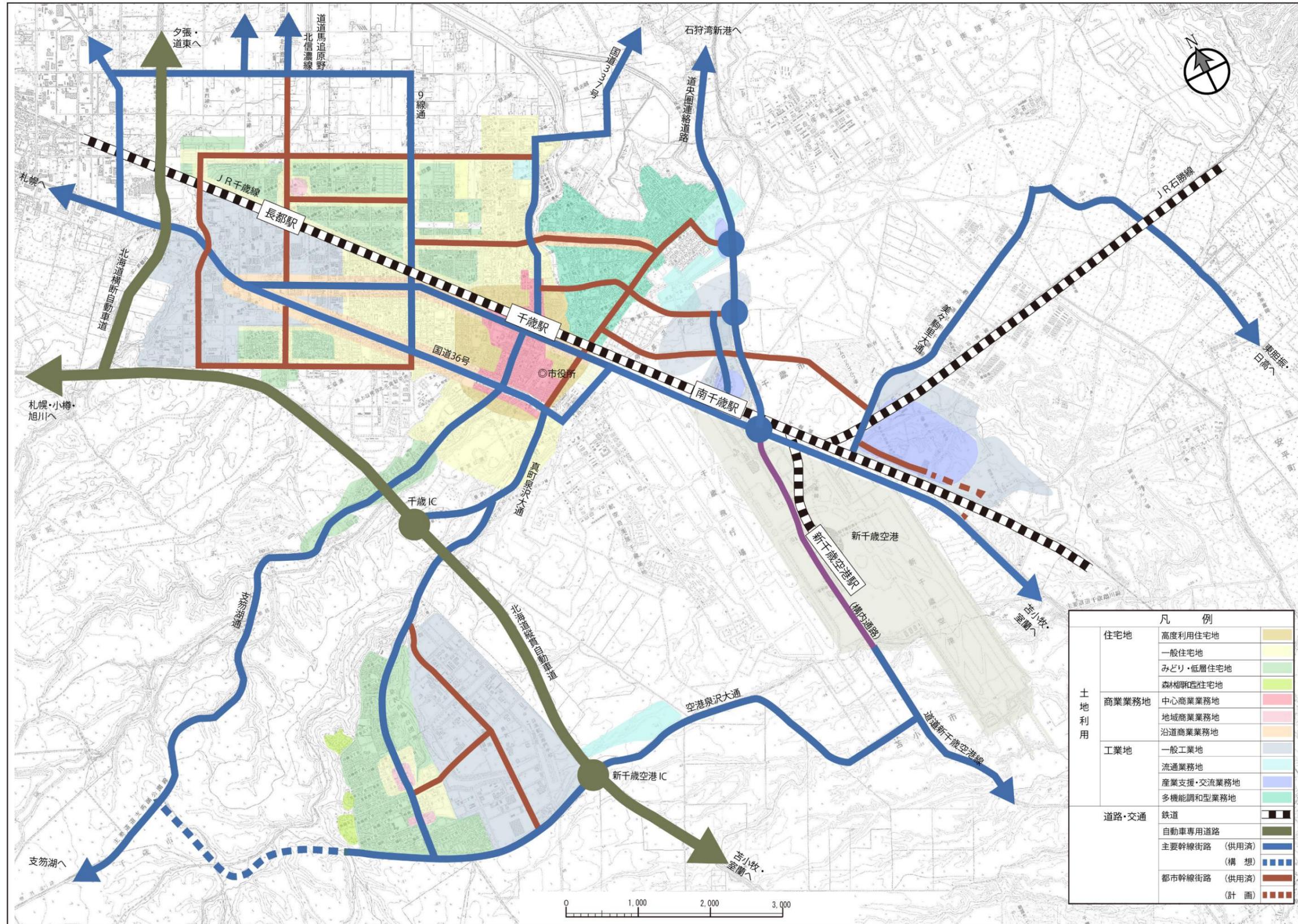
■ 居住環境などに配慮した土地利用の促進

主に住宅が立地している地区について、工業・流通業務地としての調和を図りながら、適正な環境の維持保全を進めます。

□ 土地利用の方針

<p>一般工業地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上長都、北信濃、美々（千歳美々ワールド）、柏台南、泉沢を位置付け、製造・加工業を主体とした内陸型工業地や新千歳空港への近接性、緑豊かな環境を生かした多機能複合型工業地の形成を図ります。 ・必要に応じて、柏台の道央圏連絡道路沿道に新たな工業地の形成を検討します。
<p>流通業務地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流通（千歳流通業務団地）、清流（千歳市根志越業務団地）を位置付け、広域的な交通利便性の高さを生かすとともに、周辺の住環境に配慮した広域物流拠点の形成を図ります。 ・平和（新千歳空港ロジスティクスセンター）を位置付け、新千歳空港や新千歳空港インターチェンジなどの広域交通機能を生かし、複合的な物流関連産業などの集積を図ります。
<p>産業支援・交流業務地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JR南千歳駅周辺や美々（千歳美々ワールド）、流通（千歳流通業務団地）を位置付け、新千歳空港の機能強化に合わせ、産業や観光機能を強化しつつ、中心商業業務地を補完し、生産、物流、交流、学術研究の活動を支える都市活動拠点の形成を図ります。
<p>多機能調和型業務地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉、日の出、東郊、寿などを位置付け、航空機騒音に配慮しながら、工業・商業・住居の調和した市街地環境の形成を図ります。

□ 土地利用の方針図



この方針図は、将来の土地利用などの方向性を示す参考図であり、市街化区域*または市街化調整区域*の区分や用途地域*、道路などを具体的に定めるものではありません。

| 06 | 道路・交通の方針

□ 現況と課題

総論

・新千歳空港とともに発展を続ける千歳市では、鉄道、高速道路、国道などの交通ネットワークの整備が進められており、多くの企業が空港からのアクセスの良さで企業立地を決めています。近年では道央道新千歳空港インターチェンジ、道央圏連絡道路「泉郷道路」が新たに整備されており、今後も新千歳空港と道内主要都市を結ぶ広域的な交流・物流の拠点として更なる機能の充実に努める必要があります。

- ・長期間未整備の都市計画道路は、「千歳市都市計画道路の見直し方針」を定め、計画の見直しを図っています。今後は適切な維持管理を中心に、交通の利便性を確保していく必要があります。
- ・市内の路線バスについては、平成28年度に全市的な再編を行っており、その後も市民のニーズや利用状況、交通事業者との協議なども踏まえ、見直しを行っています。市民の移動手段では自家用車が多くを占める一方で、将来の生活においては路線バスが重要視されることが市民意向からも伺えることから、高齢になっても快適な生活を送れるよう、日常における移動手段として路線バスを基軸とする持続可能な公共交通の確保に努める必要があります。
- ・子育てしやすいまちづくりや高齢化への対応、誰もが訪れやすいまちとするため、利用しやすい快適な道路空間づくりの検討を進める必要があります。

各論

- ・社会情勢の変化とともに都市交通のニーズが変化している地区については、新たな道路ネットワークの必要性を検討していくとともに、道路の適切な維持管理や改良整備を図りながら、交通の利便性を確保する必要があります。
- ・市内を含め全国的にバスの乗務員は不足しており、バス路線及び運行便数の維持・確保が困難となっていますが、少子高齢化の進展などを踏まえ、新たなモビリティサービスを導入するなど、利便性・採算性・公共性のバランスを考慮し、市民生活の足として誰もが利用しやすい公共交通を確保する必要があります。
- ・社会経済情勢の変化に伴い、多様なニーズに対応するため、子どもや高齢者、来訪者など、誰もが使いやすい道路空間と快適で良好な道路景観の形成を図る必要があります。

□ 基本的な考え方

■ 広域的な道路・交通ネットワークの充実

交通の要衝としての役割を強化するため、空港、鉄道、高速道路、国道、道道の広域ネットワークの充実を図ります。

■ 都市内の道路・交通ネットワークの確保

都市内の道路ネットワークを維持・形成するため、適切な道路の維持管理に努めるとともに、必要に応じて道路整備を推進します。
バスなどの公共交通による利便性の確保を図ります。

■ 安全・快適で使いやすい道路空間の整備

誰もが使いやすく、安全で快適な道路空間の整備を推進します。

□ 道路・交通の方針

<p>広域的な道路・交通ネットワークの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域交通の要衝として北海道の産業や経済の発展に寄与するため、自動車専用道路、主要幹線街路*の機能の維持・拡充を図ります。 ・自動車専用道路として北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道を位置付け、観光の振興、災害時の救助活動や緊急物資輸送に必要な広域道路網の整備を促進します。 ・主要幹線街路として道央新道（道央圏連絡道路）、国道36号、支笏湖通（道道支笏湖公園線）、空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）などを位置付け、交通環境の改善や整備を促進します。
<p>都市内の道路・交通ネットワークの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市内交通の効率化と主要幹線街路への円滑な交通確保に向けた都市幹線街路*の整備を図ります。 ・市道の定期的な点検と診断結果に基づく整備や橋梁の耐震化などによる、道路施設の計画的な整備と適切な維持管理に努めます。 ・周辺環境や将来交通量などに基づく都市計画道路の見直しに取り組むとともに、現状の交通量を考慮した効果的な道路整備を推進します。 ・駅前広場、交通広場のあるJR千歳駅や市立千歳市民病院を交通結節点として機能を高め、市内各地点のバス路線網を確保するとともに、長都駅や南千歳駅、新千歳空港駅と連携し、快適で利用しやすい公共交通の充実を図ります。 ・JR千歳線の一部を連続立体交差化しており、引き続き南北市街地の交通の円滑化を図るとともに、交通の安全確保をするため、鉄道高架の耐震化を促進します。

<p>都市内の道路・交通ネットワークの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JR千歳駅や長都駅周辺において、駐車場・駐輪場の適切な維持管理に努めます。 ・新千歳空港は、北海道の航空ネットワークの中核空港として、増加する人や貨物の需要に対応するための機能強化を図り、北の国際拠点空港化を進めるとともに、中心市街地地区や観光施設などの各拠点とのアクセス機能の強化に努めます。
<p>安全・快適で使いやすい道路空間の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JR千歳駅や長都駅周辺、公共施設、商業施設、高齢者や障がい者などが利用する保健・医療・福祉施設などの施設が集まった地区において、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した安全で円滑な移動などが可能となる道路づくりを推進します。 ・社会情勢の変化や都市交通のニーズに応じて周辺環境と調和し、快適な住環境に配慮した道路づくりを推進します。 ・安全で快適な道路環境を確保するため、適切な維持管理に努めます。

| 07 | 水と緑の環境形成の方針

□ 現況と課題

総論

- ・千歳市は、清澄な水をたたえる支笏湖や千歳川、広大な森林を有し、市街地では計画的に公園緑地を整備するなど、水や緑が豊かな環境に恵まれています。
- ・自然環境の保全と継承に努めるとともに、今後は少子高齢化への対応や持続可能なまちづくりを見据えた公園緑地や施設の整備、維持管理を進めていく必要があります。

各論

- ・市街地周囲の支笏湖へとつながる森林など豊かな自然環境については、市民の満足度が高く、引き続き保全を図り、次の世代へ継承していく必要があります。
- ・市街地では、水や緑にふれあえる環境として親しみのある身近な公園緑地づくり、千歳川沿いの河川敷地などで多くの人に親しまれる水辺空間づくりのほか、街路樹や住宅地の庭、商業地の店先などにおいて、緑化や花壇づくりなどが進められています。今後も市民が水や緑と親しみ、ふれあえる水辺空間の創出に努める必要があります。
- ・少子高齢化の進展など公園緑地を取り巻く環境は変化しており、これら情勢の変化や高齢者、子育て世代など様々な世代からの多様な市民ニーズに対応した公園緑地づくりや維持管理、公園の魅力や利用に関する周知に努める必要があります。

□ 基本的な考え方

■ 豊かな自然環境の保全と継承

千歳市の恵まれた水と緑の環境を後世に引き継ぐため、森林や緑地、河川など、豊かな自然環境の保全に努めます。

■ 都市環境との調和

市街地内の水辺、森林、緑地などの保全に努めながら、市民や観光客の「憩い」、「くつろぎ」、「にぎわい」の場の創出に努めます。

都市活動や市民生活と豊かな緑が調和した安心して暮らせるまちを目指し、市民協働による緑化に取り組みます。

■ 誰もが親しめる公園緑地づくり

市民や観光客が快適に利用できるよう、施設の日常的な点検により適切な維持管理を行うとともに、市民ニーズを把握し、老朽化した施設の更新やバリアフリー化など計画的な整備の推進と保全に努めます。

□ 水と緑の環境形成の方針

豊かな自然環境の
保全と継承

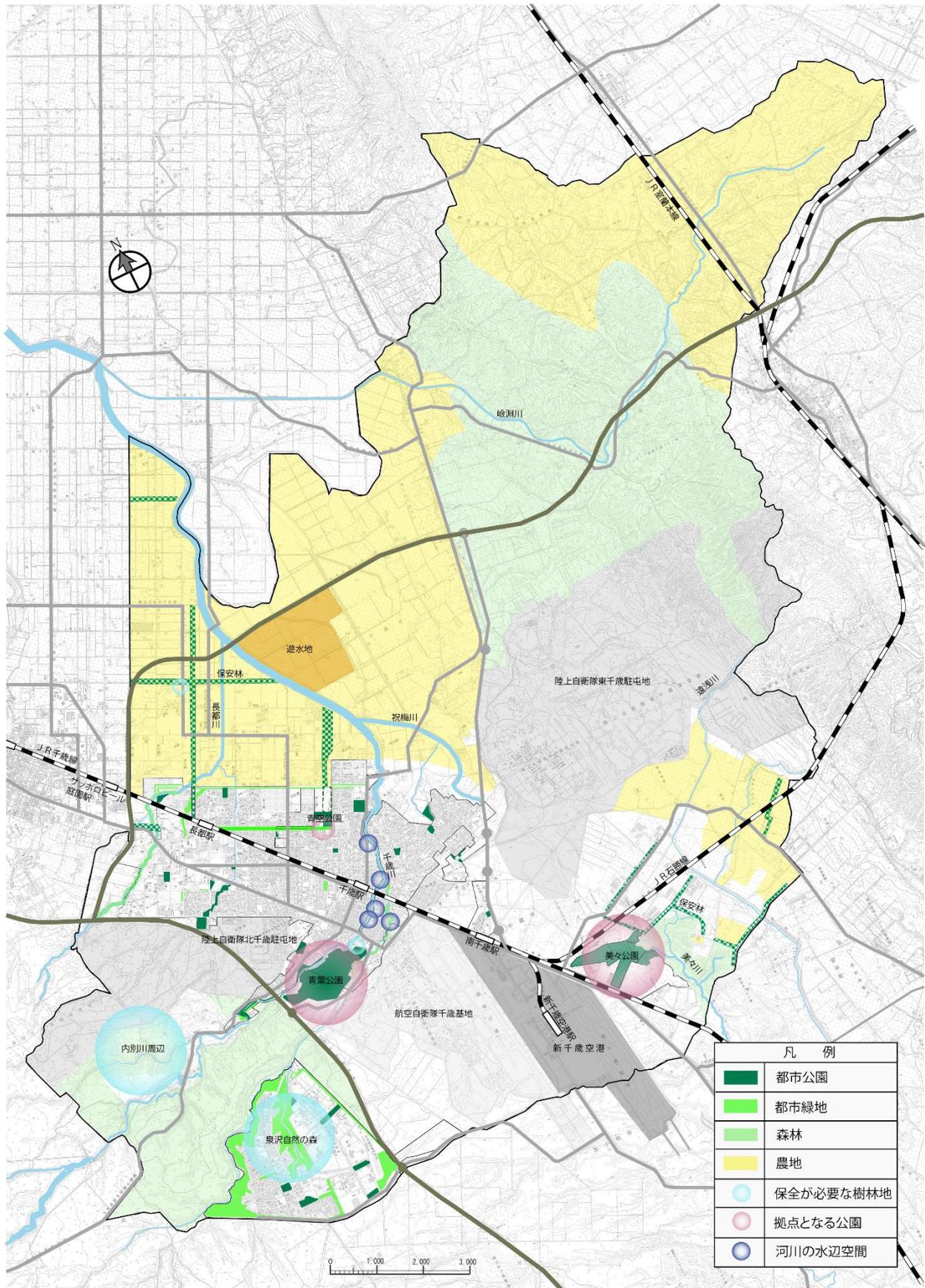
- ・ 支笏湖周辺の国有林、千歳川、長都川、千歳湖などの河川緑地、青葉公園、内別川周辺の樹林地や市街地周辺の保安林などは、緑の骨格となる緑地として保全を図ります。
- ・ 泉沢地区の樹林地は、自然環境の保持及び住環境との緩衝帯として保全を図ります。
- ・ 千歳川、長都川など、市街地を貫流する河川の適切な維持管理を行い、環境保全に努めます。
- ・ 千歳神社と長都神社の樹林地は、保全樹林として保全を図ります。
- ・ 森林や緑地、河川などの貴重な自然環境は、将来にわたり継承していきます。
- ・ 良好な自然環境を保全するため、自然環境保全地区などの継続的な自然環境監視を実施します。

都市環境との調和

- ・ 市街地を流れる河川は、市民や観光客が散策、休憩、イベントなどに活用できる水辺空間の創出を図ります。特に千歳川については、河岸でのイベントの実施やカフェの設置などによる水辺利用により、市民や観光客が周遊するなど、魅力的な水辺空間やにぎわいづくりに資する場の創出を図ります。
- ・ 千歳川や祝梅川などは、現況の河川環境や景観の保全に努めます。
- ・ 原始の面影を残す青葉公園、ラムサール条約登録湿地のウトナイ湖の源頭部である美々公園などは、身近に自然を体感できる公園として保全及び活用を図ります。

<p>都市環境との調和</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地地区の「憩い」、「遊び」、「集い」、「くつろぎ」の場としてグリーンベルトや千歳川河岸において、市民や観光客が居心地が良く歩きたくなる空間の創出や水に親しむことができる水辺空間の創出に向けた遊歩道の整備や河川敷地の有効活用を図ります。 ・ 憩いと交流の場として市民や観光客が訪れる道の駅サーモンパーク千歳の管理運営に努めます。 ・ 市民や企業の積極的な参加による緑づくりを促すとともに、緑化や花壇づくりなど緑化振興に努めます。
<p>誰もが親しめる公園緑地づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然や文化とのふれあいを通じて健康の維持・増進を図り、文化活動に参加できる拠点的な公園として都市基幹公園（総合公園・運動公園）を位置づけるほか、子どもの遊び場や高齢者の身近な運動、休養の場として住区基幹公園*（地区公園*・近隣公園*・街区公園*）の位置付けを行い、これら公園の適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて整備を進めます。 ・ 長期未着手となっている青空公園の一部や美々公園については、社会情勢や市民ニーズの変化への対応や都市の利便性向上を図る観点で、計画の見直しを含め検討します。 ・ 市民や観光客が、散策、休憩、イベントなどに活用できる水辺空間を創出するため、千歳川沿いの遊歩道や桜並木などの連続性を確保する整備を進めるとともに、ママチ川緑地、グリーンベルトなどの親水広場の適切な維持管理に努めます。 ・ 公園緑地については、利用者の安全・安心を確保するため、施設の適切な維持管理に努め、老朽化が著しい施設については、市民ニーズを反映した更新やバリアフリー化などを行うとともに、公園緑地の魅力的な情報について広く情報発信に努めます。

□ 水と緑の環境形成の方針図



| 08 | 住宅・住環境の方針

□ 現況と課題

総論

・比較的新しい住宅地は、土地区画整理事業や地区計画などにより良好な住環境が形成されています。一方、将来人口減少が想定される地区は、空き地・空き家の発生により住環境の悪化が懸念されることから、豊かな市民生活を維持するため対策を検討していく必要があります。

各論

・土地区画整理事業などの実施にあわせ、良好な住環境の創出に向けた地区計画などの指定を行っています。今後も継続的に住環境の維持・向上を図る必要があります。

・公営住宅については、施設の予防保全的な修繕や長寿命化に資する改善や民間住宅との連携による既存共同住宅の借り上げなどを進め、高齢者や子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に努めており、今後も継続して取り組みを進める必要があります。

・民間住宅においては、良質な住宅の普及を目指し、住宅に関する情報提供や助成制度を行い住宅改修の促進に努めており、豊かな市民生活の実現を図るため、リフォームや耐震改修のほか、長期優良住宅や省エネに配慮した住宅などの普及も促進し、高齢者や子育て世帯などの多様な住宅ニーズへの対応や住宅の質の向上を図る必要があります。

・空き地・空き家の発生する住宅地では、管理が行き届かないことによる環境・衛生上、防犯上の悪影響のほか、低未利用地が増えることによる、居住の低密度化、生活サービスの低下なども懸念されることから、空き地・空き家対策を適切に進める必要があります。

□ 基本的な考え方

■ 良好な住環境の形成

土地区画整理事業*や地区計画*、空き地・空き家対策などにより、良好な住環境の形成を図ります。

■ 住み手のニーズに対応した公営住宅の整備

公営住宅の機能を維持する修繕や入居者のニーズに対応した改善などの整備を推進します。

■ 長く住み続けられる住まいづくり

高齢化対応や省エネルギー化、耐震化などの住宅整備を促進します。
子育て世帯や高齢者世帯などの多様な住宅ニーズに対応するため、住まいに関する情報提供を推進します。

□ 住宅・住環境の方針

良好な住環境の形成

- ・土地区画整理事業などにより計画的に整備が進められた地区においては、社会情勢の変化、新たな土地利用ニーズに応じて地区計画の変更を検討するなど、良好な住環境の維持・形成を図ります。
- ・航空機騒音の影響を受ける地域のうち、主に住宅系の土地利用が図られている地区については、国の騒音対策などを促進し、住宅地として良好な生活環境の確保に努めます。
- ・まちなかの老朽化が進んだ住宅地においては、商業機能などの集積にあわせ、建て替えと高度利用、空き地・空き家などの活用及び不燃化を促進し、地区環境の改善を図ります。
- ・今後、整備される住宅地については、地区特性などを踏まえ必要に応じて地区計画などを活用することにより、計画的に良好な住環境の形成を図るとともに、生活利便施設などの立地について、適切な規模及び配置となるよう誘導に努めます。

住み手のニーズに対応した公営住宅の整備

- ・公営住宅など長寿命化計画に基づき、施設の予防保全的な修繕や長寿命化に資する改善などの整備を推進します。
- ・公営住宅の整備に当たっては、地域の特性や周辺環境を踏まえつつ、持続可能となる効率的な土地利用などを検討しながら、居住環境の向上を図ります。

長く住み続けられる 住まいづくり

- ・高齢者や障がい者などが使いやすいよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた住宅の普及を促進します。
- ・環境に配慮した省エネルギー型住宅や省エネルギー型の住宅設備導入に係る情報提供や様々な再生可能エネルギーの普及を促進します。
- ・耐震改修促進計画*に基づき、住宅の耐震診断や耐震改修、建て替えや住み替えに伴う老朽化した既存住宅の除却の促進を図ります。
- ・長期にわたり良好な状態で使用できる高い耐久性や耐震性などを有する長期優良住宅の普及を促進します。
- ・住まいに関する情報の提供や空き家・空き地バンクなど、様々な住宅施策を推進します。

| 09 | 上下水道・廃棄物処理の方針

□ 現況と課題

総論

・千歳市の水道は、千歳川支流の内別川を主水源としており、上水道の令和元年度(2019年度)における普及率は、99.9%となっています。

・千歳市では石狩東部広域水道企業団の漁川浄水場と千歳川浄水場から受水をしていますが、給水人口の増加や産業の集積に対応すべく、同企業団の夕張シューパロダム建設事業へ参画し、平成27年4月から新たに受水を開始しています。

・公共下水道は予定処理面積を3,452haとして整備を進めており、令和2年度(2020年度)における下水道普及率は、98.3%となっています。

・廃棄物処理について、千歳市では燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装・有害ごみ・4種資源物・大型ごみ・使用済み小型家電・集団資源回収物の8種類に区分し、焼却処理場・破碎処理場・最終処分場・リサイクルセンターなどにおいて、廃棄物の再資源化及び適正処理に取り組んでいます。また、廃棄物処理の広域化にも取り組んでおり、千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町及び栗山町の2市4町で組織する道央廃棄物処理組合は、令和6年度の稼働に向けて焼却施設の整備を進めています。

・広域的な供給・処理体制、耐震化など災害への対応などを念頭に施設の整備・維持管理を進めていく必要があります。

各論

■ 水道・下水道

・水道・下水道は、市民の安全・安心を確保し生命と暮らしを守る重要な役割を担っているライフラインであり、豊かな水の保全と循環に不可欠な存在として社会の重要なインフラ施設でもあることから、将来にわたって安定的に事業を継続していく必要があります。

・水道施設は昭和40年代後半、下水道は昭和50年代前半に本格的な整備を開始し、耐用年数の比較的長い水道・下水道管や建物などの構造物については健全度を調査した上で更新時期を定めています。耐用年数の比較的短い機械・電気・計装設備については順次更新時期を迎えており、施設機能の重要度や優先度を考慮しながら計画的に更新しています。

・水道・下水道は、災害時にあっても可能な限りサービスを提供し続ける役割があるため、災害対策を着実に進め、影響を最小化するとともに、災害などへの対応能力を高める必要があります。

-
- ・将来的な土地利用や人口の変化による適正な将来需要予測などに基づいた水道・下水道施設の整備・更新をする必要があります。

■ 廃棄物処理

- ・廃棄物処理に関しては、市民や企業、周辺自治体と連携・協働し、廃棄物の資源化や適正処理に取り組んでいます。分別・リサイクル意識の醸成や不適正排出、不法投棄などへの対応には、市民や企業などが問題意識を持ち実践していくことが必要です。これまでの取組を継承しつつ、快適で住みよい生活環境を維持し、良好な環境を後世に引き継いでいく必要があります。
- ・家庭廃棄物と事業系廃棄物を、焼却処理場、破碎処理場、リサイクルセンターの中間処理施設と最終処分場で適正に処理・処分しています。さらに、効率的な処理体制、環境面や安全面への配慮から、近隣市町との廃棄物処理広域化を含めた施設整備や老朽化した施設の更新を計画的に進める必要があります。

□ 基本的な考え方

■ 水道・下水道施設の適切な維持管理

施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した水道・下水道施設の更新を計画的に進めます。

■ 水道・下水道事業における災害対策

水道・下水道事業の危機管理の向上を図り、水道・下水道施設の耐震化や減災対策を実施します。

■ 環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮した廃棄物処理

市民・事業者・行政の協働による廃棄物の減量化や再資源化・再商品化を推進するとともに、環境に配慮し安定した廃棄物処理体制の充実を進めます。

□ 上下水道・廃棄物処理の方針

<p>水道・下水道施設の適切な維持管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設が正常に機能し、水質が適正に保たれるよう、水質管理をはじめとする点検・調査や清掃、修繕などの維持管理を適切に実施します。 中長期的な視点で、施設全体の老朽化の進行などを把握しながら、重要度・優先度を踏まえた施設更新を進めます。 水質汚濁や悪臭の発生を防ぐため、合流式下水道の改善を効果的に実施します。 下水汚泥を有効な資源として、再生利用・循環活用する取組を進めます。
<p>水道・下水道事業における災害対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水道・下水道事業の推進にあたり、BCP(業務継続計画)や関連マニュアルなどを定期的に見直しするとともに、訓練を通じて対処能力を高め、危機管理の向上を図ります。 水道施設については、地震災害時に指定避難所や医療機関などの給水が特に必要となる重要給水施設への配水管などの耐震化を計画的に進めます。 下水道施設については、災害時での排水機能の確保や液状化対策を計画的に進めます。 将来的な土地利用や人口の変化に応じた水道・下水道計画への適時見直し、適正な需要予測などに基づいた水道・下水道施設の整備・更新を図ります。 雨水処理については、河川改修整備の進捗を踏まえ、市街地整備との整合を図りながら、雨水貯留機能を備えた流出抑制対策を図ります。
<p>環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮した廃棄物処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・行政などが各々の役割分担のもと、相互に連携・協働し、ごみの発生抑制やリサイクルの普及啓発に努め、ごみの減量化や再商品化・再資源化を推進します。 ごみの排出ルール等の啓発に努め、効率的なごみ収集を目指すとともに、廃棄物処理施設の効率的な運営に努め、安定的で適正な廃棄物処理体制の充実と計画的な施設整備を推進します。

| 10 | 公共・公益施設の方針

□ 現況と課題

総論

・行政サービスの中核として令和元年度に増築・耐震改修を行った市役所庁舎をはじめ、市民の文化・スポーツ・交流活動などの場となる図書館や文化センター、スポーツセンター、各地区のコミュニティセンターのほか、市民の自主的な活動や交流・連携の拠点となる「市民活動交流センター（ミナクール）」、「子育て総合支援センター（ちとせっこセンター）」、「防災学習交流センター（そなえる）」など、様々なニーズに対応した施設の整備を行っています。

- ・施設の老朽化については、平成28年度策定の「公共施設等総合管理計画」の考え方にに基づき、適正な規模で管理していくこととしており、計画的な改修や修繕、耐震化のほか、統廃合の検討を実施しています。また、高齢化やユニバーサルデザインへの対応、環境負荷の低減についてはより一層の対応が求められているほか、避難所機能や備蓄など災害時の対応も重視されており、公共施設の新設や更新においてもこれら社会的ニーズに対応した整備を進めていく必要があります。

各論

- ・少子高齢化や核家族化、都市化の進展により、市民の意識や価値観が多様化する中、地域での連帯感や相互扶助意識は希薄となっています。このため、市民の交流活動の場となる公共・公益施設は、地域の実情に応じた配置に努める必要があります。
- ・既存の公共・公益施設は、昭和40年（1965年）から昭和50年（1975年）代に建設されたものがあり、老朽化した施設を長く安全に使い続けるため、計画的な改修や修繕のほか、統廃合などを検討する必要があります。また、高齢化の進展にあわせてお年寄りや障がいのある方を含め、誰もが使いやすくなるよう施設や周辺環境を整備する必要があります。

□ 基本的な考え方

■ 将来の市街地規模にあわせた適切な施設配置

公共・公益施設*の整備は、市街地を基本とし、地域の実情などに応じた適切な施設配置を進めます。

■ 既存施設の計画的な改修と維持管理

老朽化した施設などは、統廃合も含めた今後の施設のあり方を検討するとともに、予防保全的な修繕や長寿命化のための改修や修繕などを進めます。

■ 環境やユニバーサルデザインに配慮した施設整備

多様性のある社会に対応するため、施設及び周辺環境やユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。

□ 公共・公益施設の方針

<p>将来の市街地規模にあわせた適切な施設配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護施設や子育て支援施設、コミュニティ施設などの地域に根ざした施設は、地域の実情に応じた設置を検討します。 ・公共・公益施設については、他の都市機能と合わせ集積を図ることや既存施設を活用するなど、効率的な整備を検討します。 ・公設地方卸売市場は、食品流通環境や消費者ニーズの変化などを踏まえ、品揃えの充実や事業者への安定供給を目指し、市場取扱高の増加に努めながら、将来的な市場の適正規模や位置などについて検討します。
<p>既存施設の計画的な改修と維持管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設は、長寿命化の考えに基づき、施設を長く使い続けるための改修や予防保全的な修繕などのほか、今後の施設のあり方を見据え、建替えや移転、統廃合も検討します。
<p>環境やユニバーサルデザインなどに配慮した施設整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の市民が利用する施設については、高齢者や障がい者、外国人観光客などに配慮した施設整備を進めます。 ・公共・公益施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した整備にあわせ、周辺の歩道や駐車場への移動経路なども使いやすい整備を図ります。 ・施設を長く使い続けるほか、省エネルギーの機器・設備などを導入し、地球環境にやさしい施設整備を図ります。

| 11 | 防災まちづくりの方針

□ 現況と課題

総論

・千歳市の自然災害は、風水害、地震、火山噴火、雪害などが想定され、千歳市地域防災計画の修正やハザードマップでの情報提供、自主防災組織の育成・活動支援、デジタル化した防災行政無線の維持管理など、災害に対応する備えを進めるとともに、国や道の河川管理者、自衛隊などの防災関係機関とも連携し、災害に強いインフラ、体制づくりに努めています。

- ・平成23年（2011年）の東日本大震災や熊本地震など、各地で地震災害が頻発していることを背景に、耐震改修など地震に強いまちづくりを進めています。また、平成30年（2018年）9月には、胆振東部地震が発生し、近隣市町を中心に土砂災害や地盤の液状化など甚大な被害が発生しました。北海道全域が停電（ブラックアウト）に見舞われ、電気や水道、ガスなどライフラインの寸断に対して市民の危機意識が高まっています。
- ・高齢化や建物・インフラの老朽化への対応、地域コミュニティの維持などを念頭に、防災、減災、災害対応に関する最新の知見を取り入れながら、防災まちづくりを進めていく必要があります。

各論

・千歳市の自然災害は、風水害、地震、火山噴火、雪害などが想定されるほか、空陸交通の要衝であることから、航空機事故や交通事故の発生も懸念されます。

・千歳川流域は、低平地が広がっており、石狩川の水位が高くなると洪水が発生しやすい状況になっていることから、水害から市民の安全を守るため、適切な河川整備を続ける必要があります。

- ・千歳市には、直下型地震を引き起こす可能性のある石狩低地東縁断層帯が存在し、今後想定される大規模な地震による建築物などの倒壊を防ぐため、既存建築物の耐震性の向上を図るとともに、市民の防災意識の向上や被害を最小限に抑える減災の視点に立った対策を行う必要があります。
- ・災害発生時に備えて公園や広場、公共施設などを指定緊急避難場所、学校施設や公共施設を指定避難所として指定しており、災害発生時の円滑な利用を図る必要があります。
- ・災害による被害を最小限にするため、地震による被害想定や水害時の避難経路などを示すハザードマップの情報を提供するとともに、各種防災訓練や自主防災組織による地域防災体制の整備に努めており、災害発生時などの対応について今後も普及・啓発をする必要があります。

□ 基本的な考え方

■ 災害に強い市街地づくり

建物の耐震化や上下水道機能の災害対策などを進めます。
千歳川などについて、国や北海道など関係機関と連携を図り、総合的な治水対策を進めます。

■ 防災拠点や避難所・避難路などの確保

災害対策上重要な防災拠点、避難所や避難路の維持管理を図ります。

■ 防災、災害に備える体制づくり

防災体制や情報提供体制の整備、市民の防災意識の高揚と地域の防災組織への参加、避難行動要支援者への対応を促します。

□ 防災まちづくりの方針

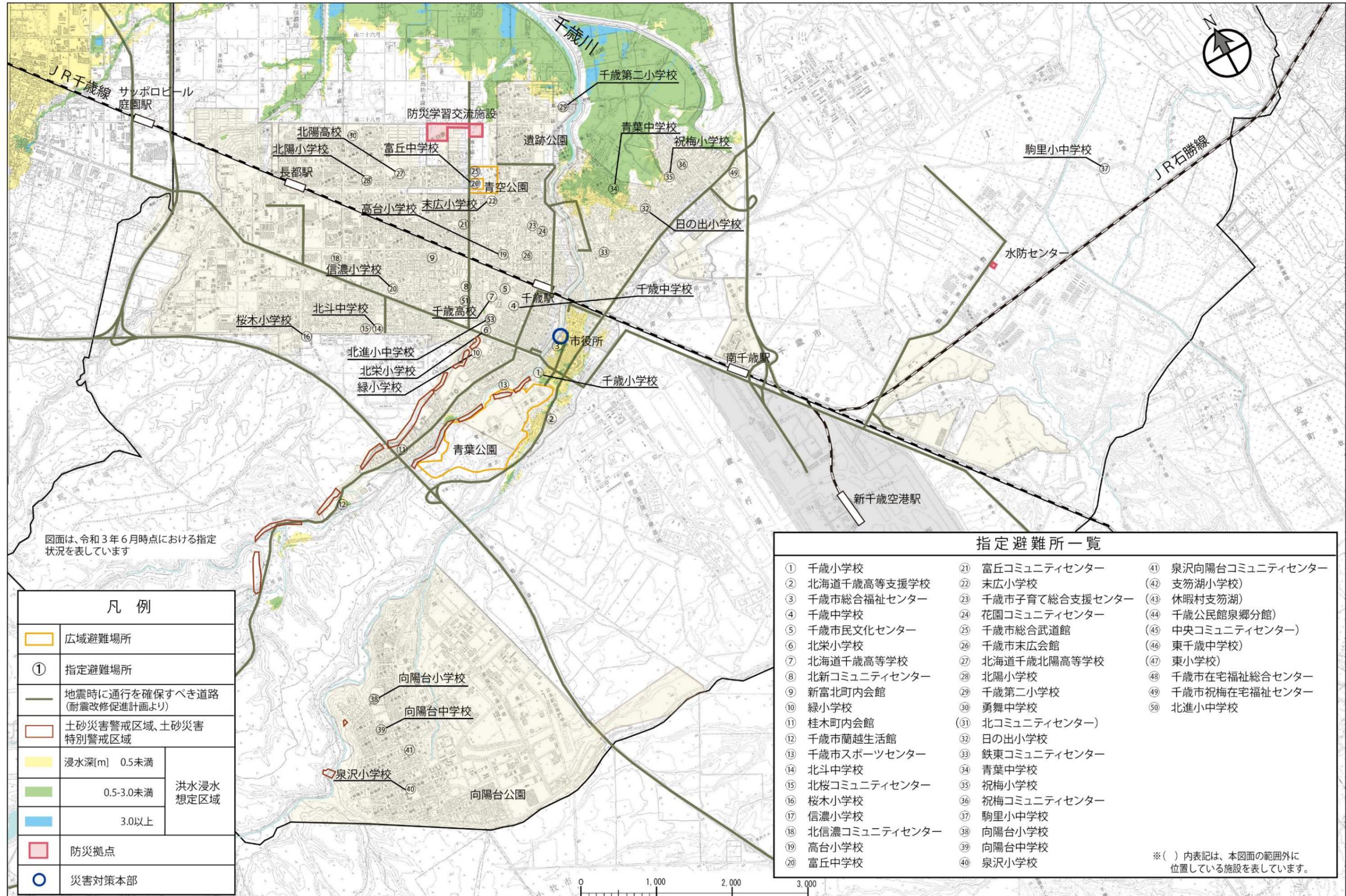
災害に強い市街地づくり

- ・耐震改修促進計画に基づき、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化の促進に取り組み、公共施設については、統廃合など今後の施設のあり方も含め検討します。
- ・水道の供給や下水道機能は、災害などにより長期にわたり停止すると、市民生活や事業活動に与える影響は極めて大きくなることから、災害対策を着実に進め、影響を最小化するとともに、災害などへの対応能力を高めます。
- ・総合的な治水対策を図るため、国や北海道など、関係機関と連携し、千歳川や祝梅川などにおける堤防の整備などを促進します。
- ・自然地の保全や雨水調整池による流出抑制対策、排水機場や排水路整備などの内水対策、防災体制などについて、関係機関と連携を図りながら総合的な治水対策を推進します。
- ・河川の流下能力が十分に発揮できるように、浚渫など適切な維持管理に努めます。
- ・溢水、越水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化の抑制や緑化の促進・保全に努めるなど、災害の防止を図ります。
- ・気候変動により増大する水害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討します。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、防災関係機関などとともに、災害の防止に努めます。
- ・工業・業務地域の周辺や工業地と住宅地が隣接する地域の緩衝緑地の保全を図ります。

□ 防災まちづくりの方針

<p>防災拠点や避難所・避難路などの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所や防災学習交流施設、水防センターを防災拠点に位置付け、災害発生時には市役所に災害対策本部を設置し、適切な対応に努めます。 ・指定避難所となる学校施設や公共施設は、適正な維持管理と耐震性能の向上を図ります。 ・地震・火災などの災害時の指定緊急避難場所として公園・緑地の活用を図ります。 ・災害時に緊急車両の通行などを確保するため、緊急輸送道路に指定された市道や橋梁などの適正管理に努めます。 ・災害時には避難経路として活用できるように、緑道や緩衝緑地の維持・保全に努めます。
<p>防災、災害に備える体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画などを基本に防災関係機関や市民などとの連携を強化し、より実践的な防災対策の充実を図ります。 ・防災学習交流施設を有効活用し、防災訓練の実施、自主防災組織の充実及び防災意識の啓発など、市民防災の促進を図ります。 ・防災行政無線などの情報提供手段の充実を図るとともに、防災資機材の備蓄や整備などを進めます。 ・大地震などの災害が発生した際に、避難行動要支援者に対する安否確認と迅速な避難を支援する体制づくりを進めます。

□ 防災まちづくりの方針図



| 12 | 景観まちづくりの方針

□ 現況と課題

総論

・千歳市の景観まちづくりの方針については、第1期及び第2期都市計画マスタープランに位置づけるとともに、平成14年度に「ちとせ景観ガイドライン（ガイドプラン含む）」の策定、平成24年度に北海道が「新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン」の改訂、令和3年度に「千歳市景観計画」を策定し、北海道や市民、各種活動団体との連携のもと、国際都市として各種景観づくりの取り組みを展開しています。

- ・近年は、新千歳空港の機能強化を背景に、空港を起点に行き来する様々な人を迎え入れる観点から、景観まちづくりの重要性は高まりつつあります。一方で中心市街地地区では空き店舗などが見られ、市民や観光客にとって魅力が感じられない景観となっています。
- ・支笏湖に代表される雄大な自然景観や良好な田園景観を有しており、市街地においては千歳川の水辺空間や道の駅など良好な景観づくりが進みつつあります。また、世界遺産に登録された史跡キウス周堤墓群について、北海道や関係自治体との連携のもと、史跡周辺の環境整備や景観の保全について具体的な検討が求められています。
- ・これらの動向を踏まえ、総合的な景観まちづくりをする必要があります。

各論

・千歳市は、新千歳空港を有し北海道の一大交通拠点として高い都市機能をもった国際都市であるとともに、支笏洞爺国立公園に代表される雄大な自然景観や北海道らしい広がりのある田園景観、史跡キウス周堤墓群や史跡ウサクマイ遺跡群などの歴史・文化を形成する景観を有しています。

- ・新千歳空港へのアクセス沿道では、屋外広告物の適切な誘導などによる空港周辺と調和した良好な景観づくりが行われています。
- ・景観講座やジュニア景観士講座*、花いっぱいコンクール*などによる市民が主体となった沿道の花植えや清掃活動など、景観についての意識の啓発とともに市民参加による景観づくりが行われています。
- ・市民の景観に対する意識については、支笏湖や千歳川といった自然景観に対する評価が高い一方で、美しいまちなみ景観の形成に対する評価が低くなっています。
- ・国際都市として来訪者に誇れるまちづくりを進めていくため、千歳市の貴重な財産である自然景観、田園景観、歴史・文化を形成する景観の保全に努めるとともに、市民の暮らしを豊かにする都市景観を、市民・事業者・市が協力しながら共通の意識のもとに長い年月をかけて育み、将来の千歳市民へ引き継いでいく必要があります。
- ・景観上重要な地区については、良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化が推進されています。

□ 基本的な考え方

■ 地域の資源となる景観の保全

景観の骨格を形づくる都市景観や自然景観、田園景観、史跡景観など、守るべき景観資源を保全します。

■ 多くの人が訪れたい魅力的な景観づくり

交通の要衝としての地域特性や千歳川などの恵まれた自然環境を生かし、多くの人が訪れ、歩いて楽しい、憩い、くつろぐことができる魅力的な景観形成に努めます。

■ 市民協働による千歳らしい景観づくり

花づくり活動や敷地内緑化、河川の清掃活動など、誰もが取り組める都市景観*づくりを進めるとともに、千歳市の特性を生かし、「千歳らしい」都市環境の保全と良好な地域イメージの構築を図るため、市民協働による地域ごとの魅力ある都市景観*の形成を推進します。

□ 景観まちづくりの方針

地域の資源となる 景観の保全

- ・青葉公園から蘭越地区の樹林地や北信濃地区の防風林など住宅地に隣接する保安林は、豊かな市街地環境を形成する緑地として保全などを図ります。
- ・市街地の良好な河川景観を形成する千歳川をはじめ、ママチ川、長都川、勇舞川において親しみやすい水辺空間の保全活用を図ります。
- ・美々川や千歳湖では、自然環境の保全を優先した河川景観の維持・形成を図ります。
- ・東部に広がる良好な田園景観の維持保全を図ります。
- ・史跡キウス周堤墓群や史跡ウサクマイ遺跡群の周辺は、千歳市の歴史・文化を形成する景観資源として保全・活用を図ります。

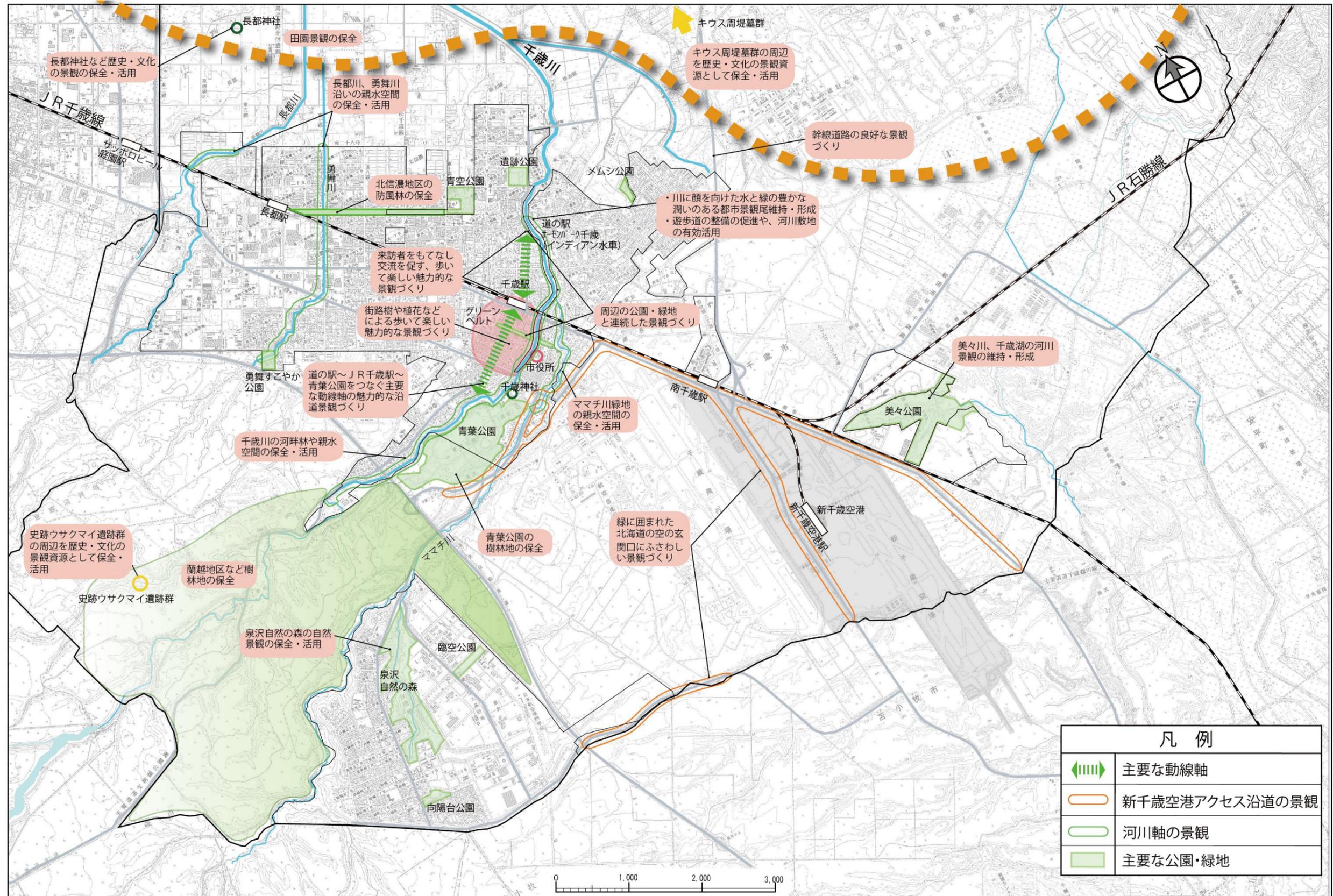
多くの人が訪れたくなる魅力的な景観づくり

- ・多くの市民や来訪者が利用するJR千歳駅周辺などにおいて、快適な歩行者空間を確保しながら、街路樹や植花による演出などにより、歩いて楽しい魅力的な景観づくりに努めます。
- ・千歳川などの自然環境を生かした水辺空間やオープンスペースの確保など、川に顔を向けた水と緑豊かな都市景観の維持・形成を図ります。
- ・遊歩道の整備促進や、河川敷地の有効活用など、誰もが憩い、くつろぐことができる空間づくりに努めます。
- ・グリーンベルトや道の駅サーモンパーク千歳などの多くの人が立ち寄る空間において、千歳川や周辺の公園・緑地の一体的な活用など、さらなる賑わい創出に資する魅力的な景観づくりに努めます。
- ・道の駅サーモンパーク千歳やJR千歳駅、青葉公園をつなぐ道路空間を主要な動線軸と位置付け、魅力的な沿道景観づくりに努めます。
- ・新千歳空港アクセス沿道などにおいて、緑に囲まれた北海道の空の玄関口にふさわしい景観づくりに努めます。
- ・景観上重要な幹線街路における無電柱化の促進など、良好な景観づくりに努めます。

市民協働による千歳らしい景観づくり

- ・市民、事業者、行政が共通の目標を持って良好な景観を創出するため、景観づくりに関する啓発や各種情報提供の充実を図ります。
- ・道路や河川において、市民参加による植花活動や清掃活動を推進します。
- ・シーニックバイウェイの支笏洞爺二セコルートの一翼を担う地域として景観や緑化に配慮した取組を推進します。

□ 景観まちづくりの方針図



| 13 | ひと・もの・にぎわい・交流まちづくりの方針

□ 現況と課題

総論

- ・観光・交流については、新千歳空港の機能拡充と空港運営の民間委託の開始により、更なる発展が期待され、市内の各所に立ち寄り・回遊を促す取り組みを進める必要があります。
- ・物流については、これまで流通業務団地の分譲を進めてきたほか、平成 25 年（2013 年）に新千歳空港インターチェンジが開通したことを受け、インターチェンジ周辺の平和地区に物流機能を集積する「新千歳空港ロジスティクスセンター」の分譲を開始しました。引き続き広域交通機能を生かした物流拠点の形成を進めていく必要があります。
- ・学術・ビジネス交流については、千歳科学技術大学の公立化に伴い、より一層、産・官・学の連携を進めるとともに、アルカディアプラザの機能を活用し、引き続き起業や操業しやすい業務・製造環境を確保する必要があります。
- ・今後も、社会経済情勢の変化に対応しつつ新千歳空港を核とし、千歳市の様々な資源を連携させて、ひと・もの・にぎわい・交流まちづくりを進める必要があります。

各論

■ 観光・交流

- ・新千歳空港は、令和元年（2019 年）に約 2400 万人の利用者があり、近年は外国人観光客の増加などを背景に、新千歳空港の乗降客数は過去最高を更新し続けていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い旅行者が減少したことから、感染症対策に加え、ワーケーションなどの新たなニーズに対応する必要があります。
- ・北海道では、「食」、「環境」、「健康」などをテーマとした滞在型観光を推進し、何度も訪れ長く滞在してもらえる観光地づくりを促進しています。
- ・千歳市は、アウトレットモールや道の駅サーモンパーク千歳、サケのふるさと千歳水族館、見学できる工場などの施設、支笏湖や千歳川、青葉公園などの豊かな自然環境、体験農場や観光農園など、多くの観光施設・資源に恵まれています。
- ・千歳市では、通過型の観光客も見られることから、多くの地域資源を有効活用し、観光客の回遊や滞在を促す観光ネットワークの形成を図るとともに、市民や観光客との交流を促進し、まちなかの賑わいの創出に努める必要があります。

■ 物流

- ・北海道は、北米と東アジアを結ぶ線上に位置し、ロシア極東地域にも隣接しています。これら地理的優位性を生かし、新千歳空港の国際航空貨物や苫小牧港の国際海上コンテナの輸送に係る機能強化を進め、国際物流の一大拠点の形成を目指しています。
- ・千歳市は、新千歳空港を核とした空・陸交通の要衝であるとともに、特定重要港湾である苫小牧港や道内経済の中心である札幌市に近接していることから、道内物流の要として重要な位置付けにあります。
- ・航空貨物需要や物流ニーズの高度化・多様化により、新千歳空港などの広域交通機能を生かした総合的・効率的物流システムの構築が求められています。

■ 学術・ビジネス交流

- ・空港周辺地域では、国際的視野に立った流通・物流機能や研究開発機能、先端技術産業などの集積を進めています。
- ・公立千歳科学技術大学などを核として産・学・官連携による先端科学技術の研究開発を推進し、産業化に向けて高度な技術開発や優秀な人材育成などの取組を進めています。

□ 基本的な考え方

■ 市内でのにぎわいや回遊を促す多様な機能の形成

道内外から訪れた人が、市街地などへ立ち寄り、回遊する流れをつくるため、千歳の特性や魅力ある施設・資源を生かしたにぎわいづくりや多様な観光スポット・ネットワークづくりを進めます。

■ 空港機能などを生かした効率的な物流環境の形成

効率的な物流網の形成を可能にするため、道央圏との交通ネットワークを形成するとともに、空港やインターチェンジに近接した場所に、物流業務機能の充実を図ります。

■ 千歳市の特性を生かした資源・人材交流の促進

先端科学技術産業に関する産・学・官連携による技術交流、人材の育成を進めるほか、市民との交流を促進します。

□ ひと・もの・にぎわい・交流まちづくりの方針

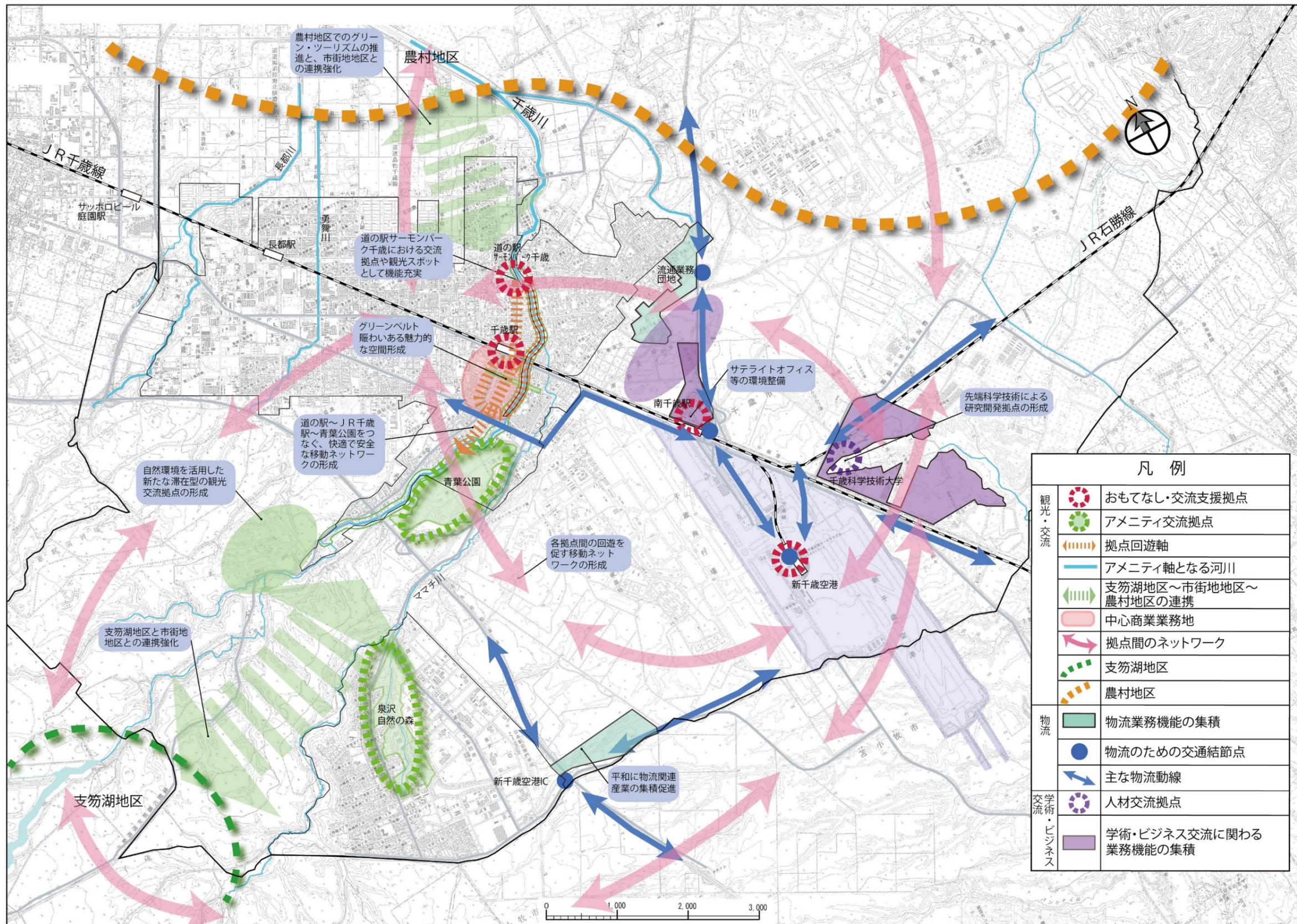
市内でのにぎわいや回遊を促す多様な機能の形成

- ・市街地においては、ＪＲ千歳駅、アウトレットモール、新千歳空港及び道の駅サーモンパーク千歳を「おもてなし・交流支援拠点」と位置付け、情報提供や移動ネットワークの形成を図り、市民や観光客の回遊や滞在を促します。
- ・交通利便性や観光資源などを生かしたワーケーションを推進するため、民間事業者と連携し、環境整備を進めます。
- ・道の駅サーモンパーク千歳は、市民や観光客が集まる交流拠点や観光スポットとして機能充実を図ります。
- ・中心市街地地区のＪＲ千歳駅やグリーンベルトは、市民や観光客が憩い、集い、賑わいのある魅力的な空間の形成を図ります。
- ・体験型観光やグリーン・ツーリズム、産業観光*など、多様な観光ニーズに対応するため、観光資源の発掘・活用や連携の強化を図ります。
- ・道の駅サーモンパーク千歳やＪＲ千歳駅、青葉公園をつなぐ国道３３７号や千歳川沿いの散策路などを、快適で安全な「拠点回遊軸」として形成を図ります。
- ・日帰りや通過している観光客の市内への立ち寄り、滞在を促進するため、「支笏湖地区」、「市街地地区」、「農村地区」の相互をネットワークする観光モデルコースを検討します。
- ・外国人観光客へのホスピタリティ向上を図るため、案内表示や観光ガイドなどの多言語化を進めます。
- ・「千歳市アイヌ施策推進地域計画」に基づき、自然環境の活用を通じた魅力ある場の創出や積極的な保全、文化の継承・保全を図ります。
- ・蘭越地区は、自然環境を活用した新たな滞在型の観光交流拠点の形成を検討します。

□ ひと・もの・にぎわい・交流まちづくりの方針

<p>空港機能などを生かした効率的な物流環境の形成</p>	<ul style="list-style-type: none">・新千歳空港や主要幹線街路などの広域交通機能を生かして平和に、物流関連産業の集積を促進し、国際的視野に立った物流拠点の形成を図ります。・新千歳空港における物流の拡大に向け、年間を通じ安定して貨物を確保することや効率的な輸送の確立、安定した輸出入に係る品質確保のための保管・貯蔵施設の技術開発や整備を促進します。・円滑な物流ルートの確保に向け、道道泉沢新千歳空港線の整備を促進します。
<p>千歳市の特性を生かした資源・人材交流の促進</p>	<ul style="list-style-type: none">・公立千歳科学技術大学などの取組を支援することで、産・学・官の連携を更に進め、先端科学技術による研究開発拠点の形成を図ります。・企業の地方移転に伴う受け皿として、サテライトオフィスなどの環境整備を進めます。

□ ひと・もの・にぎわい・交流まちづくりの方針図



IV. 地域別構想

- | 01 | 地域区分
- | 02 | 中心市街地地区
- | 03 | 市街地中部地域 [鉄道以南]
- | 04 | 市街地中部地域 [鉄道以北]
- | 05 | 市街地西部地域 [鉄道以南]
- | 06 | 市街地西部地域 [鉄道以北]
- | 07 | 泉沢地域
- | 08 | 新千歳空港周辺地域

IV. 地域別構想

| 01 | 地域区分

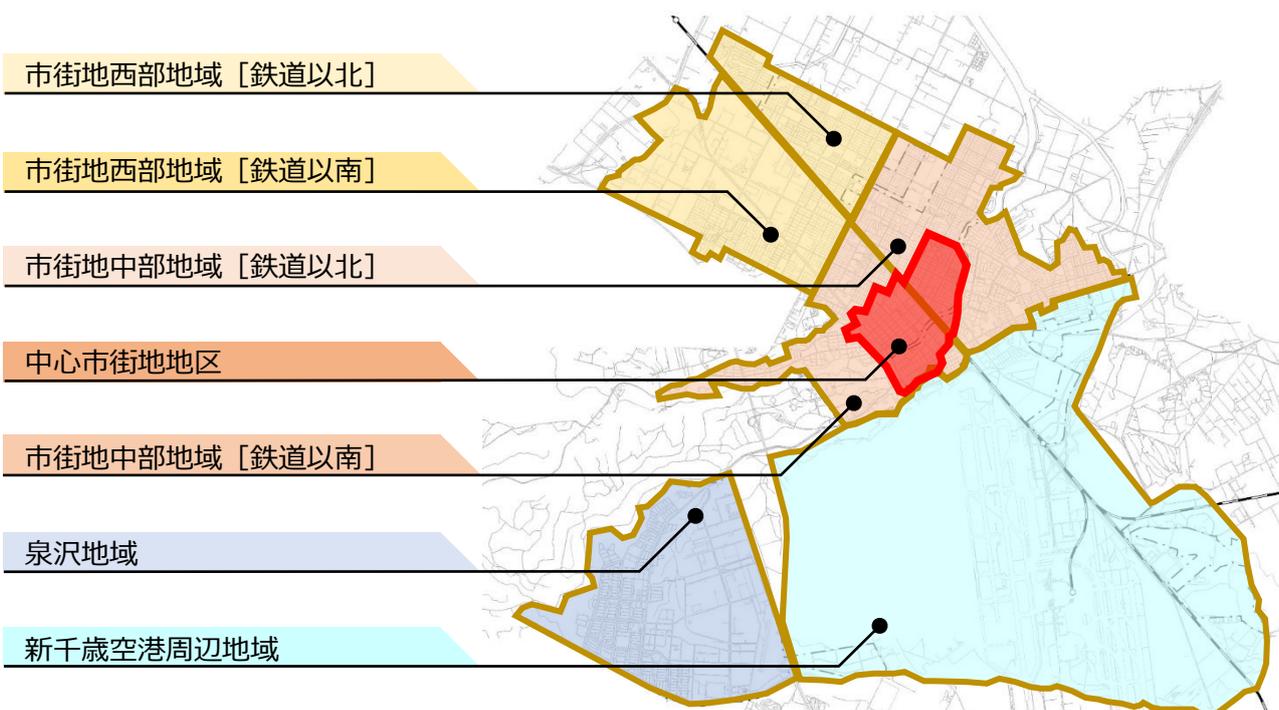
□ 考え方

これまでのまちづくりの進捗や全体構想の内容を踏まえ、地域特性に応じた「地域づくりの目標」、「地域づくりの方針」を定めるにあたり、次の考えで地域を区分します。

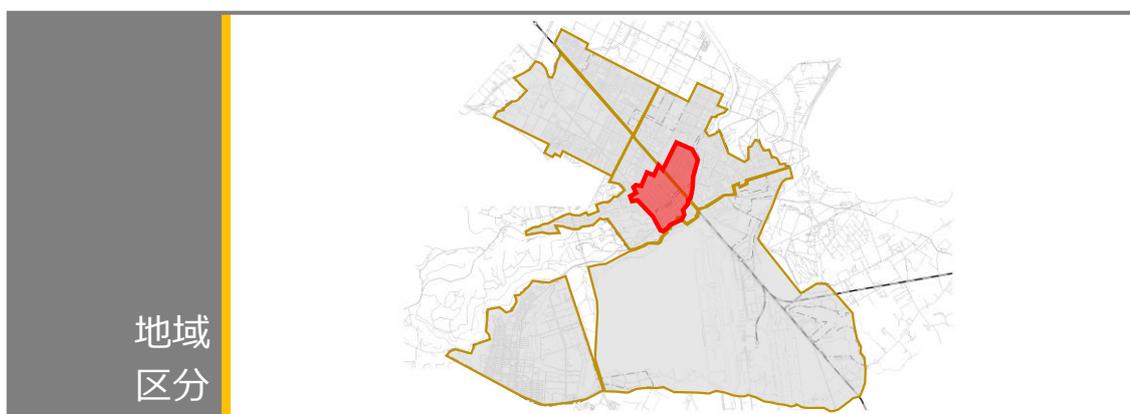
- 地形やコミュニティ*として一体的でまとまりのある地域
- 日常生活の拠点を備え、一定のまとまった人口を有する単位

□ 地域別構想の地域区分

地域別構想の地域区分を次のとおり、1地区6地域とします。



| 02 | 中心市街地地区



□ 現況と課題

概況

中心市街地地区は、JR千歳駅を中心とし、南側はJR千歳線から国道36号付近までの千歳川兩岸、北側はJR千歳線から道の駅サーモンパーク千歳までの範囲です。主に商業地で構成されており、商業施設や業務施設、文化施設、行政施設、医療施設などが集積しています。また、グリーンベルトや千歳川などの自然環境も兼ね備えた地区となっています。

現況
課題

- ・中心市街地地区は、JR千歳駅を中心に商業施設や宿泊施設、市役所などの公共施設、医療施設など、多くの都市機能*が集積するとともに、千歳川などの良好な自然環境も備わった地区であり、今後も広域的かつ総合的な商業業務地として高次な都市機能の集積と維持に努める必要があります。
- ・中心市街地地区は、鉄道やバス、タクシーなどの交通結節点となっているJR千歳駅のほか、国道36号などの広域的な幹線道路*が交差する交通の要衝となっています。今後の高齢化の進展や交流人口の増加を見据え、更なる交通の利便性の向上に努める必要があります。
- ・中心商業業務地は、多くの都市機能*が集積する「まちの顔」として賑わいづくりが求められています。賑わいを創出するためには、多くの人々が訪れ交流し、歩いて楽しい魅力ある地区づくりと便利で快適に居住できる良好な住環境の形成・維持に努める必要があります。

□ 地区づくりの目標

■ [定住] [安全] [持続]

■ 交通結節点としての機能や多様に集積する都市機能を有効に活用した便利で安心して暮らせる地区づくり

商業施設や公共交通、行政施設、文化施設などの集積した生活利便機能を生かし、住む人にとって便利で安心な地区づくりを目指します。

■ [活動] [交流] [持続]

■ 集積する都市機能と千歳川の魅力を生かした多くの人が集い賑わう地区づくり

公共交通の交通結節点となっているJR千歳駅を中心とした商業施設、行政施設、文化施設などが集積した都市機能や河川空間を生かし、多くの人が訪れ利用しやすい、中心的な地区の形成を目指します。

空港や鉄道、道路を通じて行き来する人をまちなかへ呼び込み、立ち寄り、交流ができるよう、まちの顔としてふさわしい機能と空間を備えた地区づくりを目指します。

□ 中心市街地地区の地区づくりの方針

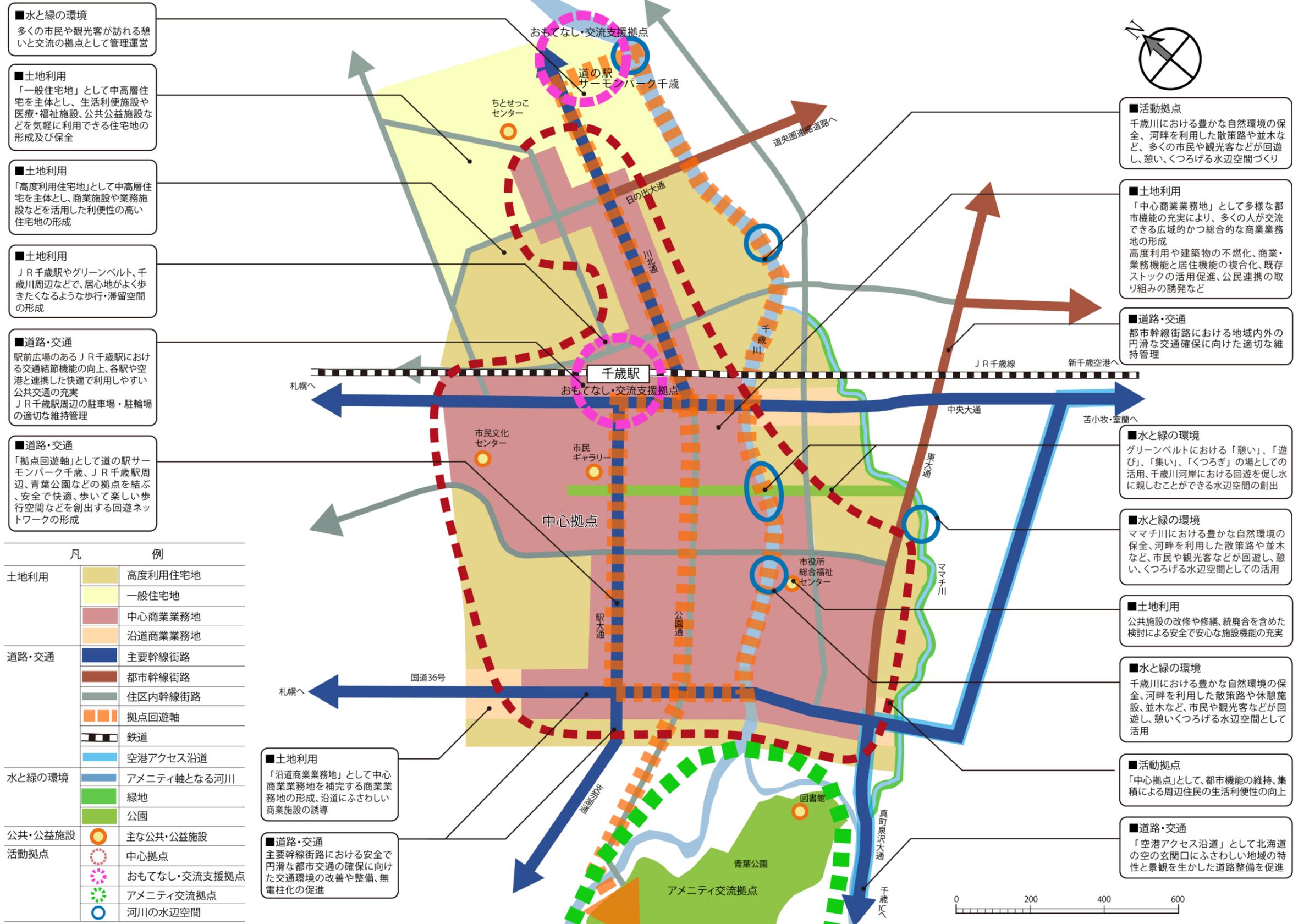
土地利用	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・中心商業業務地周辺の未広、朝日町、栄町などを「高度利用住宅地」と位置付け、中高層住宅を主体とし、商業施設や業務施設などを活用した利便性の高い住宅地の形成を図ります。 ・花園、高台などを「一般住宅地」と位置付け、中高層住宅を主体とし、生活利便施設などを気軽に利用できる良好な住宅地の形成及び保全を図ります。
	商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・栄町、千代田町、幸町、清水町、東雲町、錦町、本町などを「中心拠点」と位置づけ、都市機能の維持・集積を促し、周辺住民の生活利便性向上に努めます。

土地利用	商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R千歳駅周辺の栄町、千代田町、幸町、清水町、錦町などを「中心商業業務地」と位置付け、多様な都市機能*の充実により、多くの人が交流できる広域的かつ総合的な商業業務地の形成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 土地利用に当たっては、高度利用*や建築物の不燃化*を図るとともに、商業・業務機能と居住機能の複合化、既存ストックの活用促進、公民連携の取り組みの誘発など、魅力ある良好な都市空間の創出に努めます。 ▷ 市役所周辺地区における公共施設*の改修や修繕、統廃合を含めた検討を行い、市民が利用しやすく安全で安心な施設として機能の充実を図ります。 ▷ 新規参入者などによる空き店舗の活用など、商業機能の充実に努めます。 ▷ 駅前広場再整備などにより、J R千歳駅やグリーンベルト、千歳川周辺などで、居心地がよく歩きたくなるような歩行・滞留空間の形成を図ります。 ・ 国道36号、道道早来千歳線（中央大通）の沿道を「沿道商業業務地」と位置付け、周辺住民の利便性向上や中心商業業務地を補完する商業業務地の形成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 沿道商業業務地は、後背住宅地*の環境に配慮しながら、幹線街路の沿道にふさわしい商業施設の誘導に努めます。

□ 中心市街地地区の地区づくりの方針

<p>道路・交通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国道36号、駅大通（国道337号）、支笏湖通（道道支笏湖公園線）、中央大通（道道早来千歳線）、真町泉沢大通（道道千歳インター線）などを「主要幹線街路」と位置付け、安全で円滑な都市交通の確保に向けた交通環境の改善や整備を促進するとともに、市街地にある緊急輸送道路などは、災害時の通行確保を目的とする無電柱化を促進します。 ・日の出大通、東大通は、地域間を結ぶ「都市幹線街路*」と位置付けるとともに、仲の橋通、末広高台通などは都市幹線街路*を補完する「住区内幹線街路」と位置付け、地域内外の円滑な交通確保に向けた適切な維持管理を推進します。 ・道の駅サーモンパーク千歳、JR千歳駅周辺、青葉公園などの各拠点間を結ぶ道路を「拠点回遊軸」と位置付け、安全で快適、歩いて楽しい歩行空間などを創出する回遊ネットワークの形成を図ります。 ・駅前広場のあるJR千歳駅は、交通結節点としての機能を高め、市内各地点のバス路線網を確保し、快適で利用しやすい公共交通の充実を図ります。 ・JR千歳駅周辺の駐車場や駐輪場については、適切な維持管理に努めます。 ・新千歳空港アクセス沿道となる道道千歳インター線（真町泉沢大通）などは、北海道の空の玄関口にふさわしい地域の特性と景観を生かした道路整備を促進します。
<p>水と緑の環境形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・千歳川、ママチ川は、豊かな自然環境の保全に努めながら、河畔を利用した散策路や並木などの整備により、多くの市民や観光客などが回遊し、憩い、くつろげる水辺空間*として活用を図ります。 ・道の駅サーモンパーク千歳は、多くの市民や観光客などが訪れる憩いと交流の拠点として管理運営に努めます。 ・千歳川と交差するグリーンベルトは、「憩い」、「遊び」、「集い」、「くつろぎ」の場として多くの人々が交流できるよう活用を図るとともに、千歳川河岸は、市民や観光客などの回遊を促し、水に親しむことができる水辺空間の創出を図ります。

中心市街地地区の地区づくり方針図



- 水と緑の環境
多くの市民や観光客が訪れる憩いと交流の拠点として管理運営
- 土地利用
「一般住宅地」として中高層住宅を主体とし、生活利便施設や医療・福祉施設、公共施設などを気軽に利用できる住宅地の形成及び保全
- 土地利用
「高度利用住宅地」として中高層住宅を主体とし、商業施設や業務施設などを活用した利便性の高い住宅地の形成
- 土地利用
JR千歳駅やグリーンベルト、千歳川周辺などで、居心地がよく歩きたいような歩行・滞留空間の形成
- 道路・交通
駅前広場のあるJR千歳駅における交通結節機能の向上、各駅や空港と連携した快適で利用しやすい公共交通の充実
JR千歳駅周辺の駐車場・駐輪場の適切な維持管理
- 道路・交通
「拠点回遊軸」として道の駅サーモンパーク千歳、JR千歳駅周辺、青葉公園などの拠点を結ぶ、安全で快適、歩いて楽しい歩行空間などを創出する回遊ネットワークの形成



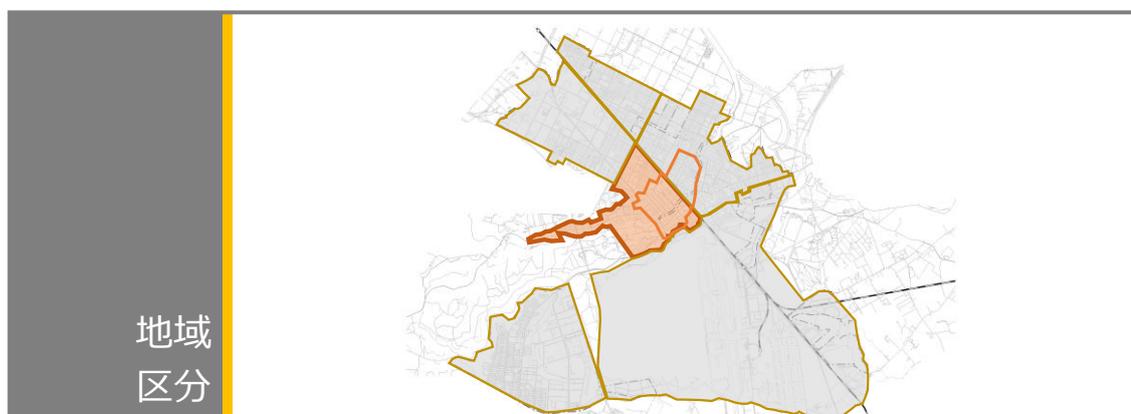
- 活動拠点
千歳川における豊かな自然環境の保全、河畔を利用した散策路や並木など、多くの市民や観光客などが回遊し、憩い、くつろげる水辺空間づくり
- 土地利用
「中心商業業務地」として多様な都市機能の充実により、多くの人が交流できる広域的かつ総合的な商業業務地の形成
高度利用や建築物の不燃化、商業・業務機能と居住機能の複合化、既存ストックの活用促進、公民連携の取り組みの誘発など
- 道路・交通
都市幹線街路における地域内外の円滑な交通確保に向けた適切な維持管理
- 水と緑の環境
グリーンベルトにおける「憩い」、「遊び」、「集い」、「くつろぎ」の場としての活用、千歳川河岸における回遊を促し水に親しむことができる水辺空間の創出
- 水と緑の環境
ママチ川における豊かな自然環境の保全、河畔を利用した散策路や並木など、市民や観光客などが回遊し、憩い、くつろげる水辺空間としての活用
- 土地利用
公共施設の改修や修繕、統廃合を含めた検討による安全で安心な施設機能の充実
- 水と緑の環境
千歳川における豊かな自然環境の保全、河畔を利用した散策路や休憩施設、並木など、市民や観光客などが回遊し、憩い、くつろげる水辺空間としての活用
- 活動拠点
「中心拠点」として、都市機能の維持、集積による周辺住民の生活利便性の向上
- 道路・交通
「空港アクセス沿道」として北海道の空の玄関口にふさわしい地域の特性と景観を生かした道路整備を促進

凡	例
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 高度利用住宅地 一般住宅地 中心商業業務地 沿道商業業務地
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 主要幹線街路 都市幹線街路 住区内幹線街路 拠点回遊軸 鉄道 空港アクセス沿道
水と緑の環境	<ul style="list-style-type: none"> アメニティ軸となる河川 緑地 公園
公共・公益施設	<ul style="list-style-type: none"> 主な公共・公益施設
活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> 中心拠点 おもてなし・交流支援拠点 アメニティ交流拠点 河川の水辺空間

- 土地利用
「沿道商業業務地」として中心商業業務地を補完する商業業務地の形成、沿道にふさわしい商業施設の誘導
- 道路・交通
主要幹線街路における安全で円滑な都市交通の確保に向けた交通環境の改善や整備、無電柱化の促進



| 03 | 市街地中部地域 [鉄道以南]



地域
区分

□ 現況と課題

概況

市街地中部地域 [鉄道以南] は、JR千歳駅より南西方向に広がる市街化区域*の範囲です。住宅地や商業地で構成されており、駅周辺は、中高層住宅や商業施設などが集積し、郊外に向かって低層住宅が集積しています。また、千歳川や青葉公園などの自然環境も備わった地域となっています。

現況
課題

- ・ 商業や業務施設などが集積した中心商業業務地を核とし、鉄道から南側の郊外に向かって中高層住宅及び低層住宅が主体となった住宅地が形成されています。多様化する市民ニーズに対応するため、利便性の高さを生かし、多様性に富んだ住宅地の形成に努める必要があります。
- ・ 桂木、新星では低層住宅を主体とした良好な住宅地が形成されていることから、今後も良好な環境を維持する必要があります。
- ・ 千歳川や青葉公園など、市民や観光客が憩える魅力ある地域資源があります。これら資源を有効に活用し、多くの人々が訪れる賑わいのある魅力的な地域づくりに努める必要があります。

□ 地域づくりの目標

■ [定住] [安全] [活動] [持続]

■ 利便性の高さや地域の資源を有効に活用した
快適で安心して暮らせる地域づくり

中心市街地や青葉公園など地域の資源を有効活用することで、地域に住む人が快適で安心して暮らし、活動できる安全な地域づくりを目指します。

■ [交流] [持続]

■ 千歳川や青葉公園などの自然環境を生かした
魅力・賑わいのある地域づくり

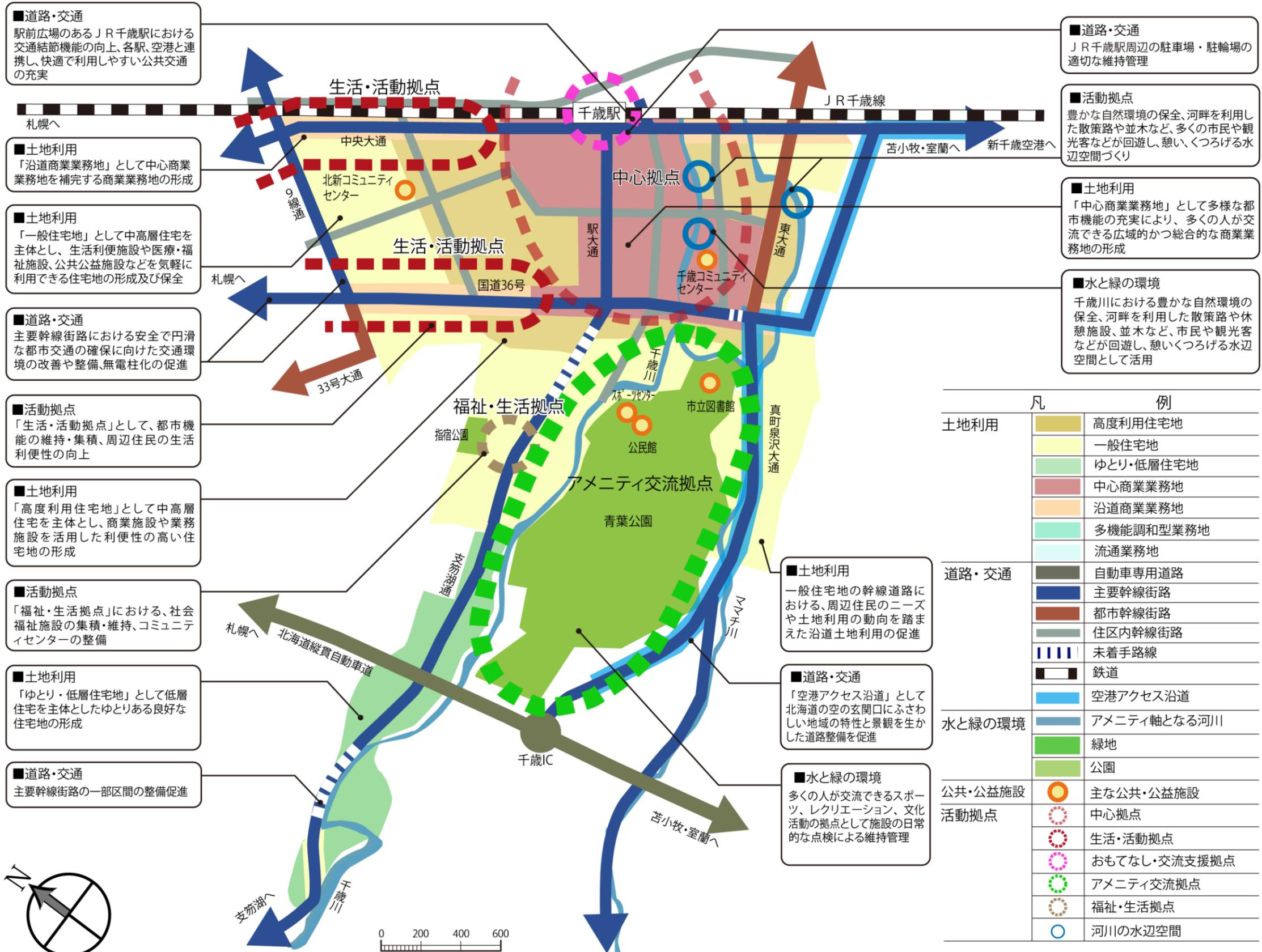
地域の中心を流れる千歳川や青葉公園などの自然環境を生かすとともに、川に顔を向けた街並みや水辺空間*づくりを通じて、多くの人が憩い、くつろぎ、交流できる魅力ある地域づくりを目指します

□ 市街地中部地域 [鉄道以南] の地域づくりの方針

土地利用	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心商業業務地周辺の北栄、緑町、春日町、本町、朝日町などを「高度利用住宅地」と位置付け、中高層住宅を主体とし、商業施設や業務施設などを活用した利便性の高い住宅地の形成を図ります。 ・ 新富、大和などや都市幹線街路*の沿道を「一般住宅地」と位置付け、中高層住宅を主体とし、生活利便施設を気軽に利用できる良好な住宅地の形成及び保全を図ります。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ▷ 一般住宅地の幹線道路沿道は、周辺住民のニーズや土地利用の動向を踏まえ、沿道における土地利用の促進に努めます。 </div> ・ 大和を「福祉・生活拠点」と位置付け、都市機能の維持・集積を促し、周辺住民の生活利便性向上に努めます。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ▷ 地域コミュニティづくりを推進するため、大和にコミュニティセンターの整備を図ります。 </div> ・ 桂木、新星などを「ゆとり・低層住宅地」と位置付け、低層住宅を主体としたゆとりある良好な住宅地の形成を図ります。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ▷ 地区計画*などにより、計画的に良好な住環境の維持保全を図るとともに、周辺住民のニーズに対応した日常生活に必要な生活利便施設*の誘導に努めます。 </div>
------	-----	--

<p>土地利用</p>	<p>商業地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R千歳駅周辺の栄町、千代田町、幸町、清水町、錦町などを「中心商業業務地」と位置付け、多様な都市機能*の充実により、多くの人々が交流できる広域的かつ総合的な商業業務地の形成を図ります。 ・ 国道36号、中央大通（道道早来千歳線）の沿道や周辺を「生活・活動拠点」と位置づけ、都市機能の維持・集積を促し、周辺住民の生活利便性向上に努めます。 ・ 国道36号、中央大通（道道早来千歳線）の沿道を「沿道商業業務地」と位置付け、中心商業業務地を補完する商業業務地の形成を図ります。 <p>▷ 沿道商業業務地は、後背住宅地*の環境に配慮しながら、幹線街路の沿道にふさわしい商業施設の誘導に努めます。</p>
<p>道路・交通</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道36号、駅大通（国道337号）、支笏湖通（道道支笏湖公園線）、9線通（道道島松千歳線）、中央大通（道道早来千歳線）、真町泉沢大通（道道千歳インター線）は、「主要幹線街路」と位置付け、安全で円滑な都市交通の確保に向けた交通環境の改善や整備を促進するとともに、市街地にある緊急輸送道路などは、災害時の通行確保を目的とする無電柱化を促進します。 ・ 東大通は、地域間を結ぶ「都市幹線街路」と位置付けるとともに、北新通、仲の橋通などは、都市幹線街路を補完する「住区内幹線街路」と位置付け、地域内外の円滑な交通確保に向けた適切な維持管理を推進します。 ・ 主要幹線街路の国道36号、支笏湖通（道道支笏湖公園線）の一部区間の整備促進を図ります。 ・ 駅前広場のある J R千歳駅は、交通結節点としての機能を高め、市内各地点のバス路線網を確保し、快適で利用しやすい公共交通の充実を図ります。 ・ J R千歳駅周辺の駐車場や駐輪場については、適切な維持管理に努めます。 ・ 新千歳空港アクセス沿道となる国道36号、道道千歳インター線は、北海道の空の玄関口にふさわしい地域の特性と景観を生かした道路整備を促進します。
<p>水と緑の環境形成</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 千歳川、ママチ川は、豊かな自然環境の保全に努めながら、河畔を利用した散策路や並木などの整備により、多くの市民や観光客などが回遊し、憩い、くつろげる水辺空間*として活用を図ります。 ・ 青葉公園は、多くの人々が交流できるスポーツ、レクリエーション、文化活動の拠点として施設の日常的な点検による適切な維持管理などに努めます。

市街地中部地域〔鉄道以南〕の地域づくり方針図



■道路・交通
駅前広場のあるJR千歳駅における交通結節機能の向上、各駅、空港と連携し、快適で利用しやすい公共交通の充実

■土地利用
「沿道商業業務地」として中心商業業務地を補完する商業業務地の形成

■土地利用
「一般住宅地」として中高層住宅を主体とし、生活利便施設や医療・福祉施設、公共施設などを気軽に利用できる住宅地の形成及び保全

■道路・交通
主要幹線街路における安全で円滑な都市交通の確保に向けた交通環境の改善や整備、無電柱化の促進

■活動拠点
「生活・活動拠点」として、都市機能の維持・集積、周辺住民の生活利便性の向上

■土地利用
「高度利用住宅地」として中高層住宅を主体とし、商業施設や業務施設を活用した利便性の高い住宅地の形成

■活動拠点
「福祉・生活拠点」における、社会福祉施設の集積・維持、コミュニティセンターの整備

■土地利用
「ゆとり・低層住宅地」として低層住宅を主体としたゆとりある良好な住宅地の形成

■道路・交通
主要幹線街路の一部区間の整備促進

■道路・交通
JR千歳駅周辺の駐車場・駐輪場の適切な維持管理

■活動拠点
豊かな自然環境の保全、河畔を利用した散策路や並木など、多くの市民や観光客などが回遊し、憩い、くつろげる水辺空間づくり

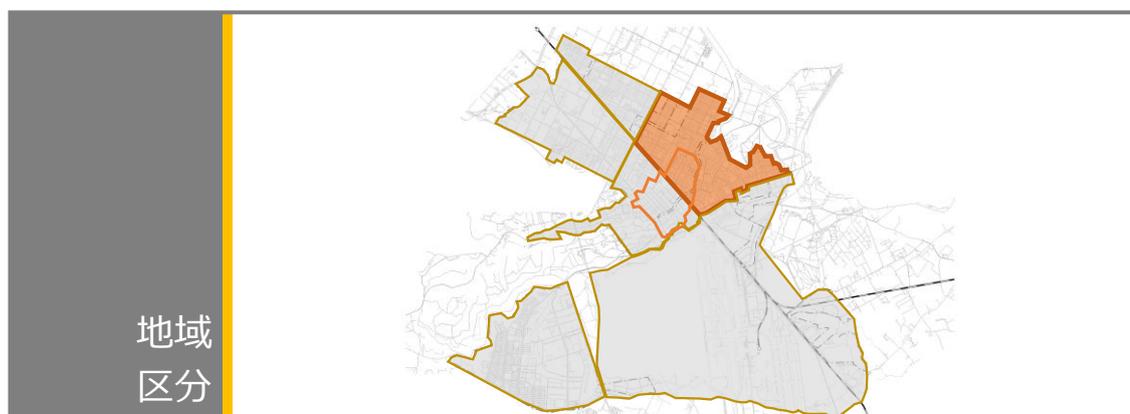
■土地利用
「中心商業業務地」として多様な都市機能の充実により、多くの人が交流できる広域的かつ総合的な商業業務地の形成

■水と緑の環境
千歳川における豊かな自然環境の保全、河畔を利用した散策路や休憩施設、並木など、市民や観光客などが回遊し、憩い、くつろげる水辺空間として活用

	凡	例
土地利用		高度利用住宅地
		一般住宅地
		ゆとり・低層住宅地
		中心商業業務地
		沿道商業業務地
		多機能調和型業務地
道路・交通		自動車専用道路
		主要幹線街路
		都市幹線街路
		住区内幹線街路
		未着手路線
水と緑の環境		鉄道
		空港アクセス沿道
		アメニティ軸となる河川
公共・公益施設		緑地
		公園
活動拠点		主な公共・公益施設
		中心拠点
		生活・活動拠点
		おもてなし・交流支援拠点
		アメニティ交流拠点
		福祉・生活拠点
		河川の水辺空間



| 04 | 市街地中部地域 [鉄道以北]

地域
区分

□ 現況と課題

概況

市街地中部地域 [鉄道以北] は、JR千歳駅より北東方向に広がる市街化区域*の範囲です。住宅地や商業地、工業地で構成されており、駅周辺では、中高層住宅や商業施設などが集積し、郊外に向かって低層住宅や業務施設が集積しています。また、千歳川などの自然環境も備わった地域となっています。

千歳川右岸は、業務施設が混在する住宅地が形成され、千歳川左岸は、商業地や道の駅、人口増加が続く住宅地が形成されています。

現況
課題

・鉄道から北側の郊外に向かって中高層住宅及び低層住宅が主体となった住宅地が形成されています。多様化する市民ニーズに対応するため、利便性の高さを生かし、多様性に富んだ住宅地の形成に努める必要があります。

- ・あずさでは低層住宅を主体とした良好な住宅地が形成されており、今後も良好な住環境を維持する必要があります。
- ・青葉、日の出、東郊、寿などでは、低層住宅及び中高層住宅のほか、店舗、事務所、医療、福祉などの利便性の高い施設が立地していますが、航空機騒音の影響を受ける地域であることから、騒音に配慮した環境の維持・形成に努める必要があります。この他、地域内には移転跡地*が点在しており、広場や花壇など地域の生活環境改善に資する土地利用を促進する必要があります。
- ・清流、幸福などは、低層住宅及び中層住宅が主体となった住宅地が形成されています。住宅地に隣接する千歳市根志越業務団地は、商業・業務系の流通業務地となっており、周辺の住環境に配慮しながら、今後も土地の利活用に努める必要があります。

- ・鉄道以北の地域には、陸上自衛隊東千歳駐屯地と北海道大演習場を結び、装軌車などの自衛隊車両が通行する公道（通称C経路*）が横断しており、自衛隊と共存できる地域づくりをする必要があります。
- ・地域内には、千歳川、道の駅サーモンパーク千歳など、多くの市民や観光客などが憩える魅力ある地域資源があります。これら資源を有効に活用し、多くの人が訪れる賑わいのある魅力的な地域づくりに努める必要があります。

□ 地域づくりの目標

■ [定住] [安全] [活動] [持続]

■ 利便性の高さや地域の資源を有効に活用した 快適で安心して暮らせる地域づくり

中心市街地や道の駅、千歳川など地域の資源を有効活用することで、地域に住む人が快適で安心して暮らし、活動できる安全な地域づくりを目指します。

■ [交流] [持続]

■ 千歳川などの自然環境や道の駅の交流機能を生かした 魅力・賑わいのある地域づくり

地域の中心を流れる千歳川の自然環境や道の駅の交流機能を生かすとともに、川に顔を向けた街並みや水辺空間*づくりを通じて、多くの人が憩い、くつろぎ、交流できる魅力ある地域づくりを目指します。

□ 市街地中部地域 [鉄道以北] の地域づくりの方針

土地利用	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・中心商業業務地周辺の末広などを「高度利用住宅地」と位置付け、中高層住宅を主体とし、商業施設や業務施設などを活用した利便性の高い住宅地の形成を図ります。 ・清流、稲穂、幸福や都市幹線街路*の沿道を「一般住宅地」と位置付け、中高層住宅を主体とし、生活利便施設を気軽に利用できる良好な住宅地の形成及び保全を図ります。 <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 南28号（通称C経路*）沿道は、後背住宅地*の良好な環境を保全するため、緩衝帯*の設置や地区計画*などにより適切な規制・誘導を図ります。 ▷ 必要に応じて、新たな住宅地の形成を検討します。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・富丘を「医療・生活拠点」と位置づけ、都市機能の維持・集積を促し、周辺住民の生活利便性向上に努めます。 <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 周辺住民のニーズや土地利用の動向などを踏まえ、地域の生活利便性の向上を図り、土地利用の促進に努めます。 </div>
-------------	------------	---

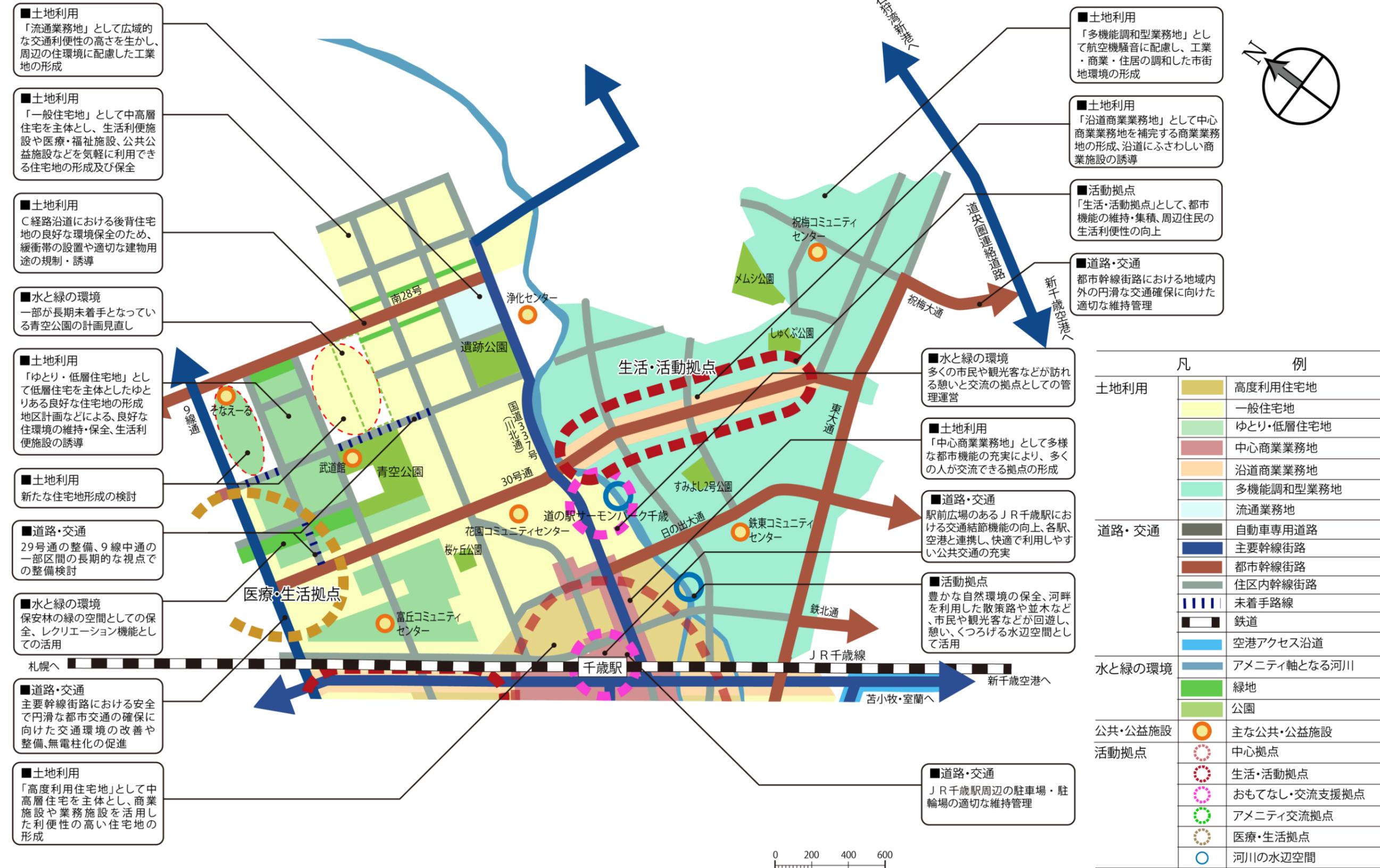
土地利用	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・富丘、あずさなどを「ゆとり・低層住宅地」と位置付け、低層住宅を主体としたゆとりある良好な住宅地の形成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 地区計画*などにより、計画的に良好な住環境の維持保全を図るとともに、周辺住民のニーズに対応した日常生活に必要な生活利便施設*の誘導に努めます。 ▷ 必要に応じて、新たな住宅地の形成を検討します。
	商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・千歳川右岸の30号通沿道や周辺を「生活・活動拠点」と位置づけ、都市機能の維持・集積を促し、周辺住民の生活利便性向上に努めます。 ・千歳川右岸の30号通沿道を「沿道商業業務地」と位置付け、中心商業業務地を補完する商業業務地の形成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 沿道商業業務地は、後背住宅地*の環境に配慮しながら、幹線街路の沿道にふさわしい商業施設の誘導に努めます。
	工業地	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉、日の出、東郊、寿などを「多機能調和型業務地」と位置付け、航空機騒音に配慮しながら、工業・商業・住居の調和した市街地環境の形成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 国が実施する住宅などの騒音対策のほか、移転跡地*の有効利用の促進など、良好な地区環境の形成に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・清流（千歳市根志越業務団地）を「流通業務地」と位置付け、広域的な交通利便性の高さを生かした商業施設や業務施設を主体としながら、周辺の住環境に配慮した工業地の形成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 地区計画*などにより、周辺の住環境に配慮した適切な規制・誘導を図りながら、土地利用の促進に努めます。
道路・交通		<ul style="list-style-type: none"> ・川北通（国道337号）、9線通（道道島松千歳線）は、「主要幹線街路」と位置付け、安全で円滑な都市交通の確保に向けた交通環境の改善や整備を促進するとともに、市街地にある緊急輸送道路などは、災害時の通行確保を目的とする無電柱化を促進します。 ・南28号、30号通、日の出大通、東大通は、地域間を結ぶ「都市幹線街路」と位置付けるとともに、29号通、末広高台通などは、都市幹線街路を補完する「住区内幹線街路」と位置付け、地域内外の円滑な交通確保に向けた適切な維持管理を推進します。 ・住区幹線街路の29号通の整備及び9線中通の一部区間の整備について、周辺土地利用に合わせた長期的な視点による検討を行います。 ・駅前広場のあるJR千歳駅は、交通結節点としての機能を高め市内各地点のバス路線網を確保し、快適で利用しやすい公共交通の充実を図ります。 ・JR千歳駅周辺の駐車場や駐輪場については、適切な維持管理に努めます。

□ 市街地中部地域〔鉄道以北〕の地域づくりの方針

水と緑の環境形成

- ・千歳川、ママチ川は、豊かな自然環境の保全に努めながら、河畔を利用した散策路や並木などの維持管理により、多くの市民や観光客などが回遊し、憩い、くつろげる水辺空間*として活用を図ります。
- ・道の駅サーモンパーク千歳は、多くの市民や観光客が訪れる憩いと交流の拠点として管理運営に努めます。また、周辺の公園・緑地の一体的な活用など、さらなる賑わい創出に資する魅力的な景観づくりに努めます。
- ・長期未着手となっている青空公園の一部については、社会情勢や市民ニーズの変化への対応、都市の利便性向上を図る観点で、計画の見直しを含め検討します。
- ・あずさ周辺の住宅地に隣接する保安林は、緑の空間として保全しながら、レクリエーション機能として活用を図ります。

市街地中部地域〔鉄道以北〕の地域づくり方針図



■土地利用
「流通業務地」として広域的な交通利便性の高さを生かし、周辺の住環境に配慮した工業地の形成

■土地利用
「一般住宅地」として中高層住宅を主体とし、生活利便施設や医療・福祉施設、公共施設などを気軽に利用できる住宅地の形成及び保全

■土地利用
C経路沿道における後背住宅地の良好な環境保全のため、緩衝帯の設置や適切な建物用途の規制・誘導

■水と緑の環境
一部が長期未着手となっている青空公園の計画見直し

■土地利用
「ゆとり・低層住宅地」として低層住宅を主体としたゆとりある良好な住宅地の形成地区計画などによる、良好な住環境の維持・保全、生活利便施設の誘導

■土地利用
新たな住宅地形成の検討

■道路・交通
29号通の整備、9線中通の一部区間の長期的な視点での整備検討

■水と緑の環境
保安林の緑の空間としての保全、レクリエーション機能としての活用

■道路・交通
主要幹線街路における安全で円滑な都市交通の確保に向けた交通環境の改善や整備、無電柱化の促進

■土地利用
「高度利用住宅地」として中高層住宅を主体とし、商業施設や業務施設を活用した利便性の高い住宅地の形成

■土地利用
「多機能調和型業務地」として航空機騒音に配慮し、工業・商業・住居の調和した市街地環境の形成

■土地利用
「沿道商業業務地」として中心商業業務地を補完する商業業務地の形成、沿道にふさわしい商業施設の誘導

■活動拠点
「生活・活動拠点」として、都市機能の維持・集積、周辺住民の生活利便性の向上

■道路・交通
都市幹線街路における地域内外の円滑な交通確保に向けた適切な維持管理

■水と緑の環境
多くの市民や観光客などが訪れる憩いと交流の拠点としての管理運営

■土地利用
「中心商業業務地」として多様な都市機能の充実により、多くの人が交流できる拠点の形成

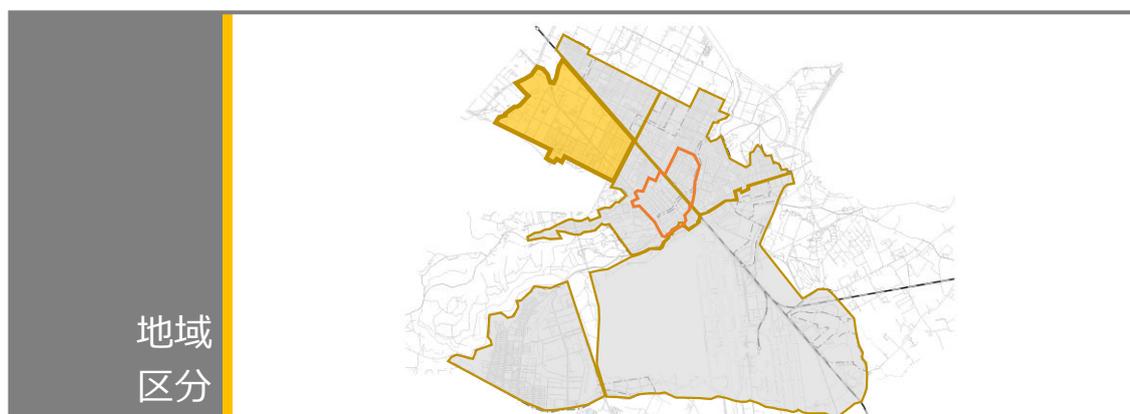
■道路・交通
駅前広場のあるJR千歳駅における交通結節機能の向上、各駅、空港と連携し、快適で利用しやすい公共交通の充実

■活動拠点
豊かな自然環境の保全、河畔を利用した散策路や並木など、市民や観光客などが回遊し、憩い、くつろげる水辺空間として活用

■道路・交通
JR千歳駅周辺の駐車場・駐輪場の適切な維持管理

	凡	例
土地利用		高度利用住宅地
		一般住宅地
		ゆとり・低層住宅地
		中心商業業務地
		沿道商業業務地
		多機能調和型業務地
道路・交通		流通業務地
		自動車専用道路
		主要幹線街路
		都市幹線街路
		住区内幹線街路
		未着手路線
水と緑の環境		鉄道
		空港アクセス沿道
		アメニティ軸となる河川
公共・公益施設		緑地
		公園
活動拠点		主な公共・公益施設
		中心拠点
		生活・活動拠点
		おもてなし・交流支援拠点
		アメニティ交流拠点
		医療・生活拠点
		河川の水辺空間

| 05 | 市街地西部地域 [鉄道以南]



□ 現況と課題

概況

市街地西部地域 [鉄道以南] は、JR長都駅より南西方向に広がる市街化区域*の範囲です。低層住宅を主体とした住宅地と製造業を中心とした工業地で形成されています。また、長都川や勇舞川などの自然環境も備わった地域となっています。

現況
課題

- ・信濃、富士、桜木、自由ヶ丘、北斗は、低層及び中層住宅を主体とした住宅地が形成されており、主要幹線街路*の沿道などには沿道型商業施設が立地しています。今後の高齢化の進展などを踏まえ、日常生活における利便性の向上に努める必要があります。
- ・4つの工業団地は、製造、加工を主体とした内陸型工業地*が形成されています。また、隣接する住宅地の住環境を保全するため、緩衝緑地*や公園などを配置しており、今後も住宅地と工業地が共存した良好な環境の維持・向上に努める必要があります。

□ 地域づくりの目標

■ [定住] [安全] [持続]

■ 地域の商工業機能などと共に、住み続けられる地域づくり

将来の高齢化を見据え、買い物などの生活利便性を確保し、地域コミュニティ*により支え合いながら暮らせる地域づくりを目指します。

■ [活動] [持続]

■ 居住機能と工業地が共存した活力ある地域づくり

道内最初の市営工業団地を擁する地域として水や緑の緩衝空間*や安全な交通動線の確保などにより、住宅地と工業地が相互に共存する地域づくりを目指します。

■ [交流] [持続]

■ 河川などの地域資源を生かした魅力的な地域づくり

長都川、勇舞川などの豊かな自然や工場見学できる企業など、地域の優れた資源を活用し、多くの人が訪れ交流できる魅力的な地域づくりを目指します。

□ 市街地西部地域 [鉄道以南] の地域づくりの方針

土地利用	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・富士、信濃、北斗などや都市幹線街路*の沿道を「一般住宅地」と位置付け、中高層住宅を主体とし、生活利便施設*などを気軽に利用できる良好な住宅地の形成及び保全を図ります。 ・桜木、自由ヶ丘などを「ゆとり・低層住宅地」と位置付け、低層住宅を主体としたゆとりある良好な住宅地の形成、保全を図ります。
	商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・国道36号、中央大通（道道早来千歳線）の沿道の一部とその周辺を「生活・活動拠点」と位置づけ、都市機能の維持・集積を促し、周辺住民の生活利便性向上に努めます。 ・国道36号、中央大通（道道早来千歳線）の沿道を「沿道商業業務地」と位置付け、中心商業業務地を補完する商業業務地の形成を図ります。 <p>▷ 沿道商業業務地は、後背住宅地*の環境や工業地の操業環境などに配慮しながら、幹線街路の沿道にふさわしい商業施設の誘導に努めます。</p>

<p>土地利用</p>	<p>工業地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上長都、北信濃を「一般工業地」と位置付け、製造・加工業を主体とした内陸型工業地*の形成を図ります。 <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 隣接する住宅地の良好な環境を保全するため、緩衝帯*の設置や特別用途地区*などにより適切な規制・誘導を図りながら、土地利用の促進に努めます。 ▷ 公設地方卸売市場は、食品流通環境や消費者ニーズの変化などを踏まえ、品揃えの充実や事業者への安定供給を目指し、市場取扱高の増加に努めながら、将来的な市場の適正規模や位置などについて検討します。 </div>
<p>道路・交通</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・国道36号、中央大通（道道早来千歳線）、9線通（道道島松千歳線）は、「主要幹線街路*」と位置付け、安全で円滑な都市交通の確保に向けた交通環境の改善や整備を促進するとともに、市街地にある緊急輸送道路などは、災害時の通行確保を目的とする無電柱化を促進します。 ・33号大通、4線大通、東6線は地域間を結ぶ「都市幹線街路*」と位置付けるとともに、北信濃中通、7線大通などは都市幹線街路*を補完する「住区内幹線街路」と位置付け、地域内外の円滑な交通確保に向けた適切な維持管理を推進します。 ・主要幹線街路の国道36号の一部区間の整備促進を図ります。 ・JR千歳線の踏切部で発生する交通混雑解消に向けた検討を行います。
<p>水と緑の環境形成</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・長都川、勇舞川は、豊かな自然環境の保全に努めながら、河畔を利用した散策路や並木などの維持管理により、市民が憩い、くつろげる水辺空間*として活用を図ります。 <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 長都川の河川緑地の維持管理に努めます。 </div>

市街地西部地域〔鉄道以南〕の地域づくり方針図



凡	例
土地利用	■ 一般住宅地
	■ ゆとり・低層住宅地
	■ 地域商業業務地
	■ 沿道商業業務地
	■ 一般工業地
道路・交通	■ 自動車専用道路
	■ 主要幹線街路
	■ 都市幹線街路
	■ 住区内幹線街路
	■ 未着手路線
水と緑の環境	■ アメニティ軸となる河川
	■ 緑地
	■ 公園
公共・公益施設	○ 主な公共・公益施設
活動拠点	○ 生活・活動拠点

■土地利用
「一般工業地」として製造・加工業を主体とした内陸型工業地の形成

■道路・交通
国道36号の一部区間の整備促進

■土地利用
公設地方卸売市場の適正規模や位置等の検討

■水と緑の環境
長都川、勇舞川における豊かな自然環境の保全、河畔を利用した散策路や並木など、市民が憩い、くつろげる水辺空間の活用

■土地利用
隣接する住宅地の良好な環境を保全するための緩衝帯の設置、特別用途地区などによる適切な規制・誘導

■水と緑の環境
長都川の河川緑地の維持管理

■道路・交通
都市幹線街路における地域内外の円滑な交通確保に向けた適切な維持管理

■道路・交通
踏切部で発生する交通混雑解消に向けた検討

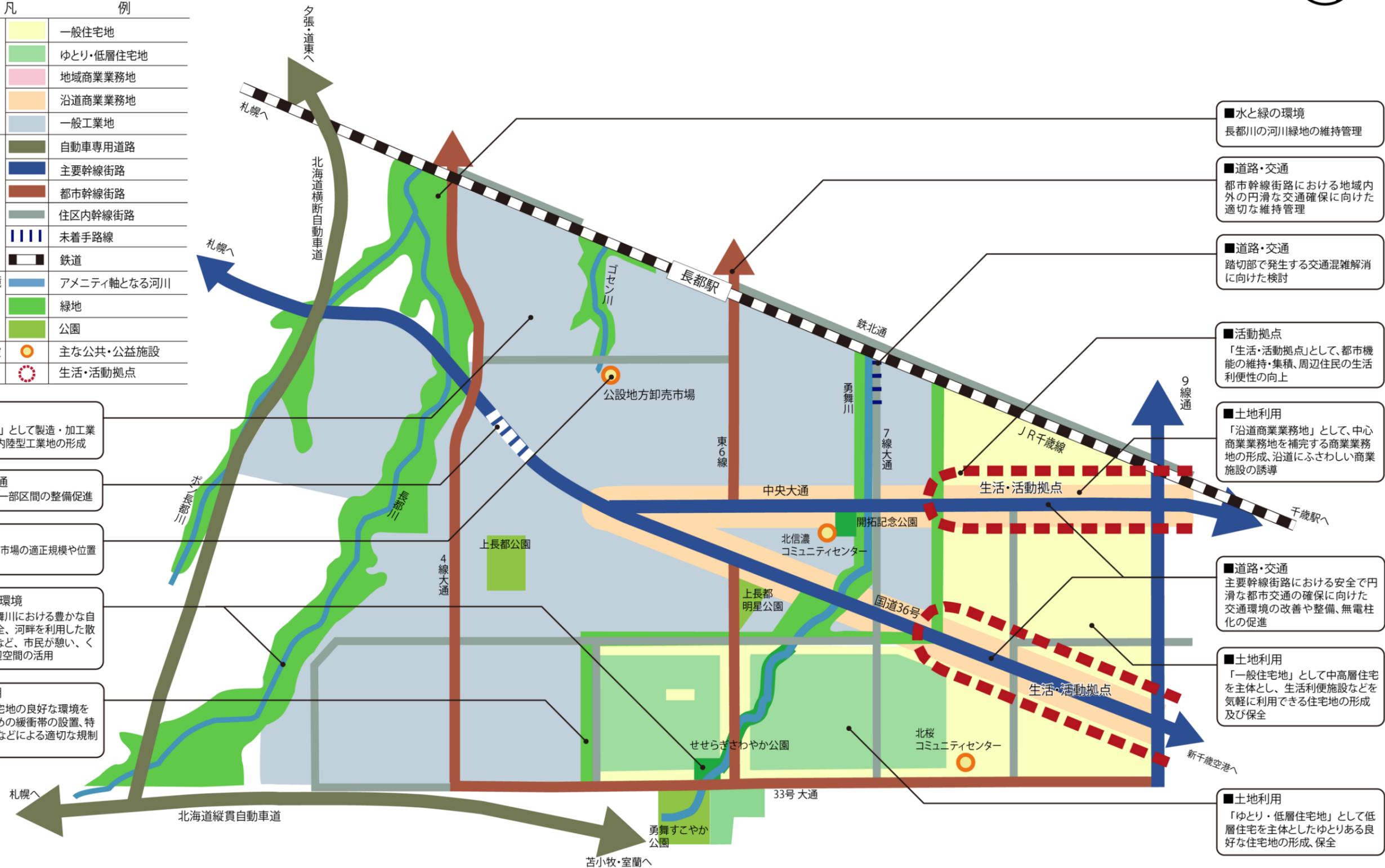
■活動拠点
「生活・活動拠点」として、都市機能の維持・集積、周辺住民の生活利便性の向上

■土地利用
「沿道商業業務地」として、中心商業業務地を補完する商業業務地の形成、沿道にふさわしい商業施設の誘導

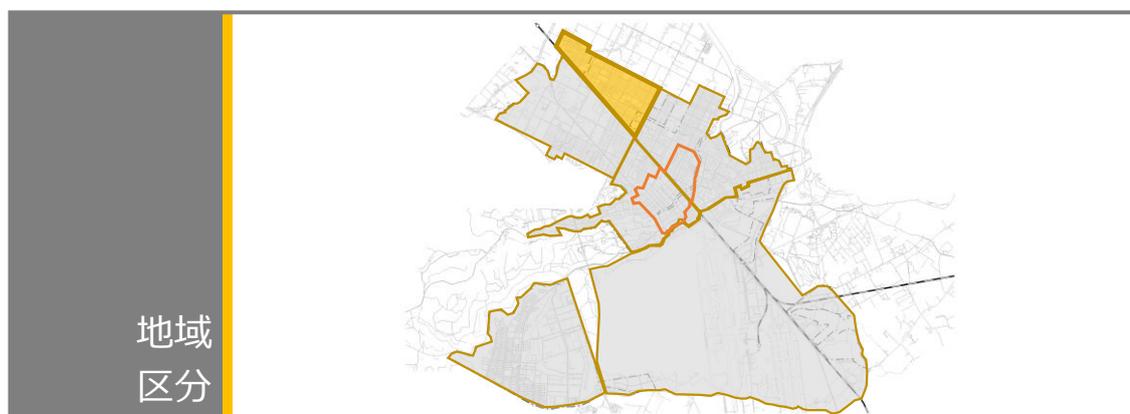
■道路・交通
主要幹線街路における安全で円滑な都市交通の確保に向けた交通環境の改善や整備、無電柱化の促進

■土地利用
「一般住宅地」として中高層住宅を主体とし、生活利便施設などを気軽に利用できる住宅地の形成及び保全

■土地利用
「ゆとり・低層住宅地」として低層住宅を主体としたゆとりある良好な住宅地の形成、保全



| 06 | 市街地西部地域 [鉄道以北]

地域
区分

□ 現況と課題

概況

市街地西部地域 [鉄道以北] は、J R長都駅より北東方向に広がる市街化区域*の範囲です。低層住宅を主体とし土地区画整理事業により整備された住宅地が形成されています。また、長都川や勇舞川などの自然環境も備わった地域となっています。

現況
課題

- ・北陽、北光、勇舞、長都駅前、みどり台は、低層住宅を主体とした良好な住宅地が形成されており、今後も良好な住環境を維持する必要があります。J R長都駅周辺では、地域の日常生活を支える商業施設などが立地しており、今後も地域の拠点として生活利便性の充実に努める必要があります。
- ・地域内には、陸上自衛隊東千歳駐屯地と北海道大演習場を結び、装軌車などの自衛隊車両が通行する公道（通称C経路*）が横断しており、自衛隊と共存できる地域づくりが必要となっています。
- ・J R千歳線の踏切部で発生する交通混雑解消に向け、周辺の土地利用や交通の動向を見据えながら、円滑な交通の確保に向けた検討を進める必要があります。
- ・長都川、ゴセン川、勇舞川などの河川において、水辺空間*づくりが行われているほか、長都駅前や北陽などに配置されている保安林は、住宅地に隣接する緑地としてレクリエーションに利用されており、河川や緑地などの自然豊かな資源を生かした魅力のある地域づくりに努める必要があります。

□ 地域づくりの目標

■ [定住] [安全] [活動] [持続]

■ 地域の商業・医療機能などと共に、住み続けられる地域づくり

人口増加や将来の高齢化を見据え、買い物や通院などの生活利便性を確保し、地域コミュニティ*により支え合いながら暮らせる地域づくりを目指します。

■ [交流] [持続]

■ 河川や保安林などの地域資源を生かした魅力的な地域づくり

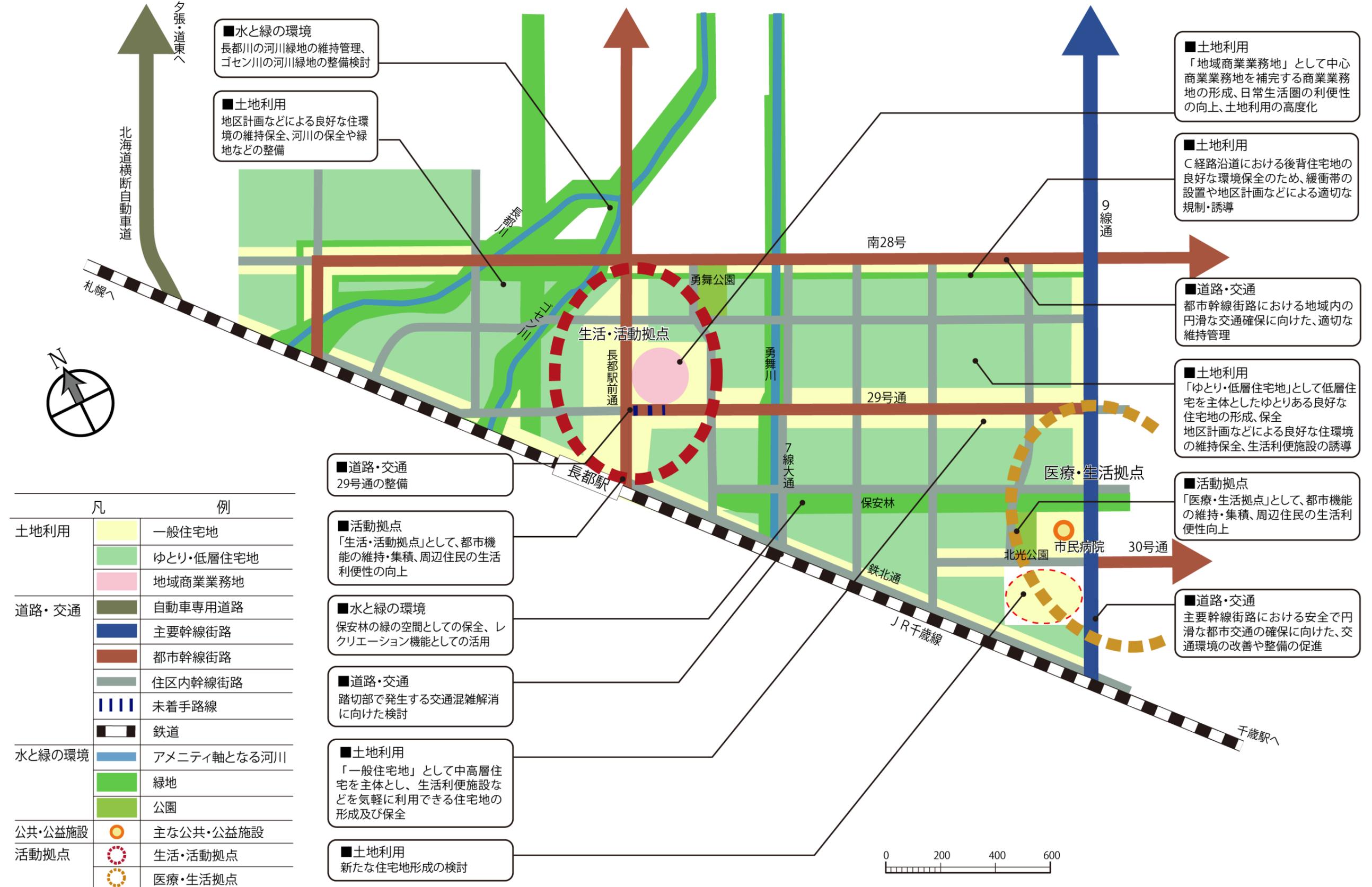
長都川、勇舞川、保安林などの豊かな自然など、地域の優れた資源を活用し、多くの人々が訪れ交流できる魅力的な地域づくりを目指します。

□ 市街地西部地域 [鉄道以北] の地域づくりの方針

土地利用	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・長都駅前などや都市幹線街路*の沿道を「一般住宅地」と位置付け、中高層住宅を主体とし、生活利便施設*などを気軽に利用できる良好な住宅地の形成及び保全を図ります。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 南28号通（通称C経路*）沿道は、後背住宅地*の良好な環境を保全するため、緩衝帯*の設置や地区計画*などにより適切な規制・誘導を図ります。 ▷ 必要に応じて、新たな住宅地の形成を検討します。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・北陽、北光を「医療・生活拠点」と位置づけ、都市機能の維持・集積を促し、周辺住民の生活利便性向上に努めます。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 周辺住民のニーズや土地利用の動向などを踏まえ、地域の生活利便性の向上を図り、土地利用の促進に努めます。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・北陽、北光、勇舞、長都駅前、みどり台を「ゆとり・低層住宅地」と位置付け、低層住宅を主体としたゆとりある良好な住宅地の形成、保全を図ります。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 地区計画*などにより、良好な住環境の維持保全や河川の保全や緑地などの整備を進めるとともに、周辺住民のニーズに対応した日常生活に必要な生活利便施設*の誘導に努めます。 </div>
	商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・長都駅前、勇舞を「生活・活動拠点」と位置づけ、都市機能の維持・集積を促し、周辺住民の生活利便性向上に努めます。 ・JR長都駅周辺を「地域商業業務地」と位置付け、中心商業業務地を補完し、生活利便性を確保する商業業務地の形成を図ります。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 周辺住民のニーズや土地利用の動向などを踏まえ、日常生活圏における利便性の向上を図り、土地の高度利用を進めます。 </div>

<p>道路・交通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9 線通（道道島松千歳線）は、「主要幹線街路*」と位置付け、安全で円滑な都市交通の確保に向けた交通環境の改善や整備を促進します。 ・ 南 2 8 号通、2 9 号通、4 線大通、長都駅前通（東 6 線）は地域間を結ぶ「都市幹線街路*」と位置付けるとともに、北信濃中通、7 線大通などは都市幹線街路*を補完する「住区内幹線街路」と位置付け、地域内外の円滑な交通確保に向けた適切な維持管理を推進します。 ・ 都市幹線街路の 29 号通の整備を図ります。 ・ 社会情勢の変化や都市交通のニーズに応じて周辺環境と調和し、快適な住環境に配慮した道路づくりを推進します。 ・ J R 千歳線の踏切部で発生する交通混雑解消に向けた検討を行います。
<p>水と緑の環境形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長都川の河川緑地の維持管理に努めるとともに、ゴセン川の河川緑地の整備を検討します。 ・ 北陽周辺の住宅地に隣接する保安林は、緑の空間として保全しながら、レクリエーション機能として活用を図ります。

市街地西部地域〔鉄道以北〕の地域づくり方針図



	凡	例
土地利用		一般住宅地
		ゆとり・低層住宅地
		地域商業業務地
道路・交通		自動車専用道路
		主要幹線街路
		都市幹線街路
		住区内幹線街路
		未着手路線
		鉄道
水と緑の環境		アメニティ軸となる河川
		緑地
		公園
公共・公益施設		主な公共・公益施設
活動拠点		生活・活動拠点
		医療・生活拠点

■道路・交通
29号通の整備

■活動拠点
「生活・活動拠点」として、都市機能の維持・集積、周辺住民の生活利便性の向上

■水と緑の環境
保安林の緑の空間としての保全、レクリエーション機能としての活用

■道路・交通
踏切部で発生する交通混雑解消に向けた検討

■土地利用
「一般住宅地」として中高層住宅を主体とし、生活利便施設などを気軽に利用できる住宅地の形成及び保全

■土地利用
新たな住宅地形成の検討

■土地利用
「地域商業業務地」として中心商業業務地を補完する商業業務地の形成、日常生活圏の利便性の向上、土地利用の高度化

■土地利用
C経路沿道における後背住宅地の良好な環境保全のため、緩衝帯の設置や地区計画などによる適切な規制・誘導

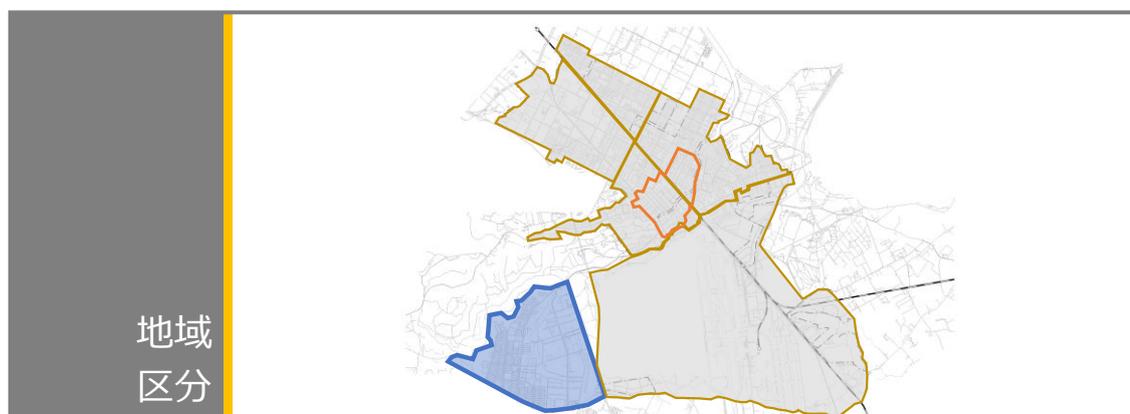
■道路・交通
都市幹線街路における地域内の円滑な交通確保に向けた、適切な維持管理

■土地利用
「ゆとり・低層住宅地」として低層住宅を主体としたゆとりある良好な住宅地の形成、保全
地区計画などによる良好な住環境の維持保全、生活利便施設の誘導

■活動拠点
「医療・生活拠点」として、都市機能の維持・集積、周辺住民の生活利便性向上

■道路・交通
主要幹線街路における安全で円滑な都市交通の確保に向けた、交通環境の改善や整備の促進

| 07 | 泉沢地域



□ 現況と課題

概況

泉沢地域は、千歳市街地の南側に位置した市街化区域*の範囲です。低層住宅地を主体とした閑静な住宅地と緑豊かな工業地で形成されています。また、地域を包む緑地帯や中心部の泉川を有する泉沢自然の森など、自然環境が充実しています。

現況
課題

・泉沢地域の西半分を占める泉沢向陽台は、豊かな緑に囲まれた良好な住環境の低層住宅を主体とした住宅地が形成されています。白樺、柏陽の一部では良好な住環境を生かした別荘地が形成され、引き続き良好な住環境を維持する必要があります。

- ・他地域と比べ高齢化が進展していることなどから、生活利便施設*の充実や公共交通の維持及び利便性の向上、若年層の居住誘導などに努める必要があります。
- ・泉沢タウンセンター地区では、地域の日常生活を支える商業施設や公共・公益施設*などが立地していますが、地域外の商業施設の利用も多く見受けられます。
- ・地域の東側に位置する千歳臨空工業団地及び千歳サイエンスパークは、新千歳空港への近接性や緑豊かな環境を生かし、製造業や先端科学技術産業、研究開発などを支える多機能複合型工業地*として形成され、新千歳空港の機能強化や新千歳空港インターチェンジの整備など、広域交通ネットワークの充実により、更なる産業の集積が期待されています。
- ・泉沢地域は、飛び地の市街地となっていることから、高齢化の進展などを背景とした地域コミュニティ*への影響が危惧され、地域内外との交流など地域を活性化する必要があります。
- ・地域内の道路は、おおむね整備が完了していますが、新千歳空港方面や支笏湖方面へのアクセス性の向上を図り、地域内外の交流なども踏まえた交通の円滑化に努める必要があります。

□ 地域づくりの目標

■ [定住] [安全] [持続]

■ 豊かな自然環境を生かしたゆとりのある住みよい地域づくり

計画的に配置・整備された都市施設*を維持し、将来にわたって緑豊かでゆとりのある住みよい地域づくりを目指します。

■ [活動] [持続]

■ 広域交通アクセスを利用した活力ある地域づくり

新千歳空港への近接性に加え、新千歳空港インターチェンジによるアクセスを生かした工業の充実による活力ある地域づくりを目指します。

■ [交流] [持続]

■ 森林・河川とのふれあい空間や公園などのオープンスペース*を生かした楽しみながら交流できる魅力的な地域づくり

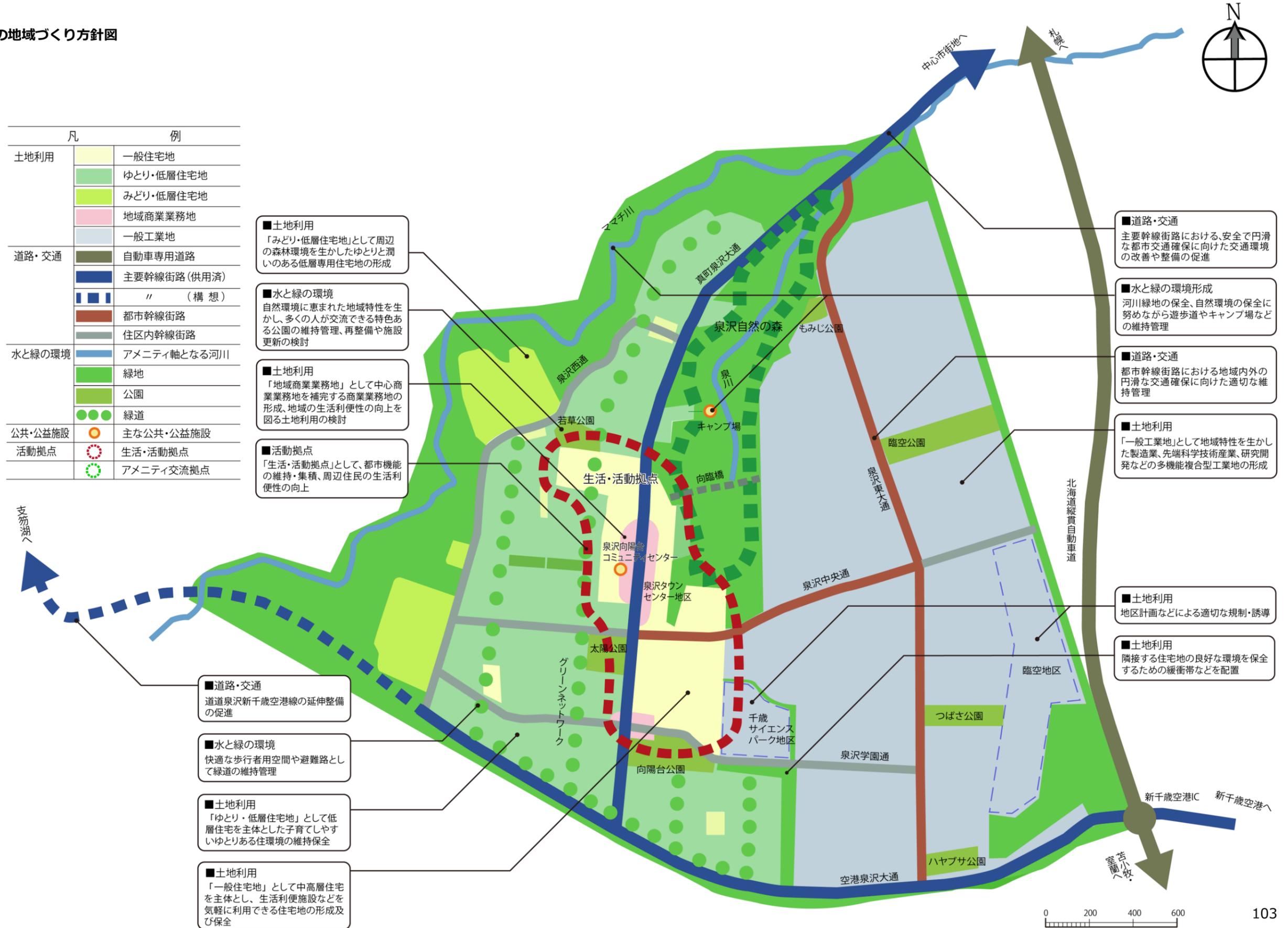
森林・河川の豊かな自然環境やゆとりある公園などを生かした多くの人との交流を促す魅力的な地域づくりを目指します。

□ 泉沢地域の地域づくりの方針

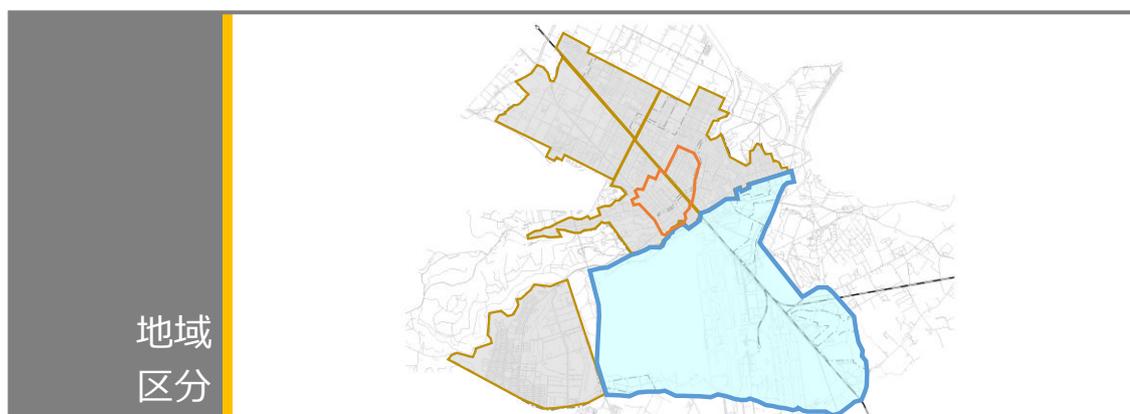
土地利用	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉沢タウンセンター地区周辺や文京の一部などを「一般住宅地」と位置付け、中高層住宅を主体とし、生活利便施設*などを気軽に利用できる良好な住宅地の形成及び保全を図ります。 ・ 若草、白樺、里美、柏陽、福住、文京を「ゆとり・低層住宅地」と位置付け、低層住宅を主体として、子育てしやすいゆとりある住環境の維持保全を図ります。 ・ 白樺、柏陽の一部を「みどり・低層住宅地」と位置付け、周辺の森林環境を生かしたゆとりある低層専用住宅地の形成を図ります。 <p>▷ 周辺の森林を保全しながら、良好な住環境の維持に努めます。</p>
	商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若草、白樺、里美、文京などを「生活・活動拠点」と位置づけ、都市機能の維持・集積を促し、周辺住民の生活利便性の向上に努めます。 <p>▷ 周辺住民のニーズや土地利用の動向などを踏まえ、地域の生活利便性の向上を図り、土地利用の促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泉沢タウンセンター地区を「地域商業業務地」と位置付け、中心商業業務地を補完し、生活利便性を確保する商業業務地の形成を図ります。

<p>土地利用</p>	<p>工業地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉沢を「一般工業地」と位置付け、新千歳空港への近接性や緑豊かな環境を生かした製造業、先端科学技術産業、研究開発などの活動を支える多機能複合型工業地*として形成を図ります。 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 千歳サイエンスパーク地区は研究開発の拠点として、臨空地区は教育施設などが立地できる地区として地区計画*などにより適切な規制・誘導を図ります。 ▷ 隣接する住宅地の良好な環境を保全するため、緩衝帯*などを配置するとともに、土地利用の促進に努めます。 </div>
<p>道路・交通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）、真町泉沢大通（道道千歳インター線）は、「主要幹線街路」と位置付け、安全で円滑な都市交通の確保に向けた交通環境の改善や整備を促進します。 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 地域のアクセス向上を図る道道泉沢新千歳空港線の延伸整備を促進します。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泉沢東大通、泉沢中央通は地域間を結ぶ「都市幹線街路*」と位置付けるとともに、泉沢西通、泉沢学園通などは都市幹線道路*を補完する「住区内幹線街路」と位置付け、地域内外の円滑な交通確保に向けた適切な維持管理を推進します。 ・ 快適で利用しやすく、持続可能なバス交通の実現を図るため、JR千歳駅を交通結節点とした公共交通ネットワークの充実などに努めます。 	
<p>水と緑の環境形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉沢自然の森については、自然環境の保全に努めながら、遊歩道やキャンプ場などの適切な維持管理に努めます。 ・ 住宅地に計画的に配置された緑道は、快適な歩行者用空間や避難路として維持管理に努めます。 ・ 自然環境に恵まれた地域特性を生かし、多くの人交流できる特色ある公園の維持管理を行うとともに、引き続き市民ニーズを反映した再整備や施設の更新を検討します。 	

■ 泉沢地域の地域づくり方針図



| 08 | 新千歳空港周辺地域



□ 現況と課題

概況

新千歳空港周辺地域は、新千歳空港を中心とした範囲です。地域は、新千歳空港ターミナルやアウトレットモール*などの大規模な商業施設、公立千歳科学技術大学などが立地しています。また、千歳湖や美々川を有する美々公園などの自然環境も備わっています。

現況
課題

- ・新千歳空港周辺地域は、千歳流通業務団地、千歳オフィス・アルカディア*、公立千歳科学技術大学、千歳美々ワールドなどの各種プロジェクトにより、流通・物流機能や学術・研究開発機能、先端科学技術産業などの集積が図られています。千歳美々ワールドの利用されていない用地については、新千歳空港を核とした北海道の産業振興を図るため、土地利用の推進に努める必要があります。
- ・新千歳空港は、国際拠点空港化を目指すとともに、北海道の空の玄関口として、利用者にとってさらに利便性の高い空港となるため、空港機能の高質化が進められているほか、民間の知恵や資本を活用しながら持続的に発展するため、新千歳空港を含む北海道内7空港の一括運営委託が実施されています。
- ・空港機能の拡充や路線の開設・拡充、空港が持つ機能や特長を生かした産業集積を促進するなど、国や空港運営事業者をはじめとする関係機関・団体と緊密に連携して取組を進めていく必要があります。
- ・新千歳空港を核として鉄道、北海道縦貫自動車道、道央圏連絡道路、国道36号、空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）、新千歳空港インターチェンジなどにより、広域交通ネットワークが形成されています。これらの交通の利便性を生かした産業や観光の振興に努める必要があります。
- ・千歳湖や美々川は、渡り鳥の中継地であるウトナイ湖に注ぐ河川であり、今後も豊かな自然環境の保全に努める必要があります。

□ 地域づくりの目標

■ [活動] [持続]

■ 新千歳空港など交通ネットワークを生かした産業集積と世界に羽ばたく人材を育てる地域づくり

空・陸交通の要衝である新千歳空港周辺の地域の特性を生かした効果的な産業集積と大学・企業との連携による人づくり拠点の形成を目指します。

■ [交流] [持続]

■ 人が集まり魅力と機能が結びつき、楽しく交流できる地域づくり

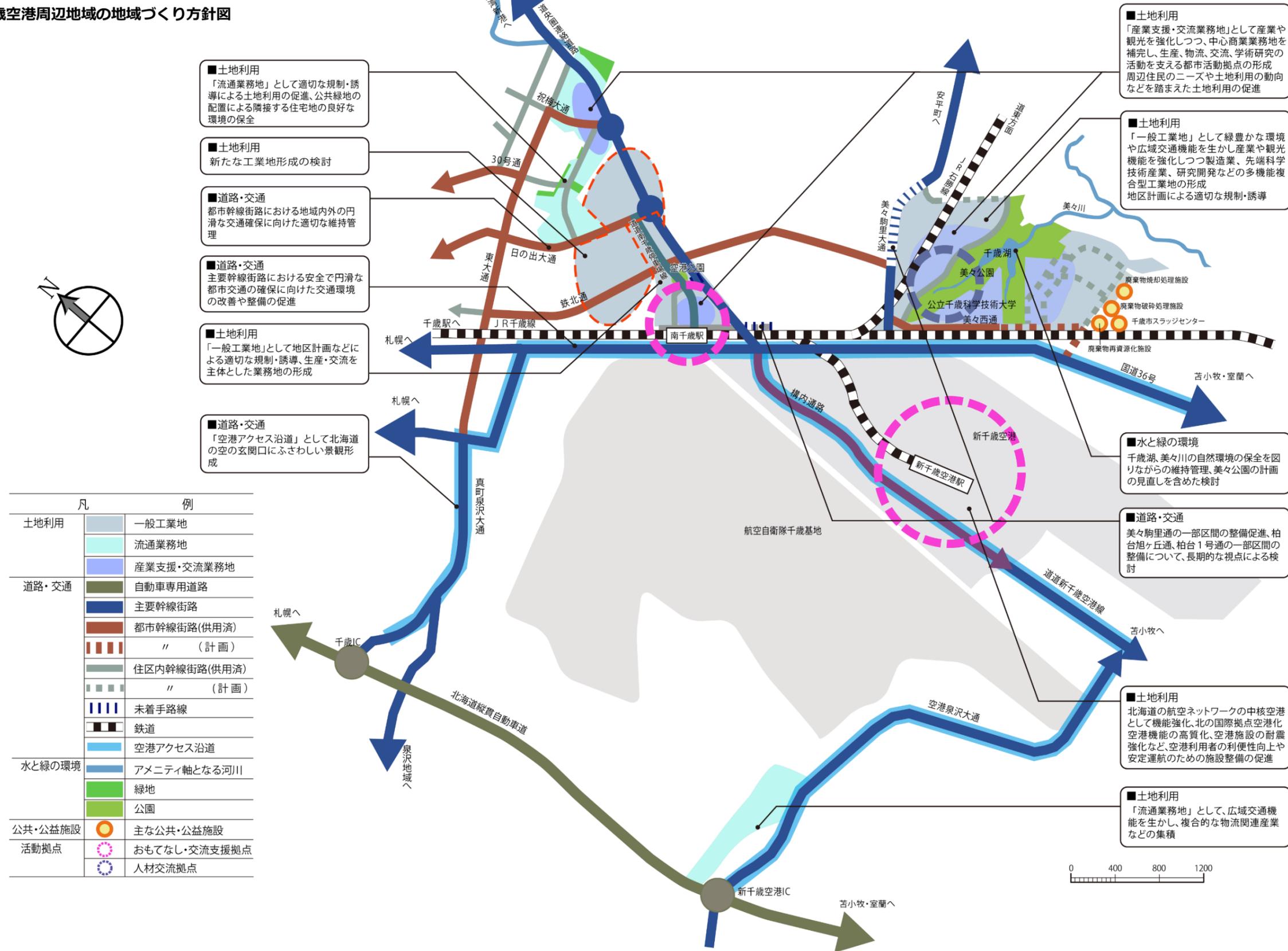
多くの人が集まる新千歳空港とアウトレットモールを中心とした観光資源を有機的に結び、市民と来訪者が交流できる地域づくりを目指します。

□ 新千歳空港周辺地域の地域づくりの方針

土地利用	新千歳空港	<ul style="list-style-type: none"> ・新千歳空港は、北海道の航空ネットワークの中核空港として、増加する人や貨物の需要に対応するための機能強化を図り、北の国際拠点空港化を進めます。 ・国や空港運営事業者による空港機能の高質化のほか、空港施設の耐震強化など、空港利用者の利便性向上や安定運航のための施設整備を促進します。
	工業地	<ul style="list-style-type: none"> ・美々（千歳美々ワールド）、柏台南（千歳オフィス・アルカディア*）を「一般工業地」と位置付け、緑豊かな環境や機能強化した新千歳空港、新千歳空港インターチェンジなどの広域交通機能を生かし、産業や観光機能を強化しつつ、製造業や先端科学技術産業、研究開発などの活動を支える多機能複合型工業地*の形成を図ります。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 美々（千歳美々ワールド）は、生産、交流、保健休養、研究などが集積する多機能複合型工業地として地区計画などにより適切な規制・誘導を図りながら、土地利用の促進に努めます。 ▷ 柏台南（千歳オフィス・アルカディア*）は、生産、交流を主体とした業務地として地区計画*などにより適切な規制・誘導を図ります。 ▷ 必要に応じて、柏台の道央圏連絡道路沿道に新たな工業地の形成を検討します。 </div>

<p>土地利用</p>	<p>工業地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流通（千歳流通業務団地）、平和（新千歳空港口ジスティクスセンター）を「流通業務地」と位置付け、広域的な交通利便性の高さを生かした広域物流拠点の形成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 流通（千歳流通業務団地）は、特別用途地区*などにより適切な規制・誘導を図りながら、土地利用の促進に努めます。また、公共緑地を配置し隣接する住宅地の良好な環境の保全を図ります。 ▷ 平和（新千歳空港口ジスティクスセンター）は、地区計画*などにより、適切な規制・誘導を図りながら、広域交通機能を生かし、複合的な物流関連産業などの集積を図ります。 ・JR南千歳駅周辺、美々（千歳美々ワールド）、流通（千歳流通業務団地）の一部を「産業支援・交流業務地」と位置付け、新千歳空港の機能強化に合わせ、産業や観光機能を強化しつつ、中心商業業務地を補完し、生産、物流、交流、学術研究の活動を支える都市活動拠点の形成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 周辺住民のニーズや土地利用の動向などを踏まえ、産業や観光機能の強化を図り、土地利用の促進に努めます。
<p>道路・交通</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・道央圏連絡道路*、国道36号、美々駒里大通（道道早来千歳線）、南千歳駅通（道道南千歳停車場線）、空港泉沢大通（道道泉沢新千歳空港線）、道道新千歳空港線、真町泉沢大通（道道千歳インター線）は、「主要幹線街路」と位置付け、安全で円滑な都市交通の確保に向けた交通環境の改善や整備を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 新千歳空港周辺のアクセスの向上を図る道道泉沢新千歳空港線の整備を促進します。 ・東大通、鉄北通、日の出大通、美々西通、30号通、祝梅大通は地域間を結ぶ「都市幹線街路*」と位置付けるとともに、旭ヶ丘通、美々学園通などは都市幹線街路*を補完する「住区内幹線街路」と位置付け、地域内外の円滑な交通確保に向けた適切な維持管理を推進します。 ・主要幹線街路の美々駒里大通の一部区間の整備促進、住区幹線街路の柏台旭ヶ丘通、柏台1号通の一部区間の整備について、周辺土地利用に合わせた長期的な視点による検討を行います。 ・新千歳空港アクセス沿道となる国道36号、道道泉沢新千歳空港線などは、北海道の空の玄関口にふさわしい景観の形成を図ります。
<p>水と緑の環境形成</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・千歳湖、美々川の自然環境の保全を図りながら適切な維持管理を行うとともに、美々公園は、社会情勢や市民ニーズの変化への対応、都市の利便性向上を図る観点で、計画の見直しを含め検討します。

■ 新千歳空港周辺地域の地域づくり方針図



V . 計画の推進

- | 01 | 基本的な考え方
- | 02 | 各主体の役割
- | 03 | まちづくり参加の手立て
- | 04 | 計画の見直し

V. 計画の推進

| 01 | 基本的な考え方

「千歳市第3期都市計画マスタープラン」で掲げた都市づくりの目標や方針の実現に向け、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップ*に基づいたまちづくりを進めます。

| 02 | 各主体の役割

□ 市民・事業者に期待される役割

市民は、安心して快適な住みよいまちをつくるため、まちづくりに積極的・主体的に参加するとともに、市民相互の理解と協力により、継続的なまちづくりを行っていくことが求められます。また、事業者も市民のひとりとして市民協働によるまちづくりに取り組むことが必要です。

□ 行政の役割

行政は、市民協働によるまちづくりが円滑に進むよう市民や事業者に対して必要な情報提供や活動支援を行います。また、本計画に基づき、道路や公園など、都市施設*の整備や土地利用に係る規制・誘導について、国・北海道などの関係機関と調整・連携を図りながら、総合的かつ計画的な都市づくりを展開します。



| 03 | まちづくり参加の手立て

□ まちづくりへの意識啓発

市民によるまちづくりの意識高揚を図るため、広報紙、ホームページ、SNSなどの各種媒体の活用、講座やセミナーの開催案内など、まちづくりに対して誰にでもわかりやすく興味を持てるよう、関連する話題や情報の提供に努めます。

□ 個別事業での取組

都市計画道路*や公園などの個別事業については、適宜見直しを図りつつ、市民の合意と協力を得ながら着実な整備の推進を図ります。

□ 地区計画*制度などの活用

地域の実情を反映したまちづくりを進めるため、市街化区域*内において都市計画提案制度*に基づく地区計画*制度の活用など、市民による主体的な取組を推進します。

□ 関連計画や千歳市立地適正化計画と連携した推進

推進にあたっては、景観計画や商業振興プラン、強靱化計画などの各種関連計画・施策との整合を図りながら進めます。また、『多核連携型』都市構造の実現に向けて、本計画の一部として策定する千歳市立地適正化計画により、取り組みを推進します。

| 04 | 計画の見直し

本計画は、「千歳市第7期総合計画」及び北海道が定めた「千歳恵庭圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*」（令和3年（2021年）3月策定）の上位計画に即し策定しています。

今後、これら上位計画の見直し、都市環境や社会経済情勢の変化などにより、まちづくりの方向性に大きな変化が生じた場合には、本計画の見直しを適宜行うものとします。

協議事項

(2) 千歳市立地適正化計画（素案）について

千歳市立地適正化計画

素案

千歳市

| 目 次 |

I. 計画の概要	2
01 立地適正化計画とは	2
02 計画の位置づけ	3
03 千歳市立地適正化計画の区域	4
04 計画の期間	4
05 S D G s と立地適正化計画	5
II. 現状把握と課題	8
01 都市構造の現状把握	8
02 市民意向の現状把握	20
03 課題の整理	22
III. 基本的な方針	26
01 まちづくり方針	26
02 目指すべき都市の骨格構造	32
03 施策・誘導方針	33
IV. 各誘導区域と誘導施設	36
01 居住誘導区域の設定	36
02 都市機能誘導区域の設定	44
03 市独自区域の設定	51
04 誘導施設の設定	52
V. 届出制度	56
01 届出制度の概要	56
02 居住誘導区域に関する届出	56
03 都市機能誘導区域に関する届出	57
VI. 誘導施策	60
01 誘導施策の整理	60
VII. 防災指針と取組	64
01 防災指針	64
02 防災指針に基づく取組	78
VIII. 目標値と計画の評価	82
01 目標値の設定	82

I . 計画の概要

- | 01 | 立地適正化計画とは
- | 02 | 計画の位置づけ
- | 03 | 千歳市立地適正化計画の区域
- | 04 | 計画の期間
- | 05 | S D G s と立地適正化計画

I. 計画の概要

| 01 | 立地適正化計画とは

全国的な人口の減少と高齢化を背景として、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面や経済面において持続可能な都市経営を可能とするため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えに基づき、行政と住民や民間事業者が一体となったまちづくりを促進するため、「立地適正化計画」が制度化されました。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条に位置づけられる「市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン」であり、おおむね以下の内容について定めます。

図 制度概要図



資料：国土交通省ホームページ

■ 立地適正化計画の区域

- ・都市計画区域内でなければならない、都市計画区域全体とすることが基本。

■ 立地適正化計画の基本的な方針

- ・計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定。

■ 居住誘導区域

- ・人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

■ 都市機能誘導区域

- ・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

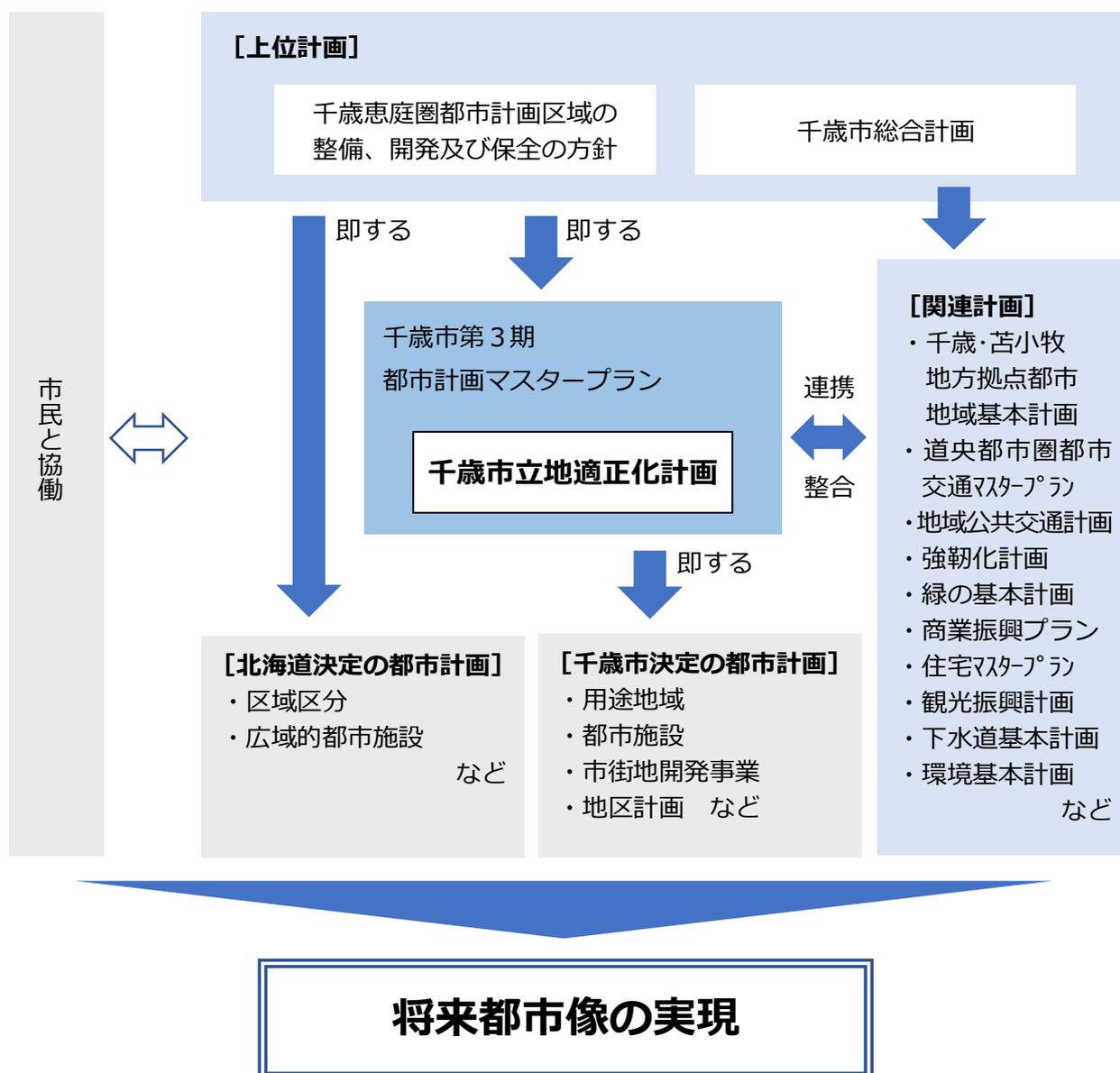
■ 誘導施設

- ・都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設。
※都市機能増進施設は、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

| 02 | 計画の位置づけ

千歳市第3期都市計画マスタープランの一部とみなされる千歳市立地適正化計画は、「千歳市総合計画」、北海道が定める「千歳恵庭圏都市計画 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」に即し、各関連計画と連携・整合を図りながら、都市再生特措法に基づく施策や関連する都市計画事業、その他のまちづくり施策を進め、将来都市像の実現を図ります。

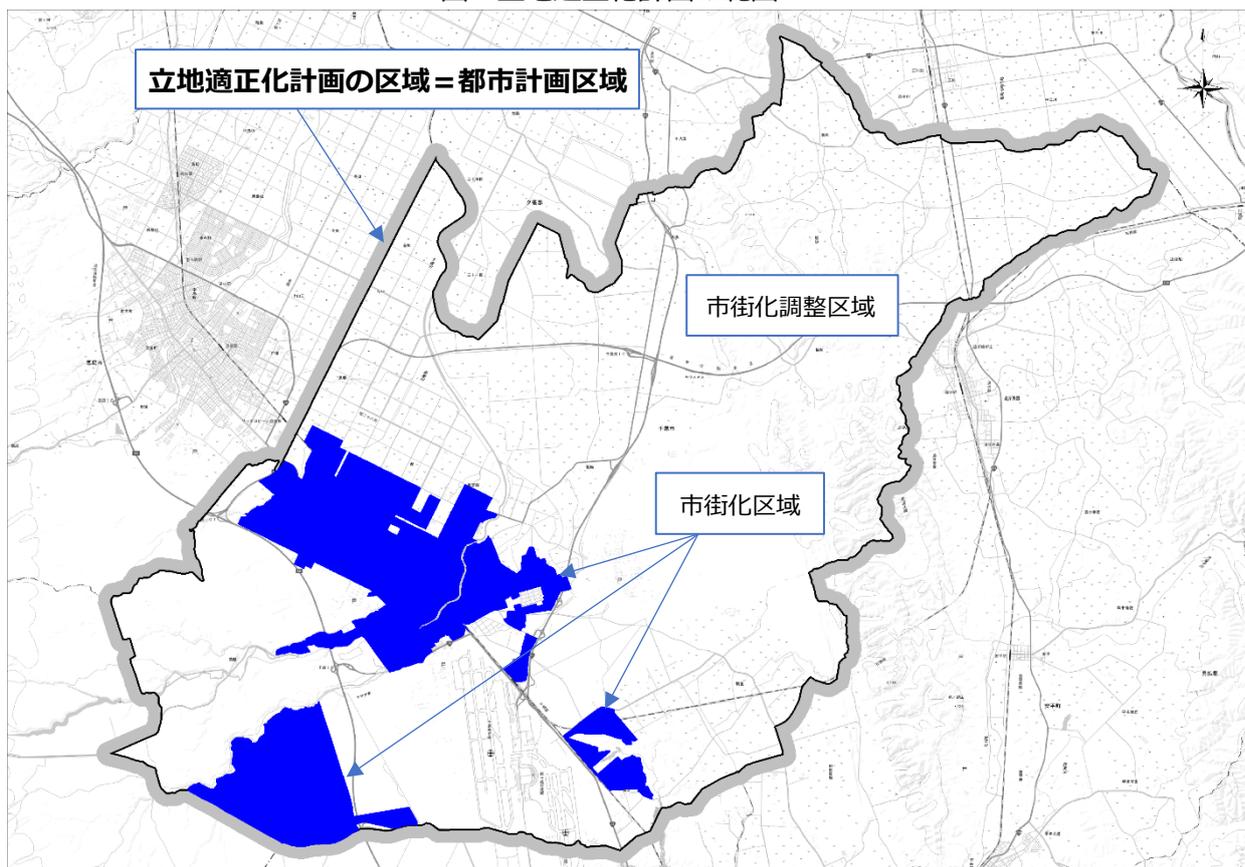
図 立地適正化計画の位置づけ



| 03 | 千歳市立地適正化計画の区域

立地適正化計画の区域は、都市計画区域全体を基本とすることから、千歳市の都市計画区域とします。

図 立地適正化計画の範囲



| 04 | 計画の期間

計画の期間は、都市計画運用指針において、「おおむね 20 年後の都市の姿を展望すること」と示されています。おおむね 20 年後の都市の姿を展望し、千歳市第 3 期都市計画マスタープランと同じく令和 23 年（2041 年）を目標年次とします。

| 05 | S D G s と立地適正化計画

平成 27 年（2015 年）に 17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（S D G s : Sustainable Development Goals）が国際連合で採択されました。千歳市においても、S D G s の 17 の目標に関連づけて施策を推進しています。立地適正化計画は、主に「すべての人に健康と福祉を」や「働きがいも経済成長も」、「産業と技術革新の基盤をつくろう」、「住み続けられるまちづくりを」、「陸の豊かさも守ろう」、「パートナーシップで目標を達成しよう」などに関連しており、目標達成に向け貢献していきます。

図 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs 17のゴール ※外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ」訳			
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS		
1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		
3	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		
4	全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		
5	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う		
6	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		
7	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		
9	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		
10	各国内及び各国間の不平等を是正する		
11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		
12	持続可能な生産消費形態を確保する		
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化		

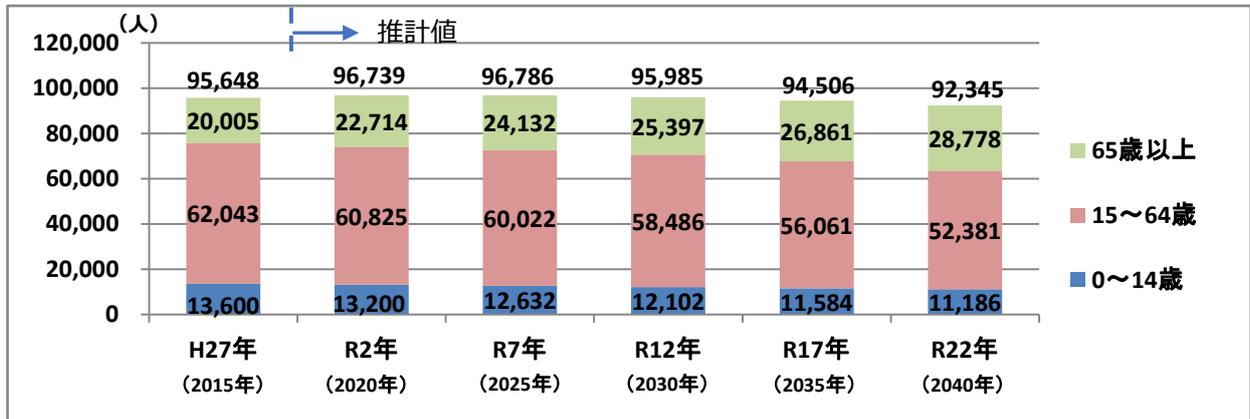
II. 現状把握と課題

| 01 | 都市構造の現状把握

□ 人口

- 千歳市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計において、平成 27 年（2015 年）を基準にした場合、令和 12 年（2030 年）まで上回っており、ピークとなる令和 7 年（2025 年）の推計人口は 96,786 人となっています。また、少子高齢化が徐々に進行することが推計されています。
- 令和 2 年（2020 年）国勢調査の速報値では、総人口が 98,019 人であり、推計のピーク値を上回っています。
- 市街化区域内人口は、令和 7 年（2025 年）まで増加し、令和 22 年（2040 年）には 87,947 人となりますが、基準年を上回る推計となっています。

図 年齢区分別総人口の将来推計



資料：平成 27 年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

図 総人口の将来推計及び国勢調査速報値

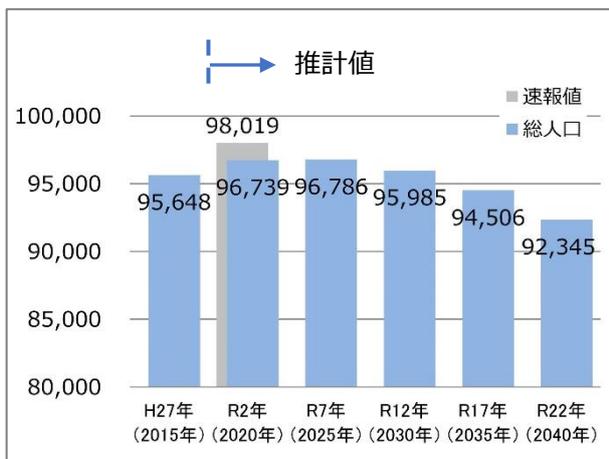
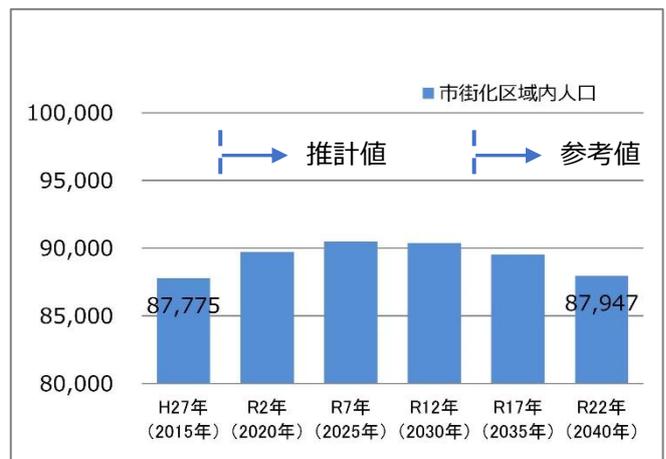


図 市街化区域内人口の将来推計

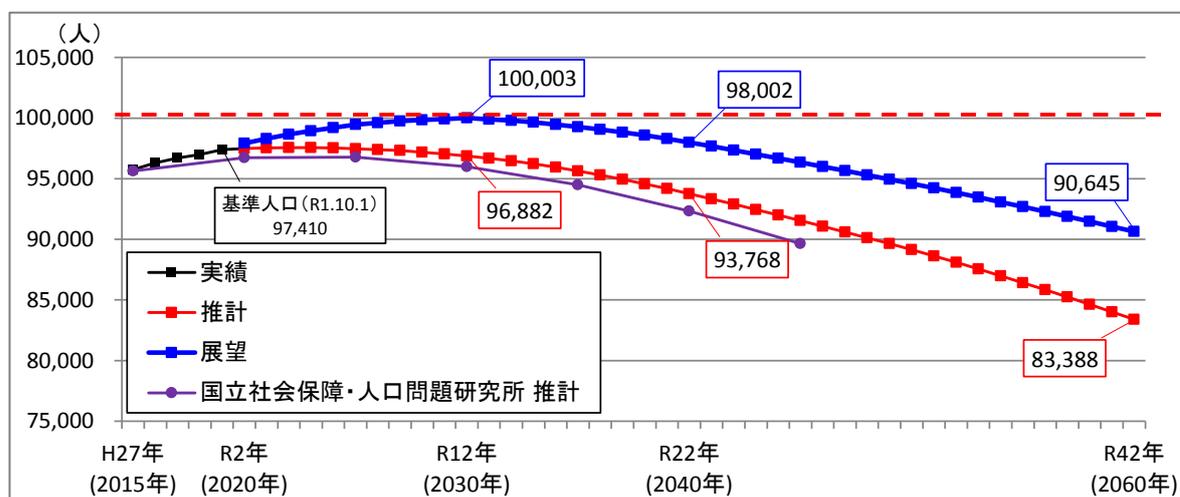


資料：平成 27 年国勢調査、令和 2 年国勢調査（速報値）、国立社会保障・人口問題研究所、千歳恵庭圏都市計画区域区分の資料より作成

□ 人口の将来展望

- ・令和3年3月に策定した千歳市第7期総合計画において、令和12年（2030年）の人口の将来展望を10万人としています。
- ・将来展望は、住民基本台帳の人口を基にした「推計」に加え、合計特殊出生率を段階的に向上させるとともに、毎年の転入超過数を令和4年（2022年）までは、450人、令和7年（2025年）までは400人、令和12年（2030年）までは300人、その後は150人が継続するものとしています。

図 人口の将来展望



資料：令和2年千歳市人口ビジョン（改訂）

□ 人口密度

- ・平成 27 年（2015 年）の人口密度は、居住可能な市街化区域全域でおおむね 40 人/ha 以上となっており、JR 千歳駅周辺などでは 100 人/ha 以上の高い人口集積がみられます。
- ・令和 22 年（2040 年）の人口密度は、居住可能な市街化区域全域でおおむね 40 人/ha 以上を維持しており、100 人/ha 以上の地区が増加する推計となっています。

図 平成 27 年人口密度（100メートルメッシュ）

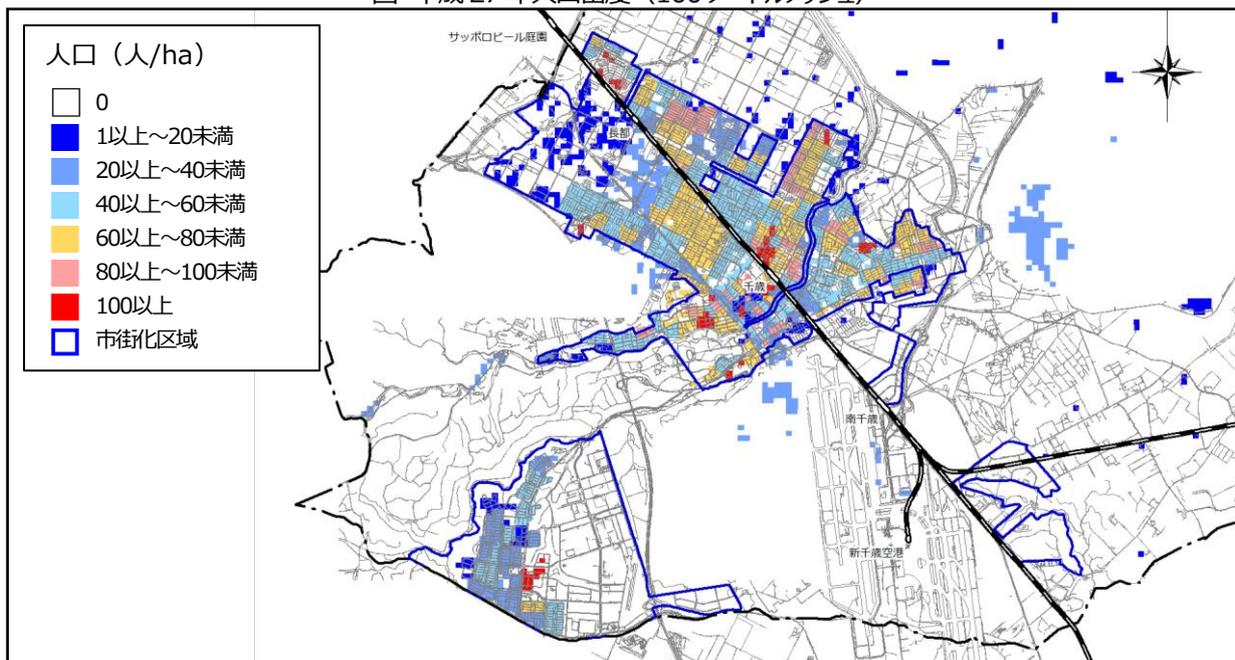
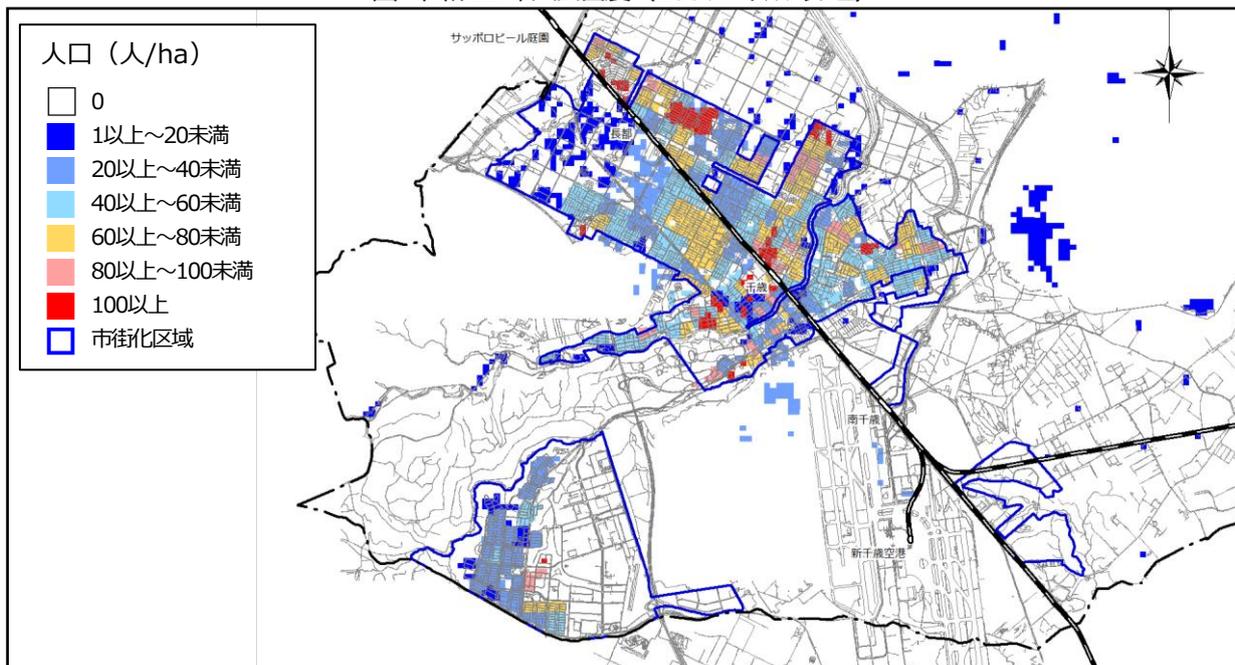


図 令和 22 年人口密度（100メートルメッシュ）

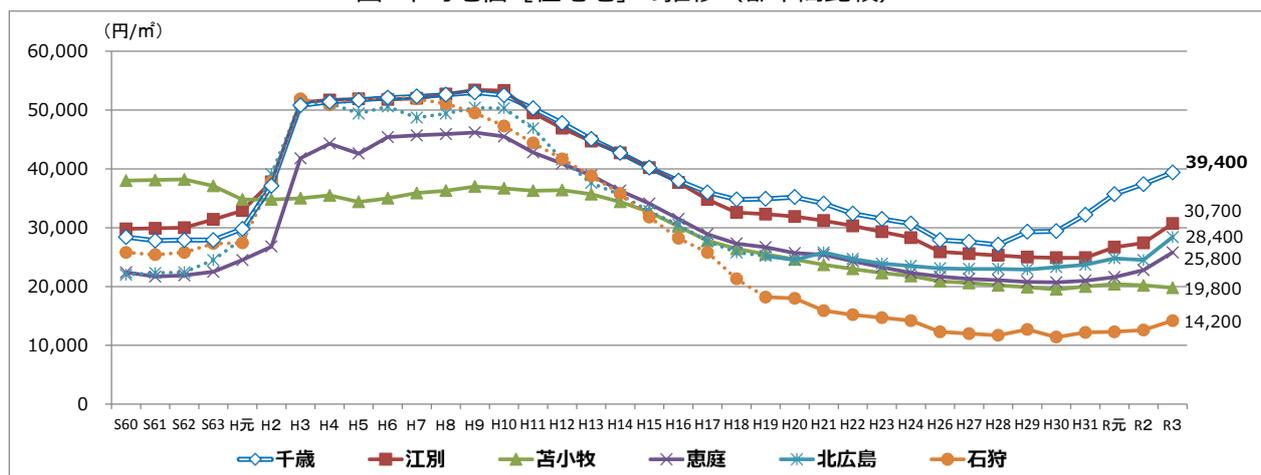


資料：国土交通省 国土技術政策総合研究所 「将来人口・世帯予測ツールV2」

□ 地価

- ・北海道地価調査における住宅地の平均地価は、道央圏の他都市と比べて、高い水準で推移しています。
- ・国土交通省地価公示における市内各地点の地価は、下落が続いていましたが、近年、住宅地や商業地で上昇傾向となっています。

図 平均地価〔住宅地〕の推移（都市間比較）



※平成19年以前の石狩市、北広島市は、「石狩軍石狩町」「札幌郡北広島町」のデータを引用
資料：各年北海道地価調査

図 市内各地点の地価公示の推移（商業地）

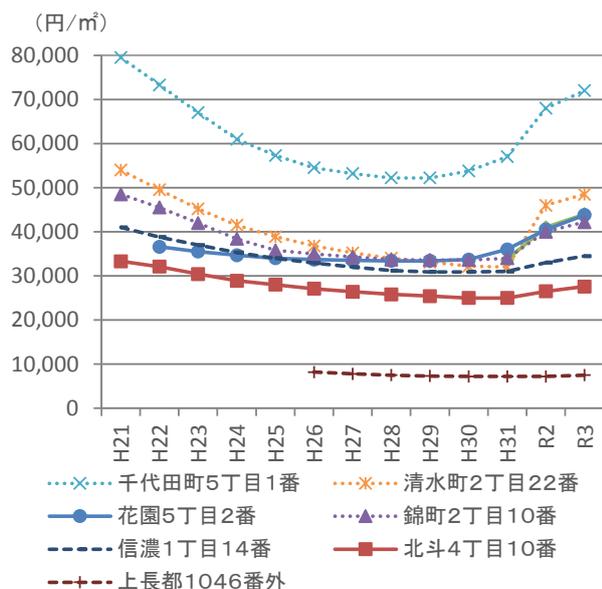
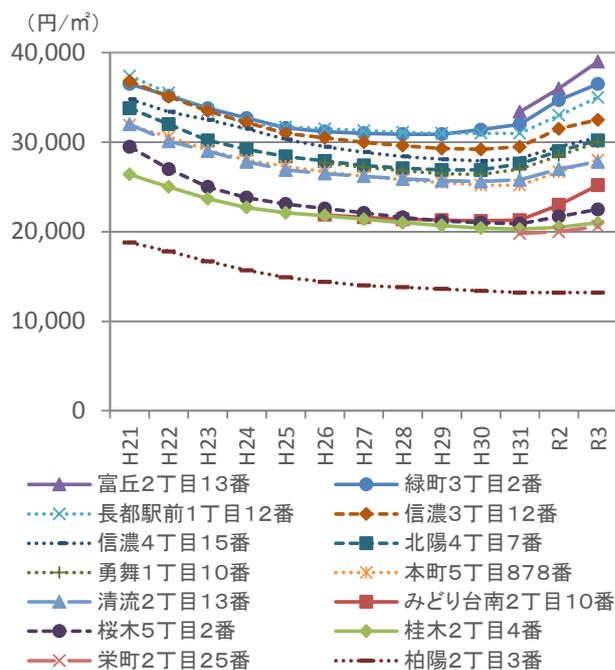


図 市内各地点の地価公示の推移（住宅地）



資料：国土交通省地価公示

□ 高齢化率

・65歳以上の高齢者が占める割合は、平成27年（2015年）では大半の地域が30%未満（青系）となっていますが、令和22年（2040年）では30%以上（黄系）の部分が増加し、高齢化が進展する推計となっています。

図 平成27年高齢化率（100メートルメッシュ）

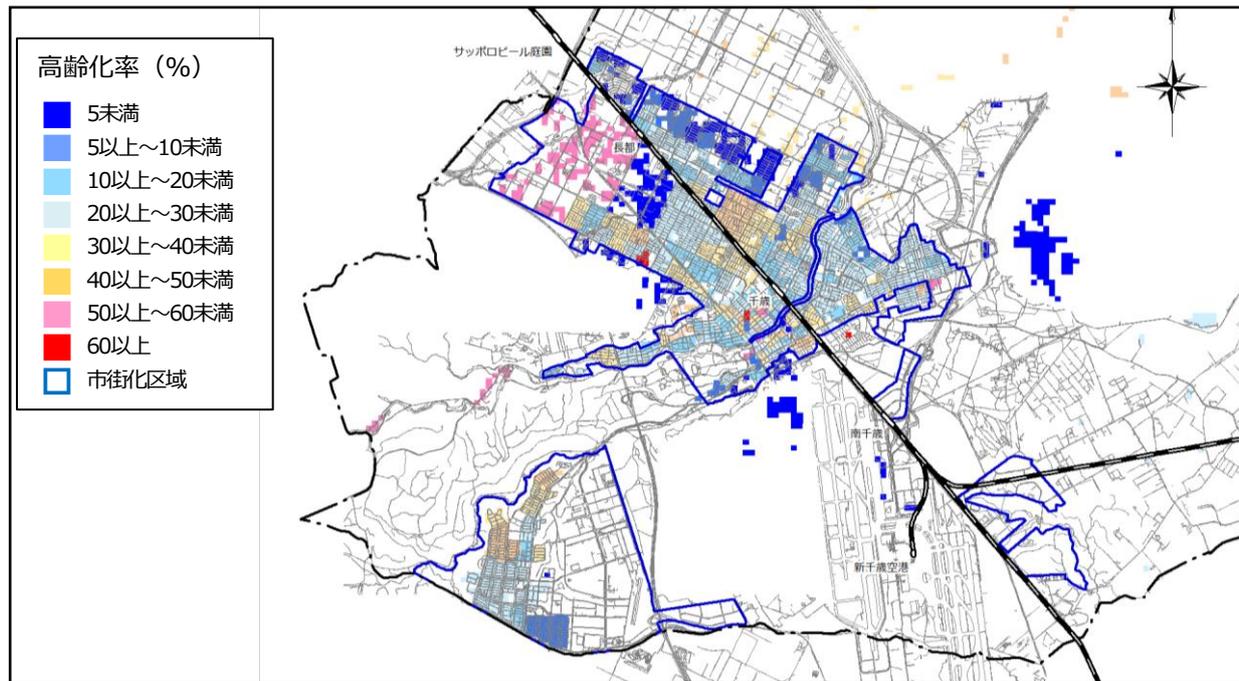
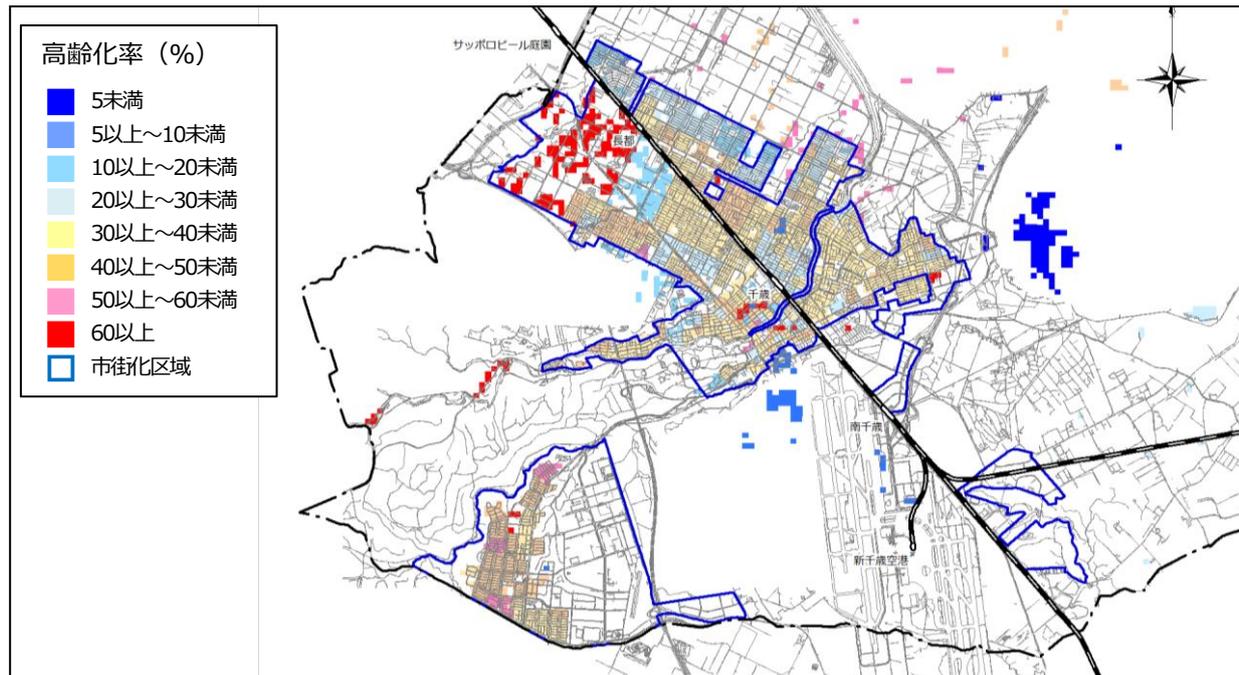


図 令和22年高齢化率（100メートルメッシュ）



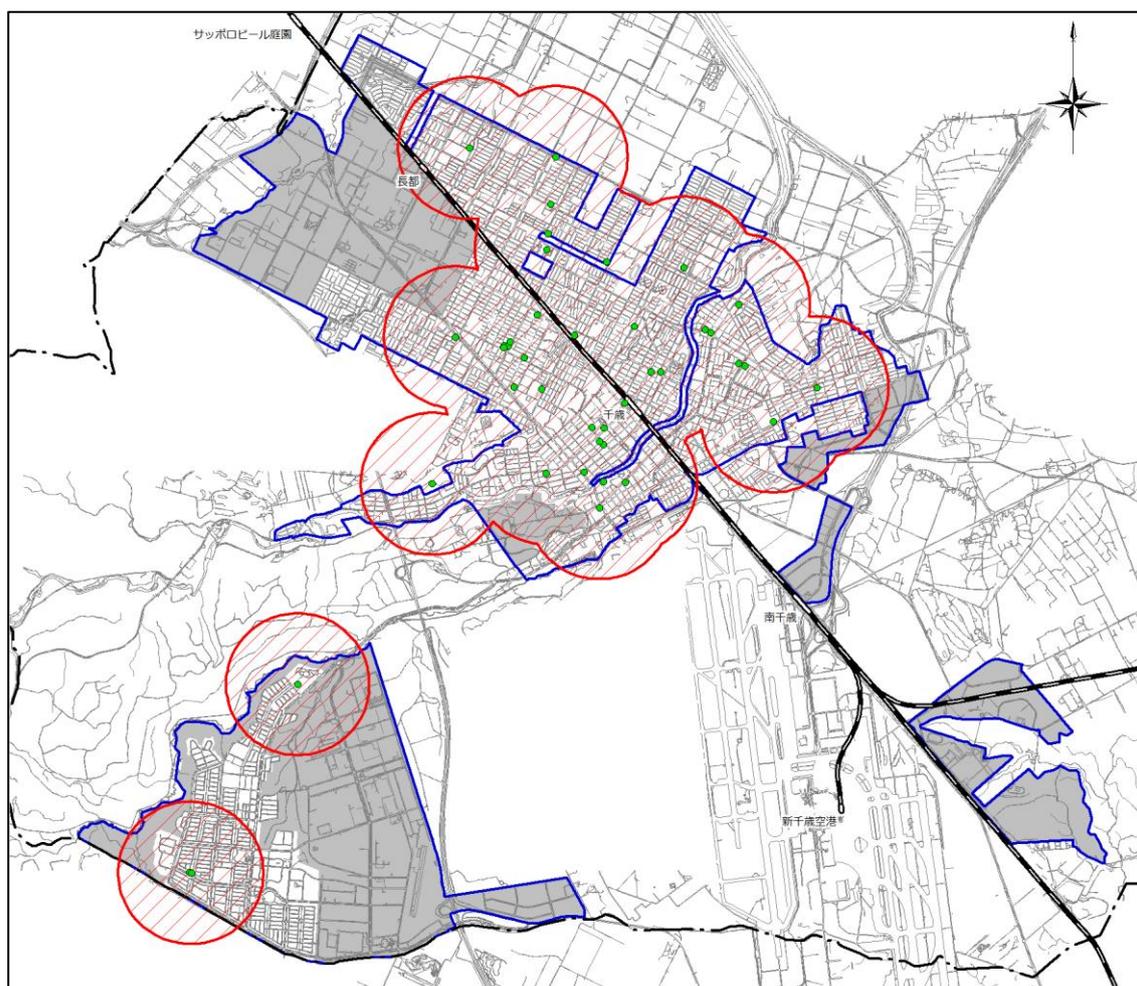
資料：国土交通省 国土技術政策総合研究所 「将来人口・世帯予測ツールV2」

□ 生活利便施設

■ 医療施設

- ・医療施設（歯科を除く病院、医院、クリニック、診療所）は、市内各地に分布しており、徒歩圏である施設を中心とした半径 800mの範囲（徒歩 10 分以内の範囲）は、居住可能な市街化区域全域をおおむねカバーしています。
- ・徒歩圏の人口カバー率は、約 86%となっています。

図 医療施設の徒歩圏



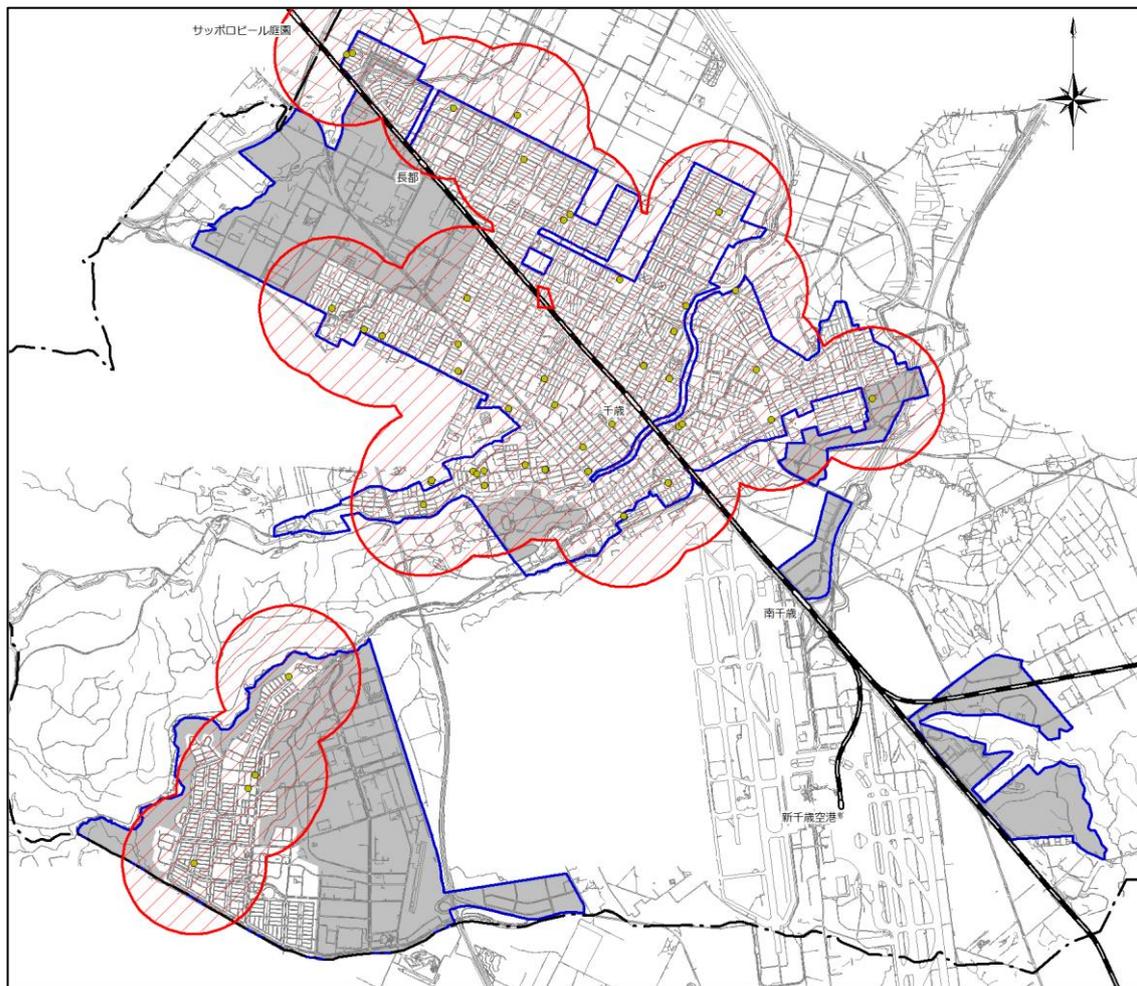
資料：医療施設の位置は、iタウンページより収集

	市街化区域
	工業専用地域等
	都市計画区域
	医療施設 徒歩圏 (800m)
	医療施設

■ 福祉施設

- ・福祉施設（デイサービスセンター、グループホームなど）は、市内各地に分布しており、徒歩圏である施設を中心とした半径 800m の範囲（徒歩 10 分以内の範囲）は、居住可能な市街化区域全域をおおむねカバーしています。
- ・徒歩圏の人口カバー率は、約 95% となっています。

図 福祉施設の徒歩圏



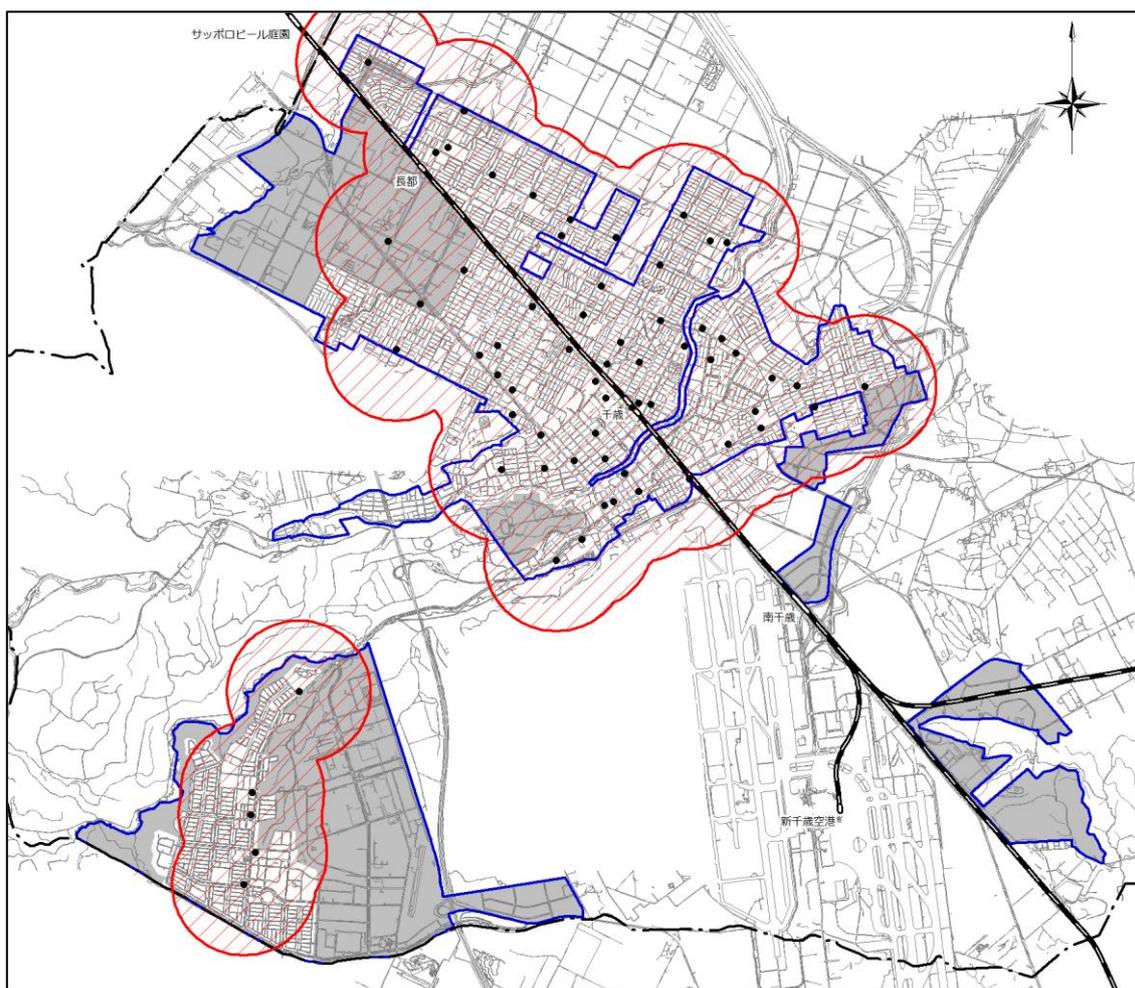
資料：福祉施設の位置は、千歳市ホームページ、iタウンページより収集

	市街化区域
	工業専用地域等
	都市計画区域
	福祉施設 徒歩圏 (800m)
	福祉施設

■商業施設

- ・商業施設（スーパーマーケット、コンビニエンスストア）は、各地に分布しており、徒歩圏である施設を中心とした半径 800mの範囲（徒歩 10 分以内の範囲）は、居住可能な市街化区域全域をおおむねカバーしています。
- ・徒歩圏の人口カバー率は、約 96%となっています。

図 商業施設の徒歩圏



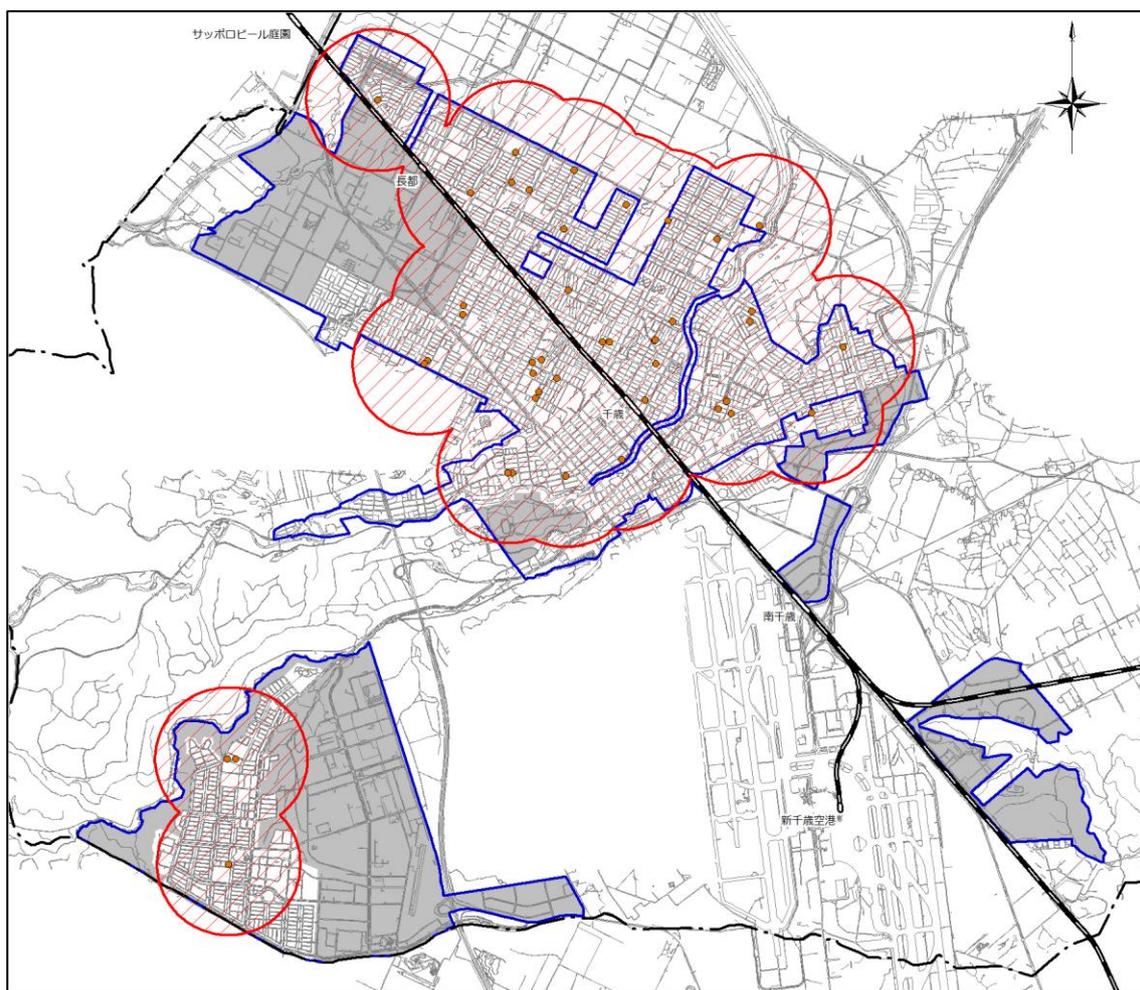
資料：商業施設の位置は、iタウンページより収集

	市街化区域
	工業専用地域等
	都市計画区域
	商業施設 徒歩圏 (800m)
	商業施設

■ 子育て支援施設

- ・ 子育て支援施設（幼稚園、保育園、認定こども園、児童館など）は、市内各地に分布しており、徒歩圏である施設を中心とした半径 800m の範囲（徒歩 10 分以内の範囲）は、居住可能な市街化区域全域をおおむねカバーしています。
- ・ 徒歩圏の人口カバー率は、約 93% となっています。

図 子育て支援施設の徒歩圏



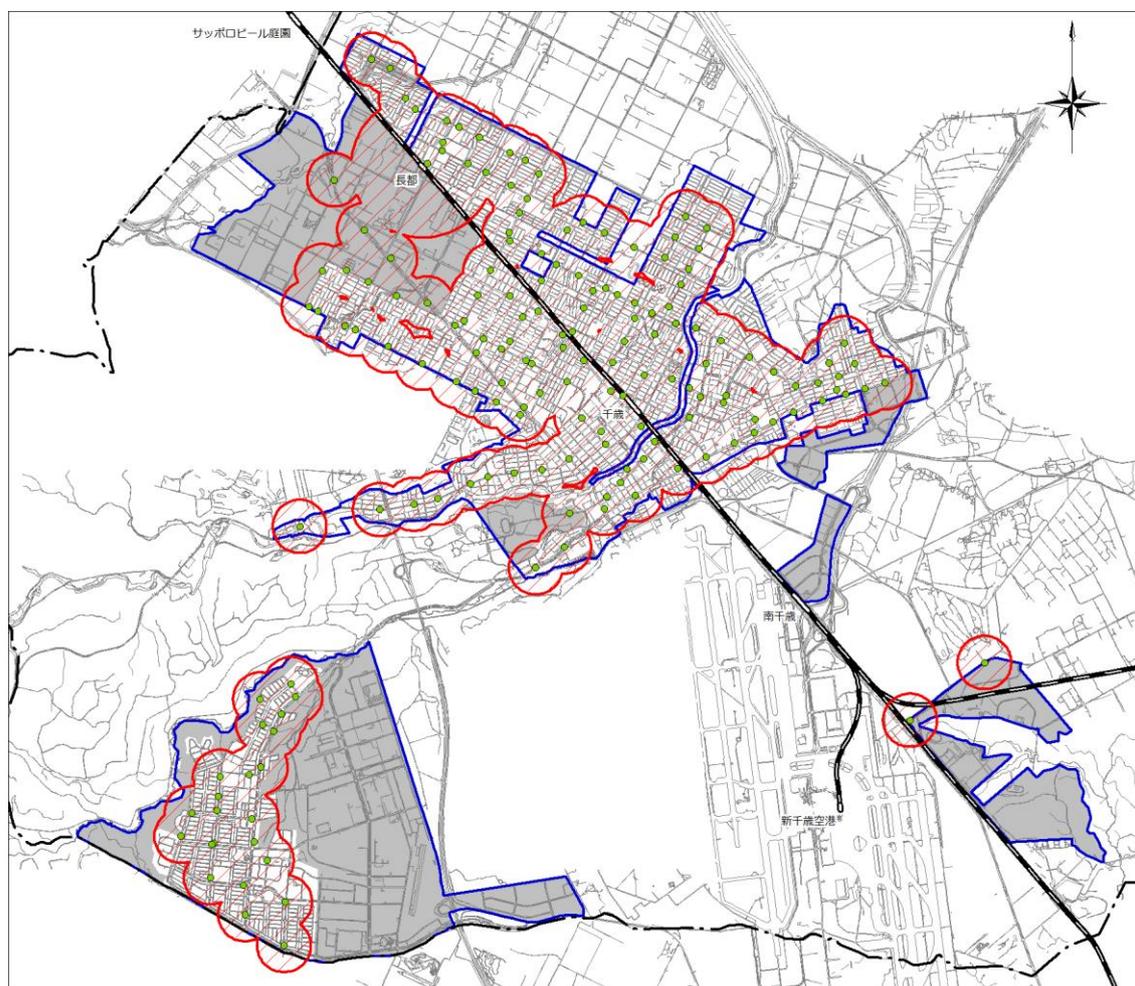
資料：子育て支援施設の位置は、千歳市ホームページより収集

	市街化区域
	工業専用地域等
	都市計画区域
	子育て支援施設 徒歩圏 (800m)
	子育て支援施設

□ 公共交通

- ・鉄道・バスは、JR 千歳駅や市立千歳市民病院を交通結節点として生活交通体系を構築しており、JR 駅を中心とした半径 800m 及びバス停を中心とした半径 300m の範囲は、居住可能な市街化区域全域をおおむねカバーしています。
- ・徒歩圏の人口カバー率は、約 88% となっています。

図 公共交通機関の徒歩圏



資料：バス停の位置は、千歳バスマップより収集

	市街化区域
	工業専用地域等
	都市計画区域
	J R 駅徒歩圏 (800m)
	バス停徒歩圏 (300m)
	バス停

□ 財政

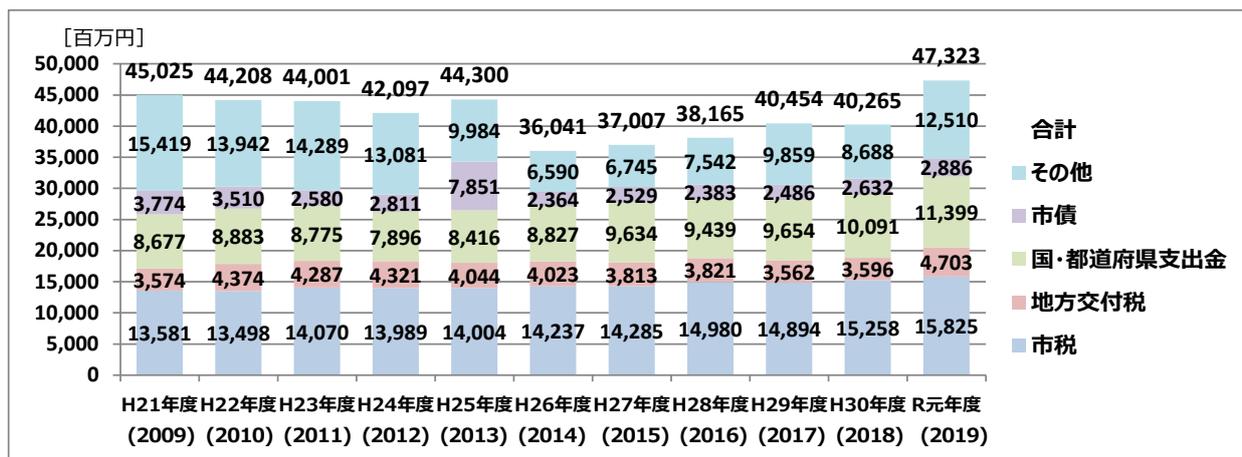
- ・ 財政力指数は、道内他都市と比較し、高い水準にあります。
- ・ 歳入のうち、市税は人口増加を反映して増加傾向にあります。
- ・ 歳出のうち、医療費などを含む扶助費は、年々増加傾向にあります。

図 各都市の財政力指数



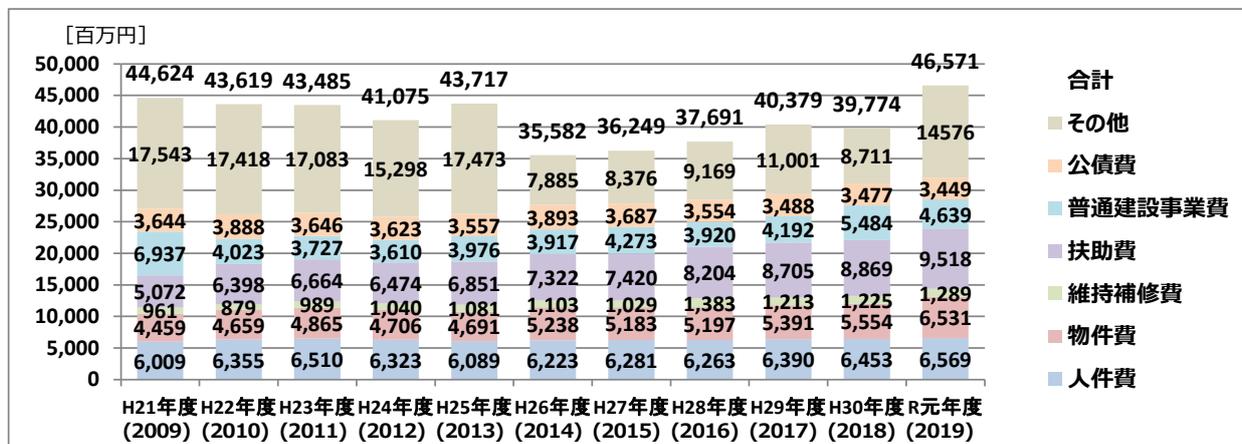
資料：北海道 HP※H2～R1 の平均

図 歳入の推移



資料：市町村別決算状況調

図 歳出の推移

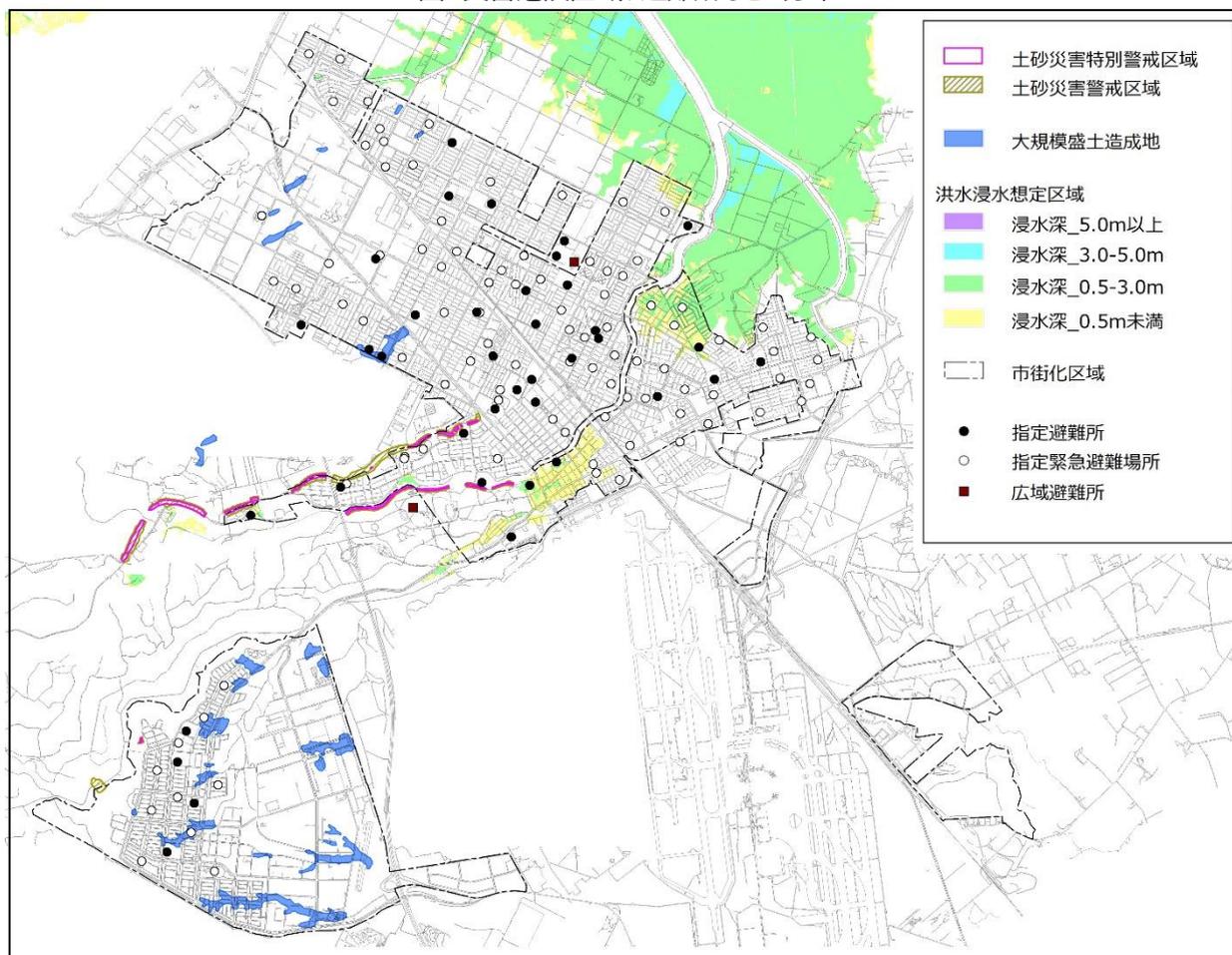


資料：市町村別決算状況調

□ 災害

- ・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、緑町や大和、桂木などに指定され、土砂災害の発生が懸念されます。
- ・洪水浸水想定区域は、豊里や東郊、東雲町、朝日町、本町、真々地などに分布しています。
- ・大規模盛土造成地は、泉沢地域や市街地の西部に分布しています。

図 災害危険区域、避難所などの分布



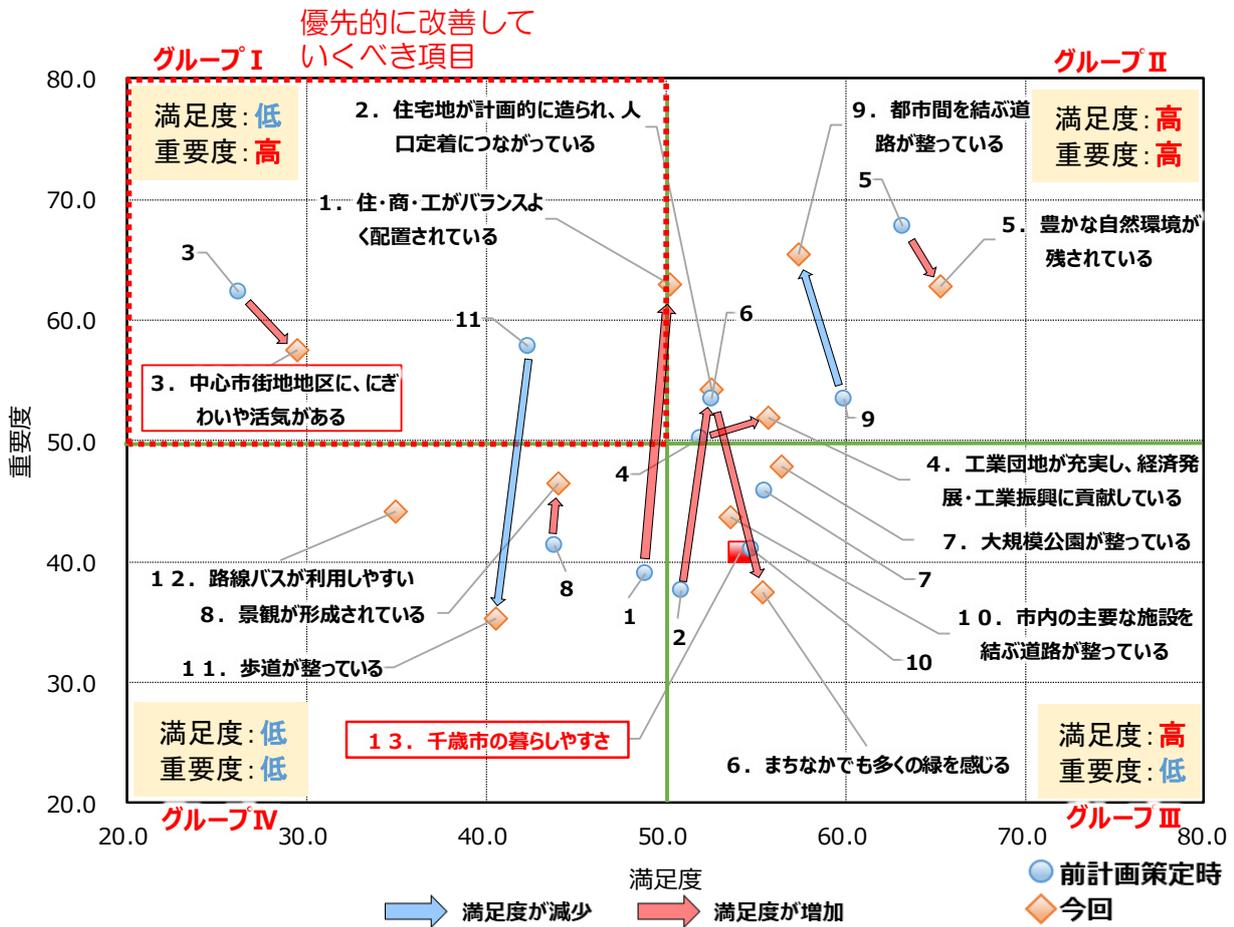
資料：北海道土砂災害警戒情報システム
 千歳市洪水・土砂災害ハザードマップ
 千歳市ホームページ

02 | 市民意向の現状把握

まちづくりに対する市民意向などを把握し、今後のまちづくりに生かしていくため、市民アンケート調査を実施しました。

千歳市全体の都市づくりの満足度・重要度

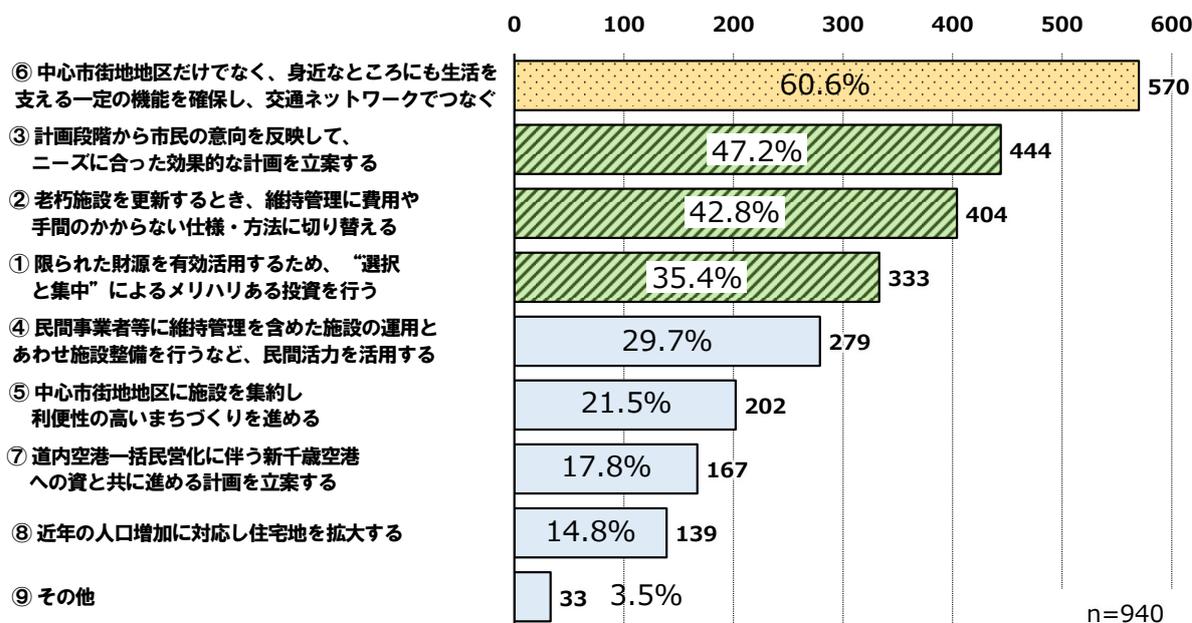
- 都市づくりについて満足度が高かった項目は、「豊かな自然環境が残されている」、「都市間を結ぶ道路が整っている」、「大規模公園が整っている」などです。この結果は第2期都市計画マスタープラン策定の際に実施したアンケート結果と一致しています。
- 満足度が低かつ重要度が高い項目は、優先的に改善していくべき項目であり「中心市街地地区に、にぎわいや活気がある」となっています。



出典：令和元年度 千歳市の今後のまちづくりに関する市民アンケート

□ 今後のまちづくりの進め方

- ・将来にわたって住み続けられる千歳市を実現するため、今後求められるまちづくりの進め方として、「中心市街地地区だけでなく、身近なところにも生活を支える一定の機能を確保し、交通ネットワークでつなぐ」が最も多くなっており、60.6%の方が選択しています。



出典：令和元年度 千歳市の今後のまちづくりに関する市民アンケート

03 | 課題の整理

「01 | 都市構造上の現状把握」に示したとおり、千歳市の推計人口は、推計の基準年である平成27年（2015年）の国勢調査人口を令和12年（2030年）まで上回り、以降は下回る推計となっていますが、立地適正化計画の主な対象区域となる市街化区域内人口に限った場合、令和22年（2040年）まで基準年を上回る推計となっています。つまり、本計画の計画期間内は人口増加期であると言えますが、将来の人口減少に備えた持続可能なまちづくりのため、人口増加期及び人口減少期の両期間について課題の整理を行います。

項目	課題	
	人口増加期	人口減少期
人口	<ul style="list-style-type: none"> これまでコンパクトなまちづくりを進めてきており、住宅用地の供給量減少が原因と想定される地価の上昇がみられることや総人口・市街化区域内人口が令和7年（2025年）まで増加の推計となっていることから、居住の場が不足する恐れがあります。 <p>▷ 【子育て世代を含む生産年齢層を中心としたニーズに対応する居住の場を確保する必要があります。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の進展や人口減少により、一定の居住密度により支えられてきた都市機能の維持が困難になり、生活利便性が低下することで更に人口が減少する恐れがあります。 <p>▷ 【生活利便性を確保し、高齢化対策や人口の維持を図る必要があります。】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 人口増加期においても他地域に比べ人口減少が推計されている泉沢地区では、少子高齢化や人口減少が他地域に比べ、より進む恐れがあります。 <p>▷ 【泉沢地区は、子育て世代を含む生産年齢層を中心とした居住誘導を図る必要があります。】</p>	
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> 空港機能の強化や民営化、高速インターチェンジの開通などを背景に中心市街地などでは共同住宅や宿泊施設などの建設が進み、地価上昇の兆しが見られます。 <p>▷ 【人口増加を維持していくため、集積している都市機能を生かし、都市の活力増進を継続する必要があります。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や築年数の古い建物が集中し高齢化が進む地区では、都市のスポンジ化*の進展により、一定の人口密度に支えられた都市機能の維持が困難になる恐れがあります。 <p>▷ 【生活利便性を低下させないよう都市機能を維持する必要があります。】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 都市づくりの各分野について満足度・重要度を質問したアンケート結果では、「中心市街地地区に、にぎわいや活気がある」について満足度が低くかつ重要度が高い評価となっています。 <p>▷ 【中心市街地地区に、にぎわいや活気を創出する必要があります。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生活を支える医療施設、福祉施設、商業施設、子育て支援施設の分布とそれによる徒歩圏は、居住可能な市街化区域をおおむねカバーしていますが、高齢化の進展により、高齢者の利便性が低下する恐れがあります。 <p>▷ 【高齢者のみならず子育て世代を含む生産年齢層の市民が便利で健康的に歩いて暮らせるよう利便性の高い地区の形成を進めていく必要があります。】</p>

項目	課題	
	人口増加期	人口減少期
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 千歳駅や市立千歳市民病院を交通結節点とした鉄道・バスによる生活交通体系を構築していますが、少子高齢化の進展により、利用者数が減少する恐れがあります。 <p>▷ 【使いやすい公共交通を引き続き確保していく必要があります。】</p>	
財政	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入の市税は人口増加を反映して徐々に増加していますが、歳出の医療費などを含む扶助費は、年々増加傾向にあり、人口減少や高齢化の進展により、市税の減少や扶助費の増加が市の財政を圧迫する恐れがあります。 <p>▷ 【既存の施設や都市施設を有効に活用する必要があります。】</p>	
災害	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の大雨などによる災害が激甚化の傾向にあることから、市街地における災害の発生が懸念されます。 <p>▷ 【市民や事業者の災害に対する意識啓発を図る必要があります。】</p>	

Ⅲ. 基本的な方針

- | 01 | まちづくり方針
- | 02 | 目指すべき都市の骨格構造
- | 03 | 施策・誘導方針

III. 基本的な方針

| 01 | まちづくり方針

□ 考え方

本計画のまちづくり方針は、都市機能や居住を誘導していくため、課題に基づいた目的を明確化し、効果的な施策を実施する基本方針となるものであり、「千歳市第3期都市計画マスタープラン」の将来都市像、都市づくりの5つの基本目標と連動するものとします。

都市づくりの目標のうち、[安全]に関する部分は、防災指針にてその内容を具体化します。

将来都市像

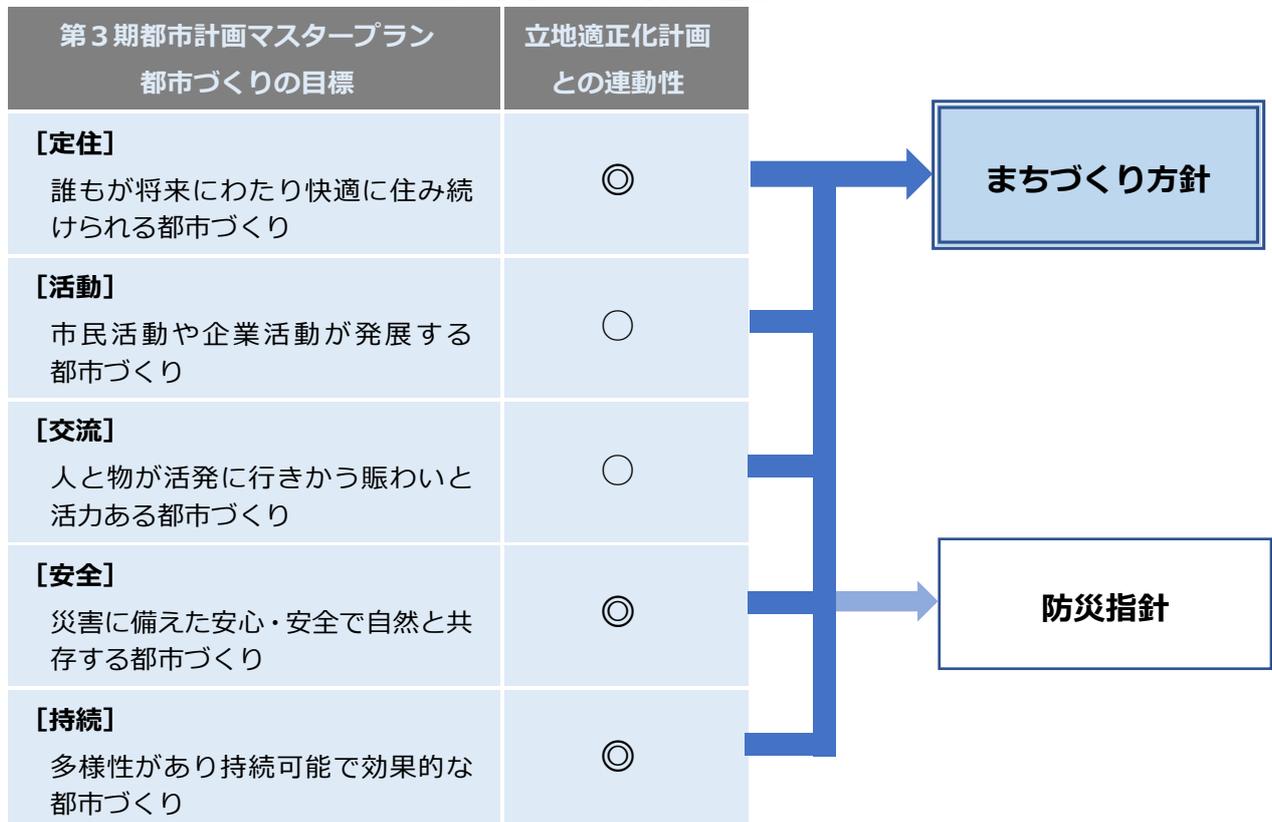


人をつなぐ：人口の増加を維持し、多彩な市民や企業、団体、行政が互いにつながり支え合いながら、人と活力、魅力があふれる“幸せを感じるまち”

世界をつなぐ：まちの勢いを持続し、人や企業が新千歳空港を通じて世界とつながり、国籍を問わず多様な人・価値観を受け入れる“開かれたまち”

空のまち：村民の手によって造られた一本の着陸場を原点とする開拓精神や空港とともに歩んできた歴史をまちの誇りに、空港とともに成長・発展し、人と物が活発に行き交う“活力あふれるまち”

図 まちづくり方針の位置づけ



□ まちづくり方針の設定

千歳市は、人口減少傾向が著しい北海道において、人口増加が見込まれる数少ない都市です。この人口増加の機会を生かし、都市機能の増進、安全性や利便性の確保を進めることで持続可能な都市構造の構築につなげ、人口減少に転じる前から人口減少期を見据えたまちづくりを進めます。

まちづくり方針 1. [人口増加期]

■ 人口増加の機会を生かした、都市の活力増進や居住の場を確保します。

空港機能の強化や広域交通機能の拡充を背景とした人口増加の見通しを更なる発展の機会と捉え、都市機能の維持・誘導により、引き続き都市の活力増進を図ります。これにより市内への子育て世代を含む生産年齢層のニーズを高め、新たな住宅地の形成や既存ストックの活用により居住の場の確保を図ります。

まちづくり方針 2. [人口減少期を見据えて]

■ 将来の人口減少や更なる少子高齢化に備え、歩いて暮せる生活利便性の高い地区の形成を進めます。

将来の人口減少により、一定の人口密度に支えられてきた生活利便機能が低下するのを防止し、高齢になっても健康的に住み続けられ、あらゆる世代にとって便利な環境とするため、集積している都市機能を生かし、歩いて暮せる生活利便性の高い地区の形成を図ります。

□ 将来都市構造図の共有

「千歳市第3期都市計画マスタープラン」では、これまでのまちづくりの進捗や課題を踏まえるとともに、本計画と整合を図り、今後のあるべき姿として、3つの将来都市構造を描いています。

本計画が目指す都市の骨格構造についても、第3期都市計画マスタープランの将来都市構造に整合するものとします。

■ [定住・安全・持続]の将来都市構造図

本計画では、特に生活利便を中心とした都市機能の集約、居住密度の維持・向上、防災・減災の取り組みに関連する[定住・安全・持続]の将来都市構造と連動した居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定を図ります。

図 [定住・安全・持続]の将来都市構造



凡 例	
○ 中心拠点	■ 主要な居住ゾーン
⊙ 生活・活動拠点	⊖ 新たな住宅地の形成を検討する範囲
⊙ 医療・生活拠点	■ その他の市街化区域
⊙ 福祉・生活拠点	— 自動車専用道路
⊙ アメニティ交流拠点	— 幹線街路
◆ 防災拠点	— アメニティ環境軸

各要素の方向性

●中心拠点

[JR千歳駅・市役所周辺]

- ・行政、商業、娯楽、文化、福祉などの施設が集積する拠点とし、都市機能誘導区域の設定を想定します。

●生活・活動拠点

[JR長都駅周辺、泉沢タウンセンター地区周辺、国道36号沿道、中央大通沿道、30号通沿道]

- ・地域の日常生活を支える施設が集積する拠点とし、都市機能誘導区域の設定を想定します。

●医療・生活拠点

[市立千歳市民病院周辺]

- ・医療や日常生活を支える施設などが集積する拠点とし、都市機能誘導区域の設定を想定します。

●福祉・生活拠点

[大和]

- ・福祉や日常生活を支える施設などが集積する拠点とし、都市機能誘導区域の設定を想定します。

●防災拠点

- ・災害対応や防災まちづくりを支える施設として利活用します。

※立地適正化計画の居住誘導区域や都市機能誘導区域指定は想定しません。

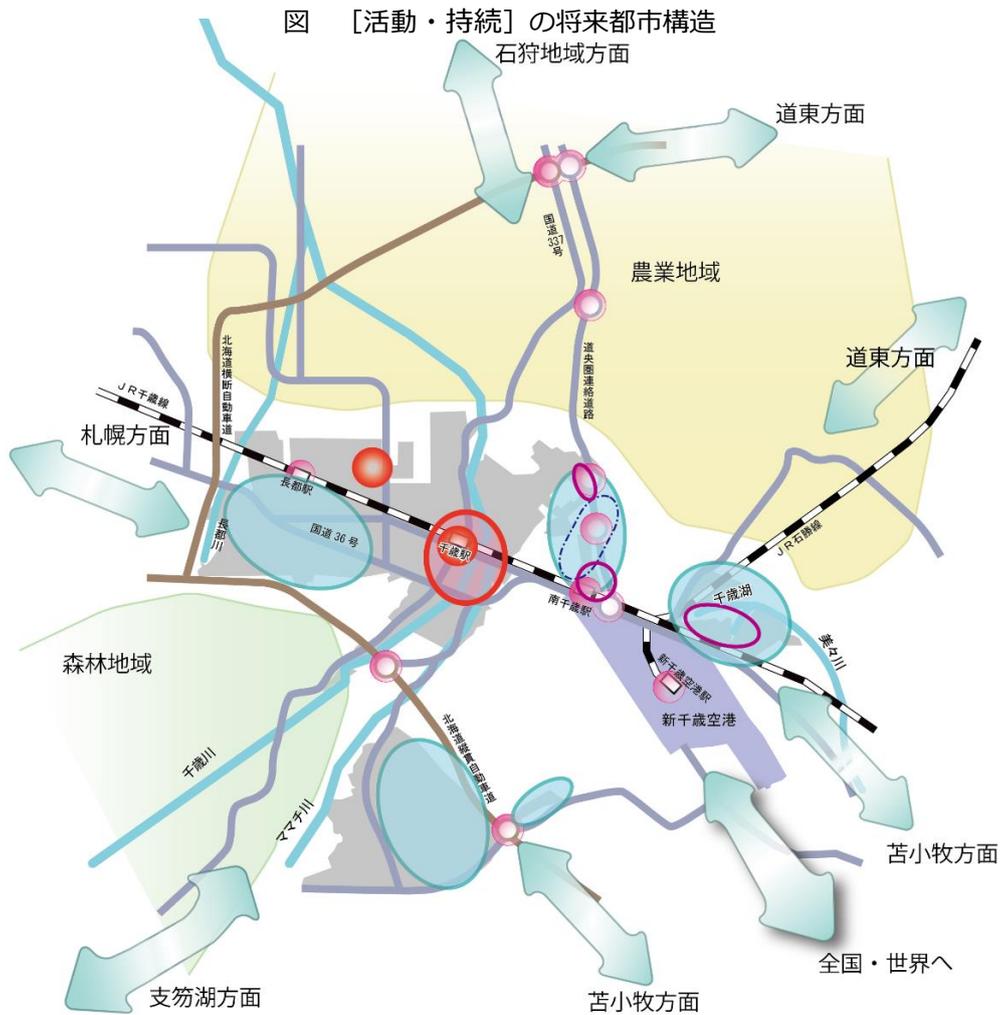
●主要な居住ゾーン

- ・市民が快適に住み続けられるエリアとして、居住誘導区域の設定を想定します。

■ 【活動・持続】の将来都市構造図

【活動・持続】は商業、工業などの企業活動の場の集積と、空港や高速道路などの物流ネットワークの強化を目指す将来都市構造です。

本計画の居住誘導区域や都市機能誘導区域になりませんが、働く場の確保は市内の定住促進に大きく影響することから、ビジョンの共有、施策の連携に努めるものとしします。



凡	例
主な工業・業務地	JR 駅、インターチェンジ
中心拠点	交通結節点
新たな工業地の形成を検討する範囲	人流・物流軸
産業支援・交流業務地	自動車専用道路
市街化区域	幹線街路

各要素の方向性

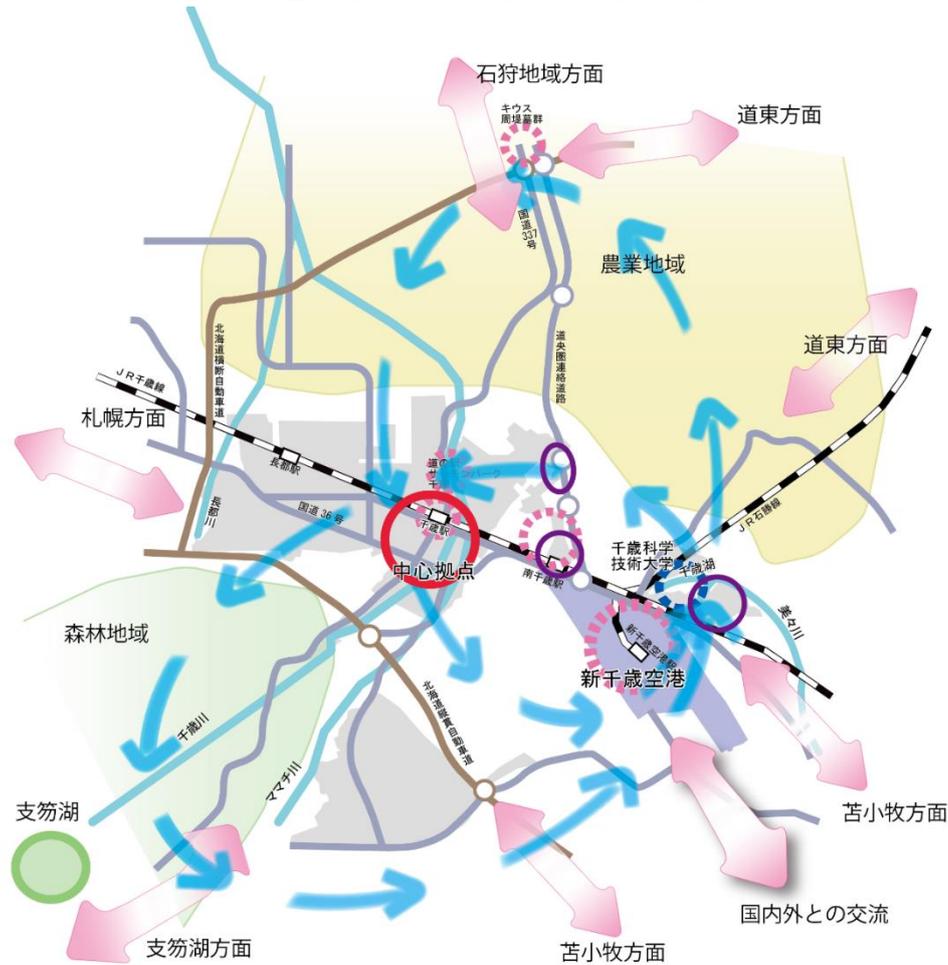
- ・主な工業・業務地及び産業支援・交流業務地のうち、市として重点的に整備・誘致を図る地区は、市独自区域の設定を想定します。

■ [交流・持続] の将来都市構造図

[交流・持続] は観光振興機能や人流ネットワークの強化、大学、企業、市民の人材交流の促進を目指す将来都市構造です。

本計画の居住誘導区域や都市機能誘導区域になりませんが、観光振興による働く場や交流の場の確保は市内の定住促進に大きく影響することから、ビジョンの共有、施策の連携に努めるものとします。

図 [交流・持続] の将来都市構造



凡 例	
	中心拠点
	おもてなし・交流支援拠点
	おもてなし・交流ネットワーク
	広域ネットワーク
	農業地域
	森林地域
	産業支援・交流業務地
	人材交流拠点
	アメニティ環境軸

各要素の方向性

- ・おもてなし・交流支援拠点や産業支援・交流業務地のうち、市として重点的に整備・誘致を図る地区は、市独自区域の設定を想定します。

| 02 | 目指すべき都市の骨格構造

まちづくり方針を踏まえ、課題に対応するため、市内各地に身近な拠点を配置し、それらが中心拠点を補完することで、拠点周辺から縁辺部まで、便利に住み続けられる環境を維持・拡充する『多核連携型』都市構造を目指します。

千歳市が目指す『多核連携型』都市構造における拠点は、これまでのまちづくりの進捗や都市機能の集積などを踏まえ、8 拠点とします。

目指すべき都市の骨格構造

将来にわたり住み続けられる『多核連携型』都市構造

■ 中心拠点 (1 か所)

(JR 千歳駅・市役所周辺)

■ 生活・活動拠点 (5 か所)

(JR 長都駅周辺、泉沢タウンセンター地区周辺、国道 36 号沿道、中央大通沿道、30 号通沿道)

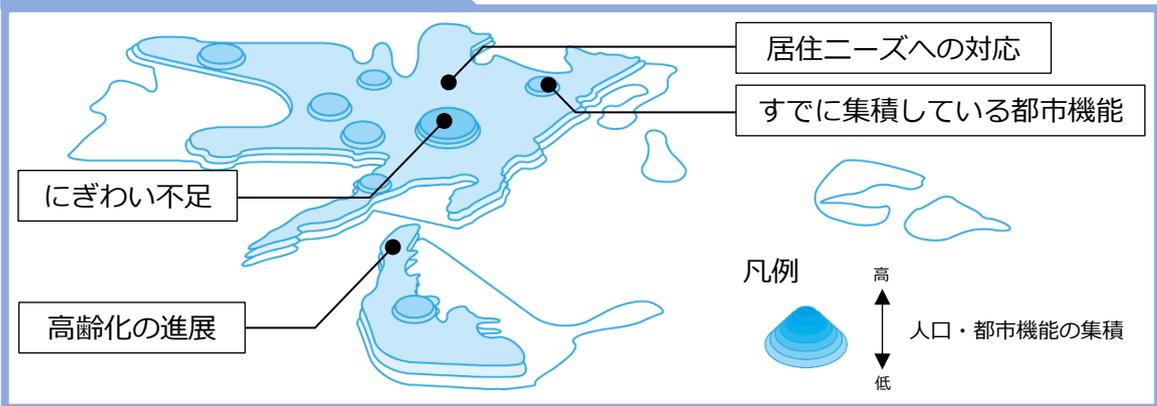
■ 医療・生活拠点 (1 か所)

(市立千歳市民病院周辺)

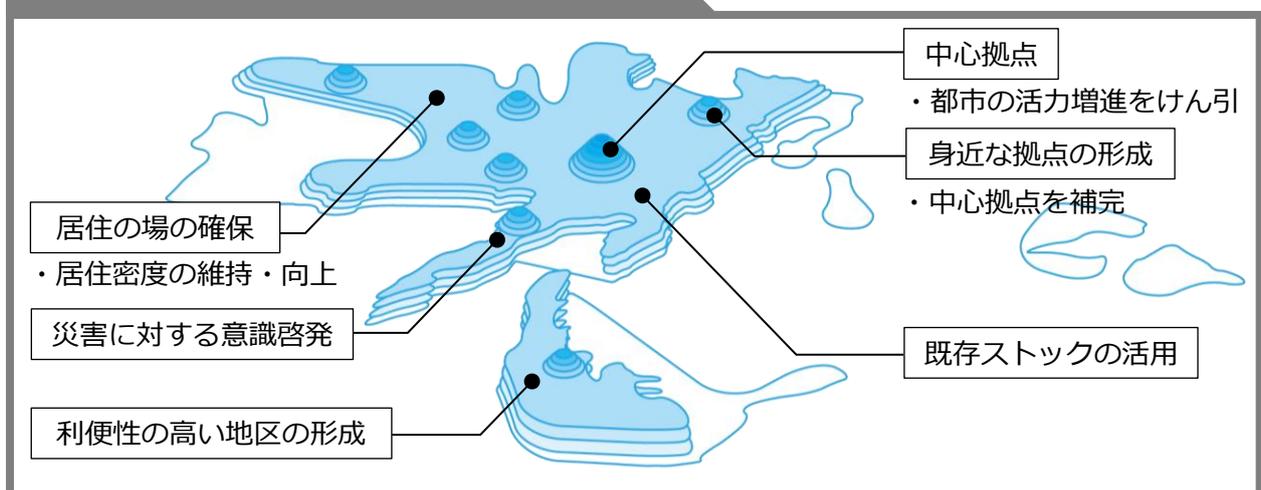
■ 福祉・生活拠点 (1 か所)

(大和)

現在の都市の状況イメージ



目指すべき都市の骨格構造イメージ



| 03 | 施策・誘導方針

目指すべき都市の骨格構造を踏まえ、「Ⅱ.現状把握と課題」で整理した課題に対する施策・誘導方針を次のとおりとします。

課題	施策・誘導方針
[子育て世代を含む生産年齢層を中心としたニーズに対応する居住の場を確保する必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな住宅地の形成や既存ストックの活用により居住の場の確保を図ります。 ・移住・定住を促進するため、働く場の確保に努めます。
[生活利便性を確保し、高齢化対策や人口の維持を図る必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点へ都市機能の維持・集積を促し、拠点周辺で利便性の高い地区を形成することで、将来、人口減少しても一定程度の人口密度の維持に努めます。
[泉沢地区は、子育て世代を含む生産年齢層を中心とした居住誘導を図る必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・泉沢地区は、住み替えを促進するとともに、子育てしやすい住環境の維持を図り、居住密度の維持に努めます。
[人口増加を維持していくため、集積している都市機能を生かし、都市の活力増進を継続する必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・集積している都市機能や既存ストックを生かしつつ、だれもが便利に暮らせる機能の維持・集積、特に中心拠点では、集客性のある都市機能の集積を促します。
[生活利便性を低下させないよう都市機能を維持する必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各地に拠点を配置することで、周辺住民の生活利便サービスの利用を促し、将来にわたり都市機能の維持に努めます。
[中心市街地地区に、にぎわいや活気を創出する必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・中心拠点として、行政、商業、文化、福祉などの施設の集積を促します。
[高齢者のみならず子育て世代を含む生産年齢層の市民が便利で健康的に歩いて暮らせるよう利便性の高い地区の形成を進めていく必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点の周辺に徒歩や公共交通で生活利便サービスを利用できる利便性の高い地区の形成を促します。
[使いやすい公共交通を引き続き確保していく必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・一定程度の人口密度を維持することで、公共交通の利用を促し、将来にわたり公共交通の確保に努めるとともに、駅などの交通結節機能の強化を図ります。
[既存の施設や都市施設を有効に活用する必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設は、拠点への集約や統廃合も含めた今後の施設のあり方、修繕を検討し、道路や下水道などの都市施設は、既存ストックの有効活用を図ります。
[市民や事業者の災害に対する意識啓発を図る必要があります。]	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の発生が懸念される個所は、市民や事業者の災害に対する意識啓発を図ります。

IV. 各誘導区域と誘導施設

- | 01 | 居住誘導区域の設定
- | 02 | 都市機能誘導区域の設定
- | 03 | 市独自区域の設定
- | 04 | 誘導施設の設定

IV. 各誘導区域と誘導施設

| 01 | 居住誘導区域の設定

□ 考え方

居住誘導区域は、都市計画運用指針において「人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域」とされ、居住誘導区域に含まない範囲の考え方などについても示されています。

目指すべき都市の骨格構造や施策・誘導方針、都市計画運用指針を踏まえ、居住誘導区域の考え方を、次のとおりとします。

■ 居住誘導区域の設定

本市では、これまでコンパクトなまちづくりを進めてきていることや計画期間内において、居住誘導区域の対象地となる市街化区域内の人口が維持される推計となっていることから、現在の市街化区域を基本に居住誘導区域を設定します。

新市街地が整備された場合は、居住誘導区域の設定を検討します。

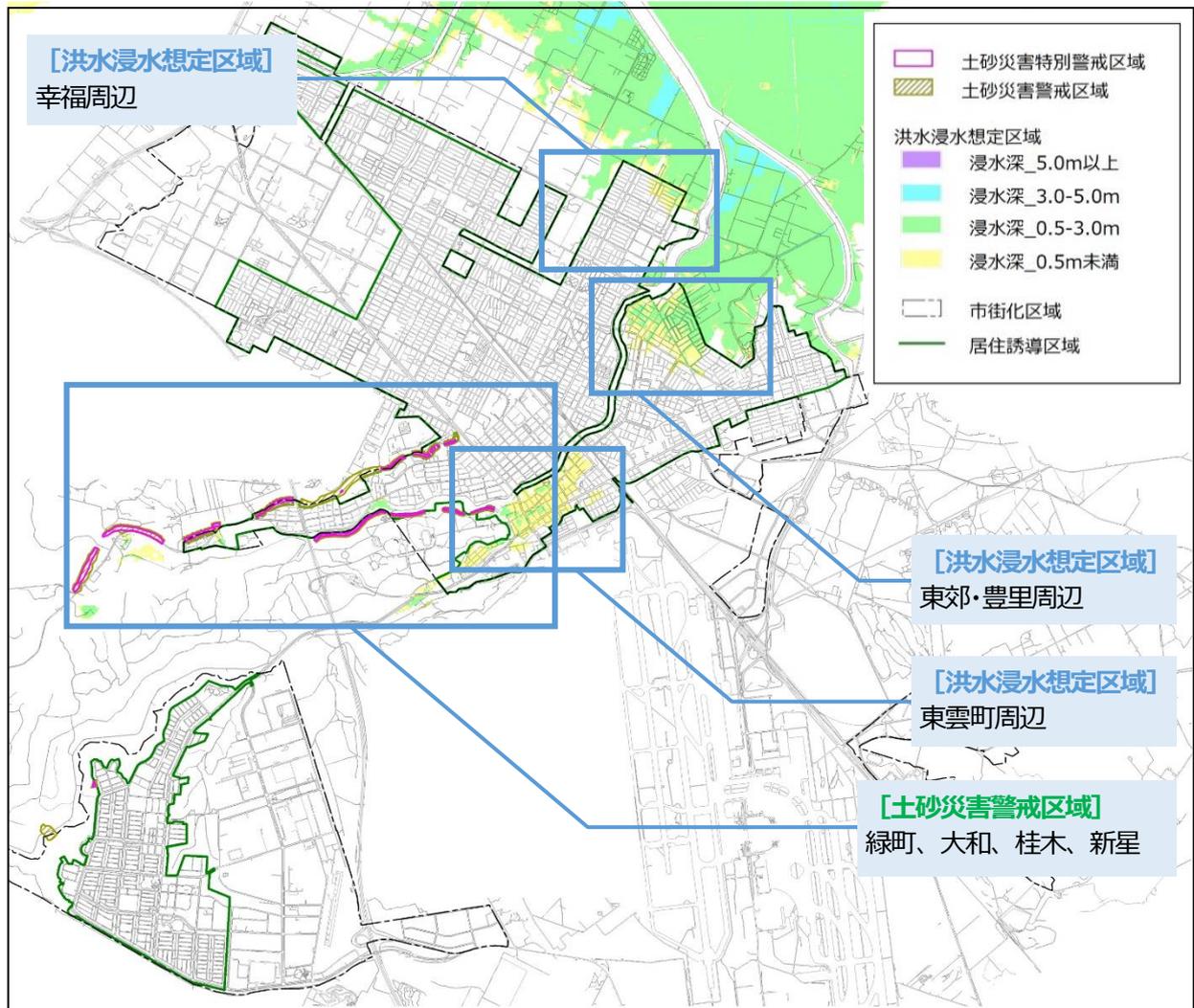
■ 居住誘導区域に含まない区域の検討

都市計画運用指針に基づき、居住誘導区域に含まない区域について、個別に検討します。なお、市街化調整区域や土砂災害特別警戒区域などは、居住誘導区域に含まない区域となっています。

項目	具体例（都市計画運用指針（抜粋））
災害リスク、警戒避難体制の整備状況などを勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として含まない区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域 ・洪水浸水想定区域 など
慎重な判断が必要な区域	<ul style="list-style-type: none"> ・工業専用地域 ・法令により住宅の建築が制限されている区域 ・居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 など

市街化区域内の土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域は、次のとおりです。

図 市街化区域内の土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域

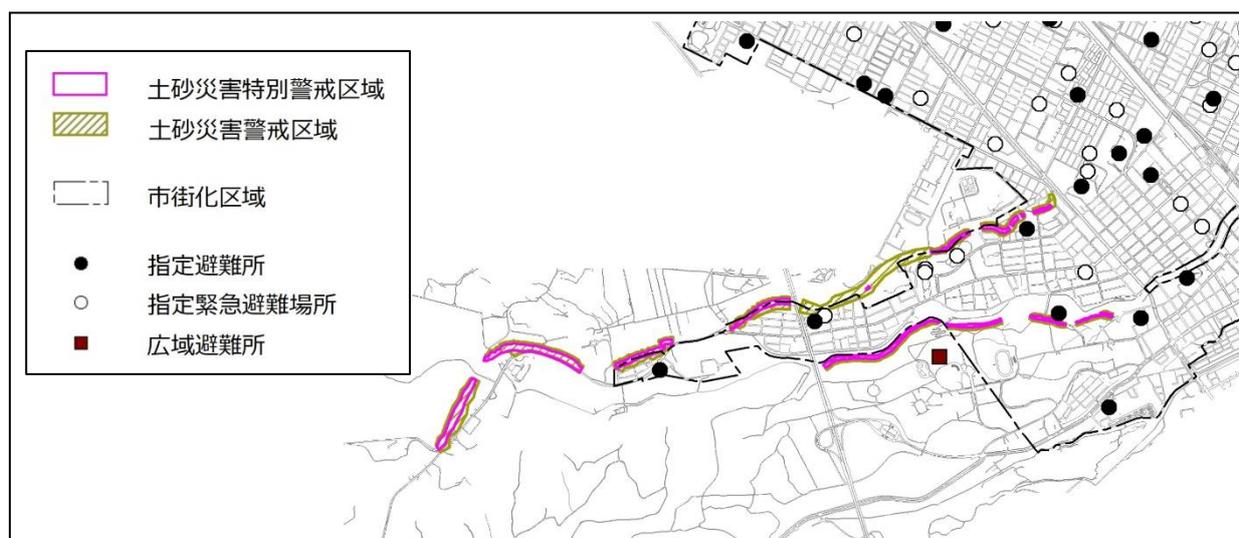


資料：北海道土砂災害警戒情報システム
千歳市洪水・土砂災害ハザードマップ

●災害リスク、警戒避難体制の整備状況などを勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として含まない区域

[土砂災害警戒区域]

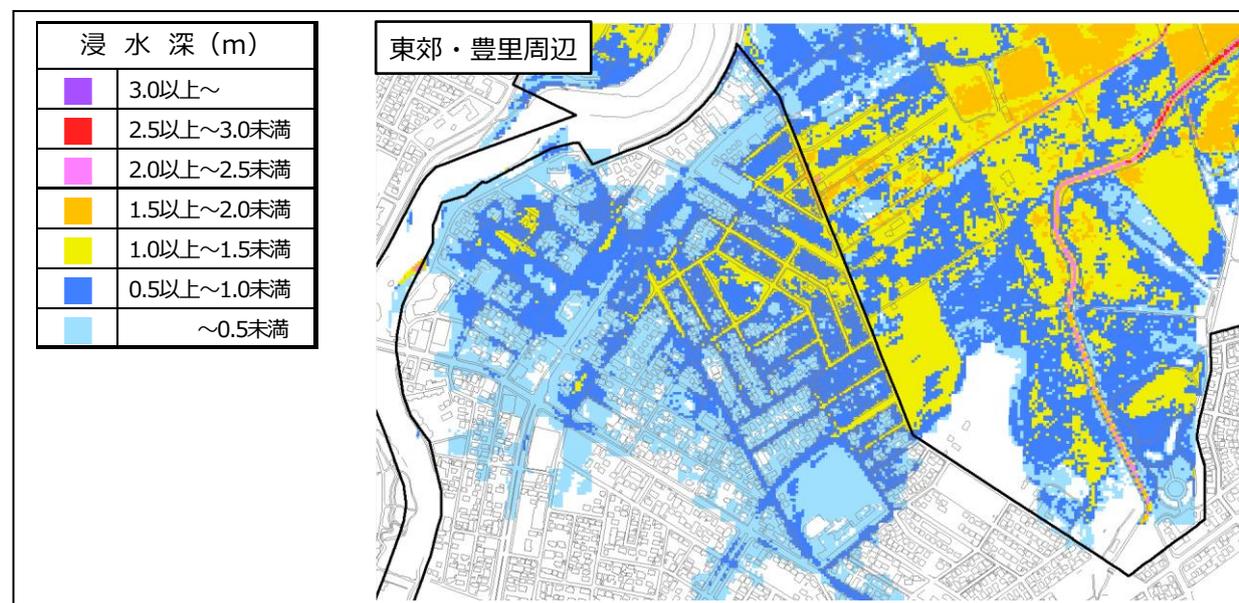
土砂災害警戒区域は、緑町や大和、桂木などが指定され、指定区域においても高齢化が進展する推計となっており、避難時間の増加が考えられることから、ハザードマップでの意識啓発に加え、より災害に対する意識啓発を図るため、居住誘導区域に含めないこととします。

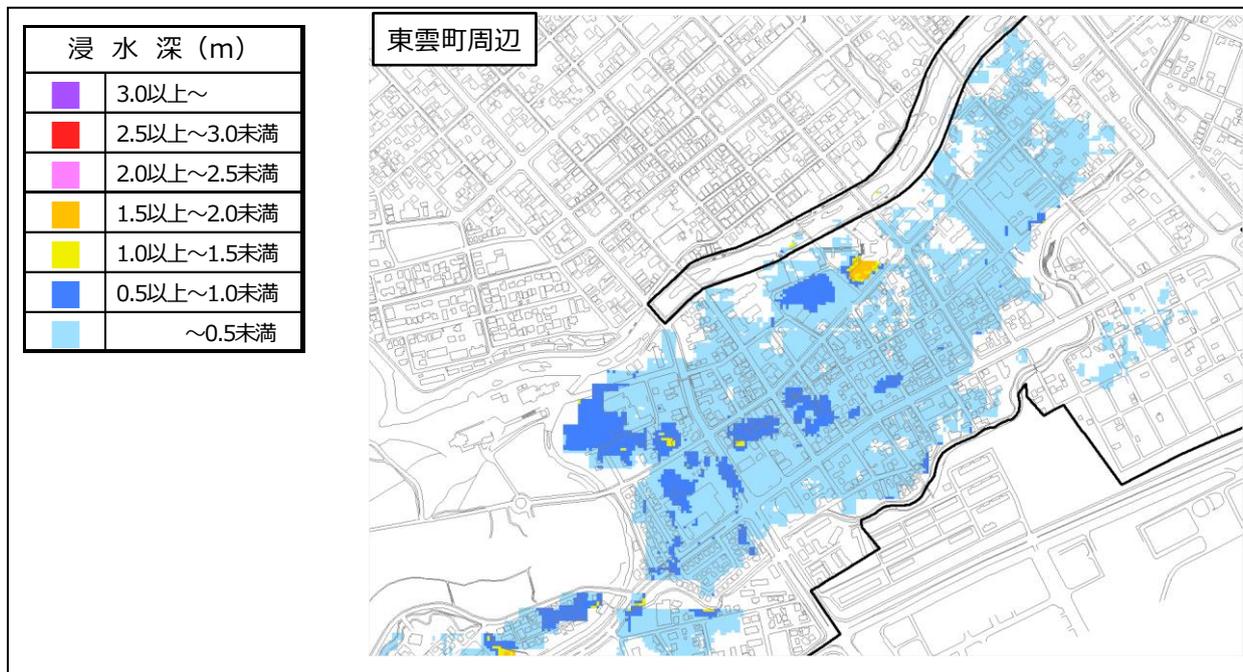
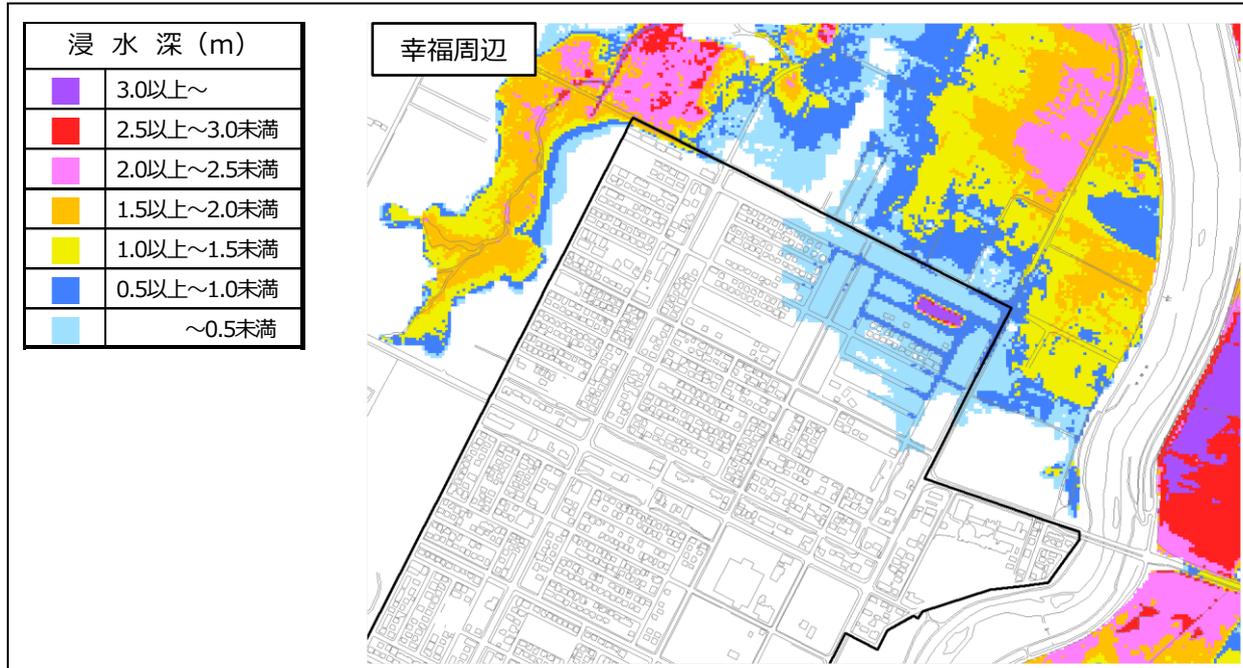


資料：北海道土砂災害警戒情報システム、千歳市ホームページ

[洪水浸水想定区域]

洪水浸水想定区域は、豊里や東郊、東雲町、朝日町、本町、真々地などに分布していますが、市街化区域内の宅地部分についてはおおむね 1.0m未満の浸水深であり、水平避難に加え垂直避難も考えられること、計画的な避難行動やハザードマップによる意識啓発を図っていることから、居住誘導区域に含めることとします。



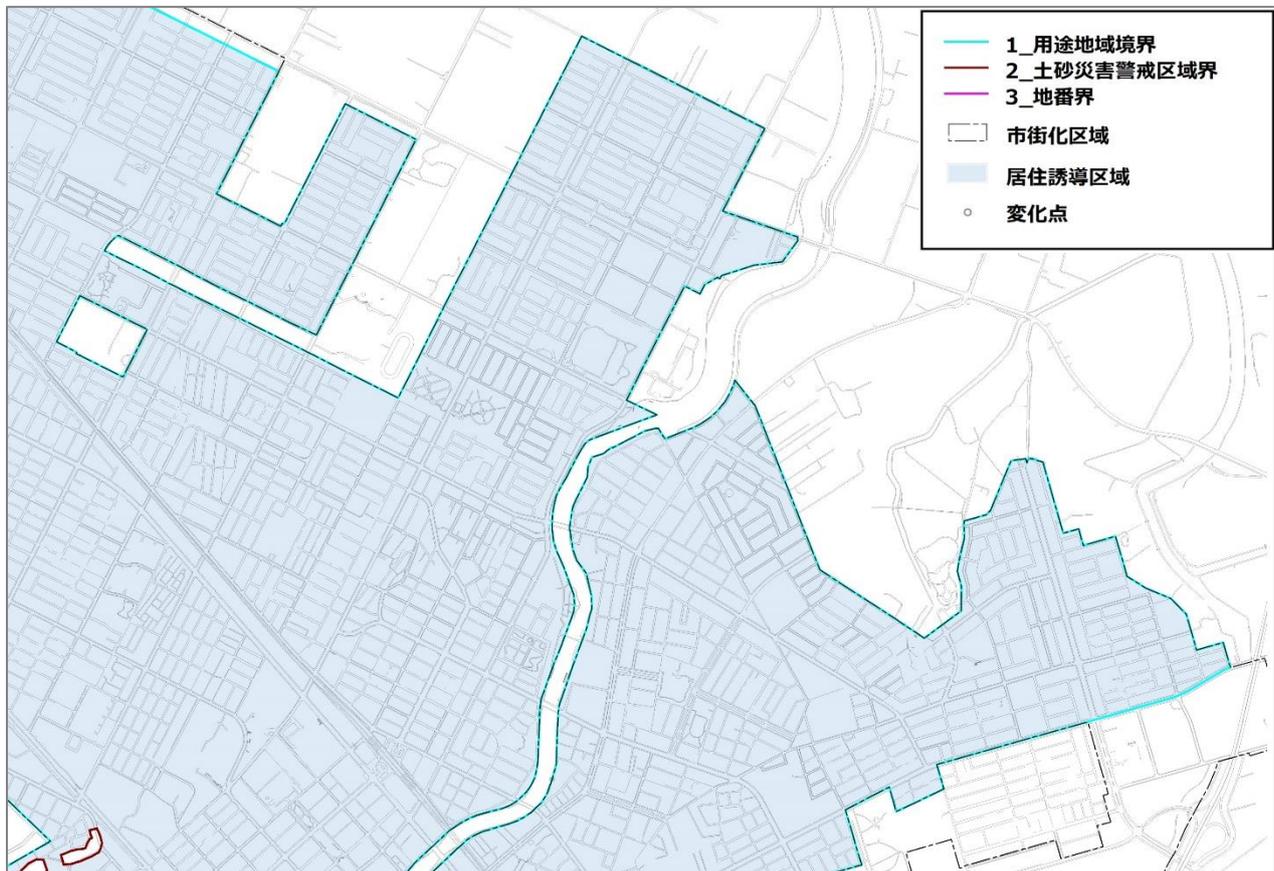
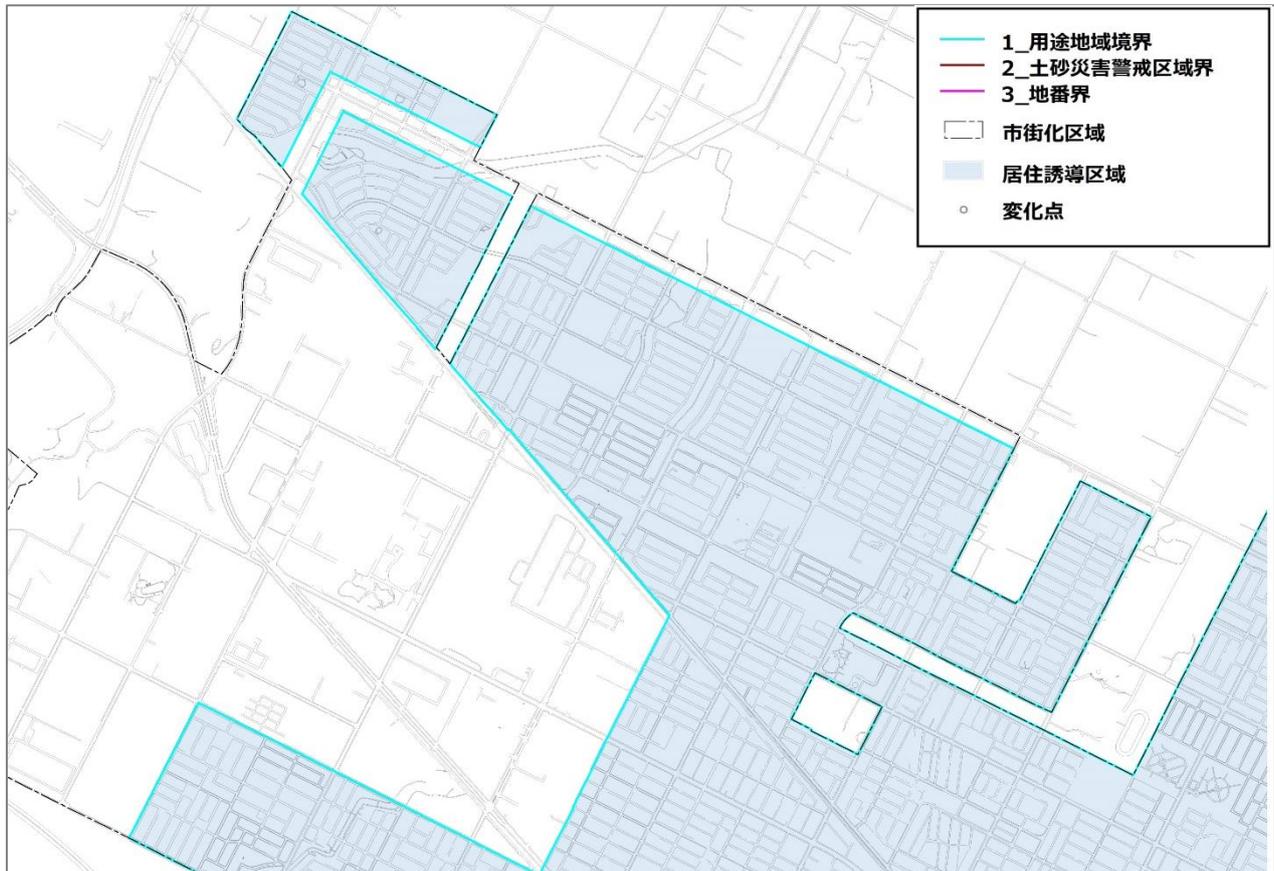


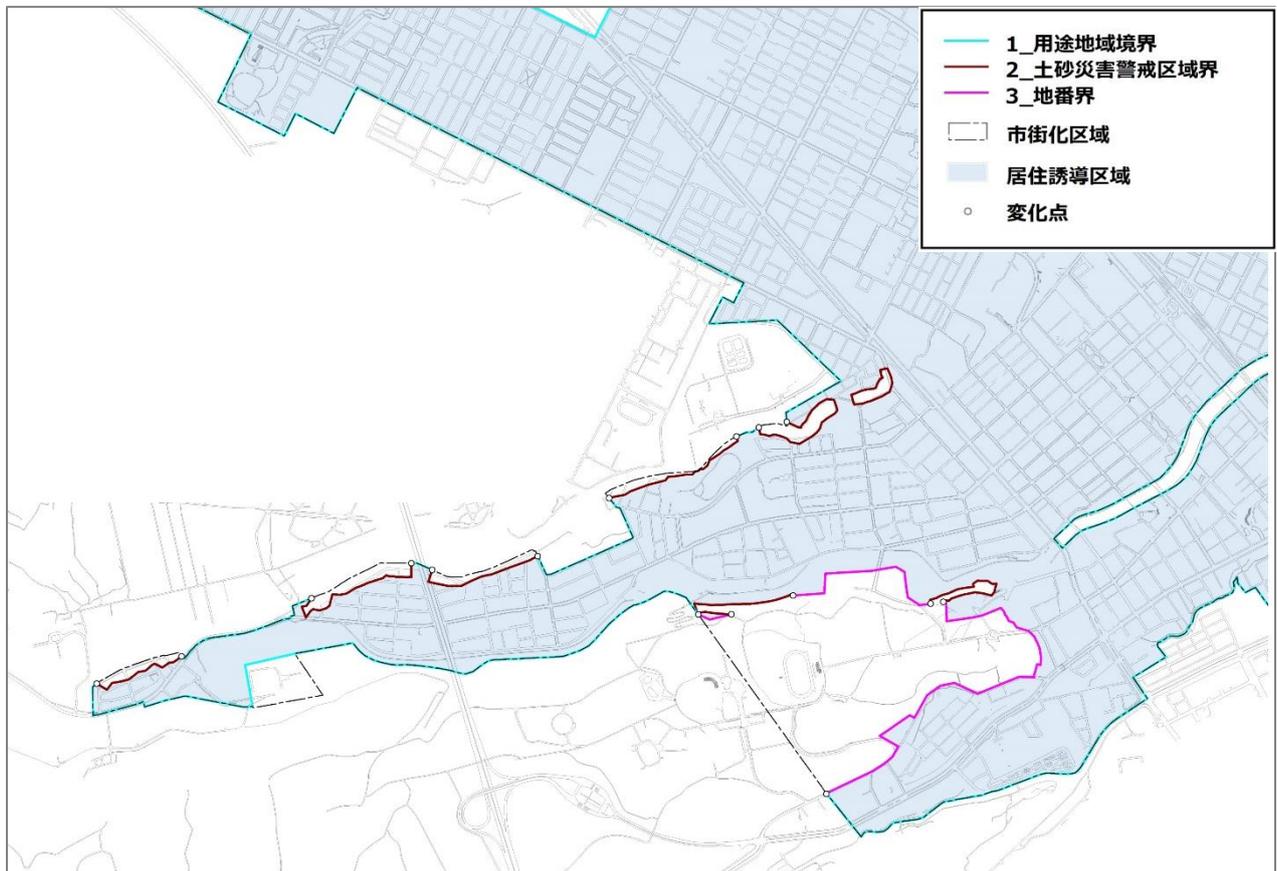
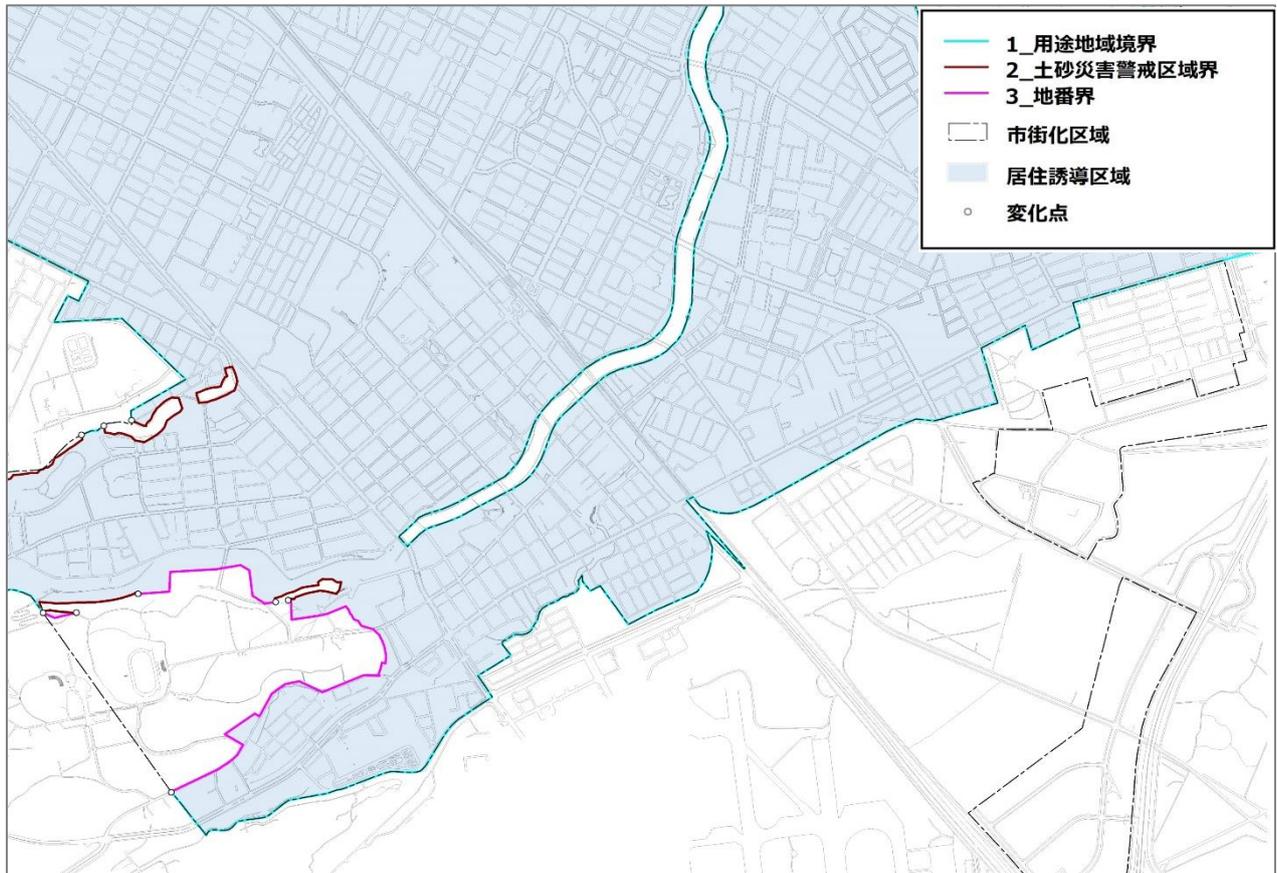
● 慎重な判断が必要な区域

工業専用地域や特別工業地区、地区計画のうち居住を制限する区域、大規模な公園緑地などは、居住が制限されていることから、居住誘導区域に含めないこととします。

□ 居住誘導区域の設定

前述の考え方に基づき設定した区域は、次のとおりです。





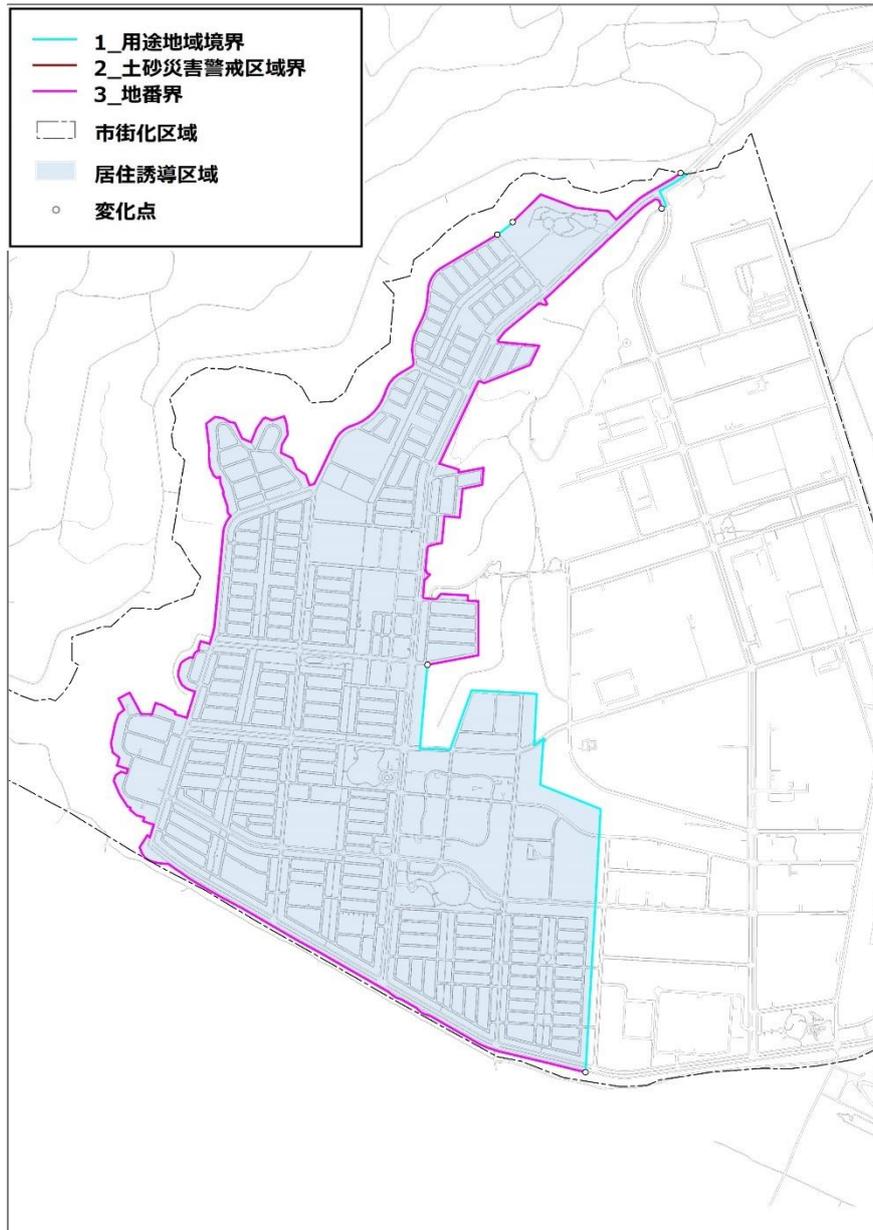
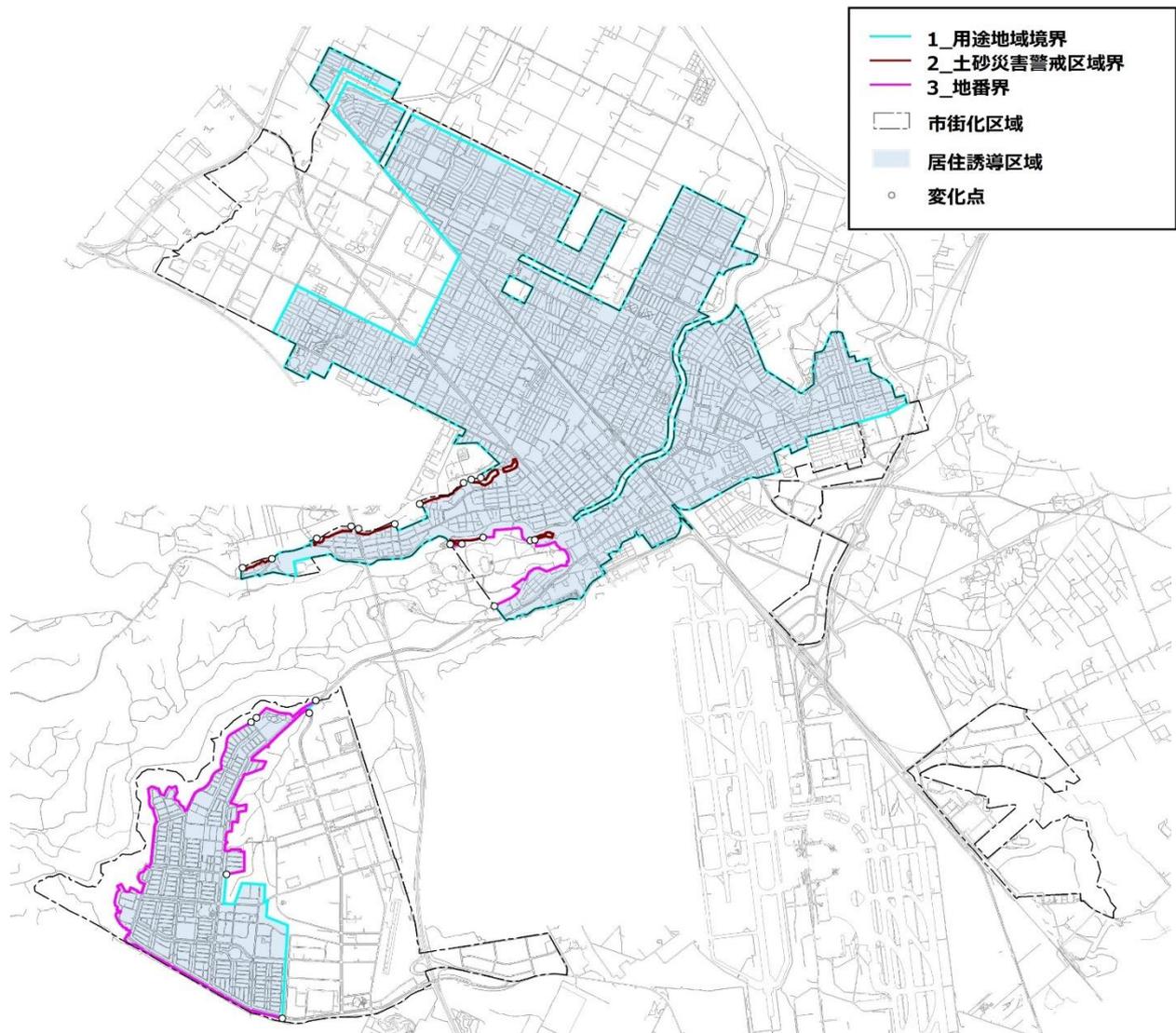


図 居住誘導区域の範囲



□ 市街化区域に占める割合

居住誘導区域が市街化区域に占める割合は、次のとおりです。

区域	面積	市街化区域に占める割合
市街化区域	3,207ha	—
居住誘導区域	1,798ha	約 56.1%

| 02 | 都市機能誘導区域の設定

□ 考え方

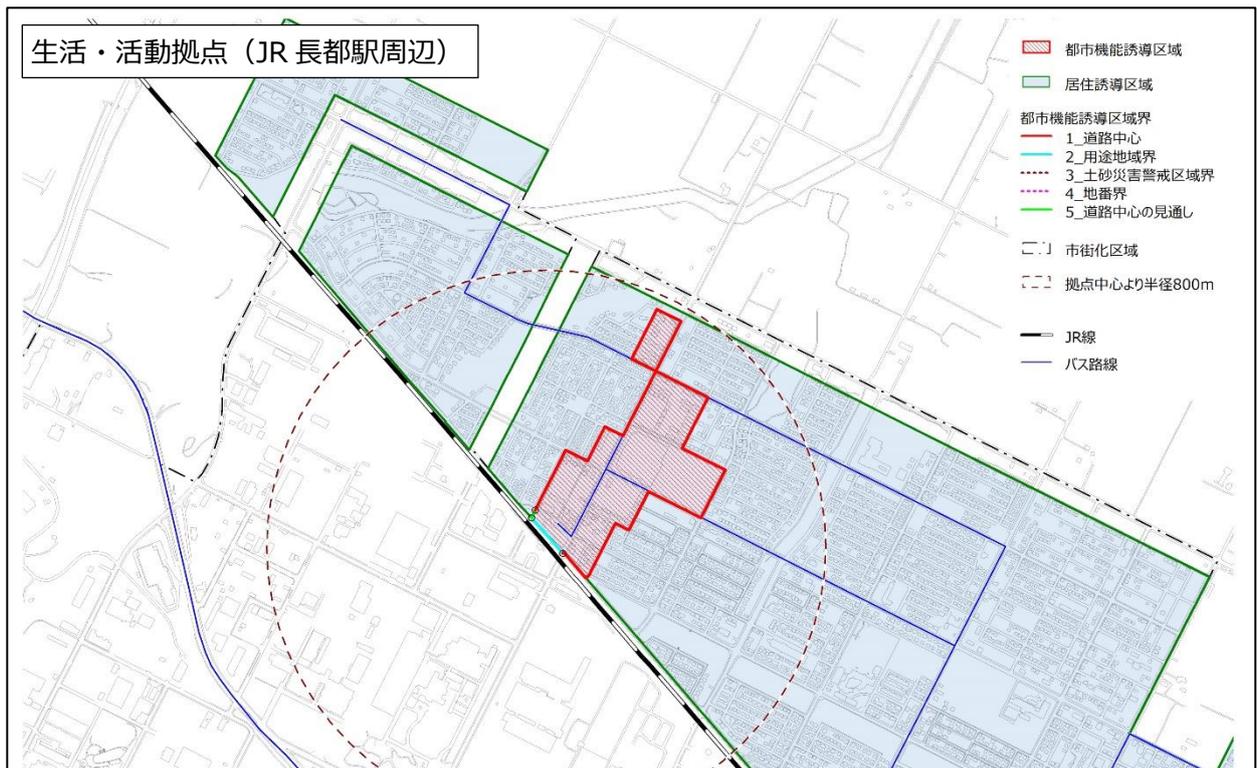
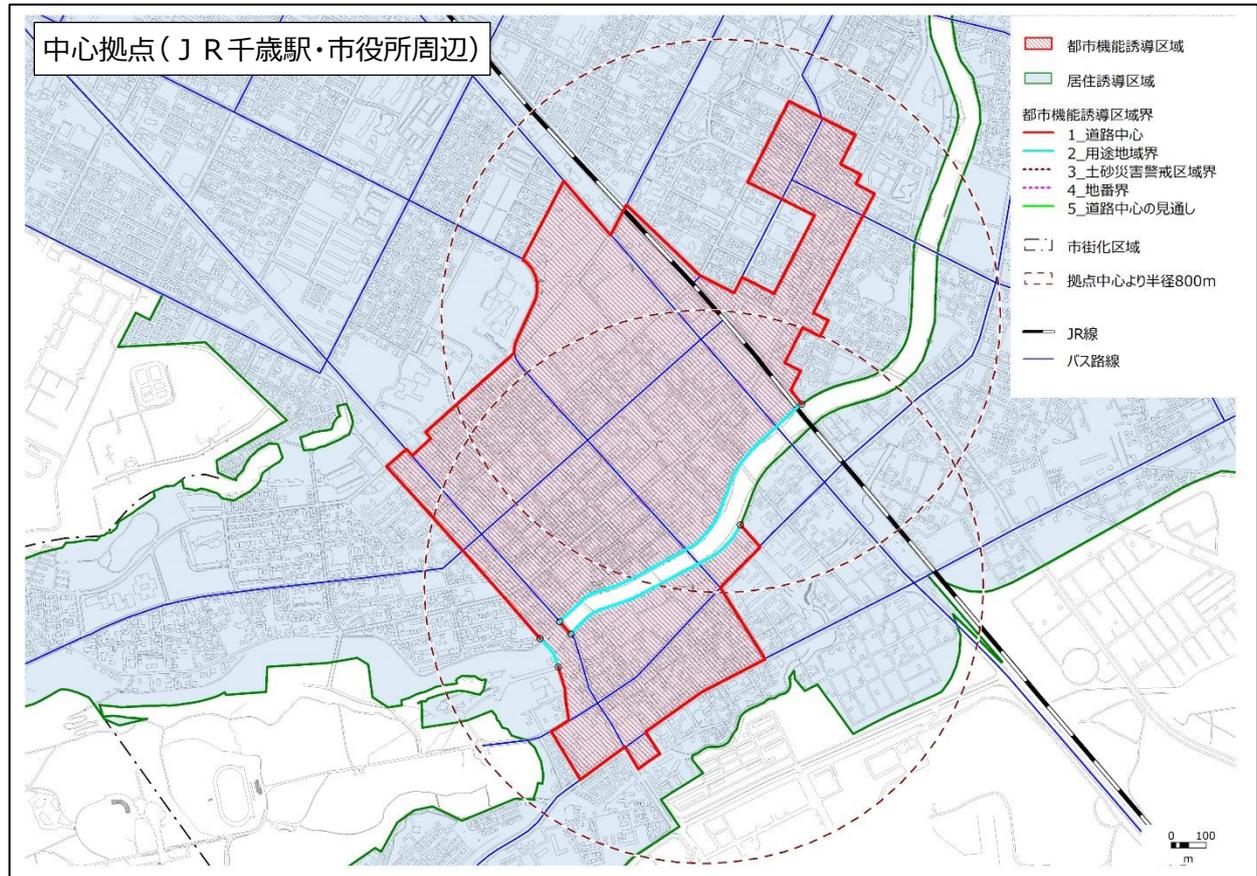
都市機能誘導区域は、都市計画運用指針において「原則として、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療や福祉、商業、子育て、教育・文化、行政などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域」とされ、範囲の考え方などについて示されています。

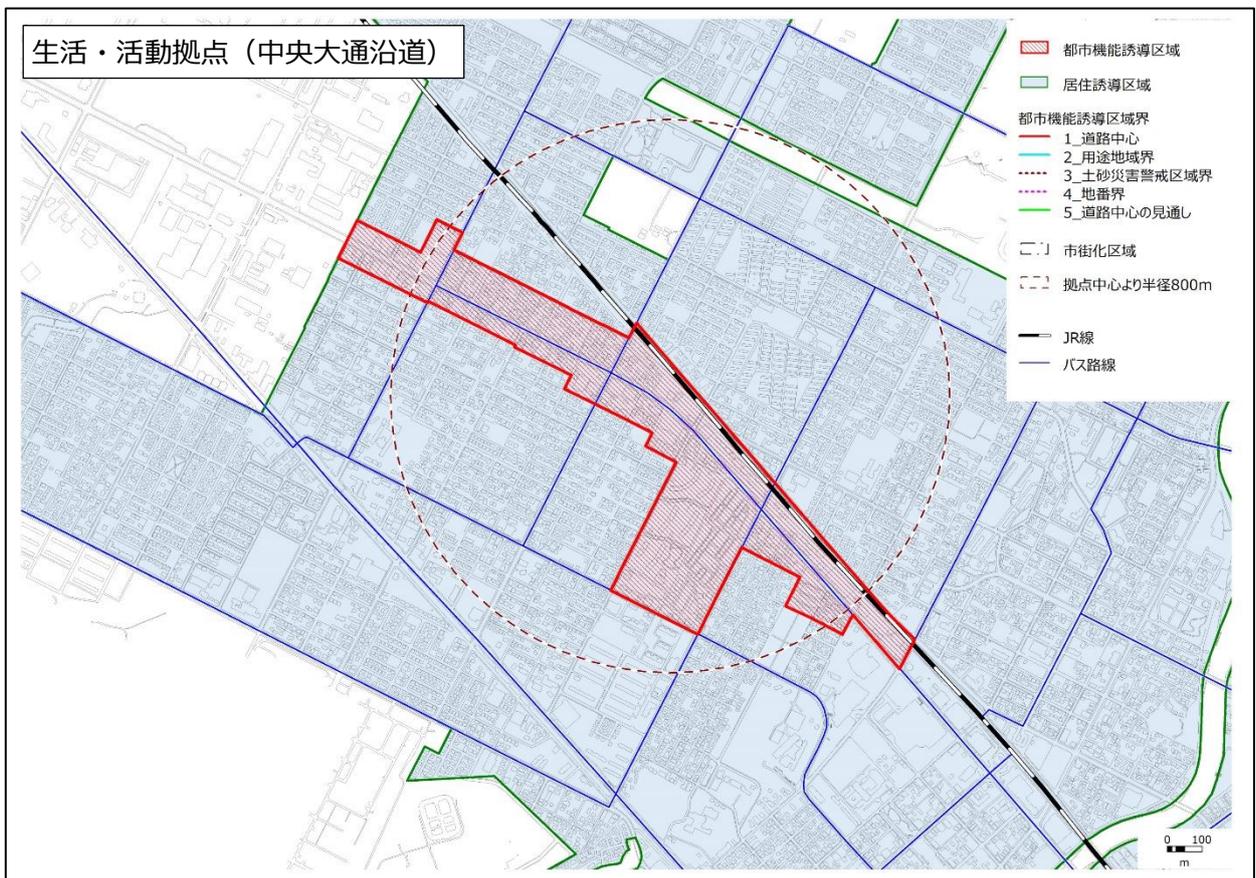
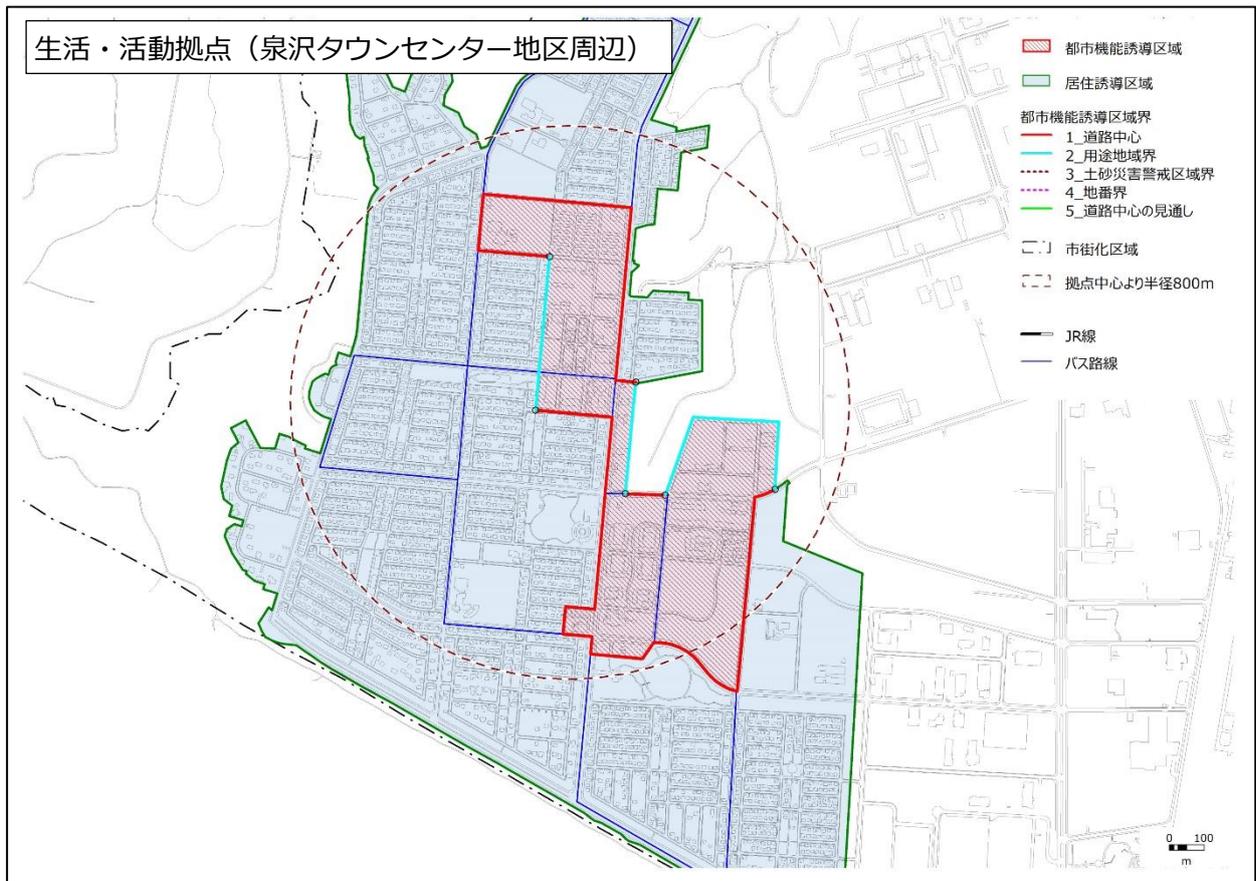
目指すべき都市の骨格構造や施策・誘導方針、都市計画運用指針を踏まえ、区域の設定の考え方を次のとおりとします。なお、区域の範囲を明確にする必要があることから、明確な地形地物（道路の中心）を基本とし、地形地物で設定できない場合は、都市計画（用途地域の区域など）の区域や地番界などとします。

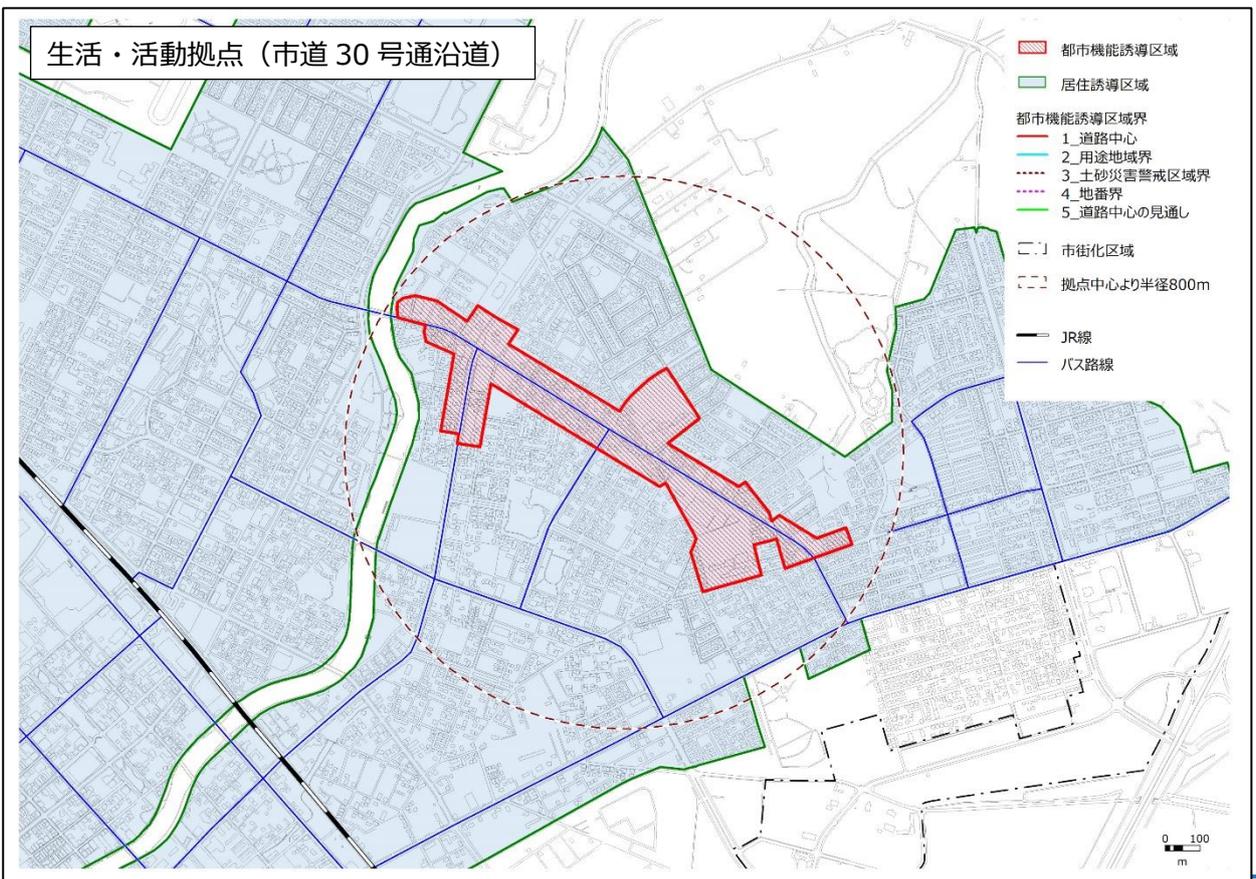
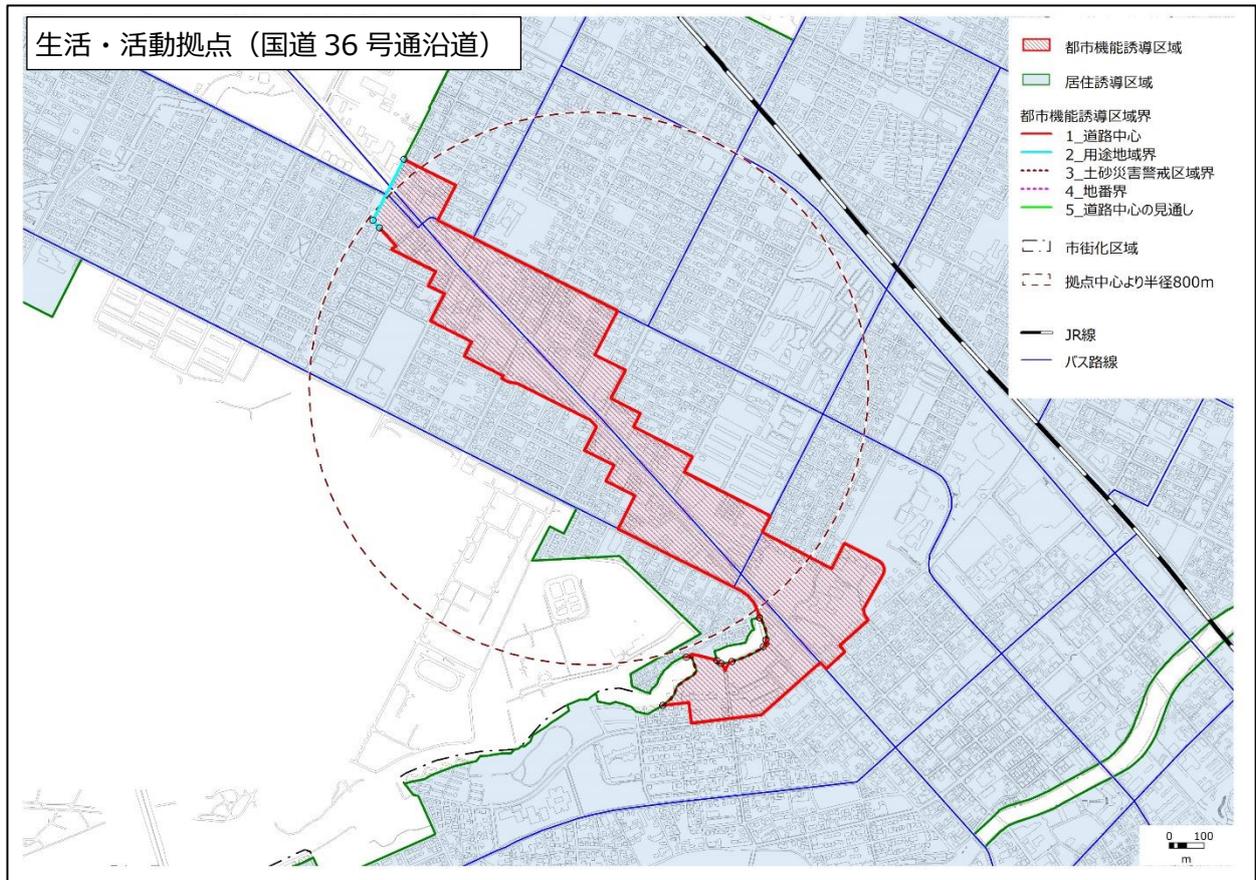
項目	設定の考え方
①商業系用途地域を含める	・商業系用途地域（近隣商業地域、商業地域）は、原則、都市機能誘導区域に含めます。
②生活を支える施設の集積が見られる箇所を含める	・商業系用途地域が指定されていない箇所において、商業・医療・福祉など生活を支える施設が立地、集積している箇所、集積が想定される箇所を都市機能誘導区域に含めます。
③誘導施設の敷地、誘導施設の候補地（公有地）を含める	・①及び②で設定した範囲に隣接する誘導施設の敷地や候補地（公有地）を都市機能誘導区域に含めます。
④多くの市民の利用する拠点などから、おおむね 800m 圏（徒歩 10 分圏）の範囲内	・多くの市民の利用が想定される JR 駅（千歳駅・長都駅）や千歳市役所、または想定したエリアの中心から 800m 圏（徒歩 10 分圏）がおおむね含まれるものとしします。
⑤土砂災害警戒区域は含めない	・土砂災害警戒区域は、安全性を確保するため都市機能誘導区域の範囲に含めません。
⑥その他を含める	・千歳市の上位・関連計画において、具体的な取組みがある箇所や都市機能誘導区域として一体性を確保するために必要な箇所は含めます。

□ 都市機能誘導区域の設定

前述の考え方にに基づき設定した区域は、次のとおりです。







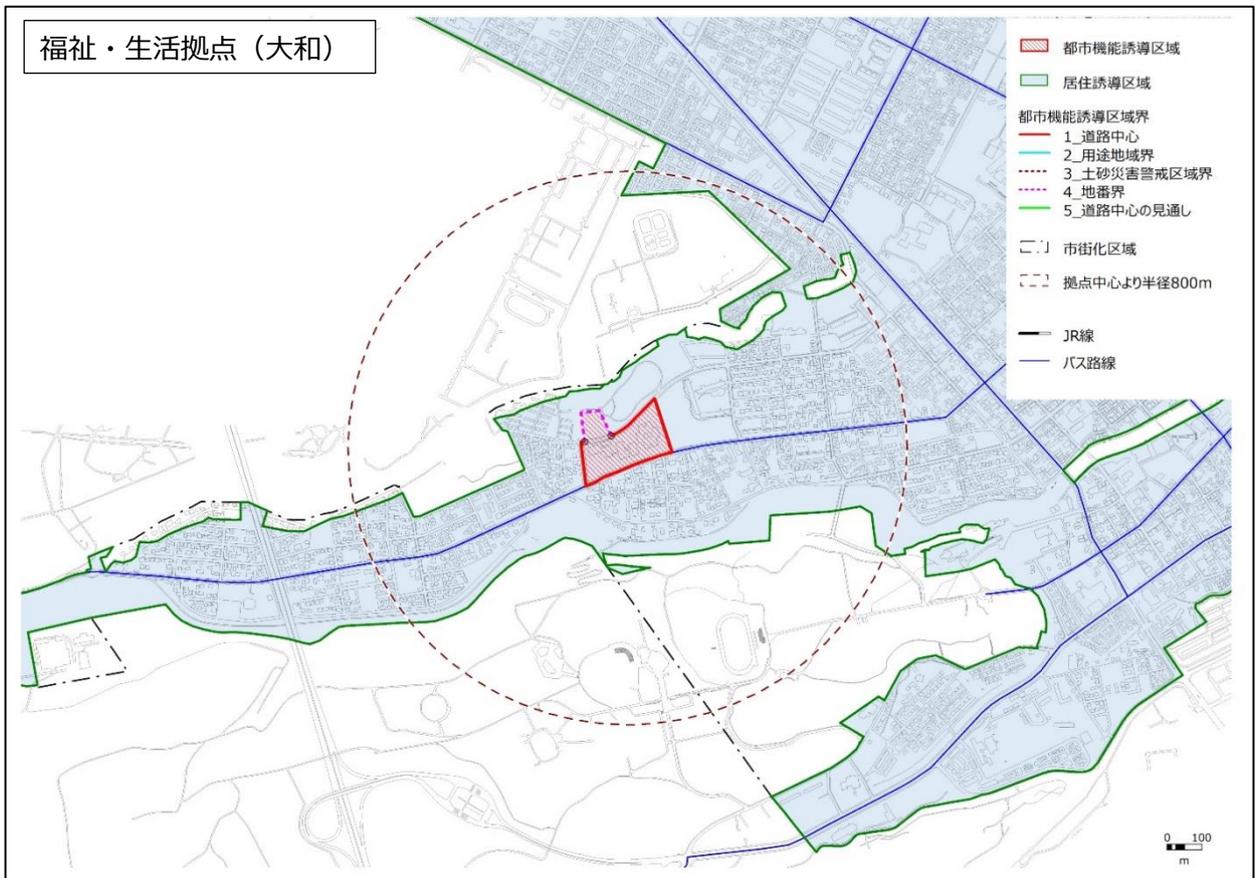
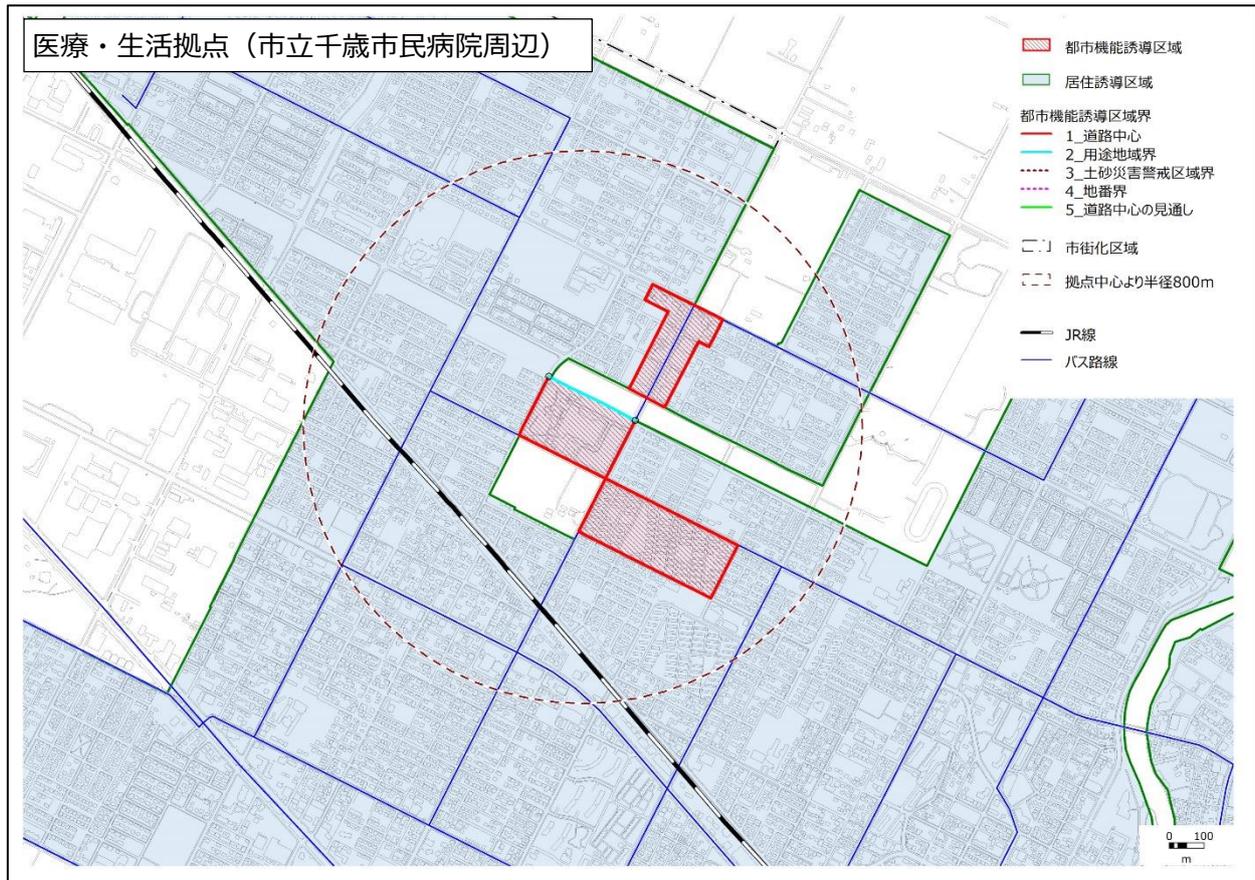
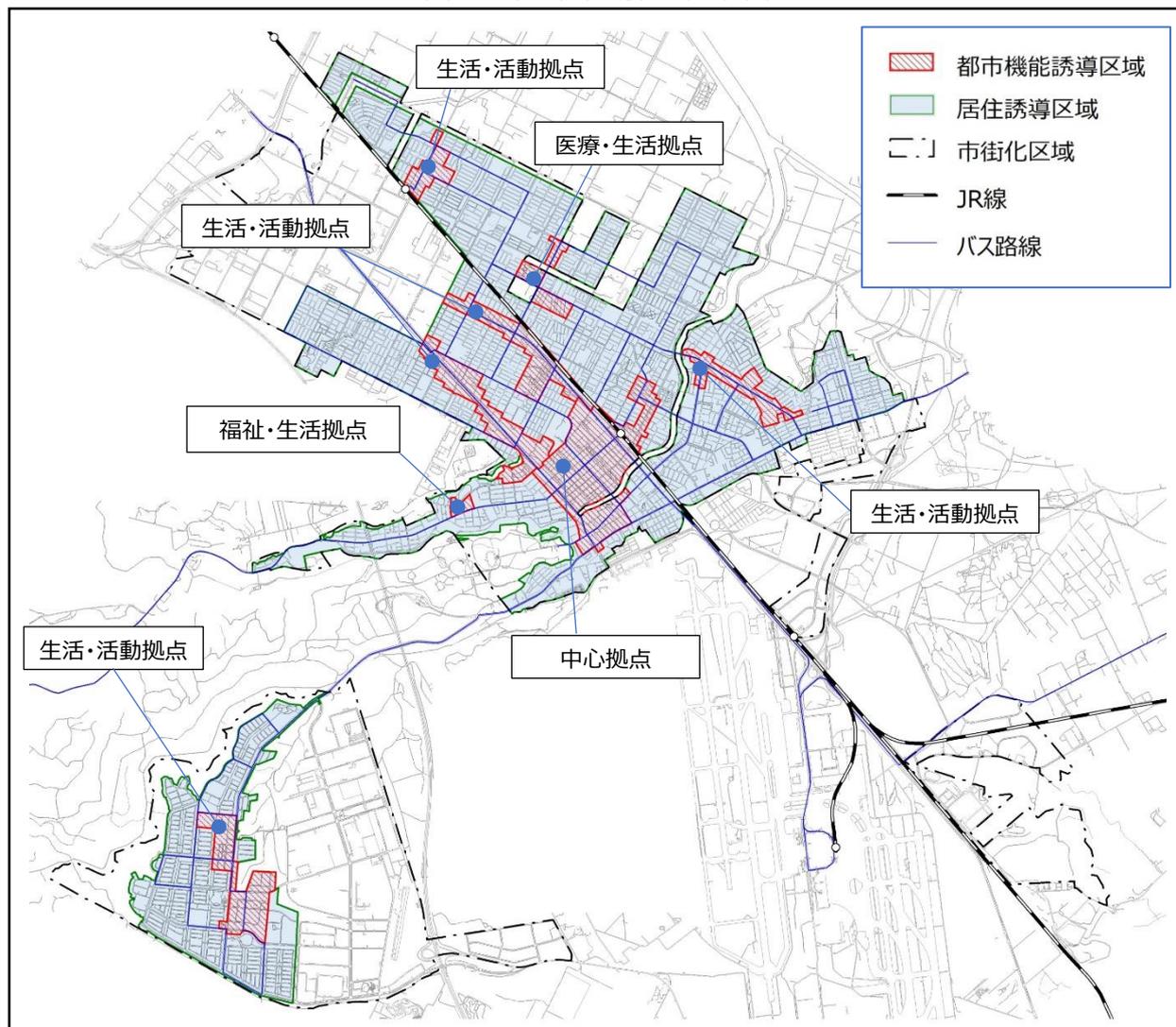


図 都市機能誘導区域の範囲



名称	位置づけ	場所	区域面積
中心拠点	・都市の活力増進をけん引する、行政、商業、娯楽、文化、福祉などの施設が集積する拠点	J R千歳駅・市役所周辺	115.1ha
生活・活動拠点	・少子・高齢化が進んでも、日常生活を支える施設などが集積する拠点	JR 長都駅周辺	15.8ha
		泉沢タウンセンター地区周辺	45.9ha
		中央大通沿道	44.0ha
		36号通沿道	49.1ha
30号通沿道	25.1ha		
医療・生活拠点	・医療や日常生活を支える施設などが集積する拠点	市立千歳市民病院周辺	16.7ha
福祉・生活拠点	・福祉や日常生活を支える施設などが集積する拠点	大和	3.6ha

□ 市街化区域に占める割合

都市機能誘導区域が市街化区域に占める割合は、次のとおりです。

区域	面積	市街化区域に占める割合
市街化区域	3,207ha	—
都市機能誘導区域	315ha	約 9.8%

| 03 | 市独自区域の設定

千歳市第7期総合計画の基本目標では、豊かな自然環境をはじめ、新千歳空港や多くの立地企業・人材など、千歳市が持つ地域資源を生かし産業の振興を図るため、工業団地や流通業務地、産業支援交流業務地などへの企業誘致などを進め、市民の生活が豊かになり、地域経済も発展する「地の利と資源を生かした産業のまち」を目指すこととしています。

基本目標の達成や働く場の確保による移住・定住促進のため、新千歳空港や高速道路、道央圏連絡道路など広域交通機能に優れた市街地西部や流通業務団地、オフィスアルカディア地区、美々地区について、市民や企業、大学、来訪者による様々な活動・交流を促す区域として、市独自区域である「活動・交流促進地区」を設定します。

図 活動・交流促進地区



| 04 | 誘導施設の設定

□ 考え方

誘導施設は、都市計画運用指針において「都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設」とされ、都市機能増進施設は、「医療や福祉、子育て支援、商業など居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」と示されています。

誘導施設を設定するため、施策・誘導方針や都市計画運用指針を踏まえ、拠点（都市機能誘導区域）における都市機能の考え方を整理します。

中心拠点は、都市の活力増進のため集客性が高く、市の中核的な役割を果たす機能とし、その他の拠点は、身近な生活を支える機能とします。また、誘導施設と連携し立地が望ましい機能や地域の実情に応じて立地が望ましい機能の考え方も整理します。

名称	位置づけ	都市機能の考え方
中心拠点	都市の活力増進をけん引する、行政、商業、娯楽、文化、福祉などの施設が集積する拠点	<ul style="list-style-type: none"> 都市の活力増進を図るため、行政、大規模店舗、文化、福祉の各分野の中核的で高次のサービスを提供でき、集客力のある機能を維持・誘導する。 上記の機能と連携し、集客・賑わいを高める観点から、一定規模の店舗や医療施設、金融機関、福祉機能が立地することが望ましい。 学校や保育園などの子育て支援施設、体育施設は、既存施設の更新や再編・統廃合の動向、拠点内の用地確保の可能性など地域の実情に応じて立地することが望ましい。
生活・活動拠点	少子・高齢化が進んでも、日常生活を支える施設などが集積する拠点	<ul style="list-style-type: none"> 将来の人口減少・少子高齢化を見据え、徒歩でも身近に利用しやすいようスーパーなどの商業施設、福祉機能（地域包括支援センター）を維持・誘導する。 上記の機能と連携して、医療、行政、一定規模の店舗、図書館などの機能が立地することが望ましい。 学校や保育園などの子育て支援施設、体育施設は、既存施設の更新や再編・統廃合の動向、拠点内の用地確保の可能性など地域の実情に応じて立地することが望ましい。

名称	位置づけ	都市機能の考え方
医療・生活拠点	医療や日常生活を支える施設などが集積する拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点周辺での人口増加を見据え、現状の医療・福祉機能を維持する。 ・上記の機能と連携して、医療や一定規模の店舗、金融、コミュニティセンターなどの機能が立地することが望ましい。 ・学校や保育園などの子育て支援施設、体育施設は、既存施設の更新や再編・統廃合の動向、拠点内の用地確保の可能性など地域の実情に応じて立地することが望ましい。
福祉・生活拠点	福祉や日常生活を支える施設などが集積する拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の人口減少・少子高齢化を見据え、現状の福祉機能を維持する。 ・上記の機能と連携して、医療施設、コミュニティセンターの機能が立地することが望ましい。 ・学校や保育園などの子育て支援施設、体育施設は、既存施設の更新や再編・統廃合の動向、拠点内の用地確保の可能性など地域の実情に応じて立地することが望ましい。

□ 誘導施設の設定

拠点周辺で利便性の高い地区の形成を図るため、前述の考え方に各拠点を除いた居住誘導区域における都市機能の考え方などを加え、誘導施設を次のとおり設定します。

区分	施設種別	居住誘導区域				
		都市機能誘導区域				(都市機能誘導区域外の区域)
		中心拠点	生活・活動拠点	医療・生活拠点	福祉・生活拠点	
商業	コンビニエンスストアなど	○	○	○		○
	3,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下の生鮮食料品を扱う小売店舗	◎	◎	○		△
	10,000 m ² を超える生鮮食料品を扱う小売店舗	◎				
	金融機関（銀行、郵便局）	○	○	○		△
医療	病院（2次救急医療機関を除く）・診療所（内科、小児科）	○	○	○	○	○
	病院（2次救急医療機関）	◎	○	△		△
	市立千歳市民病院			◎		
高齢者福祉	総合福祉センター	◎				
	地域包括支援センター	○	◎	◎	◎	△
子育て教育文化	幼児教育・保育施設	△	△	△	△	△
	小学校・中学校	△	△	△	△	△
	高等教育機関（大学・高校）	△	△	△	△	△
	図書館（分館含む）	○	○	○		△
	博物館（登録博物館・博物館相当施設）	○	○			△
	千歳市民文化センター	◎				
その他	体育施設（武道館・スポーツセンター・体育施設・温水プール）	△	△	△	△	△
	行政施設（市役所など）	◎	○			△
	コミュニティセンター	○	○	○	○	△

◎：誘導施設、○：立地が望ましい施設、△：地域の実情に応じて立地が望ましい施設

V . 届出制度

- | 01 | 届出制度の概要
- | 02 | 居住誘導区域に関する届出
- | 03 | 都市機能誘導区域に関する届出

V. 届出制度

| 01 | 届出制度の概要

都市再生特別措置法第 88 条、第 108 条、第 108 条の 2 の規定に基づき、居住誘導区域外または都市機能誘導区域外などで以下の行為を行う場合、原則として着手の 30 日前までに市へ届出が必要になります。

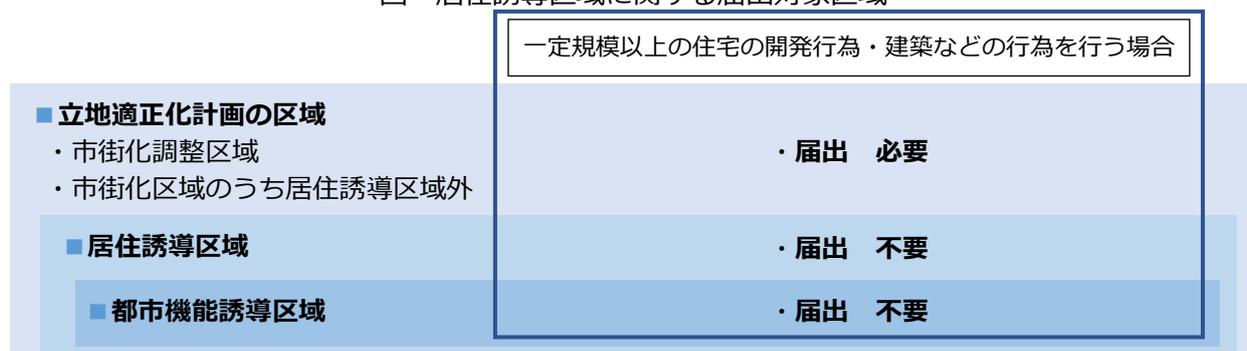
届出は、住宅開発や誘導施設の整備などを制限するものではありません。

| 02 | 居住誘導区域に関する届出

□ 対象区域

届出の対象区域は、立地適正化計画の区域（都市計画区域）のうち、居住誘導区域外の区域となります。

図 居住誘導区域に関する届出対象区域



□ 対象行為

届出の対象行為は、一定規模以上の住宅開発などであり、具体的には次のいずれかの行為です。

区分	届出対象行為	例	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・ 1 戸または 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 戸の開発行為 ▷ 届出必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 戸 800 m²の開発行為▷ 届出不要 
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 戸の建築行為 ▷ 届出必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 戸の建築行為 ▷ 届出不要 

| 03 | 都市機能誘導区域に関する届出

□ 対象区域

届出の対象区域は、原則、立地適正化計画の区域（都市計画区域）のうち、都市機能誘導区域外の区域となりますが、都市機能誘導区域内も対象になる場合があります。

図 都市機能誘導区域に関する届出対象区域

	誘導施設を有する建築目的の開発行為などをする場合	都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止する場合
■ 立地適正化計画の区域 ・市街化調整区域 ・市街化区域のうち居住誘導区域外	・届出 必要	—
■ 居住誘導区域	・届出 必要	—
■ 都市機能誘導区域	・当該区域の誘導施設は届出 不要 ・当該区域の誘導施設ではない誘導施設は届出 必要	・届出 必要

□ 対象行為

届出の対象行為は、誘導施設を有する建築目的の開発行為などをする場合、もしくは都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止する場合であり、具体的には次のいずれかの行為です。なお、都市機能誘導区域内でも、当該区域の誘導施設として定められていない誘導施設を開発・建築する場合は、届出が必要になります。

区分	行為の種類	例		
開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行うとする場合	立地適正化計画の区域  2次救急医療機関などの ○開発・建築▷届出 必要		
開発行為以外	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合	居住誘導区域  2次救急医療機関などの ○開発・建築▷届出 必要		
休廃止する場合	・都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止または廃止しようとする場合	<table border="0"> <tr> <td> 都市機能誘導区域 (中心拠点)  2次救急医療機関などの ○開発・建築▷届出不要 ○休止・廃止▷届出必要 </td> <td> 都市機能誘導区域 (生活・活動拠点)  2次救急医療機関などの ○開発・建築▷届出必要 </td> </tr> </table>	都市機能誘導区域 (中心拠点)  2次救急医療機関などの ○開発・建築▷届出 不要 ○休止・廃止▷届出 必要	都市機能誘導区域 (生活・活動拠点)  2次救急医療機関などの ○開発・建築▷届出 必要
都市機能誘導区域 (中心拠点)  2次救急医療機関などの ○開発・建築▷届出 不要 ○休止・廃止▷届出 必要	都市機能誘導区域 (生活・活動拠点)  2次救急医療機関などの ○開発・建築▷届出 必要			

□ 対象施設

届出の対象施設は、「IV.各誘導区域と誘導施設」で設定した誘導施設であり、具体的には次のとおりです。

区分	誘導施設	定義	誘導する 都市機能 誘導区域
商業	3,000㎡を超え 10,000㎡以下の生鮮 食料品を扱う小売店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・「大規模小売店舗立地法第2条」に規定される店舗面積：3,000㎡超 10,000㎡以下 ・生鮮食料品（野菜・果物類および食肉・魚介類）を取り扱う 	中心拠点 生活・活動拠点
	10,000㎡を超える 生鮮食料品を扱う小売 店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・「大規模小売店舗立地法第2条」に規定される店舗面積：10,000㎡超 ・生鮮食料品（野菜・果物類および食肉・魚介類）を取り扱う 	中心拠点
医療	病院 （2次救急医療機関）	<ul style="list-style-type: none"> ・「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）」に基づき北海道知事が認定した救急告示医療機関及び休日・夜間に入院を要する重症救急患者に対応する救急医療機関として病院群輪番制に参加する医療機関 	中心拠点
	市立千歳市民病院	<ul style="list-style-type: none"> ・「千歳市病院事業の設置等に関する条例」に定める、市立千歳市民病院 	医療・生活拠点
高齢者 福祉	総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「千歳市総合福祉センター条例」に定める、千歳市総合福祉センター 	中心拠点
	地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険法第115条の46第1項」に規定する、地域包括支援センター 	生活・活動拠点 医療・生活拠点 福祉・生活拠点
子育て 教育 文化	千歳市民文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「千歳市民文化センター条例」に定める、千歳市民文化センター 	中心拠点
その他	行政施設 （市役所など）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機能を有する施設 	中心拠点

VI. 誘導施策

| 01 | 誘導施策の整理

□ 考え方

施策・誘導方針に基づき、居住や都市機能などの誘導を図る誘導施策を整理します。
 施策内容は、財政上、金融上、税制上の支援施策なども含め、国等が直接行う施策及び国の支援を受けて市町村が行う施策、並びに市町村が独自に講じる施策に大別し、それぞれ連携を図りながら効果的に進めていくものとしします。

国等が直接行う施策及び国の支援を受けて市町村が行う施策などについては、限られた財源の有効活用の観点から、都市全体を見渡し、有効性が高いと考えられるものを検討します。

□ 居住に関する誘導施策

居住に関する誘導施策を次のとおり実施または検討します。

施策・誘導方針	誘導施策	
	法律、国等の支援により実施または検討	市が独自に実施または検討
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな住宅地の形成や既存ストックの活用により居住の場の確保を図ります。 ・拠点へ都市機能の維持・集積を促し、拠点周辺で利便性の高い地区を形成することで、将来、人口減少しても一定程度の人口密度の維持に努めます。 ・泉沢地区は、住み替えを促進するとともに、子育てしやすい住環境の維持を図り、居住密度の維持に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域外の一定規模以上の住宅の建築・開発に係る届出 ・地域居住機能再生推進事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・立地誘導促進施設協定制度など、居住を誘導する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな住宅地の形成 ・地区計画などによる良好な住環境の維持・形成 ・用途地域や地区計画などの変更 ・住まいに関する情報提供、空き家バンクなど、様々な住宅施策の推進 ・泉沢地区は、子育てしやすいゆとりある住環境の維持保全

□ 都市機能に関する誘導施策

都市機能に関する誘導施策を次のとおり実施または検討します。

施策・誘導方針	誘導施策	
	法律、国等の支援により 実施または検討	市が独自に実施または検討
<ul style="list-style-type: none"> ・集積している都市機能や既存ストックを生かしつつ、だれもが便利に暮らせる機能の維持・集積、特に中心拠点では、集客性のある都市機能の集積を促します。 ・市内各地に拠点を配置することで、周辺住民の生活利便サービスの利用を促し、将来にわたり都市機能の維持に努めます。 ・中心拠点として、行政、商業、文化、福祉などの施設の集積を促します。 ・拠点の周辺に徒歩や公共交通で生活利便サービスを利用できる利便性の高い地区の形成を促します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域外の誘導施設の整備に係る届出 ・都市機能誘導区域内の誘導施設の休廃止に係る届出 ・都市構造再編集集中支援事業 ・市街地再開発事業 ・優良建築物等整備事業 ・まち再生出資（民都機構による支援） ・まちなかウォークアブル推進事業 ・低未利用土地権利設定等促進計画制度 ・特定誘導地区 など、都市機能を誘導する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画などによる良好な環境の維持・形成 ・用途地域や地区計画などの変更 ・商店街における空き店舗の増加防止等に係る取組の支援 ・中心市街地をマネジメントするためのエリアプラットフォームの構築 ・ＪＲ千歳駅やグリーンベルト、千歳川周辺で居心地がよく歩きたくなるような歩行・滞留空間の形成 ・公共未利用地の活用促進 ・大和地区のコミュニティセンターの整備 ・ＪＲ千歳駅や市立千歳市民病院の交通結節点としての機能向上

□ その他の施策

その他の施策として次のとおり実施または検討します。

施策・誘導方針	誘導施策	
	法律、国等の支援により 実施または検討	市が独自に実施または検討
<p><活動・交流促進地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住を促進するため、働く場の確保に努めます。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画などによる良好な環境の維持・形成 ・用途地域や地区計画などの変更 ・製造業をはじめ多様な企業の立地を促進する企業誘致の推進 ・企業などが取り組むリモートワーク等の多様な働き方を支援し、サテライトオフィス等の設置を促進
<p><公共交通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定程度の人口密度を維持することで、公共交通の利用を促し、将来にわたり公共交通の確保に努めるとともに、駅などの交通結節機能の強化を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な交通確保に向けた都市幹線街路の整備 ・市内各地点のバス路線網を確保した快適で利用しやすい公共交通の充実 ・J R千歳駅や市立千歳市民病院の交通結節点としての機能向上
<p><財政></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設は、拠点への集約や統廃合も含めた今後の施設のあり方、修繕を検討し、道路や下水道などの都市施設は、既存ストックの有効活用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市構造再編集集中支援事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 ・都市再生整備計画事業 ・まちなかウォークアブル推進事業 ・国際競争拠点都市整備事業など 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画の考案に基づいた計画的な改修や修繕、統廃合の検討 ・定期的な点検と診断結果に基づく道路施設の計画的な整備と適切な維持管理 ・水道や下水道施設の適切な維持管理や老朽化した管等の施設更新
<p><災害></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の発生が懸念される個所は、市民や事業者の災害に対する意識啓発を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域を居住誘導区域外に設定

VII. 防災指針と取組

| 01 | 防災指針

| 02 | 防災指針に基づく取組

VII. 防災指針と取組

| 01 | 防災指針

□ 考え方

防災指針は、都市計画運用指針において「居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針」とされ、災害リスクを踏まえた課題の抽出を行い、指針を定めるよう示されています。

まちづくり方針や都市計画運用指針を踏まえ、防災・減災対策の計画的な取り組みにより、居住誘導区域内にある災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、防災指針を定めます。

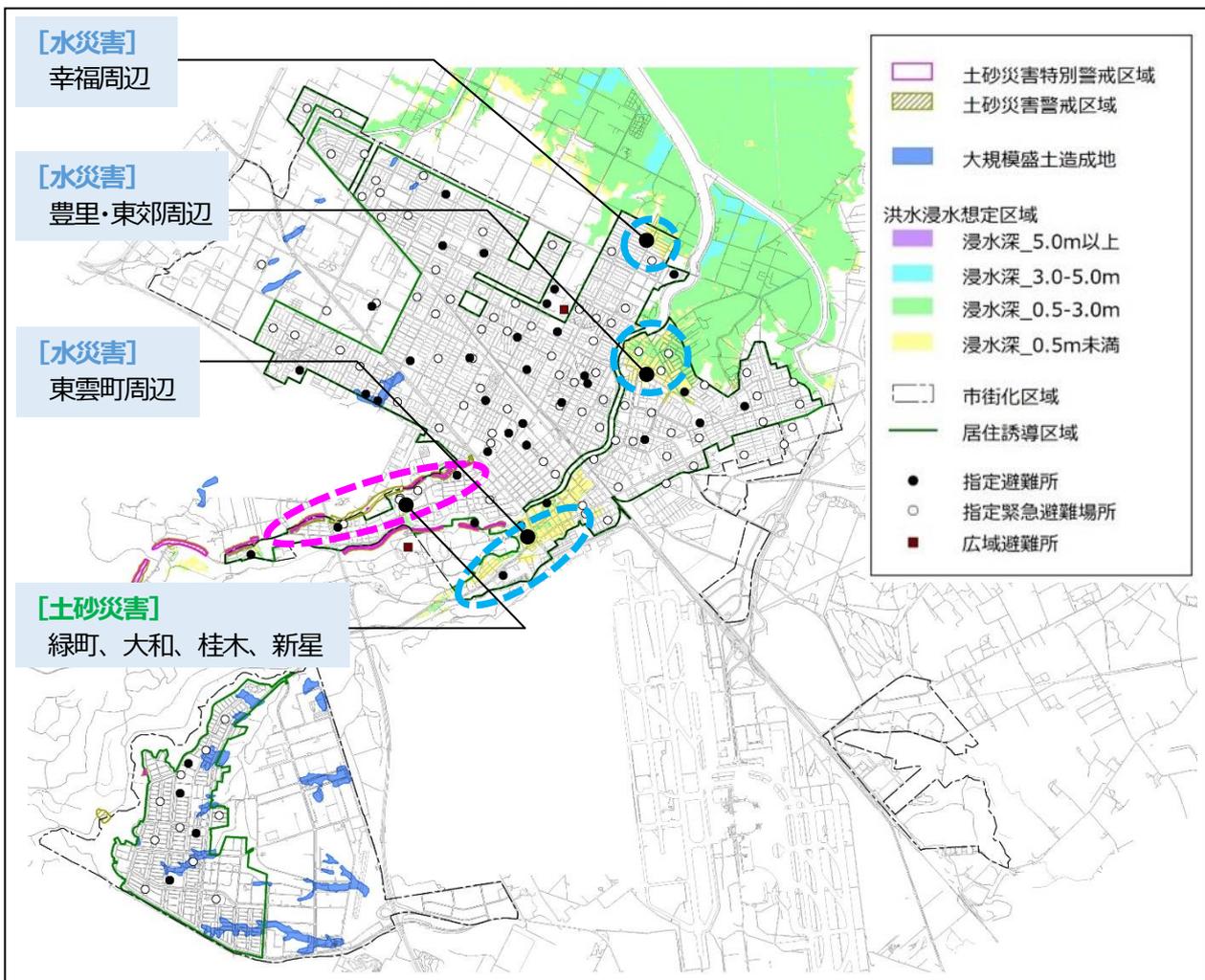
□ 災害リスクの分析

近年、頻発・激甚化の傾向がある水災害などの様々な災害について、影響の範囲や程度を即地的に定められない地震災害や雪害などを除き、居住誘導区域内における災害リスクの分析の考え方を整理します。

項目	対象	災害リスクの分析の考え方
水災害	・ 洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	・ 洪水浸水想定区域の一部を居住誘導区域に含めているため、災害リスクの分析を行います。
土砂災害	・ 土砂災害特別警戒区域 ・ 土砂災害警戒区域	・ 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の一部が居住誘導区域に接しており、災害が発生した場合、居住誘導区域内への影響があると考えられるため、災害リスクの分析を行います。
大規模盛土造成地の滑動崩落	・ 大規模盛土造成地	・ 大規模盛土造成地の一部を居住誘導区域に含めていますが、すべての大規模盛土造成地は、第二次スクリーニング計画により、ボーリング調査による地盤調査及び安定計算の実施は不要とする結果であるため、災害リスクの分析を行いません。なお、最終的な安全性の確認は、国などの考え方を踏まえ行う予定です。

前述の考え方を踏まえ、災害リスクの分析を行う具体的な地区を次のとおりとします。

図 災害リスクの分析・課題の抽出対象地区

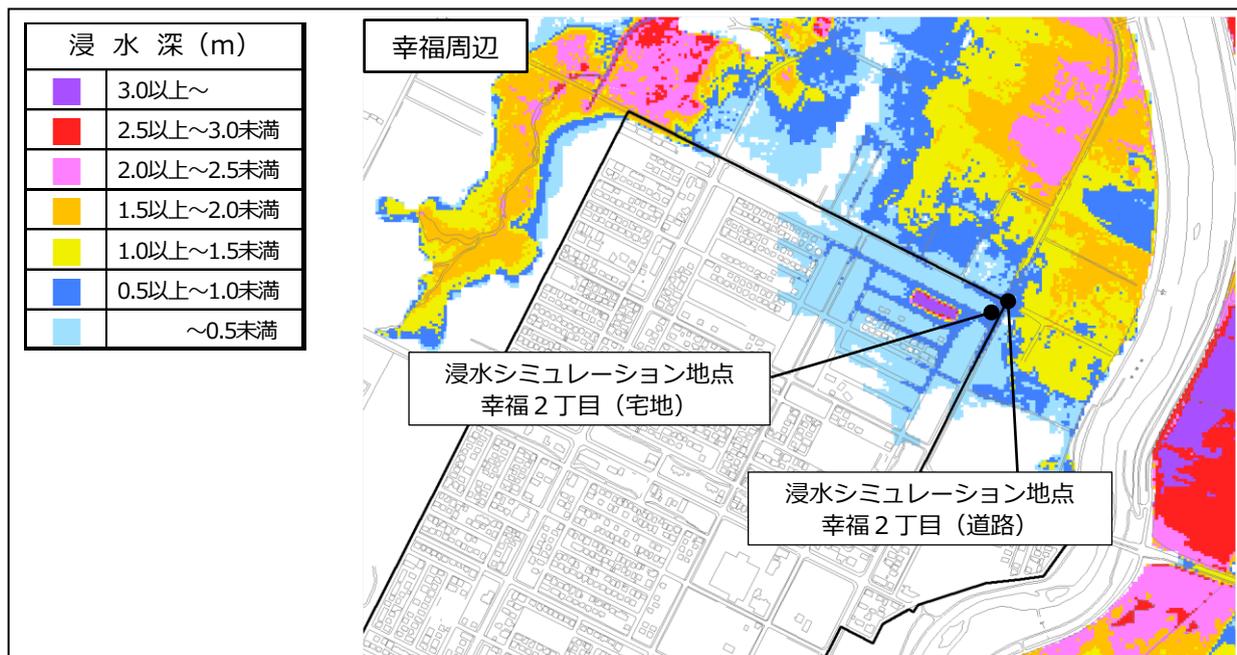


資料：北海道土砂災害警戒情報システム
 千歳市洪水・土砂災害ハザードマップ
 千歳市ホームページ

■ 幸福周辺

● 洪水浸水想定区域

浸水深は、宅地部分でおおむね0.5m未満、道路部分で0.5m以上1.0m未満となっており、雨水調整池では、3.0m以上となっています。



● 地点別浸水シミュレーション

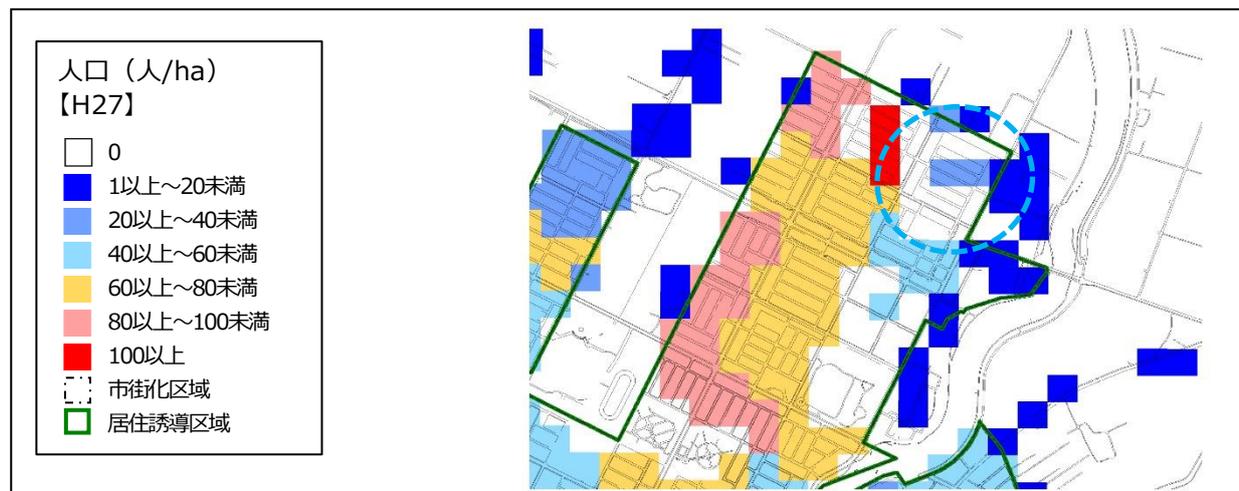
居住誘導区域内の宅地及び道路で破堤後最初に浸水する地点において、浸水し始める時間や一般的に車が走行困難になる浸水深 0.3m以上になる時間などについて行った浸水シミュレーションは、次のとおりです。

シミュレーション地点	浸水し始める時間	0.3m以上になる時間	最大浸水深になる時間	0.3m未満になる時間	最大浸水深
幸福2丁目 (宅地)	2時間後	3時間後	6時間後	24時間後	0.44m
幸福2丁目 (道路)	2時間後	2.5時間後	7時間後	30時間後	0.53m

資料：地点別浸水シミュレーション検索システム

●人口密度（100メートルメッシュ）

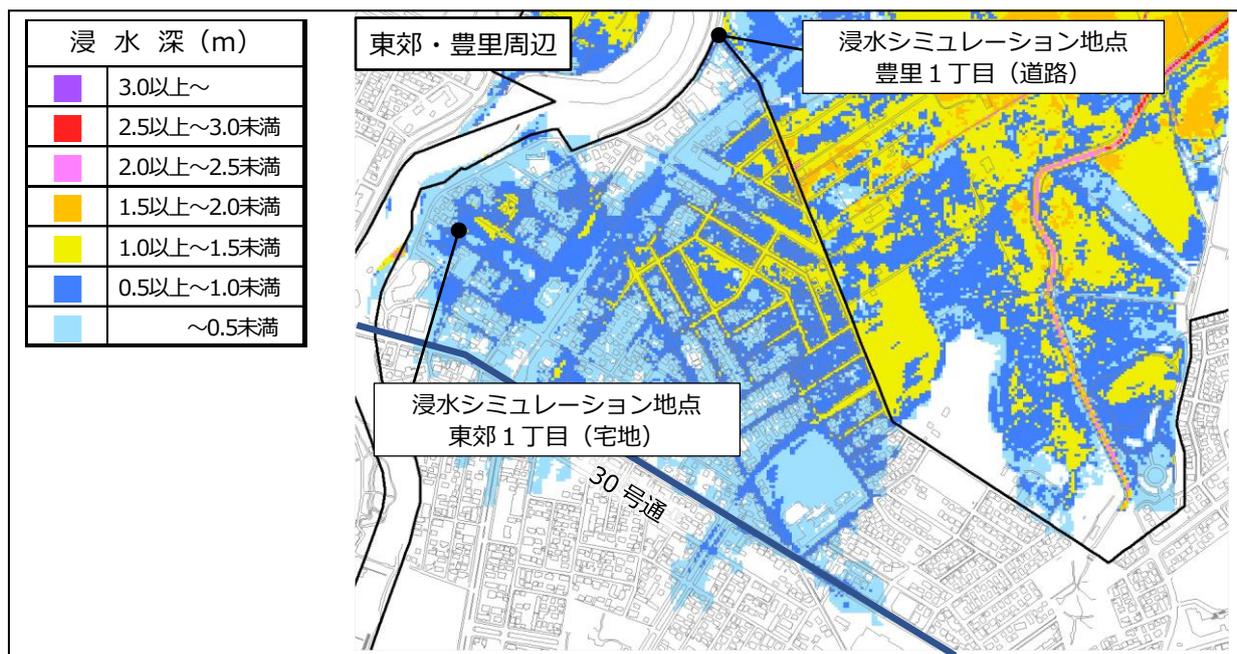
平成27年（2015年）の国勢調査を基にした人口密度は、20人/ha以上40人/ha未満、または居住者なし（0人/ha）となっていますが、令和3年9月1日現在の住民基本台帳では、幸福2丁目は401人、幸福3丁目は650人となっており、人口が増加しています。



■ 東郊・豊里周辺

● 洪水浸水想定区域

浸水深は、宅地部分で 0.5m未満や 0.5m以上 1.0m未満、道路部分で 30 号通沿道については 0.5m未満、北に移るにつれて 0.5m以上 1.0m未満が多くなります。また、道路や公園などの一部で 1.0m以上 1.5m未満となっています。



● 地点別浸水シミュレーション

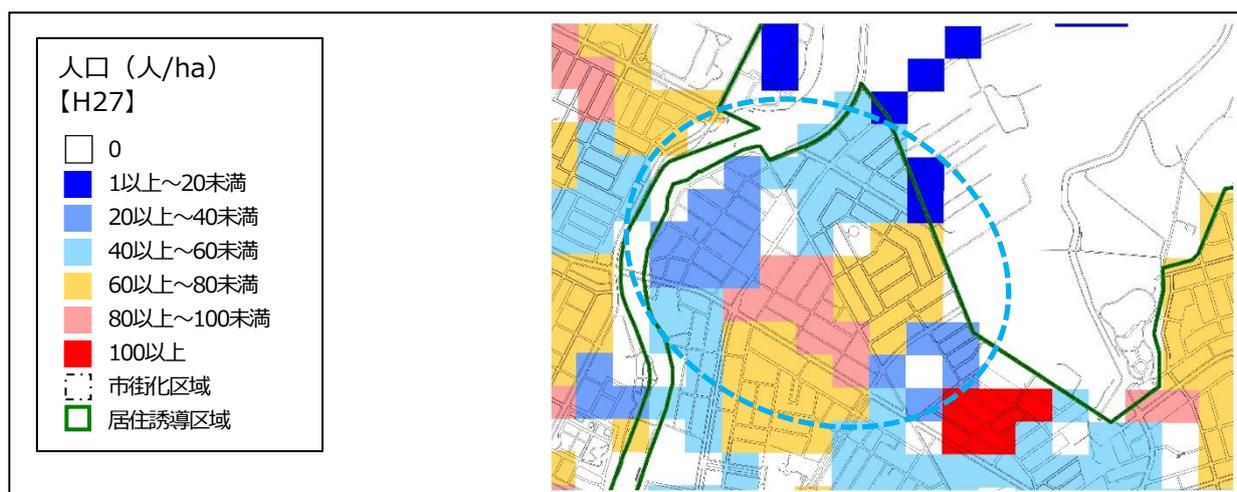
居住誘導区域内の宅地及び道路で破堤後最初に浸水する地点において、浸水し始める時間や一般的に車が走行困難になる浸水深 0.3m以上になる時間などについて行った浸水シミュレーションは、次のとおりです。

シミュレーション地点	浸水し始める時間	0.3m以上になる時間	最大浸水深になる時間	0.3m未満になる時間	最大浸水深
東郊 1 丁目 (宅地)	3 時間後	4 時間後	15 時間後	36 時間後	0.72m
豊里 1 丁目 (道路)	2 時間後	3 時間後	15 時間後	30 時間後	0.66m

資料：地点別浸水シミュレーション検索システム

●人口密度（100メートルメッシュ）

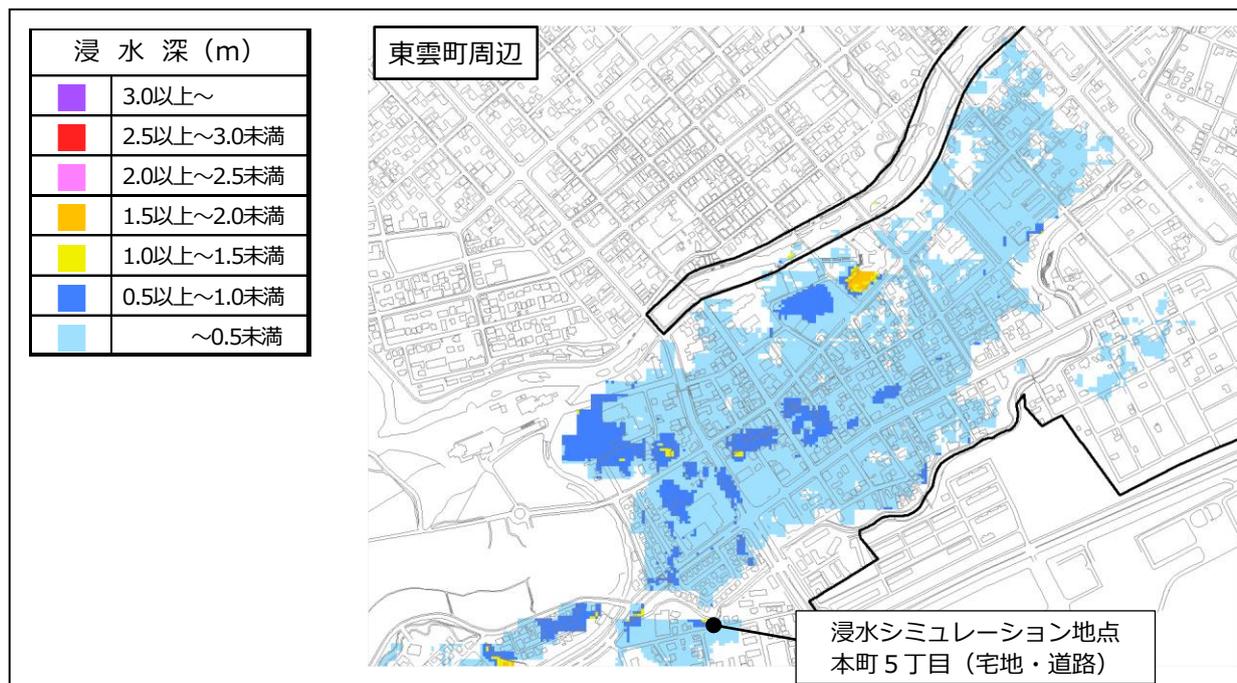
平成 27 年（2015 年）の国勢調査を基にした人口密度は、おおむね 40 人/ha 以上となっており、60 人/ha 以上 80 人/ha 未満や 80 人/ha 以上 100 人/ha 未満になる人口密度が高い地区もあります。



■ 東雲町周辺

● 洪水浸水想定区域

浸水深は、おおむね 0.5m未満となっており、市役所、千歳小学校などで 0.5m以上 1.0m未満や 1.0m以上 1.5m未満となっています。



● 地点別浸水シミュレーション

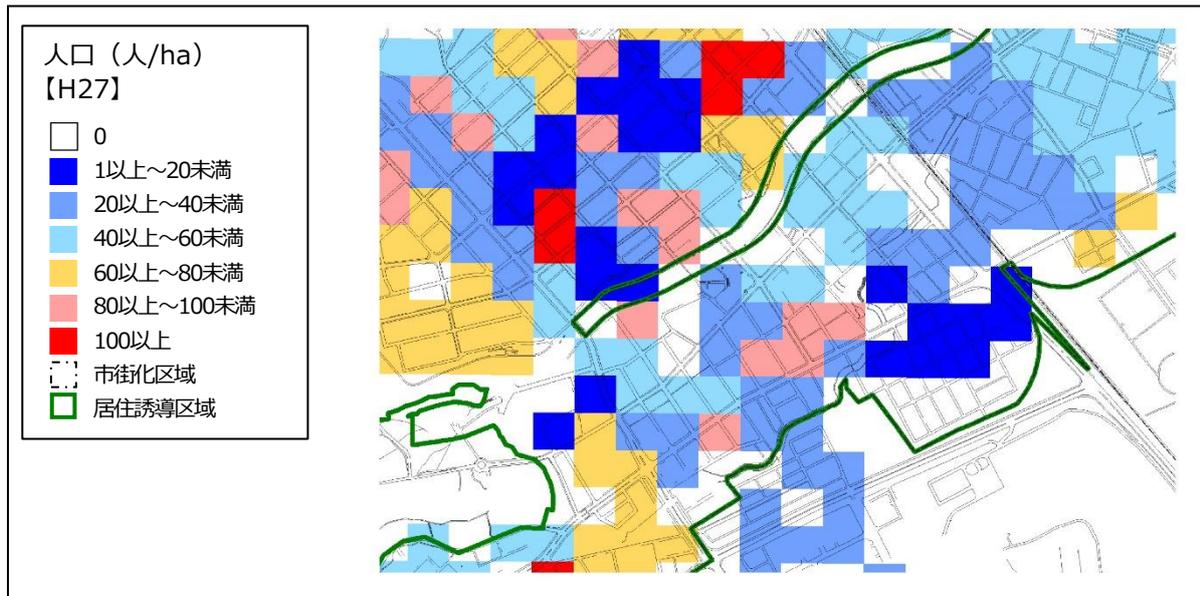
居住誘導区域内の宅地及び道路で破堤後最初に浸水する地点において、浸水し始める時間や一般的に車が走行困難になる浸水深 0.3m以上になる時間などについて行った浸水シミュレーションは、次のとおりです。

シミュレーション地点	浸水し始める時間	0.3m以上になる時間	最大浸水深になる時間	0.3m未満になる時間	最大浸水深
本町5丁目 (宅地、道路とも同じ)	0.7 時間後	4 時間後	15 時間後	696 時間以上継続	1.32m

資料：地点別浸水シミュレーション検索システム

●人口密度（100メートルメッシュ）

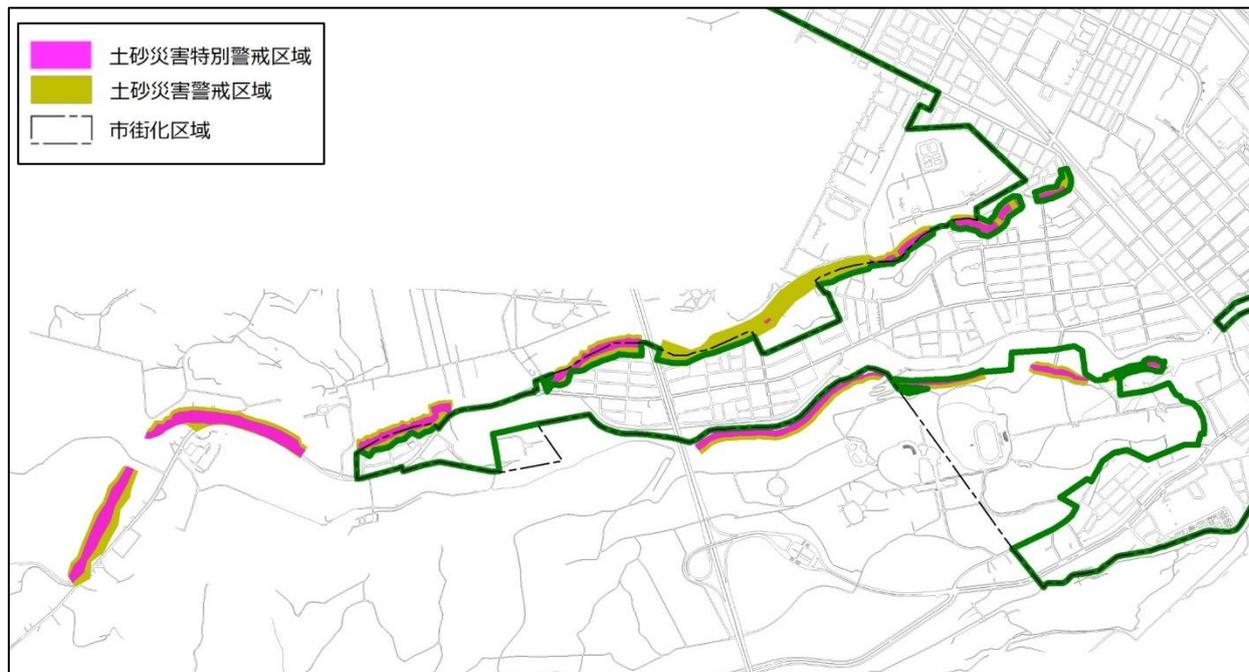
平成 27 年（2015 年）の国勢調査を基にした人口密度は、人口密度の低い地区や高い地区が混在しています。



■ 緑町、大和、桂木、新星

● 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域

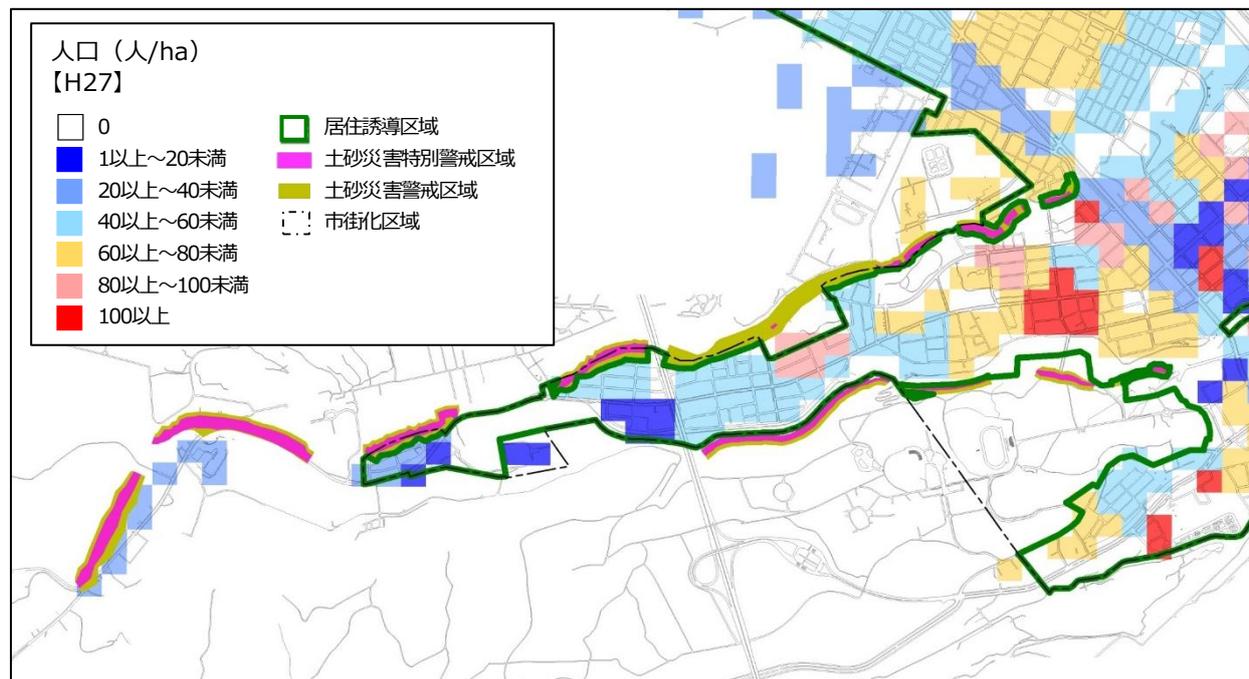
土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の一部は、市街化区域内に指定されており、居住誘導区域から除外しています。



資料：北海道土砂災害警戒情報システム

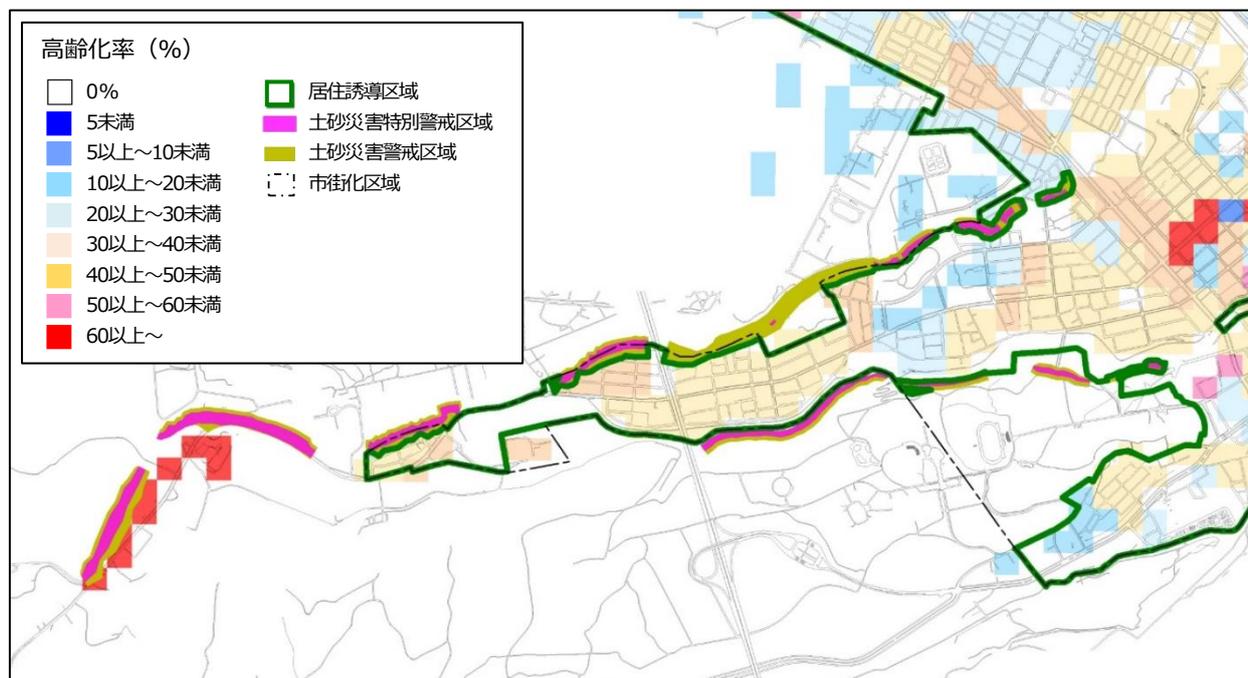
● 人口密度（100メートルメッシュ）

土砂災害警戒区域に隣接した居住誘導区域内における平成 27 年（2015 年）の国勢調査を基にした人口密度は、おおむね 40 人/ha 以上となっています。



●高齢化率（100メートルメッシュ）

土砂災害警戒区域に隣接した居住誘導区域内における高齢化率は、令和22年（2040年）に30%以上40%未満や40%以上50%未満が大半を占める推計となっています。



□ 防災・減災まちづくりに向けた課題

災害リスクの分析を踏まえ、防災・減災まちづくりに向けた課題の整理を行います。

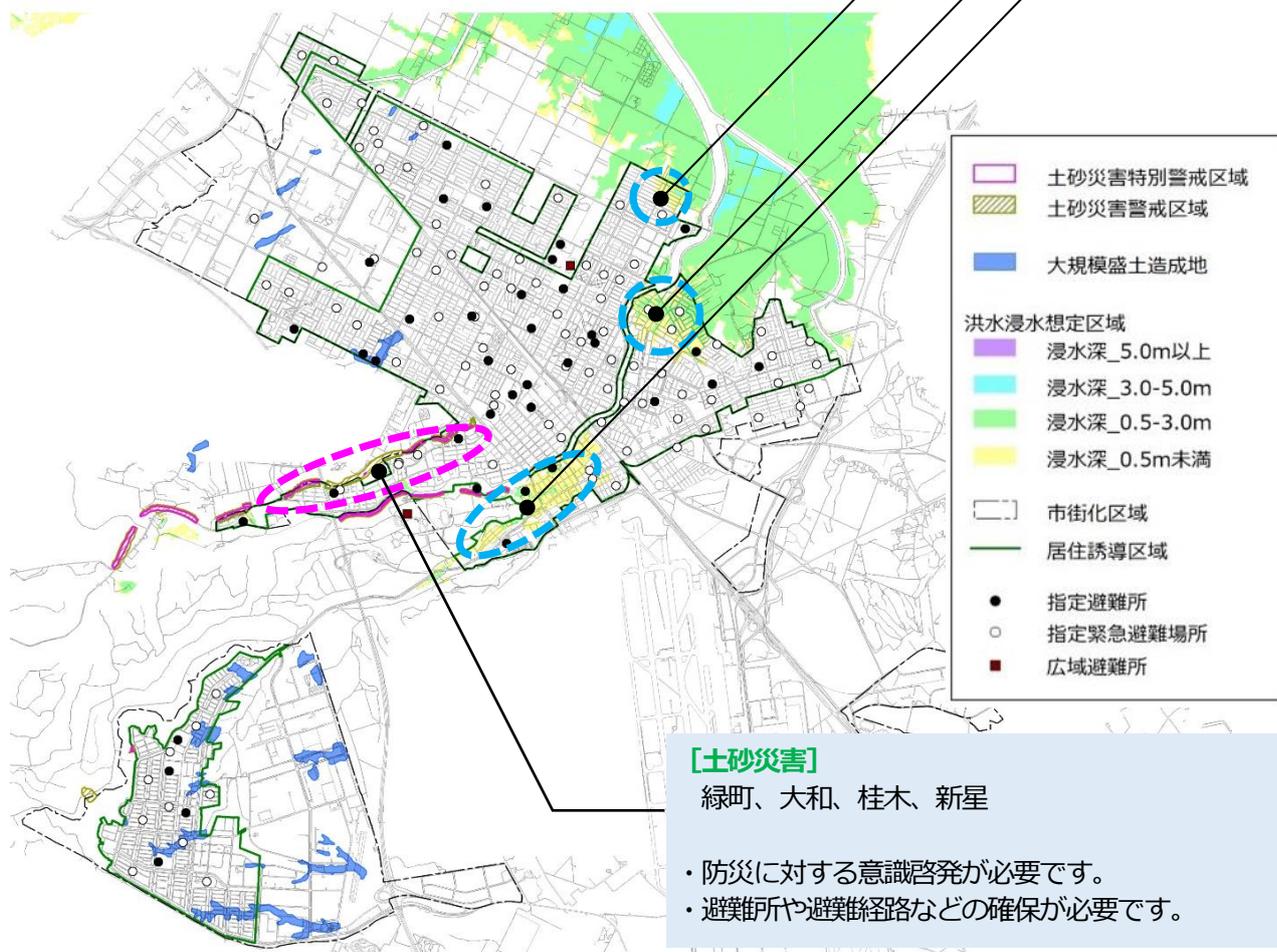
項目	課題
水災害	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域内における宅地部分の浸水深は、おおむね1.0m未満となっており、住宅ではひざ下程度まで浸水する床上浸水などの被害が想定されます。 ・居住誘導区域内における洪水浸水想定区域は、浸水継続時間がおおむね1日～2日となっており、ママチ川流域の一部では、1か月程度になることが想定されます。 <p>▷ 【水災害の被害を減らすため、引き続き治水対策が必要です。】</p> <p>▷ 【水災害に備え、防災に対する意識啓発が必要です。】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域内における洪水浸水想定区域は、一定程度の人口密度があり、災害が発生した場合、多くの市民が避難所に避難することが想定されます。 ・居住誘導区域内における道路部分で浸水深が0.3m以上になる区間があり、車などの通行が困難になると想定されます。 <p>▷ 【水災害に備え、避難所や避難経路などの確保が必要です。】</p>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域などで災害の発生が想定されることや土砂災害警戒区域に接した居住誘導区域内での避難も必要になると考えられ、高齢化の進展による避難時間の増加が想定されます。 <p>▷ 【土砂災害に備え、防災に対する意識啓発が必要です。】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域などで災害の発生が想定され、居住誘導区域外からも居住誘導区域内の避難所に避難することが想定されます。 <p>▷ 【土砂災害に備え、避難所や避難経路などの確保が必要です。】</p>

図 防災・減災まちづくりに向けた課題図

[水災害]

幸福周辺、豊里・東郊周辺、東雲町周辺

- ・災害の被害を減らすため、引き続き治水対策が必要です。
- ・防災に対する意識啓発が必要です。
- ・避難所や避難経路などの確保が必要です。



[土砂災害]

緑町、大和、桂木、新星

- ・防災に対する意識啓発が必要です。
- ・避難所や避難経路などの確保が必要です。

資料：北海道土砂災害警戒情報システム
 千歳市洪水・土砂災害ハザードマップ
 千歳市ホームページ

□ 防災まちづくりの将来像の設定

防災・減災対策の計画的な取り組みにより、災害リスクをできる限り回避あるいは低減を目指し、防災まちづくりの将来像を設定します。

防災まちづくりの将来像

■ 災害に備えた安心・安全で自然と共存する都市づくり

千歳市第3期都市計画マスタープランでは、市民の生命や財産を守るため、災害等に備えた安心・安全で自然との共存を目指す都市づくりの目標【安全】を掲げていることから、防災まちづくりの将来像を同一のものにします。

□ 取組方針

防災まちづくりの将来像を踏まえ、防災・減災まちづくりに向けた課題に対する取組方針を次のとおりとします。

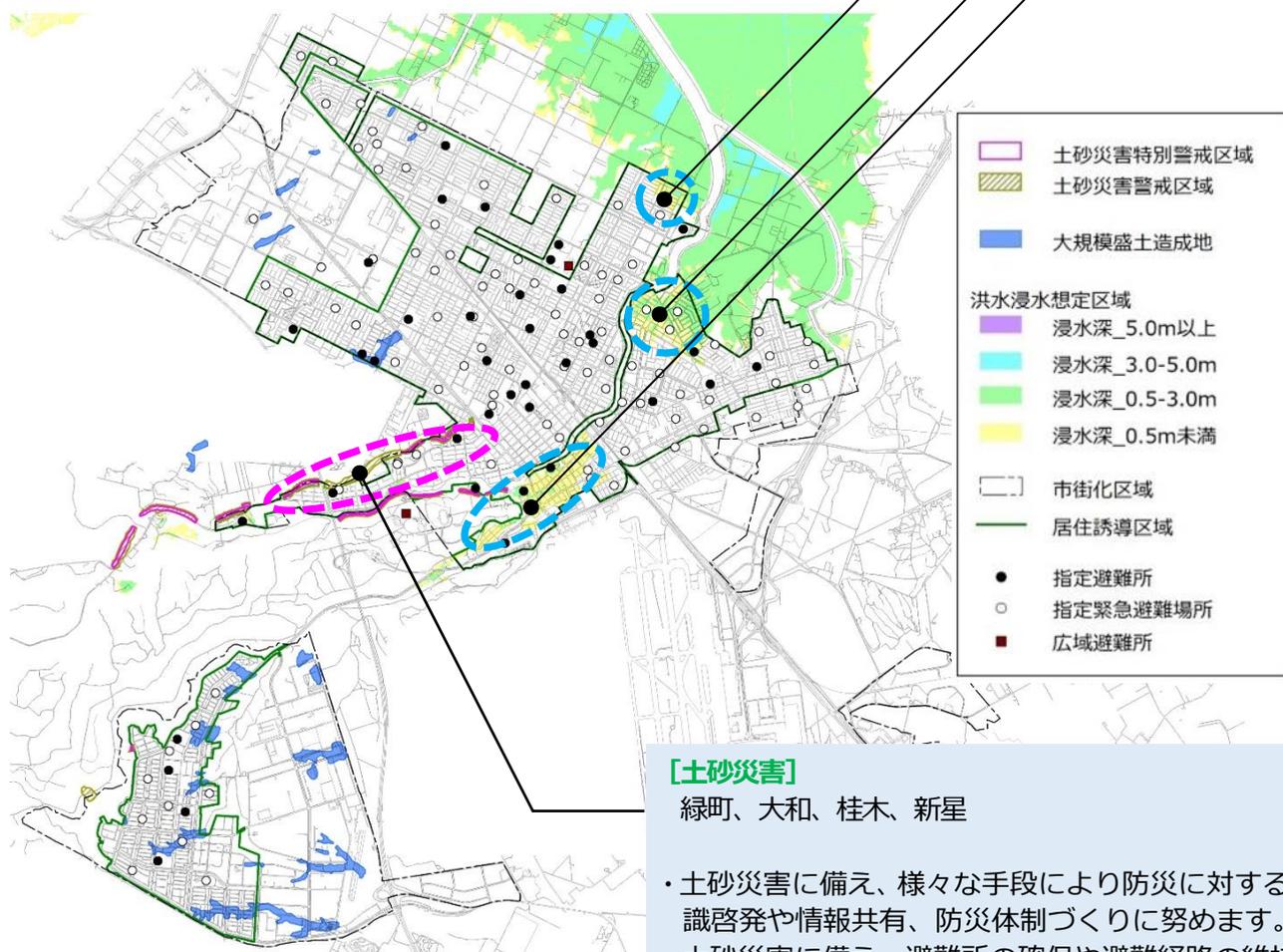
防災・減災まちづくりに向けた課題	取組方針
[水災害の被害を減らすため、引き続き治水対策が必要です。]	・総合的な治水対策を促進します。
[水災害に備え、防災に対する意識啓発などが必要です。]	・水災害に備え、様々な手段により防災に対する意識啓発や情報共有、防災体制づくりに努めます。
[水災害に備え、避難所や避難経路などの確保が必要です。]	・水災害に備え、避難所の確保や避難経路の維持・保全を図ります。
[土砂災害に備え、防災に対する意識啓発などが必要です。]	・土砂災害に備え、様々な手段により防災に対する意識啓発や情報共有、防災体制づくりに努めます。
[土砂災害に備え、避難所や避難経路などの確保が必要です。]	・土砂災害に備え、避難所の確保や避難経路の維持・保全を図ります。

図 取組方針図

[水災害]

幸福周辺、豊里・東郊周辺、東雲町周辺

- ・総合的な治水対策を促進します。
- ・水災害に備え、様々な手段により防災に対する意識啓発や情報共有、防災体制づくりに努めます。
- ・水災害に備え、避難所の確保や避難経路の維持・保全を図ります。



[土砂災害]

緑町、大和、桂木、新星

- ・土砂災害に備え、様々な手段により防災に対する意識啓発や情報共有、防災体制づくりに努めます。
- ・土砂災害に備え、避難所の確保や避難経路の維持・保全を図ります。

資料：北海道土砂災害警戒情報システム
 千歳市洪水・土砂災害ハザードマップ
 千歳市ホームページ

| 02 | 防災指針に基づく取組

防災指針に基づく取組は、都市計画運用指針において「基本的に居住誘導区域内を対象として、災害リスク分析の結果を踏まえて定めること」とされ、短期（5年）、中期（10年）、長期（20年）といった段階でスケジュールを設定するよう示されています。

都市計画運用方針を踏まえ、取組方針に基づき具体的な取組及びスケジュールを整理します。

取組方針	リスク分類	具体的な取組	スケジュール		
			短期	中期	長期
・総合的な治水対策を促進します。	低減	・千歳川流域における堤防整備の促進や普通河川などの適切な維持管理	→		
	低減	・雨水調整池による流出抑制対策や排水機場、排水路整備など内水対策の推進	→		
	低減	・河川の浚渫など適切な維持管理	→		
・水災害に備え、様々な手段により防災に対する意識啓発や情報共有、防災体制づくりに努めます。	低減	・自主防災組織の充実及び防災意識の啓発など市民防災の促進	→	→	
	低減	・防災行政無線などの情報提供手段の充実や防災情報共有システムを効果的に運用するための訓練等の実施	→	→	
	低減	・避難行動要支援者に対する安否確認と迅速な避難を支援する体制づくりの推進	→	→	
	低減	・洪水・土砂災害ハザードマップの更新や防災訓練の実施	→	→	
・水災害に備え、避難所の確保や避難経路の維持・保全を図ります。	低減	・指定避難所となる学校施設や公共施設の適正な維持管理	→		
	低減	・各避難所の非常時用物資を確保するための計画的な備蓄や適正配置の推進	→	→	
	低減	・緊急輸送道路の計画的な整備などの促進	→		
	低減	・道路施設の定期的な点検や整備などの推進	→		

取組方針	リスク分類	具体的な取組	スケジュール		
			短期	中期	長期
・土砂災害に備え、様々な手段により防災に対する意識啓発や情報共有、防災体制づくりに努めます。	低減	・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を居住誘導区域外とし、防災に対する意識啓発の推進	→		
	低減	・自主防災組織の充実及び防災意識の啓発など市民防災の促進	→	→	
	低減	・防災行政無線などの情報提供手段の充実や防災情報共有システムを効果的に運用するための訓練等の実施	→	→	
	低減	・避難行動要支援者に対する安否確認と迅速な避難を支援する体制づくりの推進	→	→	
	低減	・洪水・土砂災害ハザードマップの更新や防災訓練の実施	→	→	
	低減	・要配慮者利用施設の管理者等との連携を図った避難確保計画の策定や避難訓練実施の支援	→	→	
	回避	・立地適正化計画の届出や勧告による立地誘導	→		
・土砂災害に備え、避難所の確保や避難経路の維持・保全を図ります。	低減	・指定避難所となる学校施設や公共施設の適正な維持管理	→		
	低減	・各避難所の非常時用物資を確保するための計画的な備蓄や適正配置の推進	→	→	
	低減	・緊急輸送道路の計画的な整備などの促進	→		
	低減	・道路施設の定期的な点検や整備などの推進	→		

VIII. 目標値と計画の評価

| 01 | 目標値の設定

| 02 | 計画の評価

VIII. 目標値と計画の評価

| 01 | 目標値の設定

□ 考え方

計画に基づき実施する施策の有効性を評価するため、指標及びその目標値を設定します。

□ 定量的な目標値の設定

『多核連携型』都市構造の構築に必要な「居住の誘導」、「都市機能の誘導」、「公共交通」や防災まちづくりに必要な「治水対策」、「防災体制づくり」の進捗を計るため、千歳市第7総合計画や千歳市強靱化計画と整合を図りながら次のとおり設定します。

項目	区分	指標	現況値・基準値	中間目標値・目標値	備考
『多核連携型』都市構造の構築	居住の誘導	居住誘導区域の人口密度(グロス)	H27年(2015年) 49.5人/ha	R12年(2030年) 49.5人/ha R22年(2040年) 49.5人/ha	・居住誘導区域面積に対する国勢調査人口の割合 ※人口は、居住誘導区域にすべて、または一部含まれる字・丁目人口の合計
		泉沢地域の居住誘導区域の人口	H27年(2015年) 9,347人	R12年(2030年) 9,200人 R22年(2040年) 8,800人	・泉沢地区の居住誘導区域内の国勢調査人口 ※人口は、居住誘導区域にすべて、または一部含まれる字・丁目人口の合計 ・人口減少率を半減
	都市機能の誘導	都市機能誘導区域に誘導施設が立地している割合	R3年度(2021年度) 68%	R12年(2030年) 68%以上 R22年(2040年) 68%以上	・都市機能誘導区域(8区域)ごとの誘導種別における誘導施設の立地割合
		中心市街地の歩行者通行量	R元年度(2019年度) 20,968人	R12年度(2030年度) 21,605人	・千歳市第7期総合計画と連動 ・年1日(日曜日)の歩行者通行量
	公共交通	路線バス利用者数	R元年度(2019年度) 5,911人	R12年度(2030年度) 6,200人	・千歳市第7期総合計画と連動 ・夏季、冬季の乗降調査による人数

項目	区分	指標	現況値・基準値	中間目標値・目標値	備考
防災指針	治水対策	普通河川の 浚渫延長	R 元年度(2019 年度) 1,060m	R7 年度(2025 年度) 4,060m R12 年度(2030 年度) 6,560m	・千歳市第 7 期総合計画、 千歳市強靱化計画と連動 ・浚渫延長の累計
	防災体制づくり	個別計画参 加町内会数	R 元年度(2019 年度) 93 町内会	R7 年度(2025 年度) 98 町内会 R12 年度(2030 年度) 102 町内会	・千歳市第 7 期総合計画、 千歳市強靱化計画と連動 ・災害時避難行動要支援者 個別計画に参加している 町内会数
		自主防災組 織活動カバ ー率	R 元年度(2019 年度) 78.17%	R7 年度(2025 年度) 81% R12 年度(2030 年度) 83.5%	・千歳市第 7 期総合計画、 千歳市強靱化計画と連動 ・全世帯数のうち、自主防 災組織の活動範囲に含ま れている地域の世帯数の 割合

| 02 | 計画の評価

計画の評価については、都市計画運用指針において「おおむね五年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討すべきである。」とされ、その結果などを踏まえ「施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うべきである。」と示されています。

都市計画運用指針に基づき、おおむね五年ごとに目標値の評価検証を行うよう努め、計画を見直す必要がある場合には、適宜、本計画の見直しを行います。

